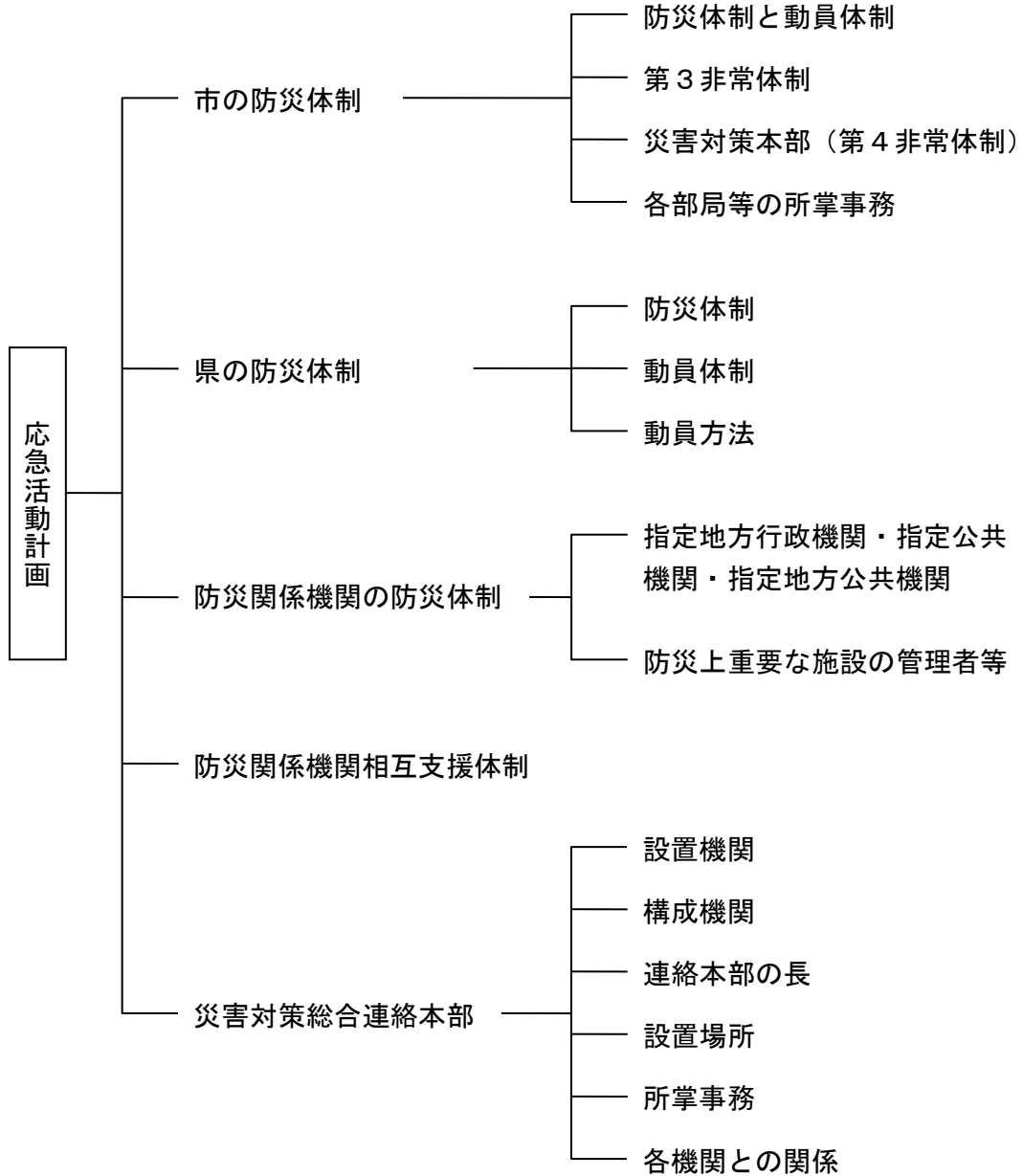


第 3 部

災害応急対策計画

第3部 災害応急対策計画

第1章 応急活動計画



第1節 市の防災体制

基本的な考え方

市の地域に災害が発生し、又は発生のおそれがある場合は、国、地方公共団体防災関係機関及び住民は一致協力して、災害応急対策に従事する者の安全の確保を図るよう十分配慮しつつ、災害の拡大防止と被災者の救援救護に努め、被害の発生を最小限に止める必要がある。

第1項 防災体制と動員体制

1 防災体制

(1) 火災・事故災害時の防災体制

防災体制	設置基準	体制の概要
第1警戒体制 (非常)	県、警察、消防局から連絡があった場合	防災危機管理課による情報収集活動または、防災危機管理課の指示により、防災関係課職員の自宅待機等
第2警戒体制 (非常)	防災危機管理課からの指示又は、消防局から連絡があった場合	防災関係課による災害予防対策を実施する体制、または災害応急対策を実施する体制
第3非常体制	相当規模の災害が発生したとき、または発生するおそれのあるとき	防災関係課を中心とし、災害予防・応急対策を実施する体制
第4非常体制 (災対本部体制)	大規模な災害が発生したとき、または発生するおそれのあるとき	全庁体制による災害応急・復旧対策を実施する体制

※ すべての体制について、市長（防災危機管理課）は上記の基準に関わらず、体制の設置、廃止を命ずることができる。

※ 配備課については、第2部第6章災害応急体制の整備を参照

(2) 災害別設置基準

<火災>

防災体制	設置基準
第1警戒体制	火災が発生し、避難させるおそれのある場合
第2警戒体制	火災が発生し、避難させる必要がある場合
第3非常体制	火災が発生し、死傷者が多数（10人以上）発生するおそれのある場合
第4非常体制 (災対本部体制)	大規模な火災が発生し、応援要請が必要であると見込まれる場合

<海上交通災害>

防災体制	設置基準
第1警戒体制	船舶事故が発生し、沿岸へ流出油やその他の物が漂着する可能性がある場合
第2警戒体制	船舶事故が発生し、沿岸へ流出油やその他の物の漂着が見込まれる場合
第3非常体制	船舶事故が発生し、沿岸へ流出油やその他の物が漂着した場合
第4非常体制 (災対本部体制)	船舶事故が発生し、沿岸へ大量の流出油やその他の物が漂着した場合

< 航空災害 >

防災体制	設置基準
第1 警戒体制 (非常)	市域内で航空機が遭難又はアクシデント等により墜落するおそれのある場合。 または、市域外で山口宇部空港就航機が遭難又は墜落等した場合
第2 非常体制	航空機事故が発生し、火災等により避難させる必要がある場合
第3 非常体制	航空機事故が発生し、死傷者が多数(10人以上)発生するおそれのある場合
第4 非常体制 (災対本部体制)	大規模な航空機事故が発生した場合。または、応援要請が必要であると見込まれる場合

< 陸上交通災害・危険物等災害・石油コンビナート等災害 >

防災体制	設置基準
第1 警戒体制	事故等により、避難させるおそれのある場合
第2 警戒体制	事故等により、避難させる必要がある場合
第3 非常体制	事故等により、死傷者が多数(10人以上)発生するおそれのある場合
第4 非常体制 (災対本部体制)	大規模な事故が発生した場合。または、応援要請が必要であると見込まれる場合

2 職員の動員体制

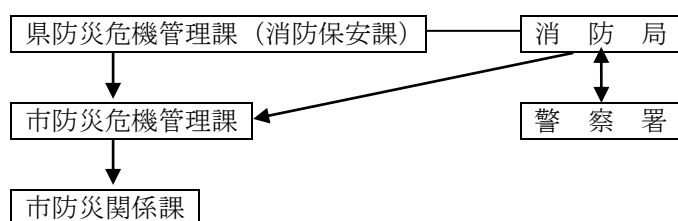
(1) 動員体制の確立

ア 災害対策本部設置時の本部員は、それぞれの部内の動員計画を作成し、職員に周知しておく。

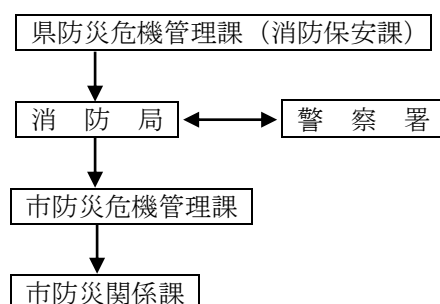
イ 各所属長は、発災初期の情報収集、本部設置時の活動に従事する職員について出勤時間を勘案しあらかじめ指名しておく。

(2) 動員系統図

ア 勤務時間内の場合



イ 勤務時間外の場合



第2項 第3非常体制

大規模な火災・危険物の爆発その他重大な事故が発生した場合は、当該災害の対策主管部課及び関係部課をもって第3非常体制に入る。

この場合、災害状況の推移により、市長は本部体制を命ずる。

第3項 災害対策本部（第4非常体制）

1 災对本部の組織

災对本部の組織は、本部長（市長）、副本部長（副市長）及びその下に設置される各部局等をもって構成する。

本部長 市長		
副本部長 副市長		
本 部 員	総務部長 こども未来部長 教育部長 総合政策部長 産業経済部長 会計管理者 観光スポーツ 都市政策部長 議会事務局長 文化部長 土木建設部長 宇部中央消防署長 市民環境部長 北部総合支所長 交通局長 健康福祉部長 教育長 水道局長	事務局 防災危機管理課
総務部	総務課、職員課、デジタル推進課、契約監理課、財産管理課、市民税課、資産税課、収納課	
総合政策部	政策企画課、市史編さん室、移住定住推進課、行革推進課、連携共創推進課、財政課、秘書課、広報広聴課	
観光スポーツ文化部	観光交流課、ときわ公園課、スポーツ振興課、文化振興課	
市民環境部	市民活動課、人権・男女共同参画推進課、市民課、環境政策課、廃棄物対策課、環境保全センター施設課、東岐波・西岐波・厚南・原・厚東・二俣瀬・小野市民センター	
健康福祉部	地域福祉課、生活支援課、障害福祉課、高齢者総合支援課、健康増進課、地域医療対策室、新型コロナウイルス感染症医療対策室、保険年金課	
こども未来部	こども政策課、こども支援課、保育幼稚園課	
産業経済部	商工振興課、企業立地推進課、成長産業創出課、地域ブランド推進課、農業振興課、農林整備課、水産振興課、卸売市場	
都市政策部	都市計画課、中心市街地活性化推進室、住宅政策課、新庁舎建設課、公園緑地課、建築指導課、営繕課	
土木建設部	土木河川課、道路整備課、下水道経営課、下水道整備課、下水道施設課、地籍調査課	
北部総合支所	北部地域振興課、市民生活課、	
出 納 室	出納室	
教育委員会	教育総務課、教育施設課、学校教育課、教育支援課、社会教育課、人権教育課、学校給食課、学びの森くすのき・地域文化交流課、図書館、小・中学校	

議 会	議事総務課
選挙管理委員会	選挙課
公平委員会	事務局
監 査 委 員	監査課
農業委員会	事務局
消 防 局	総務課、情報財政課、警防課、通信指令課、予防課、宇部中央消防署、宇部西消防署
水 道 局	総務企画課、財務課、営業課、上水道整備課、浄水課、水道広域推進室
交 通 局	交通事業課

2 現地災害対策本部

本部長が必要と判断したときは、災害対策本部の事務の一部を行う組織として、被災地に現地対策本部を設置する。

3 市本部設置の報告及び周知

市本部を設置し、又は廃止した場合には直ちに、知事（防災危機管理課）にその旨を報告し、警察署、関係防災機関等に通報するとともに、報道機関、防災無線、広報車等可能な限りの手段を用いて市民に対して周知をはかるものとする。

4 市本部設置時の関係機関との連携

市本部を設置した場合には直ちに、警察署及び自衛隊に連絡して連絡員の派遣要請を行い、連絡員を通じて各機関と密接な連携を図るものとする。

第4項 各部局等の所掌事務

部局等	担当課	所掌事務
総務部	防災危機管理課	1 防災体制に関すること 2 通信機器・観測機器に関すること 3 気象情報に関すること 4 災害情報に関すること 5 被害報告に関すること 6 自衛隊の災害派遣要請の要求に関すること 7 厚東川ダム放流の通報連絡に関すること 8 防災関係機関に関すること 9 消防団の災害活動等に関すること
	総務課	1 災害時の情報収集の協力に関すること 2 自衛隊の派遣部隊との連絡に関すること 3 部内及び他部等への協力に関すること
	職員課	1 情報収集の協力に関すること 2 被災職員の救済に関すること 3 職員の応援動員に関すること 4 職員の派遣要請及び派遣職員等の受入れに関すること 5 職員の食料等の確保等に関すること

部局等	担当課	所掌事務
		6 職員の公務災害補償等に関すること 7 市災害ボランティアセンターとの連絡等地域福祉課への協力に関すること
	デジタル推進課	1 部内への協力に関すること
	契約監理課	1 部内への協力に関すること
	財産管理課	1 市有普通財産の被害調査等に関すること 2 来庁者の避難誘導、安全管理に関すること 3 市庁舎管理及び庁内電話に関すること 4 部内への協力に関すること
	市民税課 資産税課 収納課	1 家屋被害の被害調査に関すること 2 被災者に対する税の減免、猶予に関すること
総合政策部	政策企画課	1 部内及び防災危機管理課との連絡調整に関すること 2 部内及び他部等への協力に関すること
	市史編さん室	1 部内への協力に関すること
	移住定住推進課	1 部内への協力に関すること
	行革推進課	1 部内への協力に関すること
	連携共創推進課	1 部内への協力に関すること
	財政課	1 災害対策に必要な財政措置に関すること 2 部内への協力に関すること
	秘書課	1 本部長、副本部長の秘書に関すること 2 市長の対外事務（電報等）に関すること 3 市長会との連絡に関すること 4 災害視察者、見舞者の接遇に関すること
広報広聴課	1 報道機関との連絡調整に関すること 2 災害に関する広報及び広聴活動に関すること 3 災害記録に関すること	
観光スポーツ 文化部	観光交流課	1 部内及び防災危機管理課との連絡調整に関すること 2 要配慮者（外国人）に関すること 3 山口宇部空港との連絡調整に関すること
	ときわ公園課	1 ときわ公園の安全対策に関すること
	スポーツ振興課	1 体育施設の被害調査等に関すること 2 陸上輸送拠点に関すること
	文化振興課	1 文化施設の被害調査等に関すること 2 被害彫刻の保護、修復に関すること
市民環境部	市民活動課	1 部内及び防災危機管理課との連絡調整に関すること 2 市民・ふれあいセンターの動員に関すること 3 各ふれあいセンター（船木、万倉及び吉部を除く）管内の災害情報に関すること

部局等	担当課	所掌事務
		4 厚東川ダム放流の通報連絡に関する事 5 災害に関する市民相談に関する事 6 部内及び他部等への協力に関する事
	人権・男女共同参画推進課	1 環境改善施設の被害調査等に関する事 2 部内への協力に関する事
	市民課	1 市民の安否情報に関する事 2 埋火葬に係る諸手続きに関する事
	環境政策課	1 油濁等による公害の防止対策に関する事 2 遺体収容、埋火葬に関する事 3 仮設トイレ対策の応援に関する事
	廃棄物対策課	1 一般廃棄物の収集・運搬に関する事
	環境保全センター施設課	1 清掃施設の被害調査等に関する事 2 汚物取扱業者の応援作業に関する事
	東岐波・西岐波・厚南・原・厚東・二俣瀬・小野市民センター	1 各センター管内の災害情報に関する事 2 厚東川ダム放流の通報連絡に関する事 3 罹災届出証明書に関する事
健康福祉部	地域福祉課	1 部内及び防災危機管理課との連絡調整に関する事 2 災害救助法の適用（罹災証明含む）に関する事 3 救助事務に関する事 4 義援物資に関する事 5 緊急避難場所及び避難所に関する事 6 日本赤十字社との連絡に関する事 7 市災害ボランティアセンターとの連絡に関する事 8 被災地における民生安定に関する事 9 社会福祉施設の被害調査等に関する事 10 避難行動要支援者（災害時避難支援制度）に関する事
	生活支援課	1 被災した生活保護者等の保護に関する事 2 部内への協力に関する事
	障害福祉課	1 障害者世帯等の保護に関する事 2 障害福祉施設の被害調査等に関する事 3 要配慮者（障害者）に関する事 4 部内への協力に関する事
	高齢者総合支援課	1 高齢者世帯等の保護に関する事 2 老人福祉施設の被害調査等に関する事 3 要配慮者（高齢者）に関する事 4 介護保険施設の被害調査等に関する事 5 部内への協力に関する事
	健康増進課	1 保健福祉専門職の活動調整に関する事

部局等	担当課	所掌事務
		2 宇部健康福祉センターとの連絡に関する事 3 防疫に関する事
		4 要配慮者（高齢者）に関する事 5 部内への協力に関する事
	地域医療対策室	1 救護所・応急医療に関する事 2 災害救助法による医療に関する事 3 医療機関との連絡に関する事 4 部内への協力に関する事 5 災害救助法による助産に関する事
	新型コロナウイルス感染症医療対策室	1 部内への協力に関する事
	保険年金課	1 罹災者に対する保険料の減免等に関する事 2 部内への協力に関する事
こども未来部	こども政策課	1 部内及び防災危機管理課への協力に関する事
	こども支援課	1 要配慮者（乳幼児、妊婦等）に関する事 2 部内への協力に関する事
	保育幼稚園課	1 保育園、幼稚園との連絡調整に関する事 2 要配慮者（乳幼児）に関する事 3 部内への協力に関する事
産業経済部	商工振興課	1 部内及び防災危機管理課との連絡調整に関する事 2 商業施設の被害調査等に関する事 3 工業施設の被害調査に関する事 4 罹災商工業者に対する金融相談に関する事 5 中小企業の被害調査等に関する事 6 港湾及び海岸の被害調査等に関する事 7 港湾施設の幹旋等に関する事
	企業立地推進課	1 部内への協力に関する事
	成長産業創出課	1 部内への協力に関する事
	地域ブランド推進課	1 部内への協力に関する事
	農業振興課	1 農地、農業用施設等の被害調査及び応急復旧に関する事 2 部内への協力に関する事
	農林整備課	1 農林関係の被害調査等に関する事 2 山地災害危険地区の調査等に関する事 3 応急農林業対策に関する事 4 農林業の災害融資に関する事 5 危険ため池等の調査等に関する事 6 地すべり防止区域の調査等に関する事 7 部内への協力に関する事
	水産振興課	1 水産関係の被害調査等に関する事

部局等	担当課	所掌事務
		2 漁港施設及び漁港海岸保全施設の被害調査等に関すること 3 応急水産業対策に関すること
		4 水産業の災害融資に関すること 5 部内への協力に関すること
	卸売市場	1 生鮮食料品の確保及び集荷対策に関すること 2 市場施設等の被害調査に関すること
都市政策部	都市計画課	1 部内及び防災危機管理課との連絡調整に関すること 2 被災地の復興計画の作成に関すること 3 所管工事の災害応急対策に関すること
	中心市街地活性化推進室	1 部内への協力に関すること
	住宅政策課	1 被災者への公営住宅の提供等に関すること 2 市営住宅の被害調査等に関すること 3 危険家屋移転促進に関すること 4 応急仮設住宅の建設に関すること
	新庁舎建設課	1 所管工事の災害応急対策に関すること 2 部内への協力に関すること
	公園緑地課	1 公園、街路樹等の被害調査等に関すること 2 都市公園等の安全対策に関すること
	建築指導課	1 開発行為に伴う防災に関すること 2 住宅修理等の災害復興融資に関すること 3 住宅政策課への協力に関すること
	営繕課	1 応急仮設住宅の建設の協力に関すること 2 市有施設の点検及び支援に関すること
土木建設部	土木河川課	1 部内及び防災危機管理課との連絡調整に関すること 2 防災関係機関との連絡調整に関すること 3 地すべり防止区域の調査等に関すること 4 急傾斜地崩壊危険区域の調査等に関すること 5 土砂災害の応急対策等に関すること 6 砂防、土石流等に係る被害調査等に関すること 7 河川の被害情報等に関すること 8 浸水状況の把握及び報告に関すること 9 河川に係る応急対策等に関すること
	道路整備課	1 道路、橋梁等の被害情報等に関すること 2 通行止めの措置及び報告に関すること 3 緊急輸送道路の確保に関すること
	下水道経営課	1 下水道の被害情報等に関すること 2 部内への協力に関すること
	下水道整備課	1 浸水状況の把握及び報告に関すること

部局等	担当課	所掌事務
		2 下水道施設等の被害調査等に関する事
	下水道施設課	1 下水道施設及びポンプ場に関する事 2 終末処理等の被害調査等に関する事
	地籍調査課	1 部内への協力に関する事
北部総合支所	北部地域振興課	1 防災危機管理課との連絡調整に関する事 2 災害情報に関する事 3 今富ダム放流の通報連絡に関する事
	市民生活課	1 船木、万倉及び吉部の各ふれあいセンター管内の災害情報に関する事 2 罹災証明書に関する事 3 所内への協力に関する事
出納室	出納室	1 災害関係経費の出納に関する事 2 災害義援金の募集、受付に関する事 3 他部等への協力に関する事
教育委員会	教育総務課	1 部内及び防災危機管理課との連絡調整に関する事 2 教育関係義援金品の受付、配布に関する事 3 教育関係の被害調査等に関する事 4 その他応急教育対策に関する事
	教育施設課	1 教育関係施設の被害調査に関する事 2 教育関係施設の安全対策に関する事
	学校教育課 教育支援課	1 児童、生徒の避難対策に関する事 2 災害時の応急教育対策に関する事 3 罹災児童等への学用品の配布に関する事 4 県費支弁職員の公務災害等に関する事 5 学校の衛生管理等に関する事 6 学校における避難者への協力に関する事 7 私立学校との連絡調整に関する事 8 要配慮者（児童、生徒）に関する事
	社会教育課 人権教育課 図書館 小・中学校	1 当該課等の災害対策に関する事 2 部内への協力に関する事
	学校給食課	1 学校給食施設の被害調査等に関する事 2 学校給食施設及び機器の使用協力に関する事
	学びの森くすのき・地域文化交流課	1 被災文化財の保護、修復に関する事 2 部内への協力に関する事
議会 選挙管理委員会 公平委員会 監査委員 農業委員会	議事総務課 選挙課 事務局 監査課	1 災害時における特命事項に関する事 2 他部等への協力に関する事

部局等	担当課	所掌事務
	事務局	
水道局	総務企画課 財務課 水道広域推進室	1 局内及び防災危機管理課との連絡調整に関すること 2 水道関係の被害状況のとりまとめに関すること 3 水道災害の広報活動に関すること
	営業課	1 応急の水道対策に関すること 2 緊急給水及び給水方法に関すること
	上水道整備課	1 水道の被害防止及び復旧に関すること
	浄水課	1 災害時の給水の確保に関すること 2 浄水場、配水池等の被害調査等に関すること
交通局	交通事業課	1 局内及び防災危機管理課との連絡調整に関すること 2 市営バス関係の被害調査等に関すること 3 交通災害の広報活動に関すること 4 災害時における交通及び輸送に関すること 5 避難者及び罹災者の輸送に関すること

第2節 県の防災体制

第1項 防災体制

1 防災体制

種別	体制の設置基準	体制の内容
第2警戒体制	大規模な火災交通災害、産業災害等が発生した場合 <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; display: inline-block;"> 個別の事故災害対策において配備基準を定めている場合は、その配備基準による </div>	災害応急対策に係りのある部課の所要人員で配備し、情報収集、連絡活動及び災害応急措置を実施するとともに、事態の推移に伴い直ちに災害対策本部体制に移行する体制とする
災害対策本部体制	1 県内に大規模な火災又は爆発が発生し、必要と認めるとき 2 県内に有害物、放射性物質の大量の放出又は多数の者の遭難を伴う列車、航空機及び船舶等の事故その他重大な事故が発生し、必要と認めるとき	災害の程度又は形態により、必要な体制をとる

2 災害別防災体制

(1) 油流出事故発生時の体制

＜第3部第19章「交通災害対策計画」第1節参照＞

(2) 航空機事故発生時の体制

＜第3部第19章「交通災害対策計画」第2節参照＞

第2項 動員体制

1 動員体制の確立

- (1) 災害対策本部設置時の部長にあてられる者は、それぞれの部の動員計画を作成し、職員に周知しておく。
- (2) 各所属長は発災初期の情報収集、本部設置準備等の活動に従事する職員について出勤時間等を勘案し、あらかじめ指名しておく。
- (3) 夜間、休日等の勤務時間外の災害発生に備え、初動体制、情報連絡体制を整備しておく。

第3項 動員方法

- 1 勤務時間内にあつては、庁内放送、防災行政無線、電話及び携帯電話へのメール送信で呼出しを行う。

2 勤務時間外

第1・第2・特別警戒体制では、配備当番に対して非常連絡網による電話及び携帯電話へのメール送信で呼出しを行う。

3 非常参集

災害による交通途絶のため所定の配備につくことができないときは、本庁又は最寄りの出先機関に参集し、各部長又は所属出先機関の長の指示に従うものとする。

4 部相互間の応援動員

(1) 動員要請

県本部の各部長は、他の部の職員の応援を受けようとするときは、次の事項を示して総務部長（職員班）に要請するものとする。

- ・ 応援を要する時間 ・ 応援を要する職種等
- ・ 勤務場所 ・ 集合日時、場所、携行品
- ・ 勤務内容 ・ その他参考事項

(2) 動員の措置

ア 総務部長（職員班）は、応援要請内容により、余裕のある他の部から動員の措置を講じるものとする。

イ 応援のための動員指示を受けた部は、部内の実情に応じて協力班を編成し、所要の応援を行うものとする。

5 地方機関相互の応援措置

- (1) 管轄区域内の全部又は一部を同じくする地方機関は、災害応急対策の実施にあたり相互に協力するものとする。
- (2) 地方機関は、他の部に所属する地方機関の応援を受けようとするときは、県本部の所属部長にその旨要請するものとし、この場合の応援動員は、上記4により処理するものとする。

とする。

[資料] 3-1-1 山口県宇部災害対策地方本部

第3節 防災関係機関の防災体制

第1項 指定地方行政機関・指定公共機関・指定地方公共機関

- 1 市の地域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、法令、防災業務計画及び県の地域防災計画の定めるところにより、その所掌事務に係る災害応急対策を速やかに実施するとともに、県及び市町の実施する応急対策が、的確かつ円滑に行われるよう必要な措置を講ずる。
- 2 上記1の責務を遂行するために必要な組織体制を整備するとともに、災害応急対策に従事する職員の配置及びサービスの基準等を定めておくものとする。

第2項 防災上重要な施設の管理者等

市の区域内の公共的団体、防災上重要な施設の管理者、企業及びその他の法令の規定等による防災に関する責任を有する者は、市の地域に災害が発生し、又発生するおそれがある場合は法令、県・市の防災計画並びに自ら定める防災計画等により、その所掌事務に係る災害応急対策を速やかに実施するとともに、指定地方行政機関、県及び市の実施する応急対策が的確かつ円滑に行われるよう必要な措置を講ずるものとする。

このため必要な組織体制を整備するとともに、災害応急対策に従事する職員の配備、サービスの基準を定めておくものとする。

第4節 防災関係機関相互支援体制

災害時において、各地方公共団体及び関係機関は、相互の協力による支援活動体制を確立し、迅速かつ円滑な応急対策を実施する。

<第3部第6章「応援要請計画」参照>

第5節 災害対策総合連絡本部

災害応急対策責任者は、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、県、市、警察、他の地方公共団体、公共的団体、医師会、企業体等の各種機関の応援を受けて災害応急対策を実施する場合は、各機関が有機的な関連をもって、役割と分担を明確にし、有効に防災活動を実施するため、次のとおり災害対策総合連絡本部（以下、「連絡本部」という。）を設置するものとする。

連絡本部を設置すべき機関以外の機関が連絡本部設置の必要を認めたときは、設置すべき機関にその旨を申し出るものとする。

第1項 設置機関

- 1 市長
主として陸上災害の場合
- 2 知事
2以上の市町にわたる主として陸上の大災害の場合
- 3 海上保安本部長
主として海上災害の場合
- 4 空港事務所長
主として航空事故の場合
- 5 西日本旅客鉄道（株）広島支社長又はその指名する者
JRの事故の場合
- 6 その他
主として、上記以外の機関の管理に属する施設等にかかる災害又は事故

第2項 構成機関

災害応急対策の実施にあたる機関の長又は災害現地に出動した部隊等の指揮者をもって構成するものとし、各機関は積極的に参加するものとする。

第3項 連絡本部の長

設置機関の長又はその指名する者が本部の長となるものとする。

本部の長は、連絡本部を設置しようとするときは、関係機関にその旨を連絡するとともに、本部の所掌事務を統括するものとする。

第4項 設置場所

設置機関の事務所又は被災地付近の適当な場所

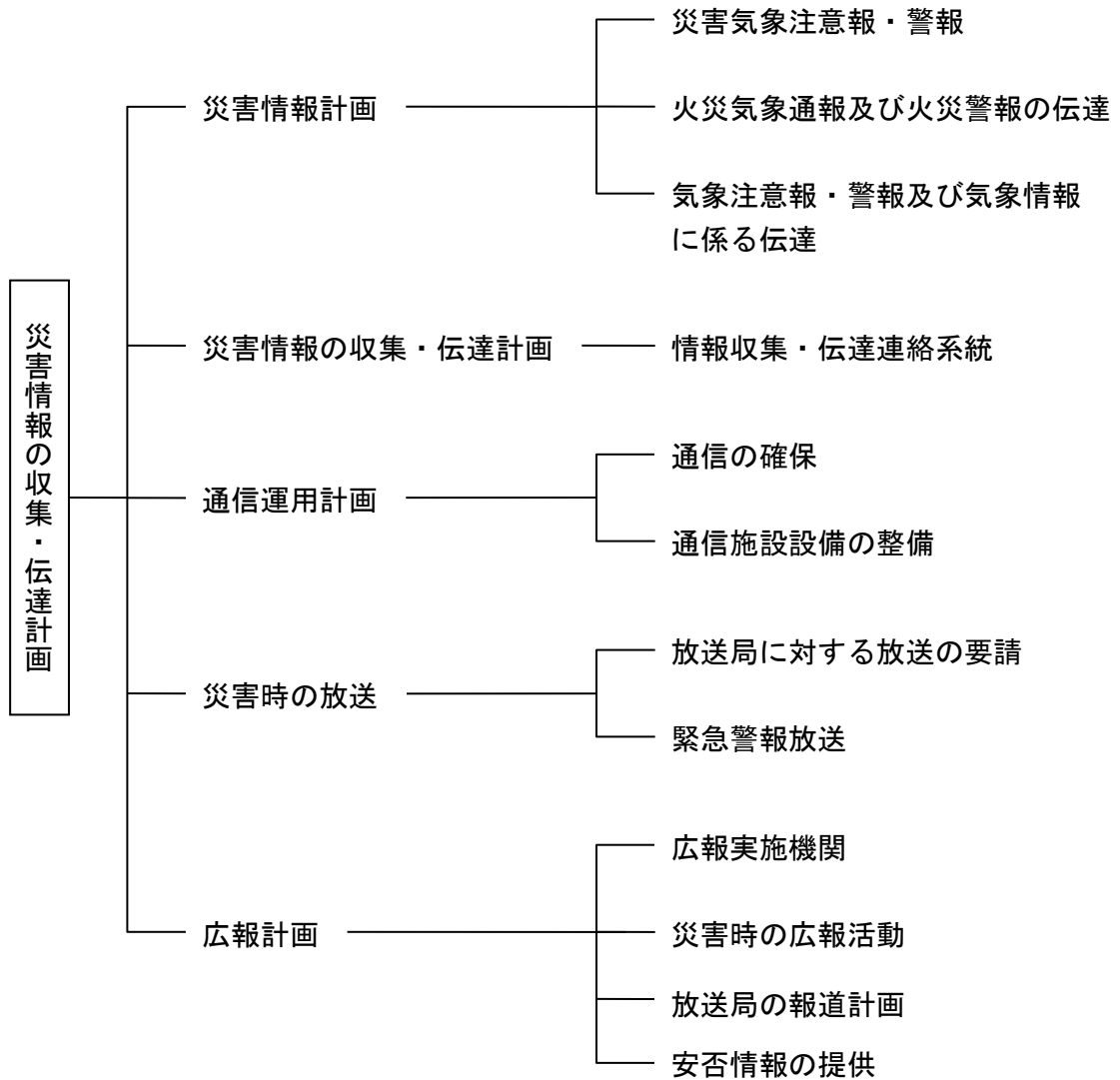
第5項 所掌事務

- 1 災害応急対策を効果的に推進するための協議
- 2 災害情報の収集、分析、検討
- 3 総合的応急活動計画の樹立とその実施の推進
- 4 各機関の活動の連絡調整
- 5 その他災害応急対策実施についての必要な事項

第6項 各機関との関係

連絡本部で協議した応急対策は、各機関の責任のもとに実施するものであるから、連絡本部の各構成員はそれぞれ所属機関の長又は災害対策本部長と密接な連絡をとり、応急対策の円滑なる実施の推進に努めるものとする。

第2章 災害情報の収集・伝達計画



第1節 災害情報計画

第1項 災害気象注意報・警報

1 火災気象通報の発表基準

気象台が、県知事に対して火災予防止危険であるとして通報する場合の気象観測値は、おおむね次のとおりである。

火災気象通報【乾燥】 (乾燥注意報)	空気が乾燥し、火災の危険が大きいと予想される場合。 最小湿度が40%以下で、かつ、実効湿度が65%以下になると予想される場合
火災気象通報【強風】 (強風注意報(陸上))	強風によって災害が起こるおそれがあると予想される場合。 平均風速が10m/sをこえると予想される場合
火災気象通報【乾燥・強風】 (乾燥注意報及び強風注意報(陸上))	(上段二つの条件に該当する場合)

※ ただし、日降水量1mm以上の場合を除く

※ 実効湿度：本日の実効湿度=0.3×本日の日平均湿度+0.7×前日の実効湿度

2 気象注意報・警報の種別、発表基準

火災・事故災害に特に関係のある気象注意報・警報は次のとおり。

その他については風水害編参照

種類	発表基準
強風注意報	強風によって災害が起こるおそれがあると予想される場合 平均風速が10m/sをこえると予想される場合
暴風警報	暴風によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合 平均風速が20m/sをこえると予想される場合
波浪注意報	風浪、うねり等によって災害が起こるおそれがあると予想される場合 有義波高が3m(東部と西部の瀬戸内側は1.5m)をこえると予想される場合
波浪警報	風浪、うねり等によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合 有義波高が6m(東部と西部の瀬戸内側は3m)をこえると予想される場合
風雪注意報	風雪によって災害が起こるおそれがあると予想される場合 降雪を伴い平均風速が10m/sをこえると予想される場合
暴風雪警報	暴風雪によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合 平均風速が20m/sをこえると予想される場合(雪を伴う)
大雪注意報	大雪によって災害が起こるおそれがあると予想される場合 24時間の降雪の深さが平地で5cm、山地で15cmをこえると予想される場合
大雪警報	大雪によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合

	24時間の降雪の深さが平地で10cm、山地で30cmをこえると予想される場合
乾燥注意報	空気が乾燥し、火災の危険が大きいと予想される場合 最小湿度が40%以下で、かつ、実効湿度が65%以下になると予想される場合
濃霧注意報	濃霧によって、交通機関等に著しい支障が生じるおそれがあると予想される場合 濃霧によって視程が 〔陸上で100m以下〕のいずれかになると予想される場合 〔海上で500m以下〕

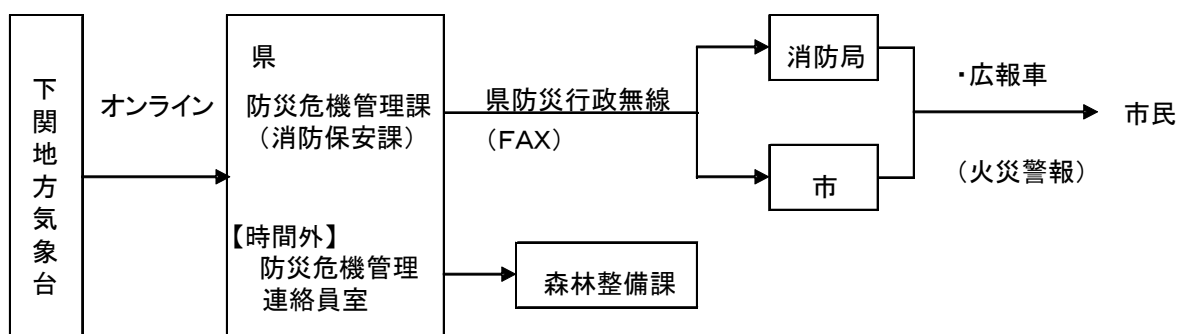
- (注) 1 発表基準欄に記載した数値は、山口県における過去の災害発生頻度と気象条件との関係を下関地方气象台で調査して決めたものであり、気象要素によって災害発生を予想する際のおおむねの目安である。
- 2 注意報・警報はその種類にかかわらず解除されるまで継続される。また、新たな注意報・警報が発表されるときは、これまで継続中の注意報・警報は自動的に解除又は更新されて、新たな注意報・警報に切り替えられる。
- 3 発表基準欄に記載した数値は常に検討と見直しが行われ、必要な場合は変更される。

3 気象予報区分

1次細分区域	2次細分区域	市町名
山口県西部	下関	下関市
	宇部・山陽小野田	宇部市、山陽小野田市
山口県中部	周南・下松	周南市、下松市
	山口・防府	山口市、防府市
山口県東部	岩国	岩国市、玖珂郡
	柳井・光	柳井市、光市、大島郡、熊毛郡
山口県北部	萩・美祢	萩市、美祢市、阿武郡
	長門	長門市

第2項 火災気象通報及び火災警報の伝達（消防法第22条）

1 火災気象通報の伝達系統図



2 火災気象通報の伝達

(1) 下関地方気象台は、気象の状況が火災予防上危険であると認められるときは、火災気象通報をもってその状況を知事に通報する。

ア 定時に行う火災気象次報

気象台は毎朝5時頃に、おおよそ24時間先までの気象状況の概要を、気象概況として知事に通報する。

この気象概況通報において、火災気象通報の通報基準に該当または該当するおそれがある場合は、見出しに「火災気象通報」と明示し、注意すべき事項を付加する。

ただし、火災気象通報の通報基準に該当する全ての地域・時間帯で降水（降雪を含む）が予想される場合には、火災気象通報に該当しないこととして、見出しの明示は行わない。

イ 随時に行う火災気象通報

アで通報した内容と異なる見通しとなった場合は、その旨を随時通報する。

(2) 知事（防災危機管理課（消防保安課））は、下関地方気象台から気象概況通報及び火災気象通報があったときは直ちにこれを市町長に通報する。

3 火災警報の発令（宇部・山陽小野田消防組合火災予防条例等施行規則第2条）

市長（消防長）は、県知事（防災危機管理課（消防保安課））から火災気象通報を受けたとき、又は気象状況が火災の予防上危険であると認めるときは、一般に対して警戒を喚起するため「火災警報」を発令する。

(1) 火災警報の発令基準は、次のとおりである。

実効湿度が80%以下で最大風速が17m/s以上のとき
実効湿度が65%以下で最大風速が13m/s以上のとき
実効湿度が58%以下のとき。

※ ただし、日降水量1mm以上の場合を除く。

(2) 火災警報発令中における火の使用制限（宇部・山陽小野田消防組合火災予防条例第29条）

ア 山林、原野等において火入れをしないこと。

イ 煙火を消費しないこと。

ウ 屋外において火遊び又はたき火をしないこと。

エ 屋外においては、引火性又は爆発性の物品その他の可燃物の付近で喫煙をしないこと。

オ 山林、原野等の場所で、火災が発生するおそれが大であると認めて市長が指定した区域内において喫煙しないこと。

カ 残火（たばこの吸殻を含む。）、取灰又は火粉を始末すること。

キ 屋内において裸火を使用するときは、窓、出入口等を閉じて行うこと。

(3) 火災警報の解除

市長（消防長）は、下関地方気象台長等の発する乾燥、強風注意報等の解除の通報を受けたとき又は当地の気象状況が火災発生の危険状態を脱したと認めたときに、火災警報を解除するものとする。

4 火災気象通報・火災警報の周知

(1) 火災発生防止のための住民への呼び掛け

ア 県（防災危機管理課（消防保安課））は、下関地方気象台から火災気象通報を受けた場合、森林整備課に連絡するとともに市町及び消防局に防災行政無線（一斉ファックス）により伝達し注意を促す。

イ 市長（消防長）は、県から通報を受けた場合、防災行政無線、広報車等を活用して住民に対して火の元の確認、たき火の中止等について呼び掛け、火災発生の未然防止を図る。

(2) 市は、火災警報を発令したときは以下の方法により（消防局と協力して）一般に周知を図る。

ア 主要公共建物の掲示板に必要事項を掲示

イ 主要地域における吹流しの掲揚

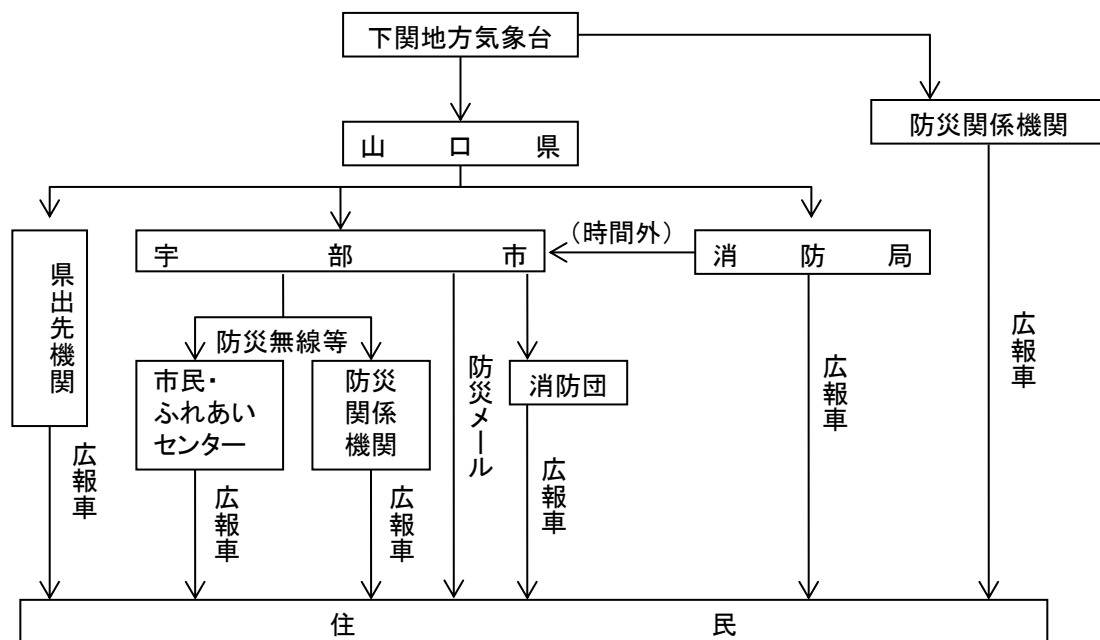
ウ 広報車による巡回広報

5 防火パトロールの実施

市は、火災の多発期には、火災予防と火災の早期発見のため、市職員、消防職員、消防団員等による防火パトロールを強化するとともに、乾燥・強風時（火災気象通報、警報・注意報発表中）には、特に警戒体制を増強し、広報車等でパトロールを強化する。

第3項 気象注意報・警報及び気象情報に係る伝達

1 気象台からの伝達系統図



2 気象注意報・警報及び気象情報の伝達

(1) 気象台

気象情報等を防災関係機関（NTT西日本山口支店、NHK山口放送局、NHK北九州放送局、山口県警察本部、山口県、門司海上保安部、中国地方整備局、国土交通省山口

河川国道事務所、西日本旅客鉄道株式会社中国統括本部、中国電力山口支店、山口放送株式会社、サンデン交通株式会社)に伝達する。

(2) 県

ア 気象注意報及び警報について、気象台、警察本部から通報を受けたとき又は自ら知ったときは、直ちに、防災行政無線（地上系・衛星系）により市町及び消防局に通知するとともに、関係部局及び関係防災機関に通報する。

この場合において、緊急を要するときは通信統制を行い、他の通信に先立った取扱いを行うものとする。

イ 地象、水象その他の災害原因に関する情報について、気象台、市町、県出先機関、防災関係機関等から通報を受けたとき又は自ら知ったときは、直ちに、関係市町、消防局に対して伝達するとともに、関係部局、関係防災機関に通報する。

通報を受けた部局は、直ちに、所属出先関係機関に通報する。

(3) 警察本部

ア 警察本部は、気象台、中国四国管区警察局から気象情報の通報を受けたときは、警察署・駐在所に通知するとともに、県（防災危機管理課（消防保安課））に連絡する。

イ 警察署長は、異常現象を認知したとき又は住民からの通報を受けたときは、速やかに、関係市町及び下関地方気象台に通報する。

(4) 市（防災危機管理課）

ア 気象注意報及び警報について、県、NTT西日本から通報を受けたとき又は自ら知ったときは、区域内の公共的団体、その他重要な施設の管理者、自主防災組織等に対して通報するとともに、直ちに、住民に周知する。

この場合、警察機関、消防機関、県出先機関等へ協力を要請するなどして、万全の措置を講じるものとする。

イ 住民等への避難指示等の伝達広報手段、体制の確立が迅速に実施できるよう、平常時から訓練等を行うなどして習熟しておくものとする。

また、伝達先等に漏れがないよう、平素から連絡系統、伝達先等再確認をしておくものとする。

(5) 消防局

ア 災害のおそれのある注意報及び警報について、県、市防災危機管理課等から通報を受けたときは、直ちに消防署等に一斉通知し、消防団と協力し住民への周知を図る。

イ 異常現象、水防に関する情報を収集又は入手したときは、これを市防災危機管理課、県（防災危機管理課（消防保安課））及び関係機関に通報するとともに、住民に周知する。

(6) 海上保安署

災害のおそれのある注意報及び警報等について、気象庁から通報を受けたときは、航行警報、安全通報、標識の掲揚並びに巡視船艇及び航空機による巡回等により直ちに船舶及び海上作業関係者等へ周知するとともに、必要に応じて関係事業所に周知する。

(7) 西日本電信電話株式会社

気象業務法に基づいて、下関地方気象台からNTT西日本山口支店に伝達された警報は、市防災危機管理課に連絡する。

(8) 報道機関

本章第4節に記述。

(9) その他の防災関係機関

気象台、県、警察、市、海上保安署等から通報を受けた災害に関する重要な情報については、所属機関に対して、直ちに通報するとともに、必要な措置を講じるものとする。

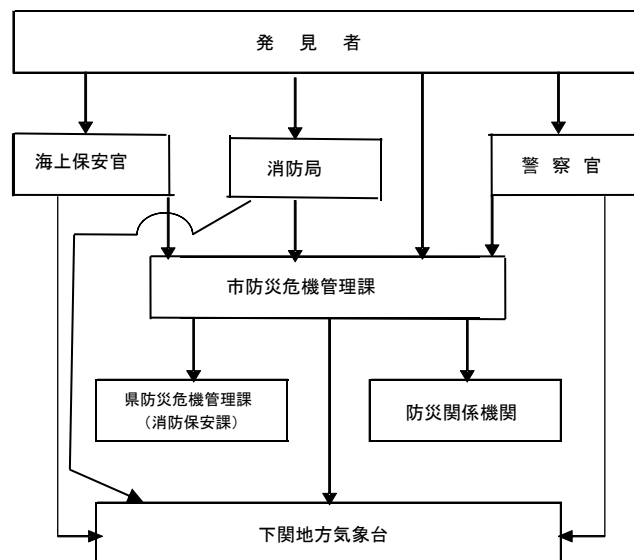
2 異常現象発見時の措置

(1) 異常現象の種別等

次の異常気象に関する気象予・警報が発表されていないときに、当該異常気象現象を発見した場合、下関地方気象台に通報する。

異常現象	通報する基準
異常波浪	海岸等に被害を与える程度以上のうねり、風浪であって、前後の気象状況から判断して異常に大きい場合
なだれ	建造物又は交通等に被害を与える程度以上のもの

(2) 通報系統



(3) 通報項目

- ア 現象名又は状況
- イ 発生場所
- ウ 発現日時分
- エ その他参考となる事項

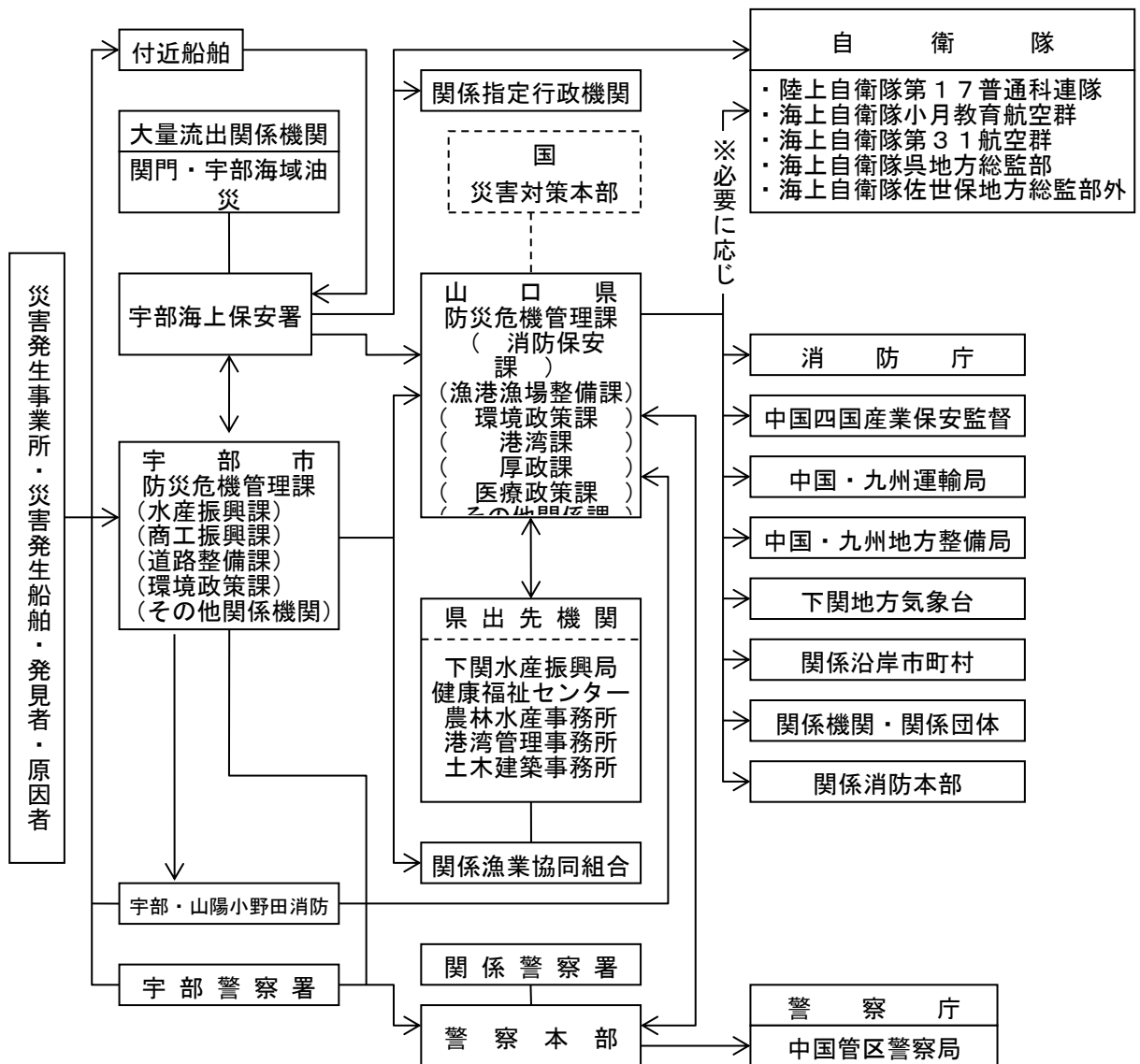
第2節 災害情報の収集・伝達計画

第1項 情報収集・伝達連絡系統

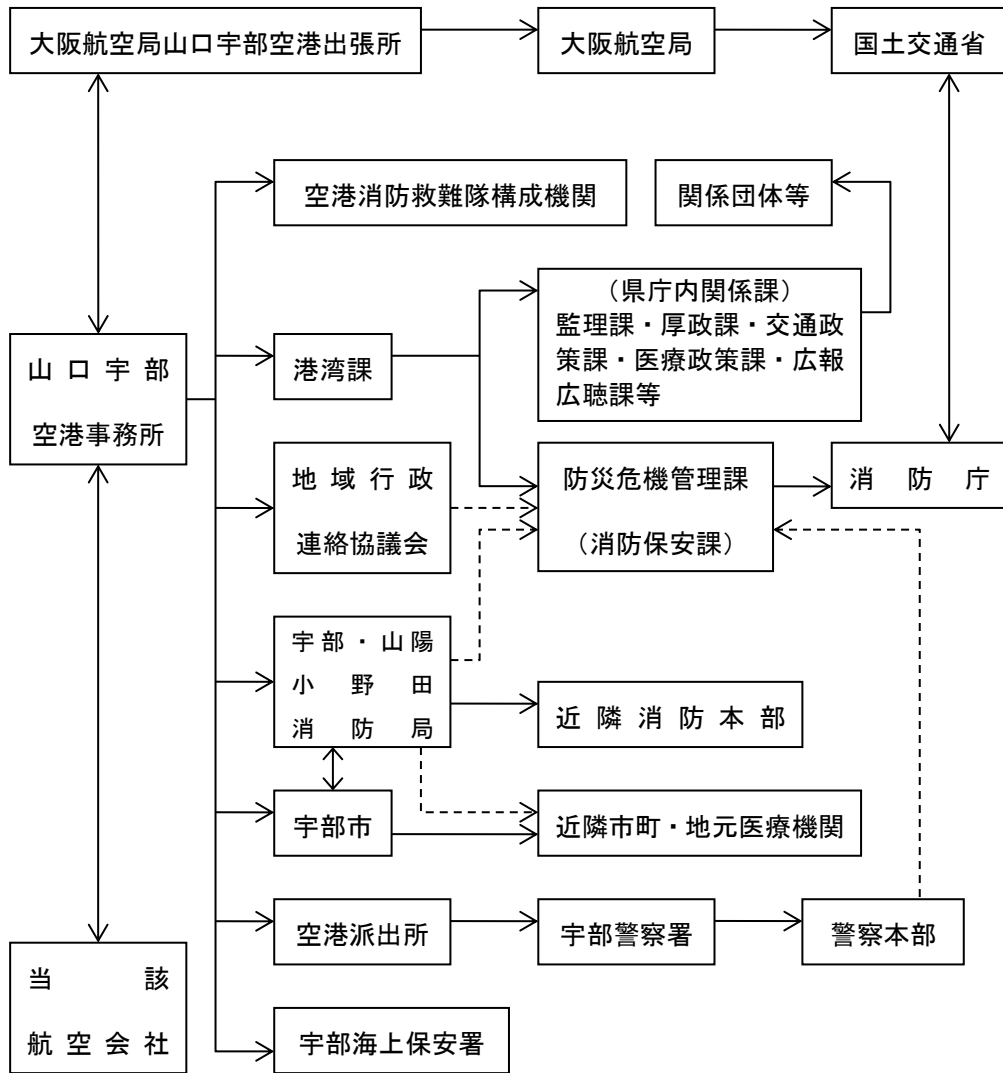
1 情報収集連絡系統

(1) 連絡系統図

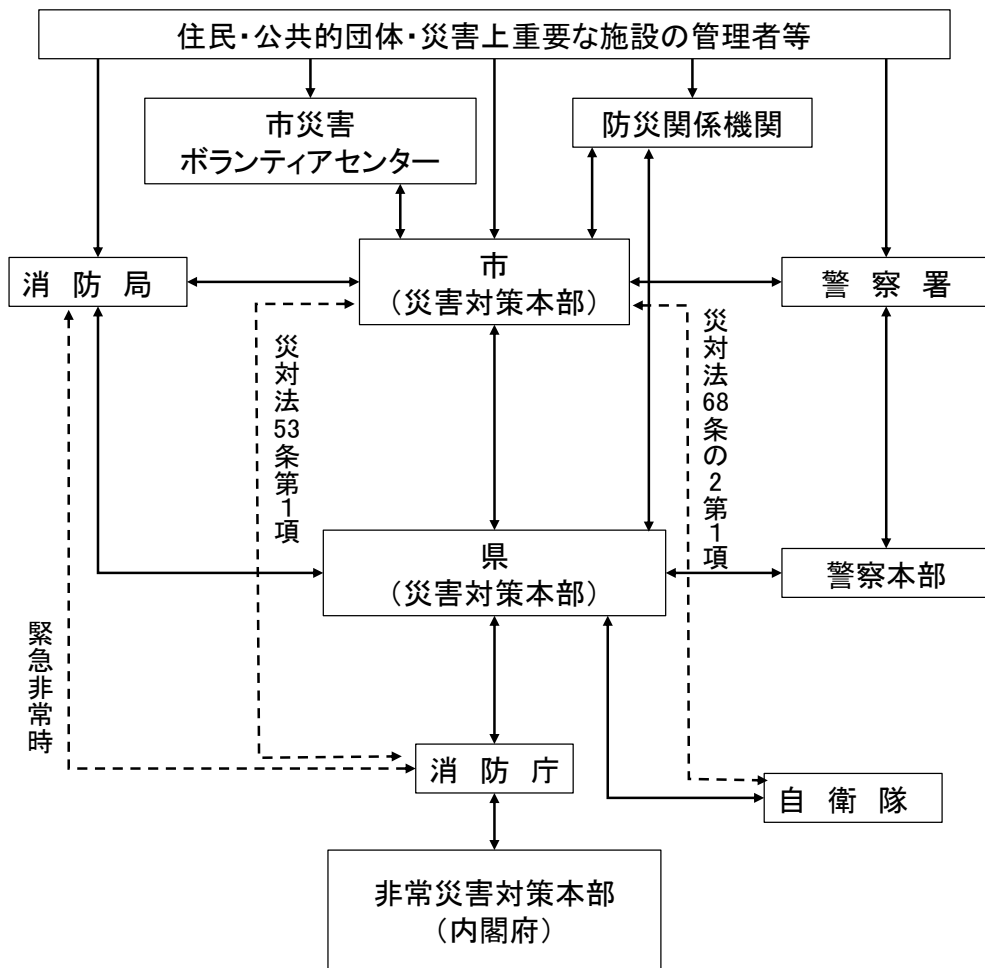
ア 海上災害が発生した場合



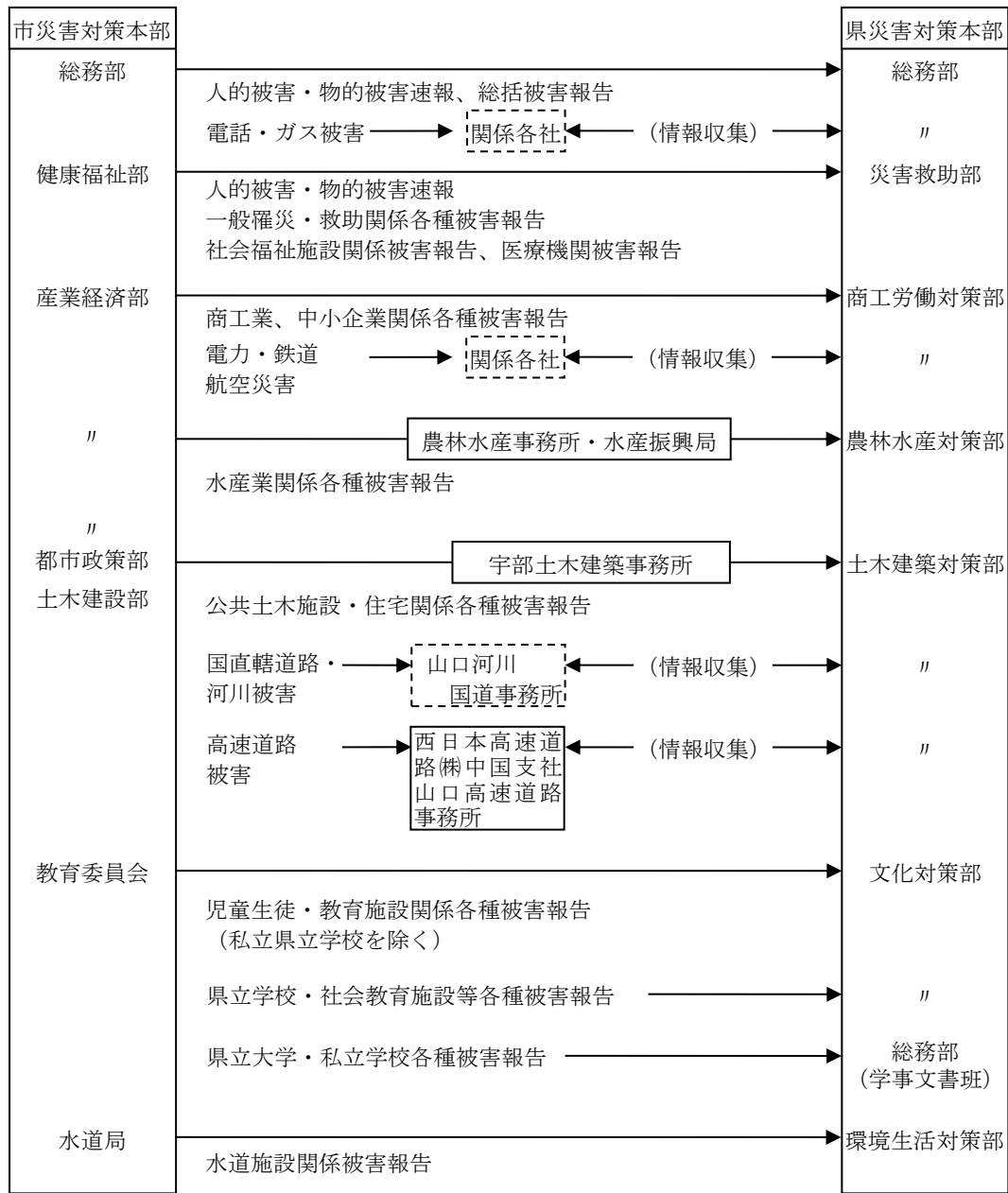
イ 山口宇部空港地内及び周辺地域で発生した場合



ウ その他の火災・事故災害が発生した場合



(2) 市から県への災害情報の報告



2 市の措置

(1) 情報収集体制

災害情報体制により、情報の収集・集約を行う。また、以下の点について留意し、実施する。

- ア 防災関係課は職員のパトロール等積極的な情報収集を行う。
- イ 情報収集の実施については、住民等からの通報のほか、消防局への出動指示(要請)、消防団の活動、警察署への協力要請・情報交換等関係機関との連携を図る。
- ウ 被害規模を早期に把握するため、消防局へ救急依頼が殺到する等の情報を消防無線や火災情報案内電話等により積極的に収集する。
- エ 火災発生時における応急対策活動を効率よく実施するためには、正確かつ的確な情報を迅速に入手し、判断することが重要となる。

このため、消防局は情報収集体制を早期に確立するとともに、使用可能なあらゆる手段を有効に活用し、必要な情報を収集する。(消防局)

オ 宇部市総合気象システム(UWS)及び山口県土木防災情報システムを活用して、気象情報等を収集し、迅速かつ的確な災害発生の予測等を行う。

初期情報	中期情報
<ul style="list-style-type: none"> ・火災発生の場所、程度、延焼方向 ・大規模救助、救急事象の発生場所及び程度 ・付近の消防水利の状況 ・進入路確保の有無 ・その他必要事項 	<ul style="list-style-type: none"> ・延焼拡大発生場所、程度、現場活動着手の有無及び延焼危険とその方向 ・消火活動の見通し ・交通混雑による通行不能箇所及び状況 ・住民の避難状況及び避難者の動向 ・危険物、高圧ガス等の漏洩・流出及び火災危険の状況 ・その他必要事項

[資料] 2-5-2 宇部市災害情報体制

(2) 情報伝達体制

災害情報体制により、情報の共有・発信を行う。また、以下の点について留意する。

ア 気象情報、災害発生の予想、避難に関する情報等は、住民その他関係機関に伝達してはじめて効果が現れるものであり、その伝達については、防災メールをはじめ防災屋外スピーカー、電話、広報車、連絡員等状況に応じた方法により伝達を行うとともに、必要に応じ、その伝達について関係機関の協力を要請する。

イ 市が収集した情報は、県、警察署その他の関係機関に対して報告・伝達を行う。特に、人命に関わる場合や堤防の決壊等大規模な被害が予想される場合は、応援体制等の準備が必要であるため、未確認であっても早期に伝達を行う。

ウ 消防局は、火災が発生し、拡大し、又は拡大が予想されるときは、推移状況、被害状況、拡大予想等について関係機関(県、警察署、隣接市町)に対して速やかに伝達する。

また、詳細な情報が不明の段階であっても概要を速報するものとし、具体的、詳細な情報は判明次第逐次伝達する。

エ 消防局は、航空機事故が発生し、発見者、関係機関から通報を受けた場合は、直ちに県(防災危機管理課(消防保安課))、近隣市町(近隣消防本部)、医療機関等の防災関係機関に通報する。

[資料] 2-5-2 宇部市災害情報体制

(3) 被害報告

各被害状況調査担当課は、災害情報体制により災害対策本部事務局(防災危機管理課)へ被害報告するとともに、県の所管部局へ報告する。

被害報告は、全体の被害状況が判明してからの報告では国、県が実施する市への応援活動に支障をきたすため、災害が発生した場合は、直ちに判明した範囲内の災害の態様を通報するとともに、災害に対してとった措置の概要を県に速報し、応援の必要性等を連絡する。

ただし、通信の途絶等により県に連絡できない場合は、消防庁に直接連絡するものとする。(災対法53条)

総務省消防庁電話 03-5253-5111

また、被害程度の認定基準については資料編に定める。

[資料] 3-2-1 被害程度認定基準

[資料] 2-5-2 宇部市災害情報体制

ア 火災・災害等即報

「火災・災害等即報要領について」(昭和59年10月15日消防災第267号)を準用し、報告する。

[資料] 3-2-2 火災・災害等即報要領

イ 災害報告

危険物に係る事故及びコンビナート等特別防災区域における事故については、消防局は、事故発生月の翌月10日までにその概要を「様式(事故報告)」により県石油コンビナート等防災本部(防災危機管理課(消防保安課))に報告する。

(4) その他の報告

被害報告以外の報告は、関係法令、通達等に基づき取り扱う。救助法に基づく報告については、第3部第8章「災害救助法の適用計画」に定めるところによる。

第3節 通信運用計画

第1項 通信の確保

1 通信連絡責任者・事務連絡従事者の選任

市(防災危機管理課)及び防災関係機関は、災害発生時における通信連絡事務を迅速円滑に行うため、通信連絡責任者(防災危機管理課長)及び事務連絡従事者(防災危機管理課職員)をあらかじめ選任しておくものとする。

通信連絡責任者は、通信回線の確保及び関係機関の通信施設の使用優先利用等について、適時適切に通信の確保が図られるよう努める。

2 通信の確保

市(防災危機管理課)は、情報連絡手段として防災屋外スピーカー、防災用移動系無線(デジタルMCA無線)、の確保に努める。また重要情報の収集、伝達を優先的かつ迅速に行うため、次の措置をとる。

(1) 回線統制

全回線又は任意の回線について、その発着信を統制する。

(2) 割り込み及び強制切断

任意の話中回線に、割り込みを行うほか、その回線の強制切断を行う。

- (3) 上記(1)及び(2)の措置をとる場合は、制限の内容その他必要事項について関係端末局の無線管理者に事前に通知し、混乱を回避するものとする。

3 通信手段の確保が困難な場合

災害により通信の確保が困難になったときは、他の機関の専用通信施設等を使用するなどして、通信の確保を図る。

(1) 電話・電報施設の優先利用

市(各課)及び防災関係機関は、災害時における予警報の伝達等を迅速に行なうため、電話もしくは電報施設を優先利用する。それらが使用できない場合は、他機関が設置する専用電話を使用する。

ア 一般電話及び電報

災害時における非常通話の迅速、円滑を図りかつ輻輳を避けるため、加入電話の一部を「災害時優先電話」として、西日本電信電話株式会社山口支店に申請し、あらかじめ承認を受けている。

非常電話については、災害等の非常事態が発生した場合、すべての通話に優先して接続される。

使い方は、100番をダイヤルして「非常電話」又は「緊急電話」であること及び必要とする理由を伝える。ただし、やむをえない特別の理由がある場合を除き、災害時優先電話から申し込むものとする。

非常電話及び緊急電話の通話内容については、次による。

非常電話 非常電報	洪水、津波、高潮等が発生し、もしくは発生の恐れがあることの通報又はその警報もしくは予防のため緊急を要する事項 災害の予防又は救援のため緊急を要する事項 災害の予防又は救援のため必要な事項
緊急電話 緊急電報	火災、集団的疫病、交通機関の重大な事故、その他人命の安全にかかわる事態が発生し、又は発生する恐れがある場合においてその予防、救援、復旧に関し緊急を要する事項 水道、ガス等の国民の日常生活に必要不可欠な役務の提供その他生活基盤を維持するため緊急を要する事項

非常電報については、すべての電報に優先して取り扱われる。

115番をダイヤルして「非常電報」又は「緊急電報」を申し込むか又は、NTT西日本山口支店に電報発信紙の欄外余白に「非常」又は「緊急」と朱書きして申し込むものとする。内容については上記のとおり。

イ 専用電話

防災関係機関が設置している専用電話には、警察電話等がある。災対法第57条により市長は防災関係機関及び市民に対し必要な通知及び警告ができる。

ウ 携帯電話

災害時等における非常通話の迅速、円滑を図りかつ輻輳を避けるため、つぎの携帯電話をあらかじめ「優先群収容回線」として、株式会社NTTドコモ中国支社山口支店に申請し、承認を受けている。

防災危機管理課 (課長)	090-8999-4901
〃	090-3177-4904
〃	090-8999-4900
〃	090-8999-4902
〃	090-8999-4905
〃	080-8247-9066
〃	080-8247-9067
〃	080-8247-9068
〃	090-7130-3772

携帯電話の「優先群収容回線」の使い方は、通常と同じ操作でよく、特別な操作は必要ない。

(2) 防災関係機関の無線通信の利用

防災関係機関は、激甚な災害が発生し、自己の無線通信機能が不通になったときには、代替無線設備の配備を県に要請し、あるいは他の機関が設置している無線通信を使用するなどして必要な通信を確保する。

宇部市には、県防災行政無線局が市役所、消防局、宇部県民局、県税事務所、宇部土木建築事務所、山口宇部空港、宇部港湾管理事務所、厚東川ダム管理事務所、真締川ダム管理事務所、山口大学医学部附属病院にある。

ア 非常無線通信の発受

非常無線通信は、無線局の免許人自らが発信、受信するほか、災害対策関係機関からの依頼に応じて発信、受信する。

また、免許人は、防災関係機関以外の者から人命の救助に関する通報及び急迫の危機又は緊急措置に関する通報の依頼を受けた場合は、非常無線通信実施の是非について判断の上発信する。

イ 非常通信協議会

非常通信の利用を円滑、的確に実施するため、「非常通信協議会」が設置されている。

名 称	機関数	会 長
中央非常通信協議会	38	総務省総合通信基盤局長
中国地方非常通信協議会	280	中国総合通信局長

ウ 非常無線通信利用に係る依頼文等

電報頼信用紙又は適宜の用紙に、宛先の住所、氏名、電話番号、本文、及び発信者の住所、氏名を記載し、最寄りの無線局に「非常」と表示して差し出す。本文は、できる限り簡略化し、なるべく200字以内にまとめる。

エ 非常通報の発信を行なう無線局及び移動無線局の派遣等

(ア) 非常通信協議会所属の無線局及びいずれの無線局からも発信できる。

(イ) 陸上移動無線局の派遣

有線通信が利用できない状況にあり、かつ付近に利用できる無線局が所在しない場合等に対処するため、中国地方非常通信協議会は、無線局設置機関と協議して、所属の陸上移動無線局の派遣を措置するものとする。

(ウ) 船舶無線局の利用

陸上無線局による非常通信の確保が困難な場合等には、入港中の漁船、商船等の

船舶無線局に対して発信を依頼することができる。

オ 非常無線・有線に共通する事項

(ア) 非常通信の電送に要する料金

- ・ N T T以外の無線局に依頼するときは、原則として有料である。
- ・ 伝送途上において、発信局、着信局のうち1局でもN T T所属の取扱局が関係すると、「料金免除扱いの電報」を除いて、全て有料となる。

(イ) 非常通信として取扱う通信の内容

非常通信（無線・有線）として取扱える通信の内容は、次に掲げるもの又はこれに準ずるものであればよい。

- ・ 人命の救助に関するもの
- ・ 天災の予警報（主要河川の水位を含む）及び天災その他の災害に関するもの
- ・ 緊急を要する気象、地震、火山等の観測資料
- ・ 電波法（昭和25年法律第131号）第74条実施の指令及びその他の指令
- ・ 非常事態に際しての事態の収拾、復旧、交通制限、その他の秩序の維持又は非常事態に伴う緊急措置に関するもの
- ・ 暴動に関する情報連絡及びその緊急措置に関するもの
- ・ 非常災害時における緊急措置を要する犯罪に関するもの
- ・ 遭難者救護に関するもの
- ・ 非常事態発生の場合における列車運転、鉄道輸送に関するもの
- ・ 鉄道路線、道路、電力設備、電信電話回線の破損又は障害の状況及びその修復復旧のための資材の手配及び運搬、要員の確保その他緊急措置に関するもの
- ・ 中央防災会議、同事務局、地方防災会議、緊急災害対策本部、非常災害対策本部及び災害対策本部相互間に発受する災害救援その他緊急措置に要する労務、施設、設備、物資及び資金の調達、配分、輸送等に関するもの
- ・ 救助法第7条及び災対法第71条第1項の規定に基づき、都道府県知事から医療、土木建築工事又は輸送関係者に対して発する従事命令に関するもの

カ 防災相互通信用無線

(ア) 大規模災害時に、円滑かつ的確な応急対策を関係機関が実施するため、県、関係市町、消防、警察、海上保安庁等相互間の通信連絡手段として「防災相互通信用無線」をそれぞれが整備しなければならない。

この防災相互通信用無線は、150MHz帯と400MHz帯とがあり、どちらも整備する必要がある。

(イ) この無線は、陸上移動局及び携帯局で構成され、移動範囲は当該無線局の目的を達成するために必要な陸上、海上又は空域となっていることから、当該地域の災害応急対策に必要な情報収集、連絡は、これを使用するなどして、通信の確保を図るものとする。

(3) 民間団体等の通信施設の活用

大規模な災害等が発生した場合、アマチュア無線、タクシー等の業務用無線は、発災初期における被害概況の情報提供、また、応急対策活動時においてはその機動力を活用しての情報収集・伝達活動等に威力を発揮することができる。

このため、市（防災危機管理課）は通信途絶時等における情報収集・伝達手段を補完するものとしてこれらの円滑な協力が得られるよう検討する。

第2項 通信施設設備の整備

1 市の対策

市（防災危機管理課）では、楠地域との非常時の無線手段を確保するため新たに防災用移動系無線（デジタルMCA無線）システムを導入し、次の2系統の通信網となる。今後は、防災行政無線（同報系）について、整備促進に努める。

(1) 防災用移動系無線800MHz（デジタルMCA無線）

ア 親局1局 半固定局1局

イ 携帯局100局

※令和4年4月1日現在の状況

(2) 携帯電話（防災関係課連絡系統で運用）

第4節 災害時の放送

第1項 放送局に対する放送の要請

1 市の措置

災害時において、市（防災危機管理課）は災害に関する予警報、災害に対してとるべき措置について通知、要請、伝達又は警告が緊急を要し、その通信に特別の必要があるときは、放送機関に放送を要請し（災対法第57条）、市民等へ必要な情報を提供する。

2 放送要請取扱要領

(1) 放送要請ができる災害

大規模な火事もしくは爆発等又は暴風等の自然現象による災害発生時。

(2) 放送手続

市（防災危機管理課）が、放送要請書により県に対して放送要請を行なう。

ただし、県との間に通信途絶等特別な事情がある場合は、市長は放送機関に対して直接要請を行なうことができる。この場合、市長は事後速やかに県に報告するものとする。

また、株式会社エフエムきららに対しては、協定に基づき市が直接放送要請を行うものとする。

[資料] 3-2-5 放送要請書

放送機関	連絡責任者	連絡先
NHK山口放送局	放送部長	083-921-3737
山口放送株式会社	報道部長	0834-32-1110
テレビ山口株式会社	報道制作局長	083-923-6113
株式会社エフエム山口	編成制作部長	083-924-4535
山口朝日放送株式会社	報道制作部長	083-933-1111
株式会社エフエムきらら	防災担当ディレクター	0836-35-1231

第2項 緊急警報放送

大災害の危機が迫っているときに、事前に市民等に情報を提供する手段として緊急警報放送がある。

緊急警報放送は、放送機関が発する緊急信号電波を専用の受信機又はこれを内蔵しラジオ・テレビ等が受信し、警報音等により市民に知らせるものである。

1 緊急警報信号の使用

緊急警報信号は、次のいずれかに該当するときで災害情報の伝達に特に緊急を要しかつ広域伝達に適した場合に使用される。

- (1) 大規模地震対策特別措置法により、大規模地震の警戒宣言が発せられたことを放送する場合。
- (2) 気象業務法の規定により、津波警報が発せられたことを放送する場合。
- (3) 災対法第57条に基づく、知事からの要請により放送する場合。

2 放送機関

緊急警報信号を使用して放送を行う放送機関は、日本放送協会（NHK山口放送局）である。

3 利用方法

市長（防災危機管理課）は、知事を通じて放送局に対し、緊急警報信号の放送を行うことを求める。

4 緊急警報受信機等の普及

緊急警報放送を受信するためには、専用の受信機又は内蔵したラジオ・テレビ等が必要であるが、その普及はまだ十分でなく、今後市及び防災関係機関は、災害予防の観点からこれの普及に努めるものとする。

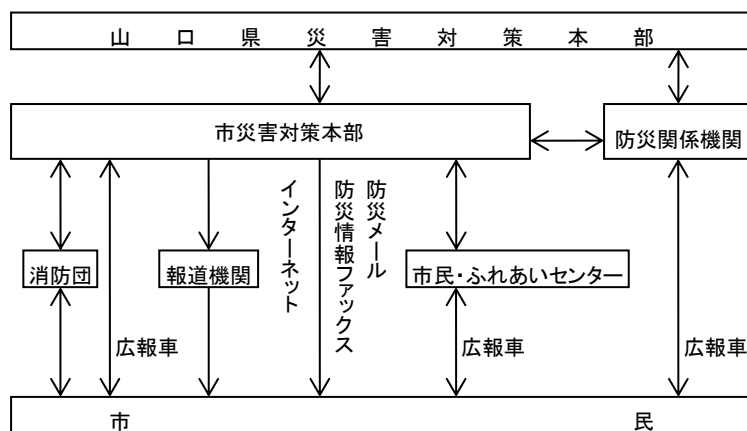
第5節 広報計画

第1項 広報実施機関

担当課	広報広聴課	市民活動課
対象	報道機関・市民	市民

第2項 災害時の広報活動

1 災害広報連絡系統図



2 情報の収集及び広報資料の作成

(1) 収集事項、収集内容及び収集対象機関

収集事項	収集の内容	収集対象機関
気象情報	情報の出所 情報発表の日時 情報の内容 住民の心構え及び対策	防災危機管理課
災害情報及び資料	情報の出所 災害発生の日時場所 災害の対象、範囲、程度 災害発生経過	防災危機管理課 各防災関係課 防災関係機関
避難等の措置の状況	情報の出所 避難措置の実施者 避難した地域、世帯、人数 緊急避難場所・避難所、避難日時 理由及び経過	地域福祉課
消防団、自衛隊等の出動状況	情報の出所 出動機関又は出動要請者 出動日時、出動対象、目的 出動人員、指揮者、携行機械器具等経過	消防局 防災危機管理課
応急対策の情報及び資料	情報の出所 応急対策実施日時 応急対策の内容 実施経過及び効果	防災危機管理課 各防災関係課 防災関係機関
商業施設や金融機関の営業状況、医療機関の診療情報	営業店舗の所在地・営業時間 診療を実施している医療機関の診療科目・所在地・診療時間	商工振興課 出納室 地域医療対策室

その他災害に関する各種措置の状況	情報の出所 措置の実施者 措置の内容、対象、実施機関 実施理由、経過、効果	防災危機管理課 各防災関係課 防災関係機関
美談などの災害関連情報	情報の出所、日時、場所 内容、経過、連絡先	防災危機管理課 各防災関係課 防災関係機関

(2) 災害広報の実施方法

広報対象	広報事項	実施担当	広報手段
市民	気象情報等の周知 防災上の注意事項 応急対策状況の周知 避難指示等の周知 商業施設や金融機関の営業状況 医療機関の診療情報	市民活動課 広報広聴課 商工振興課 出納室 地域医療対策室 消防機関 防災危機管理課	広報車巡回 報道機関へ依頼 防災関係機関へ依頼 防災メール・防災屋外スピーカー・エリアメール・緊急速報メールなど
防災関係機関	気象情報等の周知 防災上の注意事項 応急対策状況の周知 避難指示等の周知	防災危機管理課	防災用移動系無線
報道機関	気象情報等の周知 防災上の注意事項 応急対策状況の周知 避難指示等の周知 商業施設や金融機関の営業状況 医療機関の診療情報	広報広聴課 防災危機管理課	Lアラート配信、FAX送信

3 消防局の災害広報活動

地域住民の不安や混乱の防止及び消防活動への協力を得るため、迅速かつ適切な広報活動を実施する。

この場合、情報の混乱をきたさないよう、市（防災危機管理課）と情報の一元化、役割分担について協議する。

(1) 住民広報

住民に対する注意と警戒を喚起するとともに避難指示等により不安の解消と迅速適切な避難を行うために実施する。

ア 災害情報

- (ア) 気象情報
- (イ) 被害状況
- (ウ) 危険区域の状況、警戒区域の設定状況
- (エ) 安否情報
- (オ) 道路交通情報

- (カ) その他必要事項
- イ 避難広報
 - (ア) 避難指示の出された地域の範囲等
 - (イ) 避難先（緊急避難場所等の所在地、名称）
 - (ウ) 避難経路
 - (エ) 避難の理由（危険切迫の理由）
 - (オ) 避難上の留意事項（戸締まり、火気の点検、服装、携行品、集団避難等）
 - (カ) 避難順位
 - (キ) その他必要事項

(2) 報道広報

警察、消防局、市（広報広聴課）と調整の上、次の事項について、発表する。なお、市対策本部が設置された場合は、消防単独の発表は行わない。

ア 被災状況等

- (ア) 消防活動の概況及び関係機関の対応状況等
- (イ) 災害危険区域等
- (ウ) 避難、警戒区域設定状況
- (エ) 避難状況、災害に対する留意事項

(3) 伝達・広報手段

ア 広報は、有線放送、広報車、航空機、口頭伝達、テレビ、ラジオ等公共放送機関を活用して行う。

イ 住民等への伝達内容が緊急を要し、他の方法による伝達が困難な場合は、放送要請の手続きをとる。

第3項 放送局の報道計画

1 法令に基づく放送送出

(災対法第57条、気象業務法第15条、日本赤十字社法第34条)

要請者	放送機関	要請受理窓口	措置
知事 市長 日本赤十字社 等	NHK	放送部長	NHK、KRY、TYS、 FMY、YABは、緊急 放送の要請を受けたと きは、検討の上、次の事 項等に留意して、その都 度決定し、放送を実施す る ・放送送出内容 ・要請側の連絡責任者 ・優先順位 ・その他必要な事項
	日本放送協会山口放送局		
	KRY	報道部長	
	山口放送株式会社		
	TYS	報道制作局長	
	テレビ山口株式会社		
FMY	編成制作部長		
株式会社エフエム山口			
YAB	報道制作部長		
山口朝日放送株式会社			

2 各放送局の対応

(1) NHK山口放送局

種 類	放送要領
臨時ニュース	(1) チャイムを鳴らす。 (2) 番組を中断して送出。定時放送終了後も臨時に送出。
ニュース速報	番組を中断又はステーションブレイクを利用して送出。 テレビ画面は、スーパーで送出する場合もあり。
気象警報等	気象警報、津波警報・注意報、地震情報、台風情報等は「臨時ニュース」又は「ニュース速報」に準じて送出。

(2) 山口放送

- ア 定時ニュースの時間で放送
- イ 定時の天気予報の時間で放送
- ウ 番組の途中又はステーションブレイクに、ニュース速報として放送
- エ 報道特別番組の制作、放送

(3) テレビ山口

- ア JNNニュース、TYSニュースによる定時のニュース報道
- イ 天気予報の利用による報道
- ウ 番組中のスーパーインポーズによる速報及びスポットによる臨時報道
- エ 緊急事態発生の際は、ローカル番組を変更し、報道特別番組等を組み放送

(4) エフエム山口

- ア JFNニュース
- イ 天気予報の利用による放送
- ウ 自社制作の番組の途中又はステーションブレイクにニュース速報として放送
- エ 緊急事態の際は特別報道番組を制作、放送

(5) 山口朝日放送

- ア ANNニュース、YABニュースによる定時のニュース報道
- イ 天気予報の利用による報道
- ウ 番組中のスーパーインポーズによる速報及びスポットによる臨時ニュースを放送
- エ 緊急事態の際は、自社制作番組を変更し、報道特別番組等を制作、放送

(6) エフエムきらら

- ア 災害発生時又は発生の恐れがある場合に災害情報を放送

(7) 山口ケーブルテレビジョン

- ア L字画面に切替え、文字放送による放送

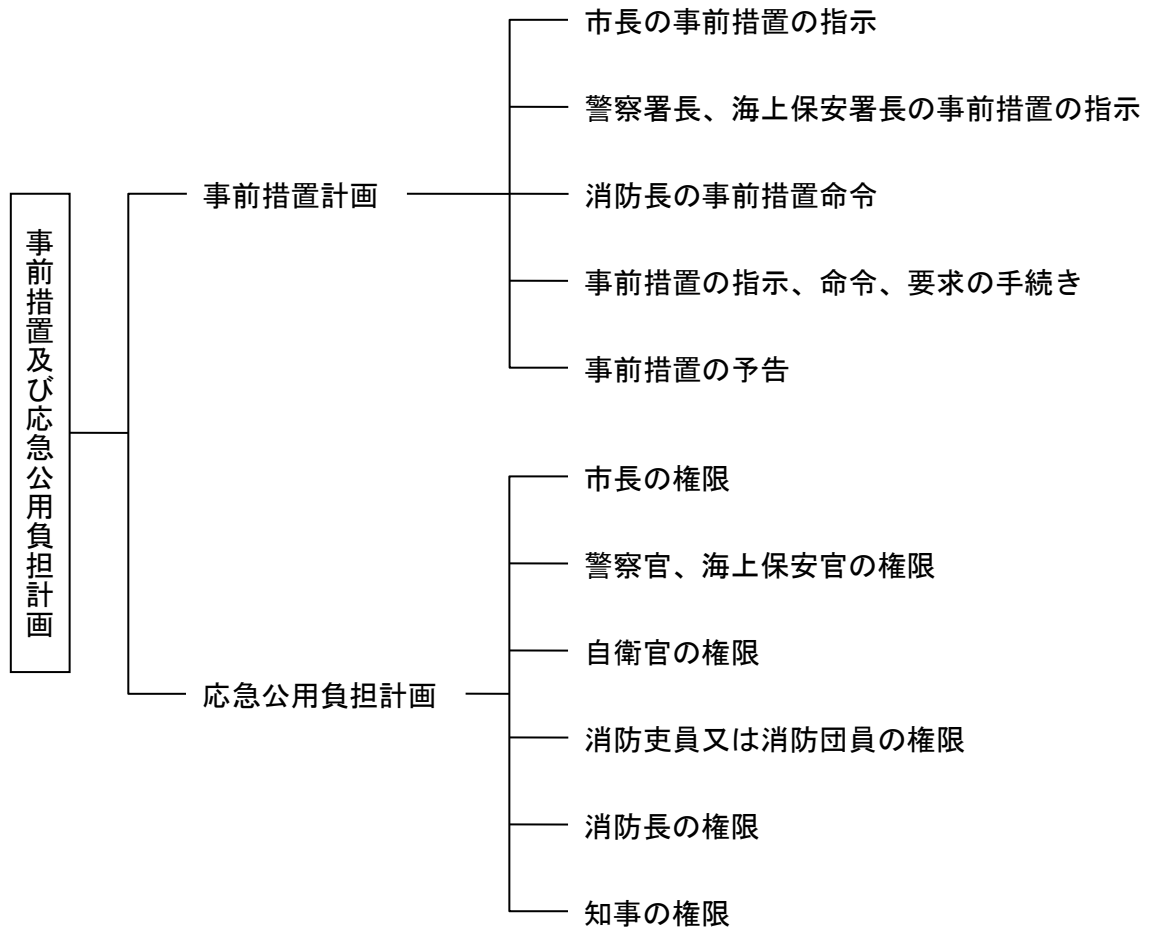
第4項 安否情報の提供 【県（防災危機管理課（消防保安課））・市】

県及び市は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、安否情報を回答するよう努めるものとする。この場合において、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係機関と協力して、被災者に関する情報

の収集に努める。

なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け、加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底する。

第3章 事前措置及び応急公用負担計画



第1節 事前措置計画

第1項 市長の事前措置の指示（災対法第59条1項）

1 指示権発動の条件

災害が発生するおそれがあるときは、災害が発生した場合においてその災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、災害の拡大を防止するため必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置をとることを指示することができる。

この措置は、災害の発生するおそれのあるとき以外の平常時において、とることはできない。

- (1) 予警報が発せられたとき（災対法第59条1項）
- (2) 警告をしたとき（災対法第56条）
- (3) 水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき（水防法第12条）
- (4) 水防上危険であると認められる所があるとき（水防法第9条）
- (5) 地震、台風、水害、火災の非常事態における知事の指示があった場合（消防組織法第43条）

2 指示の対象

危険物の製造所・貯蔵所・高圧線・高い煙突・ネオン看板・材木・危険物等災害が発生した場合にその災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の所有者、占有者又は管理者

3 指示の内容

災害が発生した場合に災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の除去、補強、保安措置、その他必要な措置

4 代執行

指示事項を履行しない場合は、行政代執行法に基づいて市長が代執行できる。（第2節応急公用負担関連）

第2項 警察署長、海上保安署長の事前措置の指示（災対法第59条2項）

警察署長、海上保安署の長は、市長から要求があったときは、第1項の市長の指示を行うことができる。

ただし、指示を行ったときは、直ちにその旨を市長に通知しなければならない。

第3項 消防長の事前措置命令（消防法第3条）

1 命令発動の条件

- (1) 屋外において火災の予防に危険であると認める場合
- (2) 屋外において消防活動に支障となると認める場合

2 命令の対象

屋外において火災予防に危険であると認める行為者又は火災予防に危険であると認める物件もしくは消防活動に支障になると認める物件の所有者、管理者又は占有者で権限を有する者。

3 命令の内容

- (1) 火遊び、喫煙、たき火、溶接その他これらに類する行為の禁止もしくは制限又はこれらの行為を行う場合の消火準備
- (2) 残火、取灰又は火粉の始末
- (3) 危険物又は放置されもしくはみだりに存置された燃焼のおそれのある物件の除去その他の処理
- (4) みだりに存置された物件の整理又は除去

第4項 事前措置の指示、命令、要求の手続き

原則として文書によるのが適当であるが、緊急を要する措置であるので、口頭により、事後文書を交付する。

第5項 事前措置の予告

事前措置の指示、命令、要求は緊急事態が切迫した場合に即時に管理者等に対して行うことができるが、その時になって初めて指示等を行ったのでは、直ちに適切な措置ができない場合が予測されるので、災害が発生した場合、事前措置の対象となることが予測できるものについては、あらかじめ管理者等に対して次の様式により予告を行うものとする。

[資料] 3-3-1 事前措置予告通知書

第2節 応急公用負担計画

第1項 市長の権限（災対法第64条、65条）

1 権限行使の要件

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるとき。

2 公用負担の内容

(1) 物的公用負担（災対法第64条）

- ア 土地建物その他の工作物の一時使用
- イ 土石、竹木その他の物件の使用又は収用
- ウ 現場の災害を受けた工作物又は物件で、応急措置の実施の支障となるものの除去、破壊、移転、伐採等

- (2) 人的公用負担（災対法第65条）
住民又は現場にある者を応急措置に従事させることができる。

3 公用負担の手続き等

- (1) 物的公用負担
公用令書は要しないが、事後速やかに手続きを要す。（災対法第64条、同法施行令第24条～27条、行政代執行法第5条、6条）
- (2) 人的公用負担
相手方に口頭で指示する。

4 損失補償及び損害賠償

災対法第82条1項、84条1項の規定による。

第2項 警察官、海上保安官の権限（災対法第64条7項、65条2項、63条2項）

市長もしくはその委任を受けた市の吏員が現場にいないとき、又はこれらの要求があったときは、市長の公用負担の職権を行う。

なお、措置を行った後は、直ちにその旨を市長に通知しなければならない。

第3項 自衛官の権限（災対法第64条8項、65条3項、63条3項）

市長もしくはその委任を受けた市の吏員が現場にいない場合に限り、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、市長の公用負担の職権を行う。

なお、措置を行った後は、直ちにその旨を市長に通知しなければならない。

第4項 消防吏員又は消防団員の権限（消防法第29条）

火災のみならず、水災を除く他の災害に準用する。（消防法第36条）

1 権限行使の要件と権限の内容

- (1) 物的公用負担
消火、延焼の防止、人命救助のため必要があるときは、火災が発生しようとし、又は発生した消防対象物及びこれらのある土地を使用し、処分し、又はその使用を制限することができる。
- (2) 人的公用負担
緊急の必要があるときは、火災の現場付近にある者を消火もしくは延焼防止又は人命救助その他の消防作業に従事させることができる。

2 損失補償及び損害補償

消防法第29条3項、36条の3の規定による。

第5項 消防長の権限（消防法第29条、30条、36条）

火災のみならず、水災を除く他の災害に準用する。（消防法第36条）

1 権限行使の要件と内容

- (1) 火勢、気象の状況その他周囲の事情から合理的に判断して、延焼防止のためやむを得ないと認めるときは、延焼のおそれのある消防対象物及びこれらのある土地を使用し、処分し又はその使用を制限することができる。
- (2) 消火、延焼防止、人命救助のため緊急の必要があるときは、(1)以外の消防対象物及びこれらのある土地を使用し、処分し又は使用を制限することができる。
- (3) 火災の現場に対する給水を維持するため緊急の必要があるときは、水利を使用し又は用水路の水門、樋門、水道の制水弁の開閉を行うことができる。

2 損失補償及び損害補償

消防法第29条3項、36条の2の規定による。

第6項 知事の権限（救助法第7条、8条、災対法第71条、81条）

1 救助法を適用した場合（救助法第7条、8条、災対法第71条、81条）

(1) 従事命令

ア 権限行使の要件

救助を行うため、特に必要があると認めるとき。

イ 命令の対象（救助法施行令第4条）

(ア) 医療関係者

医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師

(イ) 土木建築工事関係者

土木技術者又は建築技術者、大工、左官、とび職、土木業者、建築業者及びこれらの者の従事者

(ウ) 輸送関係者

地方鉄道業者、軌道経営者、自動車運送事業者、船舶運送事業者、港湾運送事業者及びこれらの者の従事者

ただし、内閣総理大臣より他の都道府県の救助の応援を命ぜられた場合は、医療又は土木建築関係者のみが対象となる。

ウ 命令の内容

救助に関する業務に従事させる。

エ 命令の手続き（救助法第7条第4項）

オ 実費弁償

災害救助法7条5項の規定による。

カ 扶助金の支給

災害救助法第12条の規定による（協力命令についても同様）。

(2) 協力命令（救助法第8条）

救助を要する者及びその近隣の者を救助に関する業務に協力させることができる。

(3) 物的公用負担（救助法第9条）

ア 権限行使の要件

救助を行うため特に必要があると認めるとき、又は内閣総理大臣の命令を実施するとき

イ 権限の内容と対象（救助法施行令第6条）

（ア）病院、診療所、旅館又は飲食店の施設の管理

（イ）土地、家屋、もしくは物資の使用

（ウ）物資の生産、集荷、販売、配給、保管もしくは輸送を業とする者に対して、その取扱う物資の保管又は収用

ウ 公用負担の手続き

公用令書により命じる。（救助法第9条第2項）

エ 損害補償

救助法第9条第2項の規定による。

2 災対法に基づく知事の命令権（災対法第71条）

(1) 権限行使の要件

災害が発生した場合において、次の事項について応急措置を実施するため、特に必要があると認められるとき。

ア 災害を受けた児童及び生徒の応急教育に関する事項

イ 施設及び設備の復旧に関する事項

ウ 清掃、防疫、その他の保健衛生に関する事項

エ 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項

オ 緊急輸送の確保に関する事項

カ その他災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置に関する事項

(2) 権限の対象と内容

救助法を適用した場合の例による。（従事命令、協力命令、物的公用負担）

(3) 命令の手続き

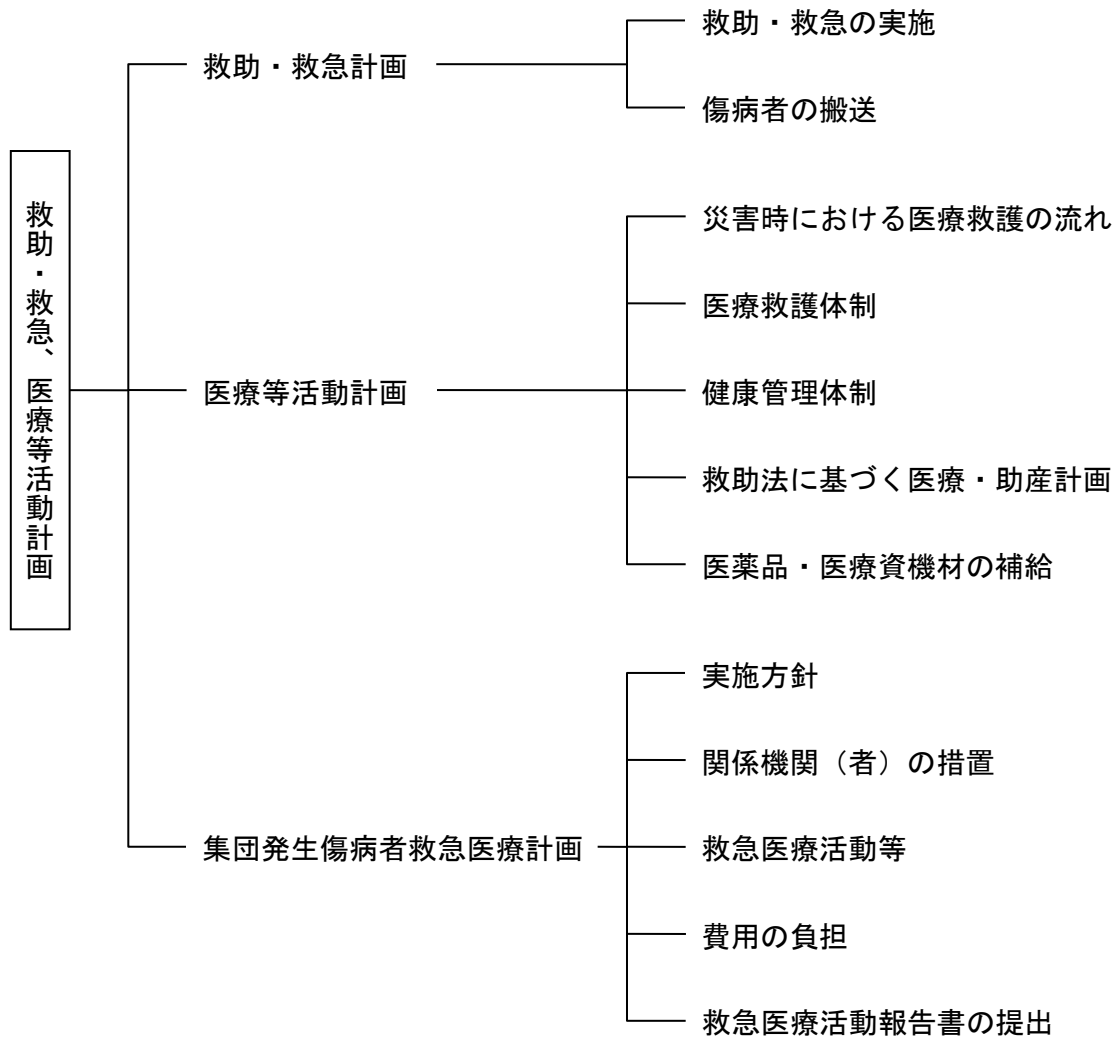
公用令書により命じる。（災対法第81条）

(4) 損失補償及び損害補償

災対法第82条、84条の規定による。

[資料] 3-3-2 公用令書

第4章 救助・救急、医療等活動計画



第1節 救助・救急計画

第1項 救助・救急の実施

1 実施機関

(1) 消防局

ア 大規模な災害事故発生により多数の傷病者等が発生した場合、宇部・山陽小野田消防組合救急業務規程によるほか、この計画により消防署、消防団の全機能をあげて救出、救護、搬送の救急業務を行う。

大規模災害事故とは、次に掲げる場合で、死傷者が多数に及ぶとき。

- (ア) 火災、水災、地震、陥没、崖崩れ、地滑り等によるもの
- (イ) すべての陸上の交通機関及び航空機等の事故によるもの
- (ウ) 旋風、突風等及び船舶の転覆、浸水によるもの
- (エ) 爆発物等の爆発及びガス・危険物の漏洩等によるもの
- (オ) その他によるもの

イ 救助・救急活動は、消防機関が行い、消防機関は、災害に対応した救助・救急資機材を活用して組織的な人命救助・救急活動を実施する。

ウ 救助・救急の必要な現場への出動は、救命効果を確保するため、状況に応じて救急隊と他の隊（救助隊等）が連携して出動する。

エ 救助活動に必要な人員、資機材等が不足する場合は、直ちに、近隣市町に対し必要な応援要請を行うとともに、県に対して、自衛隊の派遣、緊急消防援助隊の応援要請を行い、救助活動に必要な体制を確保する。

オ 救助活動に必要な重機等の資機材が不足する場合は、関係事業者の協力を仰ぎ迅速に調達する。

カ 警察、医療機関、県等と積極的に連携し、負傷者の救出・救助に万全を期する。

キ 救急活動にあたっては、あらかじめ定めた救護所、又は必要に応じ災害現場付近に救護所を設置し、医療関係機関・消防団・ボランティア等と連携し、負傷者の救護にあたる。

ク 負傷者の搬送は、救命処置を必要とする重傷者を最優先とし、関係機関と連携し、後方医療機関へ搬送する。

(2) 市（地域医療対策室）

ア 警察、医療機関、県等と積極的に連携し、負傷者の救出・救助に万全を期する。

イ 救急活動にあたっては、あらかじめ定めた救護所、又は必要に応じ災害現場付近に救護所を設置し、医療関係機関・消防団・ボランティア等と連携し、負傷者の救護にあたる。

(3) 警察

ア 別に定める計画に基づき、救出・救助活動を実施する。

イ 市、消防局・消防団、自衛隊、日赤山口県支部等と積極的に連携し負傷者の救出・救助に万全を期する。

ウ 関係機関と協力して、行方不明者の捜索にあたる。

(4) 海上保安署

ア 船舶の海難、海上における人身事故（行方不明者を含む。）等が発生した場合は、所属巡視船艇、航空機を集中的かつ効率的に運用し、救助活動を実施する。

- イ 必要に応じ、本部に対し船艇、航空機及び特殊救難隊等の派遣を要請する。
- ウ 負傷者の搬送・救護にあたっては、県、市、日赤山口県支部、消防関係機関等と協力して、救助活動の実効を期する。
- エ 救出・救助に自衛隊の応援が必要と認めるときは、派遣要請を行い、救出・救助に万全を期する。
- オ 海上における救難・救出活動等の実施に支障を来たさない範囲において、陸上における救助・救急活動等について支援する。

(5) 自衛隊

県知事等からの要請を受け、消防機関、警察、医療機関と連携し、負傷者の救助・救出、行方不明者の捜索にあたる。

2 救助法による救出の実施

救助法が適用された災害により、生命身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し又は救出して、その者を保護することを目的とする。

この場合の実施機関は、市長に委任されており、消防局が行う。

(1) 救出を受ける者

- ア 災害のため、現に生命身体が危険な状態にある者又は、生死不明の状態にある者
 - ・地すべり、がけ崩れ等により生き埋めになったような場合
 - ・行方不明の者で諸般の情勢から生存していると推定される者
 - ・行方不明は判っているが、生命があるかどうか明らかでない者

(2) 救出の実施期間

- ア 災害発生の日から3日以内。
- イ 災害の状況により内閣総理大臣の承認を得て救出期間を延長することができる。

(3) 救出のための費用

国庫負担の対象となる費用の範囲は、次のとおり。

- ア 借上費… 船艇その他救出に必要な機械器具の直接捜索及び救出に使用した期間中の借上費
- イ 修繕費… 救出のため使用（借上使用含む。）した機械器具の修繕費
- ウ 燃料費… 機械器具を使用する場合のガソリン代、石油代、捜索、救出作業を行う場合の照明代、又は救出した者を蘇生させるために必要な採暖用燃料費

(4) 整備保存帳簿

消防局は下記の書類を防災危機管理課に提出し、防災危機管理課は内容を確認した後、地域福祉課に提出し、地域福祉課は県（厚政課）に報告、保存するものとする。

- ア 救助実施記録日計票（様式5-2）
- イ 被災者救出用機械器具燃料受払簿
- ウ 被災者救出状況記録簿
- エ 被災者救出関係支払証拠書類

3 住民及び自主防災組織の役割

住民及び自主防災組織は、自発的に被災者の救助・救急活動を行うとともに、救助・救急活動を実施する各機関に協力するよう努めるものとする。

第2項 傷病者の搬送

1 傷病者の搬送手順

(1) 傷病者搬送手順の判定

医療救護責任者及び救急隊は、救助隊等から運び込まれた傷病者に救命処置等を行ったのち、医療機関に搬送するか否かを判断する。

(2) 傷病者の後方医療機関への搬送

ア 消防局又は医療機関の救急車等により搬送するものとするが、対応が困難な場合は、市又は関係機関に搬送用車両の手配、配車を依頼する。

イ 傷病者搬送の要請を受けた県又は関係機関は、救護班で示された順位に基づき、収容先医療機関の受け入れ体制を十分確認の上、搬送する。

ウ 重傷者等の場合は、消防防災ヘリコプター及びドクターヘリを活用し、必要に応じて山口大学、自衛隊、海上保安署等に対し、ヘリコプターによる搬送を要請する。

2 傷病者搬送体制の整備

(1) 情報連絡体制

傷病者を迅速かつ的確に後方医療機関へ搬送するためには、収容先医療機関の被災状況、空きベッド数等情報の把握が必要となる。

このため、県（健康福祉センター）は、広域災害救急医療情報システムを活用し、災害発生と同時に管内医療機関の把握に努め、医療救護所との連絡調整を図る。

(2) 搬送順位

あらかじめ、地域ごとに医療機関の規模、位置、診療科目等をもとに、およその搬送可能者数を想定しておく。

[資料] 3-4-4 病院

(3) 搬送経路の確保

緊急道路の確保に係る県対策部（道路整備課、交通規制課）との連携体制を図り、柔軟な後方医療機関への搬送経路を確保する。（道路整備課、警察署）

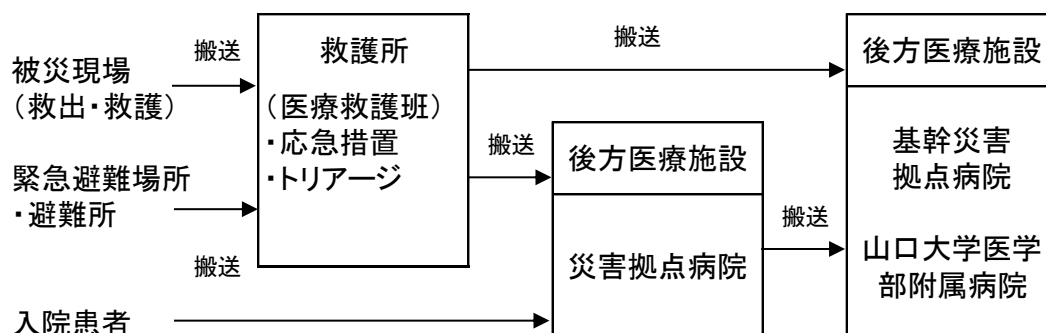
(4) トリアージ・タグの整備

大規模災害時における傷病者の適切な処置、搬送を混乱なく行うため、医療救護活動に関わる関係機関（地域医療対策室、消防局）は、治療順位を決定する際に必要となるトリアージ・タグの整備を図る。

[資料] 3-4-5 標準トリアージ・タグ

第2節 医療等活動計画

第1項 災害時における医療救護の流れ



第2項 医療救護体制

1 医療救護活動

(1) 医療救護班の編成

ア 市（地域医療対策室）は、状況に応じ、県（健康福祉センター）の広域災害救急医療情報システムと連携を図り必要な医療救護所数、医療救護班数を算出し、地域の救護体制の実情把握に努めるとともに、医師会等の協力を得て、災害時の医療救護班（歯科医療救護部隊を含む。）を確保する。

イ 医療救護班の編成基準

医師・歯科医師	2～3名	
薬剤師	1名	必要に応じて編入
看護師・歯科衛生士	4～6名	うち1名は師長
事務職員	1名	
診療車等の車両を有するとき運転手1名		

※ 医療救護班はおおむね1救護所1班を目安に編成する。

(2) 市（地域医療対策室）の活動内容

ア 宇部市医師会等の協力を得て、医療救護班を設置する。

イ 市のみでは十分でない判断した場合は、県（健康福祉センター）に応援要請を行う。要請は電話等でよいが後日正式に文書をもって行う。

この場合、次の事項を示して応援要請を行う。

- ・医療救護班の派遣要請場所及び派遣期間
- ・必要とする医療活動の内容（内科、外科、産婦人科等の別）及び必要資機材
- ・応援必要班数
- ・現地への進入経路、交通状況
- ・その他参考になる事項

ウ 緊急を要する場合は、隣接の市町等に応援の要請を行い、事後県（健康福祉センター）にその状況を報告するものとする。

(3) 救護所の設置

ア 医療救護班は、市があらかじめ定めた救護所又は被害の状況に応じ県が設置する救護所において、救護活動を実施する。救護所の設置場所は、原則として、緊急避難場所、避難所、災害現場とするが、災害の状況により必要と認めるときは、関係機関の協力を得て、発災地周辺の医療施設を救護所とする。

イ 医療救護班の業務内容は、病院その他の医療施設で本格的な治療を開始するまでの応急的処置で概ね次のとおりとする。

(ア) 傷病者に対する応急措置

(イ) 後方医療施設への転送の可否及び転送順位の決定

(ウ) 輸送困難な患者、軽傷患者等に対する医療

(エ) 助産救護

(オ) 死亡の確認、死体の検案・処理

(4) 避難所救護センターの設置

ア 避難生活が長期にわたる場合、避難所救護センターを設置することとなるが、その設置、運営は、医療機関の稼働状況を勘案して県が行う。この場合、市（地域医療対策室）、市医師会と協議して設置する。

イ 避難所救護センターの医師については、初期においては内科系を中心とした編成に努め、その後、精神科医等を含めた編成に切替える。

2 後方医療体制

(1) 災害拠点病院

県（医務班）は、2次医療圏ごとに災害拠点病院を定め、救護所で救急処置された傷病者のうち、入院し本格的治療を要する者について、必要な医療救護活動を行う。

(2) 基幹災害拠点病院

県（医務班）は、基幹災害拠点病院を定め、救護所又は災害拠点病院で治療された傷病者のうち、特殊な治療を必要とする者、また、高度な救命処置を必要とする者について、必要な医療救護活動を行う。

(3) 災害拠点病院、基幹災害拠点病院は、災害時の後方医療機関として迅速かつ的確な医療措置を実施するために、防災能力の向上を図る。また、担当者の訓練、医薬品、医療資機材の確保をしておくものとする。

(4) 現場救護班及び避難所救護センターと後方医療機関との間の連絡調整、情報提供は県（医務班）が実施する。

(5) 後方医療機関への傷病者の搬送について、県は必要に応じ、緊急輸送関係省庁（国土交通省、海上保安庁、防衛省、消防庁、警察庁）に対し、輸送手段の優先的確保を要請する。

3 個別疾病対策

(1) 人工透析

人工透析については、慢性的患者及び災害によって生じる挫滅症候群（クラッシュ・シンドローム）による急性患者に対して実施することが必要となる。

このため、次の方法により人工透析医療の確保を図る。

ア 発災時には、日本透析医会が被災地及び近隣における人工透析患者の受療状況及び透析医療機関の稼働状況を把握し、県（災害救助部）へ伝達する。

- イ 救急医療情報センターは、透析医療機関の稼働状況を県、市、消防局に提供する。
- ウ これらの情報をもとに、県（医務班）及び市（地域医療対策室）は、報道機関等を通じて、透析患者や患者団体等への確な情報を提供し、診療の確保を図る。
- エ 処置に必要な水、医薬品の確保については、必要な情報を日本透析医会が県に提供するとともに、必要な措置を要請する。
- オ 県（医務班）は、直ちに関係機関に連絡し、必要な措置を講じるものとする。

（2）難病

県（健康福祉センター）は、難病患者等の医療に必要な医薬品等を確保するため、次の対策を講じる。

ア 医療機関、県、国と一体となった情報収集及び連絡体制を確立する。

イ 難病治療に必要な医療機器及び医薬品（例：ALS等の在宅人工呼吸器、酸素、クローン病の成分栄養、膠原病のステロイド系薬品等）の把握に努め、薬品の確保を図る。

第3項 健康管理体制

災害時における健康管理は、一次的には市（健康増進課）が実施する。

保健福祉専門職活動の一元化が必要な場合、「宇部市災害時保健活動マニュアル」に基づき、健康増進課長の指示により、市の保健福祉専門職で構成された「健康管理班」が行う。

県（健康福祉センター）は、これを応援・補完する立場から直轄健康管理班を編成し、市からの応援要請、また、自ら出動し、健康管理活動を実施するとともに、関係機関に支援を要請する。

1 健康管理活動

医療救護班との連携のもと、被災者のニーズ等に的確に対応した健康管理（保健指導及び栄養指導等をいう。）を行う。

（1）健康管理班の編成

1班あたりの構成は「宇部市災害時保健活動マニュアル」に基づき、保健師・栄養士を中心とした、保健福祉専門職2名程度とし、状況に応じて、医師・看護職員等を編入する。

（2）市（保健福祉専門職）の活動

ア 医療救護班との連携のもと、保健師等により、被災者のニーズに的確に対応した健康管理（保健指導・栄養指導）を行う。

イ 市のみでは十分対応できないと判断した場合は、県（健康福祉センター）に応援要請を行う。

ウ 緊急を要する場合は、直接近隣の市町に応援要請を行い、事後県（健康福祉センター）にその状況を報告するものとする。

（3）健康管理活動の内容

ア 避難所等における保健指導（健康・栄養相談・健康教育等）及び家庭訪問指導

イ 要配慮者（高齢者、障害者、難病患者、妊婦、乳幼児等）に対する保健指導

ウ メンタルヘルスケアの実施

エ 避難所における食事、共同調理、炊き出し等の指導助言

オ 肺血栓塞栓症（いわゆるエコノミークラス症候群）、熱中症の予防対策

カ 関係機関との連絡調整

第4項 救助法に基づく医療・助産計画

1 実施機関

(1) 市

災害時において、平常時の医療及び助産が不可能又は困難になったときは、市長（地域医療対策室）が医師会長等の協力を得てその対策を実施する。

(2) 県

救助法が適用されたときは、知事が行う。ただし、知事がその職権を市長に委任したとき又は緊急に医療救護を実施する必要がある時は、救助法施行細則第2条第1項の規定により、市長が着手することができる。

(3) 日赤山口県支部

救助法が適用されたときは、知事の委託を受けて医療救護・助産活動に従事する。

[資料] 3-4-7 山口県赤十字奉仕団

(4) 宇部市医師会

救助法が適用されたときは、市長の委託を受けて医療救護・助産活動に従事する。

2 医療救護・助産の対象

(1) 医療を受ける者

ア 応急的に医療を施す必要のある者で、災害のため医療の途を失った者。

イ 経済的能力の有無は問わない。また、障害を受け又は疾病にかかった日時を問わない。

ウ 被災者のみに限定されない。

(2) 助産を受ける者

ア 災害発生の日以前又は以後7日以内に分娩（死産及び流産含む）した者で助産の途を失った者

イ 経済的能力の有無は問わない。また、被災者であるかどうかも問わない。

3 医療救護・助産対象の範囲

(1) 医療の範囲

ア 診察

イ 薬剤又は治療材料の支給

ウ 処置、手術、その他の治療及び施術

エ 病院又は診療所への収容

オ 看護

(2) 助産の範囲

ア 分娩の介助

イ 分娩前及び分娩後の処置

ウ 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給

4 医療救護・助産の実施方法

(1) 医療の実施方法

- ア 原則として、救護班により実施する。
- イ 重傷患者等で、救護班では、人的、物的設備又は薬品衛生資材等の不足のため、治療が実施できない場合は、病院又は診療所へ移送し、治療できるものとする。
- ウ 次の場合、最寄りの一般診療所機関に入院又は通院の措置をとることができるものとする。
 - (ア) 災害の範囲が広範で救護班の派遣能力又は活動能力の限界を超える場合。
 - (イ) 救護班の到着を待ついとまがないとき。

(2) 助産の実施方法

- ア 医療の場合と同様に救護班によって行われることが望ましいが、出産は一刻を争う場合が多いことから助産師により実施できる。
- イ 救護班及び助産師によるほか特別の事情があるときは、産院又は一般の医療機関で実施することができるものとする。

5 措置手続等

(1) 救護班による場合

- 救護班が直接対象者を受け付け、診療記録により処理する。
- 次の帳簿等を整備し、市（地域医療対策室）に提出しなければならない。
 - ア 救助実施記録日計票（様式5-2）
 - イ 医療品衛生材料受払簿
 - ウ 救護班活動状況（様式12）

(2) 医療機関による場合

- ア 市（地域福祉課、市民活動課）は、生活保護法による医療券に「災害」と朱書きして、直接対象者に交付する。
- イ 市（地域福祉課、市民活動課）は、医療券を交付するときは、医療及び助産を実施する医療機関を指定するものとする。
- ウ 市（地域医療対策室）は、次の帳簿等を整備し防災危機管理課に提出しなければならない。防災危機管理課は確認の上、地域福祉課に提出する。地域福祉課は県（厚政課）に提出し、保存する。
 - (ア) 救助実施記録日計票（様式5-2）
 - (イ) 医療衛生材料受払簿
 - (ウ) 救護班活動状況（様式12）
 - (エ) 病院、診療医療実施状況（様式13）
 - (オ) 助産台帳（様式14）
 - (カ) 診療報酬に関する証拠書類
 - (キ) 医療品衛生材料等購入関係支払証拠書類

6 費用の範囲

(1) 医療のために支出できる費用の基準

- ア 救護班の費用
 - (ア) 使用した薬剤、治療材料及び医療器具破損等の実費
 - (イ) 事務費、派遣旅費等（旅費、日当、超過勤務手当）

日本赤十字社の場合は、知事との委託契約により、救助法第34条の定めによる補償費の中に含まれる。

(ウ) 救護班が使用し、又は患者移送のための車両等の借上料及び燃料費（別途輸送費として取り扱うものとする）

イ 一般の病院又は診療所で措置した場合の費用

医療保険制度の診察報酬の額以内（救助法による医療を受ける者が、医療保険制度に加入している場合の医療費の支出は、法による医療である限り全ての保険給付に優先するものとする。）

ウ 施術者で措置した場合の費用

厚生労働大臣が定める協定料金の額以内

(2) 助産のため支出できる費用の基準

ア 救護班、産院その他の医療機関で措置した場合

使用した衛生材料及び処置費（救護班の場合は除く）等の実費

イ 助産師により措置した場合

当該地域における慣行料金の8割以内の額

7 費用の請求

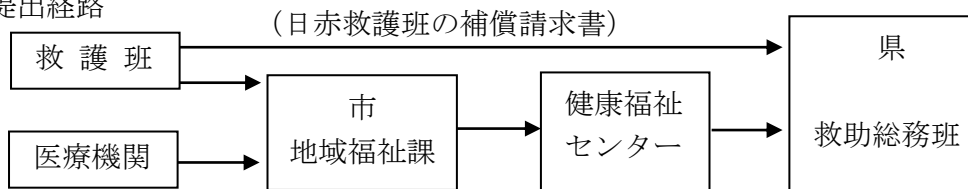
(1) 救護班の費用の請求

救護班又は医療、助産に要した経費請求書を健康福祉センターを通じて知事（県救助総務班）に提出する。

(2) 医療機関（助産を含む。）による場合の費用請求

措置対象者が提出した医療券（生活保護法による医療券に「災害」と朱書きしたもの）に所要事項を記載して、社会福祉事務所を通じて知事（県救助総務班）に提出する。

(3) 提出経路



(4) 日赤救護班又は従事命令による救護班以外の者が任意に行った場合の医療・助産活動については救助法による実費弁償及び医療、助産経費の実費支出はできない。

8 実施期間

(1) 医療の期間

ア 災害発生の日から14日以内とする。

イ 特別の事情があるときは、市（地域医療対策室）は県（医務班）に特別基準（期間の延長）を行う。

(2) 助産の期間

ア 災害発生の日以前又は以後7日以内に分娩した者に対し、分娩の日から7日以内とする。

イ 特別の事情があるときは、市（地域医療対策室）は県（医務班）に特別基準（期間の延長）を行う。

第5項 医薬品・医療資機材の補給

1 医薬品等の供給体制

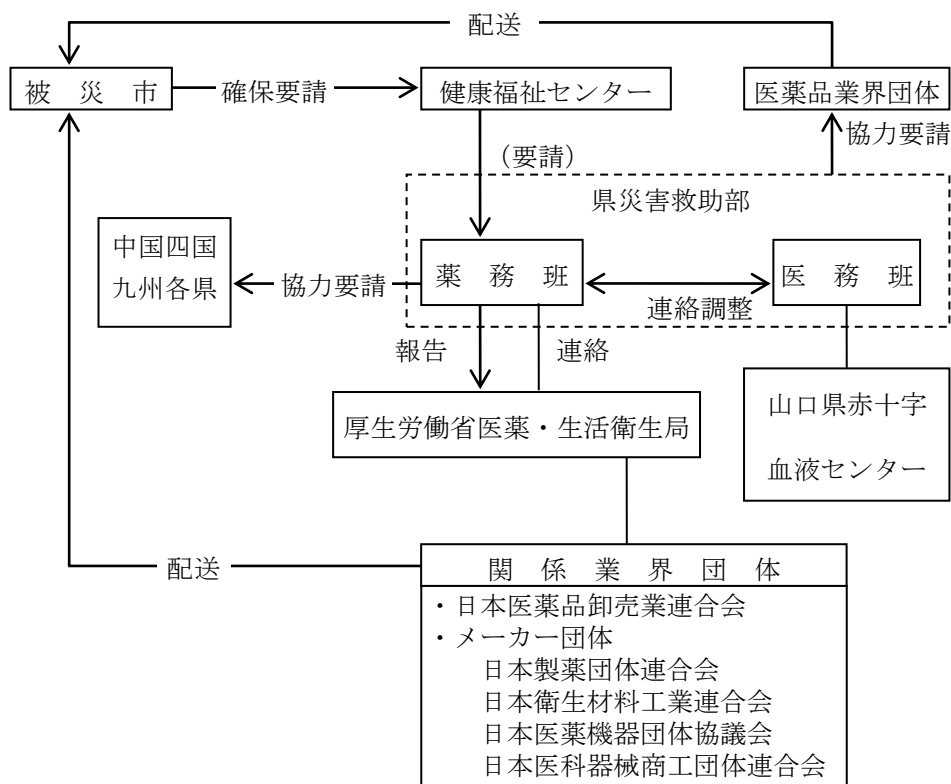
(1) 薬剤師の派遣要請

必要に応じ、県薬剤師会に対し、災害薬事コーディネーター及び薬剤管理班の派遣を要請する。

(2) 医薬品等の使用及び補給経路

ア 緊急初動時の医療及び助産のために必要な医薬品、衛生材料及び医療器具は、当該業務に従事する医療機関の手持品を繰替使用する。

イ 補給体制



[資料] 3-4-10 医薬品、防疫剤主要調達先

2 血液製剤等の確保

(1) 県

災害救助部長は、血液製剤の供給について必要と認めた場合は、山口県赤十字血液センター（以下、「血液センター」という）に供給を要請する。

(2) 血液センター

血液センターは、自センターの被災状況を調査し、状況に応じ血液製剤の確保を図る。

ア 血液センターは、輸血用製剤の備蓄場所である3施設（県中央部：血液センター、県西部：西部供給出張所、県東部：東部供給出張所）の備蓄量を調査するとともに、被災のない地域へ移動採血車を配備し、県民からの献血を受ける。

イ 血液センターは、血液製剤が不足する場合は、中四国ブロック血液センターに需給調整を要請し、県外からの血液製剤の確保を図る。

ウ 血液センターは、医療機関、救護所等への血液製剤の供給は、県（災害救助部）及び日本赤十字社山口県支部と密接な連絡の下に行う。

なお、原則として血液製剤の輸送は、血液センターが行うが、陸送不可能な場合には、県警本部、自衛隊等に空輸や海上輸送の要請を行うなど、輸送体制の確保を図る。

[資料] 3-4-11 輸血用血液

3 医薬品・器材等の輸送措置

被災地への医薬品・器材等の輸送にあたっては、被災状況に応じ防災関係機関の協力を得ながら、迅速な輸送手段の確保を図る。

第3節 集団発生傷病者救急医療計画

第1項 実施方針

1 目的

天災、地変、交通・産業災害等により、集団的に多数の傷病者が発生した場合、迅速かつ適切な救急医療体制を実施するために必要な事項について定める。

2 対象

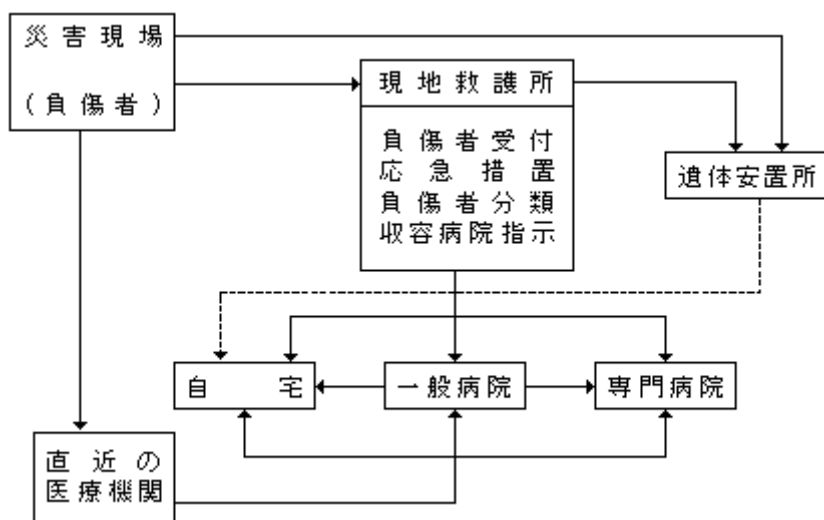
大規模な火事もしくは爆発、放射性物質、有害物の流出、列車、航空機、船舶等の転覆、墜落、沈没その他の事故等で集団的に多数の傷病者が生じ、関係機関が協力して総合的な救急医療活動を実施する必要があると認められる事態（以下本節においては「災害」という。）を対象とする。

3 救急医療の範囲

本対策における救急医療の範囲は、病院その他の医療施設での本格的な治療を開始できるまでの応急的措置とし、その内容は概ね次のとおりとする。

- (1) 災害現場での救出
- (2) 現場付近での応急手当
- (3) 負傷者の分類
- (4) 収容医療施設の指示
- (5) 医療施設への輸送
- (6) 遺体の処理
- (7) 関係機関への連絡通報その他の応急的措置

(8) 救急医療活動の範囲図



- 4 この対策に定める事項以外の救急医療対策に必要な事項は、関連法令及び県又は市の防災計画に定めるところによるものとする。

第2項 関係機関（者）の措置

1 災害発生責任者の措置

災害発生責任者は、災害が発生したことを知ったときは、直ちに消防及び警察機関並びに状況に応じて、海上保安署又は空港事務所に通報するとともに、自力による救急医療活動を実施し、必要に応じて関係機関に協力を要請するものとする。

2 消防及び警察機関、海上保安署又は空港事務所の措置

消防及び警察機関、海上保安署又は空港事務所の長は、災害の当事者又は発見者等からの通報その他により本対策による措置が必要と認めたときは、直ちに市長及び知事に通報するとともにその事態に応じて救出、救護、輸送、警備、緊急輸送道路の確保、交通規制、続発死傷者の防止等に必要な部隊を出动させるほか適切な措置を講じるものとする。

3 市の措置（災対法第62条等）

市長は、前項の通報を受けたとき又はその他の方法で災害の発生を知ったときは、直ちに県及び日本赤十字社山口県支部並びに医師会その他の関係機関に通報するとともに、必要に応じて、市医師会又は日本赤十字社山口県支部その他の関係機関に出动を要請し、知事、他の市町長等に応援を求めるほか、必要な措置を講じるものとする。

市と市医師会は、集団発生傷病者救急医療対策に関する協定を結んでいる。

[資料] 2-6-2 集団発生傷病者救急医療対策に関する協定

4 県の措置（災対法第70条等）

知事は、災害の状況等から当該市のみでは、適切な措置を実施することが困難と認めるとき又は市長から応援の要請があったときは、必要に応じて県立病院救護班の出动を命じ、

自衛隊及び日本赤十字社山口県支部救護班の派遣を要請し、県医師会に出動を要請し、他の市町に応援を指示し、その他の関係機関に応援を要求するほか連絡調整その他必要な措置を講じるものとする。

5 日本赤十字社山口県支部の措置（日本赤十字社法第27条2項、28条、33条）

日本赤十字社山口県支部長は、知事等から派遣の要請があったとき又は自らその必要を認めるときは、救護班の派遣に必要な措置を講じるものとする。

6 医師会等の措置

県及び市医師会等は、知事又は市等からの出動要請があったとき又は自らその必要を認めるときは、直ちに管下の医師及び看護職員その他の医療関係者（以下、「医師等」という。）に対して出動を指示し、連絡調整その他の措置を講じるものとする。

7 自衛隊の措置（自衛隊法第83条）

自衛隊の部隊又は機関の長は、知事、海上保安署長又は空港事務所長から派遣の要請があったとき、又は自らその必要を認めるときは、救出、救護に必要な部隊の派遣に必要な措置を講じるものとする。

8 その他の協力（災対法第65条、災害救助法第7条、8条、9条、消防法第29条第5項、警察官職務執行法第4条第1項、海上保安庁法第16条）

その他の関係機関、団体、企業、住民は、知事、市長、消防職員、警察官、海上保安官の求めに応じて救急医療活動に協力するものとする。

第3項 救急医療活動等

1 災害対策等の総合調整

地域防災計画に基づく災害対策総合連絡本部が設置された場合は、各関係機関はこれに参加し、又は連絡員を派遣して、救急医療活動が迅速かつ適切に行えるよう相互に緊密な連携を保つよう努めるものとする。

災害対策総合連絡本部が設置されない場合は、設置された場合の措置に準じて関係機関が相互に連絡をとり効果的な活動ができるよう努めるものとする。

2 現地救護所

災害応急対策責任者は、災害の状況に応じて関係機関と協議の上、現地救護所を設置する。現地救護所においては、傷病者を秩序と統制の下に受け付け、応急措置及び救命初療を行い、症状程度の分類、傷票の作成交付、搬送順位の決定、収容病院の指示その他の措置を行う。

3 災害現場における救急医療活動

(1) 総括活動

- ア 情報収集
- イ 連絡通報
- ウ 全般計画

- エ 人員把握
- オ 各部隊活動指示調整
- カ 救護所設置
- キ 人員、物資の配分、補給計画
- ク 報道
- (2) 防災活動
 - ア 現場危険排除
 - イ 続発傷病者の防止
- (3) 治安活動
 - ア 現場治安、秩序の維持
 - イ 交通規制
- (4) 救出活動
 - ア 被災者の救出
 - イ 傷病者の担架搬送
- (5) 医療活動
 - ア 現場傷病者の応急処置
 - イ 傷病者の分類
 - ウ 収容病院指示
 - エ 救護所における応急医療
- (6) 輸送活動
 - ア 傷病者の病院搬送
 - イ 搬送間の傷者管理
 - ウ 医薬品、医療器具の輸送
- (7) 遺体処理活動
 - ア 搜索
 - イ 検案
 - ウ 洗浄、縫合、消毒
 - エ 仮安置所の設営
 - オ 身元確認、通報、引渡し
 - カ 埋葬

4 事前対策

救急医療活動の関係機関の長は、あらかじめ救急医療活動に出動できる部隊の編成、資機材の確保又は所在の確認、医療施設の収容能力の把握、関係機関との連絡調整、通報、連絡方法の検討等に努めるとともに、随時関係機関が合同して又は単独で訓練を実施するものとする。

第4項 費用の負担

1 実費弁償等の負担区分

災害に出動した医師等に対する実費弁償及び損害賠償は、次の区分により負担するものとする。

- (1) 市が対策を実施する責務を有する災害で(2)及び(3)以外の場合は、市(地域医

療対策室)

- (2) 救助法が適用された災害の場合は、その適用の範囲内において県（県が支弁し、国が負担）
- (3) 企業体等の責に帰すべき原因による災害の場合は、企業主又は災害発生責任者
- (4) 特別の事情がある場合は、関係機関（者）が相互に協議の上定めるものとする。

2 実費弁償

知事又は市長の要請に基づいて出動した医師等に対する手当では、救助法施行令第11条の規定に基づき知事が認めた額（救助法施行細則第11条）とする。

医師等が救急医療活動のため使用した薬剤、治療材料及び医療器具等の消耗については、その実費を時価で弁償するものとする。

3 損害補償

知事又は市長の要請に基づいて出動した医師等が、救急医療活動に従事したため死亡し、負傷し、疾病にかかり又は廃疾となったときは、救助法施行令中扶助にかかる規定の例により、補償するものとする。

知事又は市長の要請に基づいて出動した医師等にかかる物件が、そのために損害を受けたときは、その程度に応じてこれを補償するものとする。

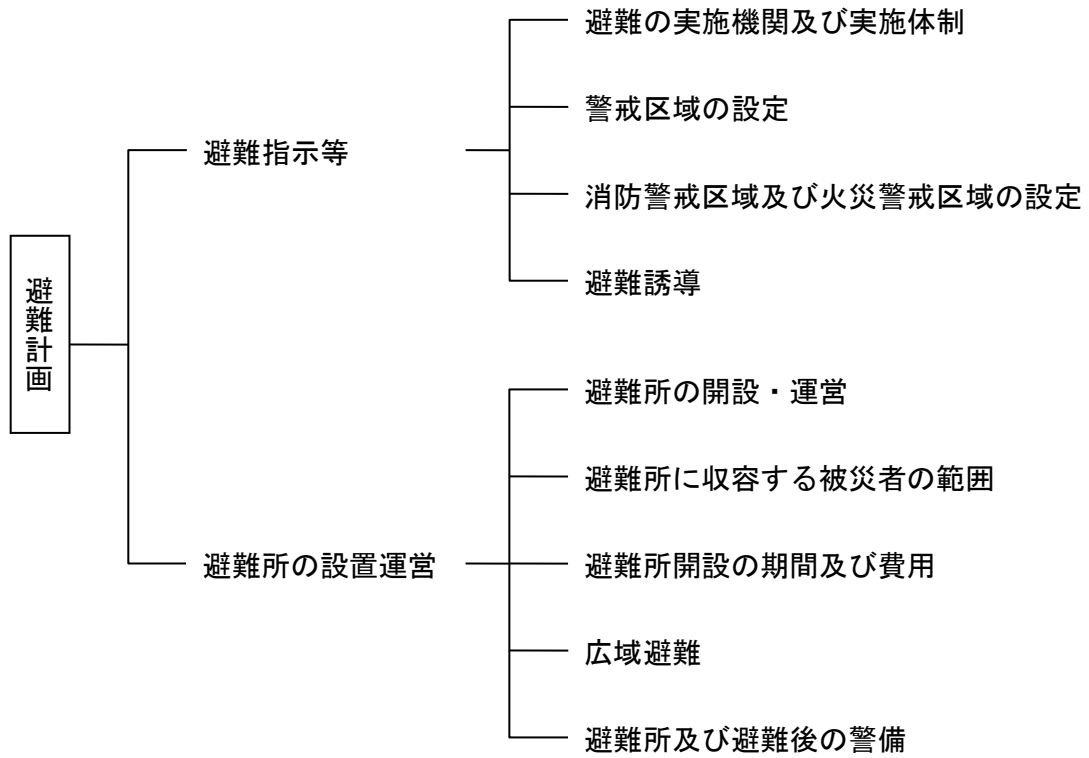
第5項 救急医療活動報告書の提出

医師会長等は、知事又は市長の要請により医師等を出動させ救急医療活動を実施したときは、事後速やかに、次の各号に掲げる内容を示した報告書を知事又は市長（地域医療対策室）に提出するものとする。

- 1 出動場所
- 2 出動者の種別、人員（出動者の出動時間及び期間別に記載）
- 3 受診者数（重傷、軽傷、死亡別）
- 4 使用した薬剤、治療材料及び医療器具等の消耗破損等の数量、金額
- 5 損害補償を受けらるべき者及び物件の程度
- 6 救急医療活動の概要
- 7 その他必要な事項

[資料] 2-6-2 集団発生傷病者救急医療対策に関する協定

第5章 避難計画



第1節 避難指示等

第1項 避難の実施機関及び実施体制

1 高齢者等避難

市長は、人的被害の発生する可能性が高まり、一般住民に対して避難準備を呼びかける必要があるとき、特に避難行動に時間を要する高齢者等の要配慮者が避難行動を開始する必要があるとき、必要と認める地域の必要と認める居住者、滞在者に対し、高齢者等避難を発令するものとする。

2 避難の指示権者及び時期

指示権者	関係法令	対象となる災害の内容	指示の対象	指示の内容	取るべき措置
市長 (委任を受けた職員、または消防職員)	災対法 第60条 第1項 第3項	全災害 ・災害が発生し、又は発生の恐れがある場合 ・人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき ・避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるとき	必要と認める地域の必要と認める居住者滞在者その他の者	立退きの指示 立退き先の指示 緊急安全確保措置	県知事に報告(県防災危機管理課)
知事 (委任を受けた職員)	災対法 第60条 第6項	全災害 ・災害が発生した場合において当該災害により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合	同上	同上	事務代行の公示
警察官	災対法 第61条 警察官職務執行法 第4条	全災害 ・市長が避難のための立退き若しくは緊急安全確保措置を指示することができないと認めるとき又は市長から要求があったとき ・重大な被害が切迫したと認めるとき又は急を要	同上	立退きの指示 緊急安全確保措置 警告を発すること	災対法第61条による場合は市長に通知(市長は知事に報告)

		する場合において危害を受けるおそれのある場合		必要な限度で避難の指示（特に急を要する場合）	
海上保安官	災対法第61条 海上保安庁法第18条	全災害 ・市長が避難のための立退き若しくは緊急安全確保措置を指示することができないと認めるとき又は市長から要求があったとき ・天災事変等危険な事態がある場合にあつて、人の生命身体に危険が及び、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれがあり、かつ急を要するとき	必要と認める地域の必要と認める居住者滞在者その他の者 船舶、船舶の乗組員、旅客その船内にある者	立退きの指示 緊急安全確保措置 船舶の進行、停止、指定場所への移動乗組員、旅客等の下船、下船の禁止その他必要な措置	同上
自衛官	自衛隊法第94条	全災害 ・災害により危険な事態が生じた場合	必要と認める地域の必要と認める居住者滞在者その他の者	避難について必要な措置（警察官がその場にいない場合に限り災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官に限る）	警察官職務執行法第4条の規定の準用

3 避難指示等の基準

(1) 市長（防災危機管理課等）の行う避難の指示の基準は、一般的には次の事態をあげることができる。ただし、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退きを行うことによりかえつて人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、市長は、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での退避その他の緊急に安全を確保するための措置（以下「緊急安全確保措置」という。）を指示することができる。

ア 気象台から災害に関する警報が発表され、避難を要すると判断されるとき

イ 防災関係機関から災害に関する警告又は通報があり、避難を要すると判断されるとき

ウ 大規模な火災で、風下に拡大するおそれがあるとき

- エ 大規模な爆発が発生し、又は発生するおそれがあるとき
- オ 有毒ガスの流出等突発的事故が発生したとき
- カ その他危険が切迫していると認められるとき

(2) 海上保安署は、台風、津波等の気象災害がある事態に際して、港内在泊船舶を対象として避難の勧告を行う。この場合の避難の勧告の概要は、一般的には次のものをあげることができる。

- ア 台風
 - 台風の進路方向により、錨地を選定して移動するよう勧告する。
 - イ 津波
 - 台風に合わせて安全な場所に避難するよう勧告する。
- ＜第3部第19章「交通災害対策計画」第1節第4項関連＞

4 避難の指示等の区分

避難指示等の決定に際して最も重要なことは、災害情報の迅速な収集とその情報に基づく判断にある。また、指示等のタイミングは要配慮者に十分配慮するものとする。

種別	事前避難 【高齢者等避難】 【避難指示】	緊急避難 【緊急安全確保】	収容避難
概要	被害が発生し始めた場合等で、被害を受ける前に、避難準備又は安全な場所に避難させる必要があり、時間的に余裕がある場合	事前避難の余裕がなく現に災害が発生し、又は危険が切迫していると判断される場合	通常、居住の場所を失った場合、又は比較的長期にわたり避難の必要がある場合
予想される事態	(1) 気象警報が発表され避難の準備又は事前に避難を要すると判断されたとき (2) その他諸般の状況から避難準備又は事前に避難させる必要がある場合	緊急安全確保等を突発的に行うケースが多いので、速やかな伝達手段、避難場所の周知、避難方法等平常時に確立しておく	(1) 収容にあたっては、輸送用車両、船舶等あらゆる手段を講じて迅速かつ安全に収容避難を行う。 (2) 居住地の問題、保健衛生等の面について特に考慮する。 (3) 応急住宅の建設等について総合的に配慮する。

5 避難の指示等の伝達

(1) 避難の指示を行った市長（防災危機管理課等）は、速やかにその内容を防災メール、防災屋外スピーカー、広報車、報道機関の協力等あらゆる広報手段を通じ、又は直接住民に対し周知する。避難の必要が無くなった場合も同様とする。この場合、情報の伝わりにくい要配慮者への伝達には、その円滑かつ迅速な避難の確保が図れるよう必要な情報の提供その他の必要な配慮をするものとする。

また、利用者が入所、入院する社会福祉施設、病院等に対しては、特に当該施設とあ

- らかじめ定められた情報伝達手段により、確実に伝達する。
- (2) 避難の伝達に当たっては、市のみでの対応では迅速・確実性に欠けるおそれがあるの
で、防災関係機関、特に警察、消防団、放送局等の協力支援を得るものとする。
 - (3) 被災時における最も確実な伝達方法は、伝達員によるものであることから、伝達員に
よる伝達方法をとる場合には、伝達の徹底を図るものとする。

6 避難指示等の解除

避難指示等の解除にあたっては、十分に安全性の確認に努めるものとする。

第2項 警戒区域の設定

1 警戒区域の設定

市長（防災危機管理課等）は、災害が発生し又は発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定する。（災対法第63条）

警戒区域の設定は、住民の保護を目的としていることから、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、もしくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。

また、市長（防災危機管理課）からの要求等により、警察官、海上保安官及び災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官が市長の職権を行った場合、その旨を市長（防災危機管理課）に通知するものとする。

なお、災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、知事が市長に代わって警戒区域を設定する。

2 設定の範囲

警戒区域の設定は、地域住民の生活行動を制限するものであることから、被害の規模や拡大方向を考慮し、的確に設定する。

また、設定した警戒区域内について、どのような処分を行うかは、市長の自由裁量行為であることから、立入制限を行う場合においても、どのような制限（どのような立入を許可するか）を行うか等について、混乱をきたさないように十分留意しておくものとする。

3 警戒区域設定の伝達

警戒区域の設定を行った者は、避難の指示と同様、住民及び関係機関にその内容を伝達するものとする。

第3項 消防警戒区域及び火災警戒区域の設定

1 消防警戒区域の設定

消防吏員、消防団員又は警察官（消防吏員又は消防団員が現場にいないとき又は消防吏員又は消防団員の要求があった場合）は、火災現場において、生命又は身体への危険を防止するため及び消火活動、火災調査等のため、消防警戒区域を設定し、一定の者以外の者への退去命令又は出入りの禁止若しくは制限を行う。

- (1) 消防警戒区域に出入りできる者
 - ア 消防警戒区域内にある消防対象物又は船舶の関係者、居住者及びその親族でこれらに対して救援をしようとする者
 - イ 消防警戒区域内にある消防対象物又は船舶の勤務者
 - ウ 電気、ガス、水道、通信、交通等の業務に従事する者で、消防作業に関係がある者
 - エ 医師、看護師で救護に従事しようとする者
 - オ 法令の定めるところにより消火、救護等の業務に従事する者
 - カ 報道に関する業務に従事する者
 - キ 消防長があらかじめ発行する立入許可の証票を有する者
- (2) 消防隊員は、現場の状況により必要がある場合は、前記（1）ア、イ、カ、キに掲げる者の全部又は一部に対して出入りを禁止し又は制限することができる。
- (3) 消防隊員は、現場の状況が著しく危険であると認める場合は、前記（1）ア、イに掲げる者の全部又は一部に対して退去を命ずることができる。
- (4) 設定・指示要領等
 - ア 警戒区域の設定に当たっては、災害の種別、規模、被害等の要因を総合的に判断し、設定の時期、範囲、任務分担等を速やかに決定するとともに適切な表示や付近住民に対する広報等を実施する。
 - イ 警戒区域を定めた場合は、掲示板、ロープ、赤色灯等を利用して区域を明示する。掲示板による表示には、立入禁止の旨と実施責任者名（災害対策本部が設置された場合は市長又は権限を委任された者、その他の場合は、消防長又は消防署長）を明記し、必要に応じて区域設定理由、内容、範囲、機関等を付加する。
 - ウ 警戒区域には、関係者以外の立入り等の警戒と事故防止のため、所要の警戒員を配置し、携帯マイク、メガホン、ロープ、照明、赤色灯等を携行させて警戒、広報等を実施する。

2 火災警戒区域の設定

消防長、消防署長又は警察署長（消防長若しくは消防署長又はこれらの者から委任を受けた消防吏員若しくは消防団員が現場にいないとき又は消防長若しくは消防署長から要求があったとき）は、ガス、火薬又は危険物の漏えい、飛散、流出等の事故が発生し、当該事故により火災が発生するおそれが著しく大きく、かつ火災が発生したならば人命、財産等に著しい被害を与えるおそれがあると認められるときは火災警戒区域を設定し、区域内での火気の使用禁止、一定の者以外の者への退去命令・出入りの禁止等の措置を行う。

- (1) 火災警戒区域に出入りできる者
 - ア 火災警戒区域内にある消防対象物又は船舶の関係者
 - イ 事故が発生した消防対象物又は船舶の勤務者で、当該事故に係る応急作業に関係がある者
 - ウ 電気、ガス、水道等の業務に従事する者で、当該事故に係る応急作業に関係がある者
 - エ 医師、看護師等で救護に従事しようとする者
 - オ 法令の定めるところにより消火、救護、応急作業等の業務に従事する者
 - カ 消防長又は消防署長が特に必要と認める者
- (2) 消防長又は消防署長は現場の状況により、必要があると認める場合は、前記（1）の各号に掲げる者の全部又は一部に対して、火災警戒区域からの退去を命じ又はその区域

への出入りを禁止し、若しくは制限することができる。

第4項 避難誘導

避難の指示が出された場合、市は警察署、消防局及び消防団の協力を得て一定の地域又は自治会、事業所単位に集団の形成を図り、誘導員のもとにより避難させる。

- 1 避難誘導にあたっては、緊急避難場所及び避難路や災害発生区域、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努めるものとする。
- 2 被災地近傍の空き地等の一時集合場所に避難者を集合させたのち、あらかじめ定めてある緊急避難場所等に誘導する。
この場合、高齢者、障害者、妊産婦等要配慮者を優先して避難誘導する。
火災の場合は、火災現場より風上、風横にある公共施設及び広場を選定する。
- 3 避難経路は、できるだけ危険な道路、橋、堤防その他新たに災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定する。
火災の場合は、消防活動を阻害しないで避難できる経路を選定する。また、火災現場付近は極度に混乱することが予想されることから、車両等を使用しないで徒歩を原則とする。
- 4 危険な地点には、標示、なわ張りを行うほか、状況により誘導員を配置し安全を期する。
- 5 高齢者、障害者、妊産婦等要配慮者の避難に際しては、避難路等の状況に応じて、車両、船艇等を活用するなど配慮する。
- 6 誘導中は、事故防止に努める。
- 7 交通孤立地区等が生じた場合、ヘリコプター、船舶による避難についても検討し、必要に応じ他機関に応援を要請し、実施するものとする。

第2節 避難所の設置運営

第1項 避難所の開設・運営

- 1 避難所の開設
 - (1) 避難所は、先に選定した避難施設のうちから、災害規模、被災状況等を勘案し、市（地域福祉課）が開設する。
また、地域福祉課から連絡を受けた場合又は自ら必要と認めた場合には、あらかじめ任命された避難拠点要員は、避難所を開設することができる。
また必要に応じ、あらかじめ協定締結した施設やそれ以外の施設についても、土砂災害等の危険箇所等に配慮しつつ、管理者等の同意を得て避難所として開設する。
なお、開設にあたっては、建築物の安全を確認した上で開設する。

- (2) 避難所を開設した場合には、付近住民に対して周知徹底を図るとともに、関係機関（健康福祉センター、警察署、消防局等）に連絡する。

2 避難所の管理・運営

- (1) 市（地域福祉課）は、管理責任者を任命するとともに、連絡員を配置する。この場合、避難者の自活能力を高める観点等から避難者の中から協力者を選任する。
- また、可能な限り早期に地域住民による主体的な運営が行われるよう努めるものとする。
- (2) 管理責任者は、負傷者、高齢者、障害者、妊産婦、遺児等に留意し、避難者の確認を行い、避難者名簿を作成する。避難者の中に障害者や難病患者がいるときは、定期的な治療の有無、必要な配慮についても確認する。この名簿は安否情報、物資の配分等に活用されるものであるため、正確かつ迅速な対応を行う。
- また、救助法が適用された場合、次の帳簿類を整備し、防災危機管理課に提出しなければならない。防災危機管理課は内容確認の上地域福祉課に提出し、地域福祉課は県厚政課に提出し、保存する。
- ア 救助実施記録日計票（様式5-2）
 - イ 避難所用物資受払簿
 - ウ 避難所設置及び収容状況（様式7）
 - エ 避難所設置に要した支払証拠書類
 - オ 避難所設置に要した物品受払証拠書類
- (3) 避難所においては、水、食料、毛布、医薬品、育児用品等の生活必需品やテレビ、ラジオ、仮設トイレ等必要な設備・備品を確保するとともに、食品の必要量を避難者名簿等により把握し、公共施設の調理施設や仮設炊事場等を利用した炊き出し、食品流通業者による搬入等の手配を適切に行う。
- (4) 避難所における情報の伝達、食料、水等の配付、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求めるものとする。
- (5) 生活環境の激変に伴い、被災者が心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等を設けるものとする。
- (6) 避難所の運営にあたっては、女性の参画を推進するとともに、照明、換気等の生活環境や情報伝達、さらには、避難が長期化する場合のプライバシーの確保、男女のニーズの違い等多様な主体の視点等に配慮する。
- 特に、高齢者、障害者、妊産婦等の生活環境の確保や健康状態の把握、情報提供等には十分配慮するとともに、必要に応じ福祉施設等への入所、ホームヘルパーの派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施する。
- (7) 避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供等により、避難所の早期解消に努めることを基本とする。
- (8) 管理責任者は、地域福祉課又は防災危機管理課と連絡不能の場合は、市民の生命の安全を第一に考え行動する。
- (9) 感染症対策について、必要な措置を講じるよう努めるものとする。

第2項 避難所に収容する被災者の範囲

1 災害によって現に被害を受けた者

- (1) 住家被害を受け、居住の場所を失った者
- (2) 現実に災害を受けた者

自己の住家の直接被害はないが、現実に災害に遭遇し、速やかに避難しなければならない者

例えば、旅館・下宿の宿泊人、一般家庭の来訪客、通行人等

2 災害によって現に被害を受けるおそれがある者

- (1) 避難指示が発せられた場合
- (2) 避難指示は発せられていないが、緊急に避難する必要がある場合

第3項 避難所開設の期間及び費用

救助法が適用された場合における避難所の開設期間及び費用は、次のとおりとする。

1 期間

災害の発生から7日間以内。災害の状況により、内閣総理大臣の承認を得て期間を延長することができる。

2 費用

- (1) 賃金職員等雇用費
- (2) 消耗機材費
- (3) 建物器物等使用謝金
- (4) 燃料費
- (5) 仮設炊事場及び便所の設置費等

救助法対象経費については、100人1日当たり31,000円以内。ただし、冬季（10月～3月）については別に定められた加算額がある。

第4項 広域避難

1 県内広域避難

市長は、市の地域に係る災害が発生するおそれがある場合において、予想される災害の事態に照らし、災対法第60条第1項に規定する避難のための立退きを指示した場合におけるその立退き先を市の指定緊急避難場所その他の避難場所とすることが困難であり、かつ、居住者等の生命又は身体を災害から保護するため当該居住者等を一定期間他の市町の区域に滞在させる必要があると認めるときは、当該居住者等の受入れについて、県内の他の市町の市町長に協議するものとする。

なお、他の市町長に協議をするときは、あらかじめ、その旨を県知事に報告するものとする。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは、協議の開始の後、遅滞なく、報告するものとする。

協議を受けた市町長（以下、「協議先市町長」という。）は、居住者等（以下「要避難

者」という。)を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、要避難者を受け入れるものとする。この場合において、協議先市町長は、滞在(以下「広域避難」という。)の用に供するため、受け入れた要避難者に対し指定緊急避難場所その他の避難場所を提供するものとする。

協議先市町長は、要避難者を受け入れるべき避難場所を決定し、直ちに、避難場所を管理する者その他の内閣府令で定める者に通知し、速やかに、その内容を協議した市長に通知するものとする。

市長は、その通知を受けたときは、速やかに、その内容を公示し、及び内閣府令で定める者に通知するとともに、県知事に報告するものとする。

市長は、広域避難の必要がなくなつたと認めるときは、速やかに、その旨を協議先市町長及び内閣府令で定める者に通知し、並びに公示するとともに、県知事に報告するものとする。

協議先市町長は、その通知を受けたときは、速やかに、その旨を内閣府令で定める者に通知するものとする。

2 県外広域避難

市長は、県知事と協議を行い、要避難者を一定期間他の都道府県内の市町村の区域に滞在(以下、「都道府県外広域避難」という。)させる必要があると認めるときは、県知事に対し、他の都道府県知事と要避難者の受入れについて協議することを求めることができる。

この要求があつたときは、県知事は、要避難者の受入れについて、他の都道府県知事に協議するものとする。

なお、市長は、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、要避難者の受入れについて、他の都道府県内の市町村長に協議するものとする。市長は協議をするときは、あらかじめ、その旨を県知事に報告するものとする。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは、協議の開始の後、遅滞なく、報告するものとする。

3 県知事による広域避難の代行

県知事は、災害が発生し、市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合であつて、要避難者の生命若しくは身体を災害から保護し、又は居住の場所を確保することが困難な場合において、当該要避難者について広域避難の必要があると認めるときは、その全部又は一部を当該市町長に代わって実施するものとする。

県知事は、前項の規定により市長の事務の代行を開始し、又は終了したときは、その旨を公示するものとする。

県知事は、災害が発生し、市町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合であつて、被災住民の生命若しくは身体を災害から保護し、又は居住の場所を確保することが困難な場合において、要避難者について都道府県外広域避難の必要があると認めるときは、要求がない場合であっても、他の都道府県知事による協議をすることができるものとする。

4 広域避難の受入

県知事等から要避難者の受入について協議を受けた場合、要避難者を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、要避難者を受け入れるものとする。

5 要避難者の他地区等への移送について、市が行う事項

- (1) 市（地域福祉課）は、市内の避難所に要避難者を収容できないときは、県内の他の市町への移送について県に要請する。
- (2) 他市町への移送を要請した場合は、市（地域福祉課）は避難管理者を定め、移送先市町に派遣するとともに、移送に当たっての引率者を定め、引率させる。
- (3) 県から要避難者の受け入れを指示された場合は、直ちに避難所を開設し、受け入れ体制を整備する。
- (4) 移送された要避難者の避難所の運営は、移送要請をした市町が行い、要避難者を受け入れた市町は、避難所の運営に協力するものとする。
- (5) 避難所での生活が極めて困難な高齢者、障害者等については、あらかじめ協力・連携体制を確保している公的宿泊施設や公的住宅、社会福祉施設等への一時的な収容、移送など必要な配慮を行う。

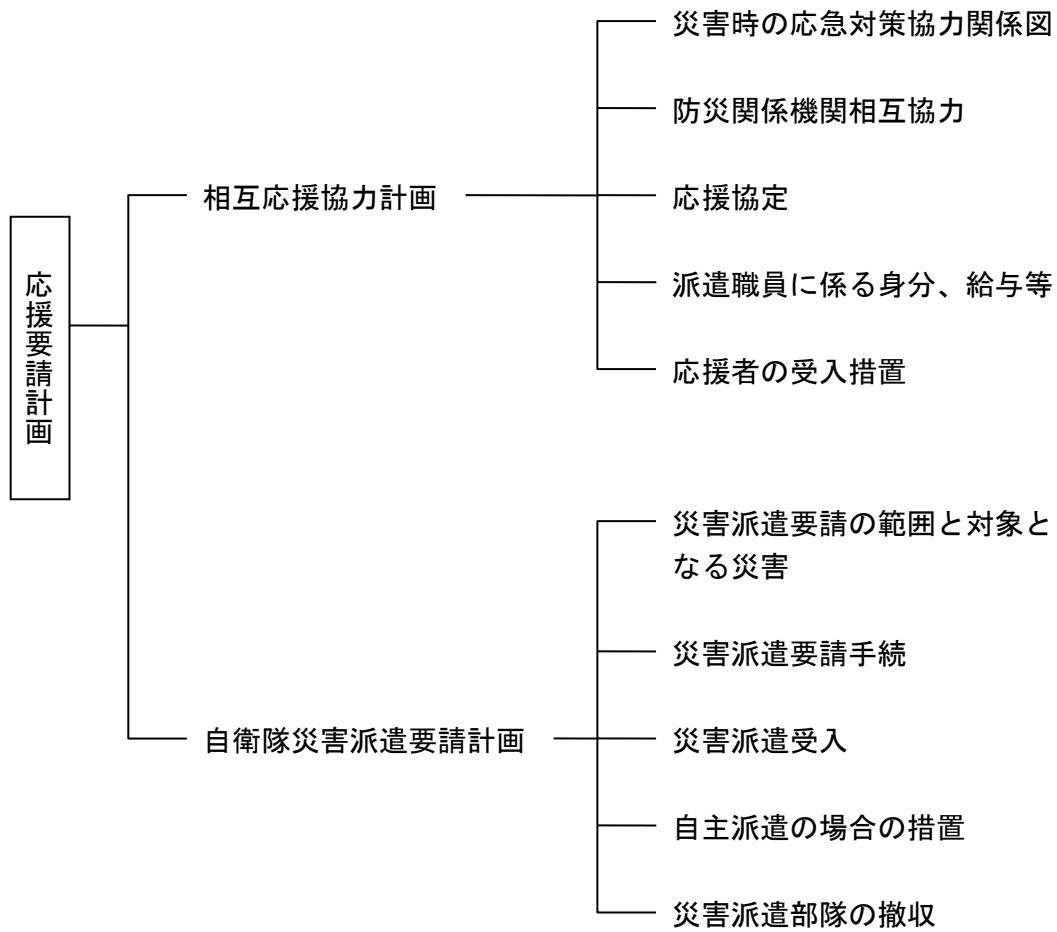
6 移送方法

要避難者の移送方法は、県が当該市町の輸送能力を勘案して決定実施するが、この場合、県が調達したバス、貨物自動車を中心に警察、自衛隊等の協力を得て実施する。

第5項 避難所及び避難後の警備

避難所及び避難後の留守宅等の治安維持不安の解消については、警察、自主防犯組織、地域住民等による巡視、警ら等を実施し、地域の防犯に努める。

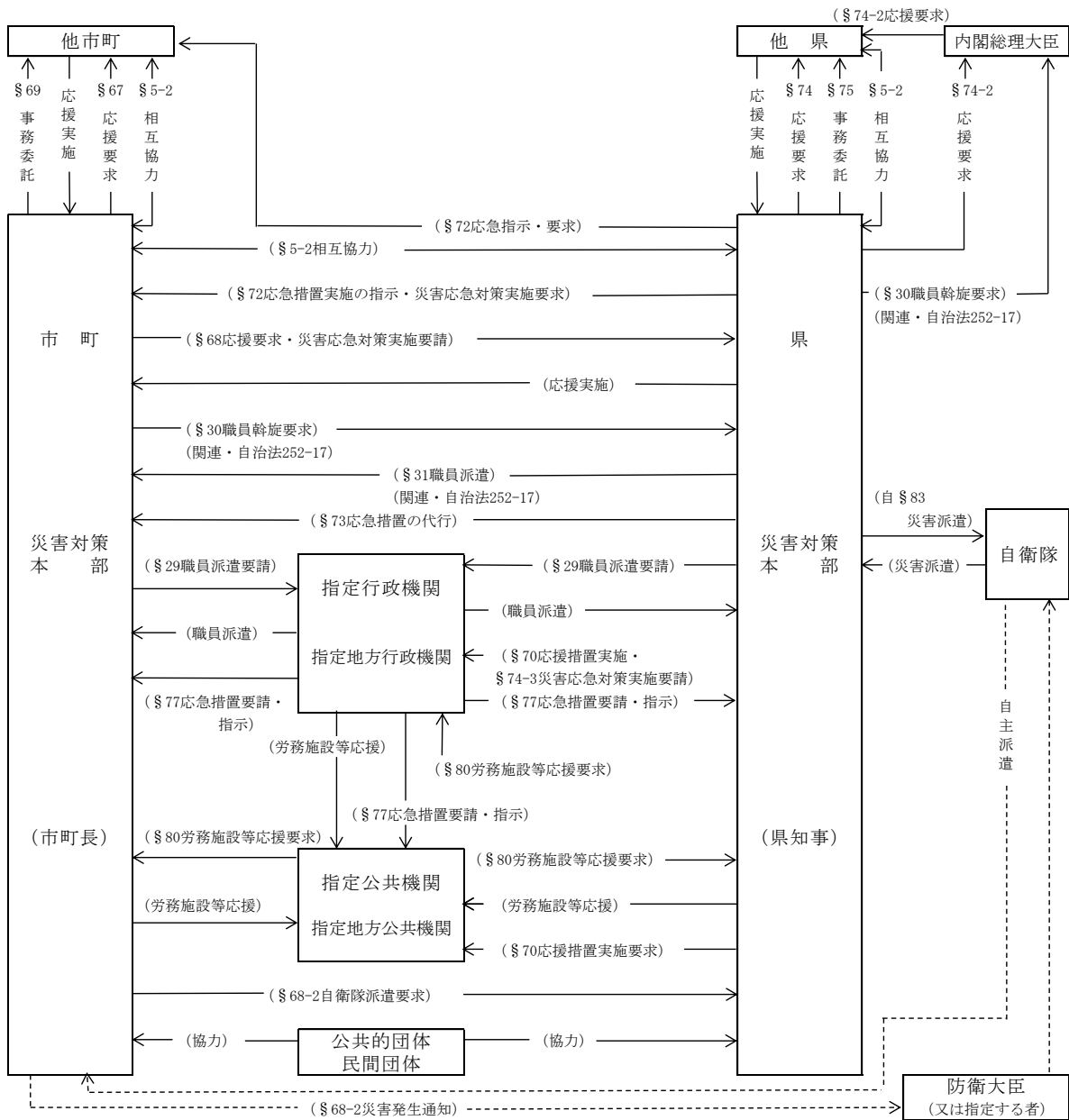
第6章 応援要請計画



第1節 相互応援協力計画

第1項 災害時の応急対策協力関係図

災害対策基本法による場合



第2項 防災関係機関相互協力

1 相互協力体制

(1) 他の市町村への応援要請 (災対法第67条)

市長 (防災危機管理課、職員課) は、災害応急対策を実施するにあたり必要があると認めるときは、他の市町村長に対し応援要請を行うものとする。

(2) 県への応援要請又はあっせんの要請（災対法第68条、29条、30条）

ア 市長（防災危機管理課、職員課）は、災害応急対策を実施するにあたり必要があると認めるときは、県知事に対し応援を求め、又は災害応急対策の実施について要請するものとする。

イ 市長（防災危機管理課、職員課）は、災害応急対策又は災害復旧のため必要がある時は、知事に対し、他の市町、県、指定地方行政機関の職員の派遣要請又は派遣のあっせんを求めるものとする。

相手方	他市町	県	指定地方行政機関
派遣要請	自治法 第252条の17	自治法 第252条の17	災対法 第29条第2項
応援要請	災対法 第67条	災対法 第68条	—
派遣あっせん要求	災対法 第30条第2項	災対法 第30条第2項	災対法 第30条第1項
あっせん要請先	知事 (防災危機管理課)	知事 (防災危機管理課)	知事 (防災危機管理課)

ウ 県への要請は、とりあえず電話等により要請し、後日文書で改めて処理するものとする。

要請の内容	要請に必要な事項	備考
1 他市の市町に対する応援要請 2 県への応援要請又は応急措置の実施要請	1 災害の状況 2 応援を要請する理由 3 応援を希望する物資、資材等の品目及び数量 4 応援を必要とする場所 5 応援を必要とする活動内容 6 その他必要な事項	災対法 第67条 災対法 第68条
自衛隊災害派遣要請 <本章第2節参照>	1 災害の状況及び派遣要請を依頼する理由 2 派遣を必要とする期間 3 派遣を希望する勢力 4 派遣を希望する区域及び活動内容 5 その他参考となるべき事項	自衛隊法 第83条
指定地方行政機関又は都道府県職員の派遣のあっせんを求める場合	1 派遣のあっせんを求める理由 2 派遣のあっせんを求める職員の職種別人員数 3 派遣を必要とする期間 4 派遣される職員の給与その他の勤務条件 5 その他参考となるべき事項	災対法 第30条 自治法 第252条の17
他県消防の応援のあっせんを求める場合	1 災害の状況及び応援を要する理由	消防組織法 第44条

<第3部第18章参照>	2 要請する人員、車両等の種類、 資機材の数量 3 応援隊の活動内容 4 応援隊の到着希望日時及び集結 場所 5 その他必要な事項	
放送機関への災害時放送 要請 <第3部第2章参照>	1 放送要請の理由 2 放送事項 3 放送日時 4 放送系統 5 その他	災対法 第57条

エ 自主防災組織との協力体制の確立

市（防災危機管理課・市民活動課）は、避難誘導、緊急避難場所・避難所での救助・介護業務等への協力、被災者に対する炊き出し、救助物資の配分等への協力、被災地域内の社会秩序への協力等の協力が得られるよう自主防災組織との連携に努める。

2 相互協力の実施

(1) 基本的事項

ア 各機関は、他の機関から応援を求められた場合は、自らの応急措置の実施に支障がない限り協力又は便宜を供与するものとする。

イ 各機関相互の協力が円滑に行われるよう、必要に応じ、協議、協定等を締結しておくものとする

(2) 応援を受けた場合の費用の負担

ア 他の地方公共団体の応援を受けた場合の応急措置に要する費用の負担は、災対法第92条によるが、相互応援協定に特別の定めがある場合は、これによるものとする。

イ 費用の負担の対象となるものは、概ね次のとおりである。

- (ア) 派遣職員の旅費相当額
- (イ) 応急措置に要した資材の経費
- (ウ) 応援業務実施中において第三者に損害を与えた場合の業務上補償費
- (エ) 救援物資の調達、輸送に要した経費
- (オ) 車両機器等の燃料費、維持費

第3項 応援協定

1 国の応援協定

海上保安署は、海上災害発生時における応急対策を迅速、円滑に実施するため、相互に支援・協力する体制を整えている。

協定事項等	協定者
海上保安庁の機関と消防機関との業務協定締結に関する覚書	海上保安庁長官 …… 消防庁長官
海上における災害派遣に関する協定	海上保安庁長官 …… 防衛庁長官

海上における災害派遣協力に関する細目協定	第七管区海上保安本部長 ………… 海上自衛隊佐世保地方総監
----------------------	----------------------------------

2 地方公共団体の応援協定

(1) 県の相互応援協定

県は、大規模な災害が発生し、県独自では十分な応急措置が実施できない場合に、他県に応援要請するための相互応援協定を締結している。(中国、九州・山口、中国・四国、関西広域連合、全国)

(2) 市の相互応援協定

ア 消防相互応援

県内各市町及び消防局は、山口県内広域消防相互応援協定を締結し、大規模災害等による不測の事態に備えている。

<第3部第18章「火災対策計画」第1節第5項参照>

[資料] 2-6-1 山口県内広域消防相互応援協定

イ 自動車専用道における消防相互応援

関係市町は、中国自動車道及び山陽自動車道において火災、救急及び救助事故等が発生した場合に災害による被害を最小限に防止することを目的とした消防に関する相互応援協定を締結している。

[資料] 3-6-1 中国自動車道及び山陽自動車道消防相互応援協定締結状況

ウ 石油コンビナート等の消防活動に関する相互応援

特別防災区域に係る消防活動に関して、関係市町等は、関係企業と相互応援協定を締結している。

[資料] 3-6-2 特別防災区域に係る消防相互応援協定締結状況

エ 海上保安署との業務協定

船舶火災に係る消火活動について、消防局は宇部海上保安署と業務協定を締結している。

<第3部第19章「交通災害対策計画」第1節第2項参照>

[資料] 3-6-3 宇部海上保安署と宇部・山陽小野田消防組合との船舶火災に関する業務協定

(3) 県及び市町相互応援協定

県内で災害が発生した場合、被災した市町のみでは十分な応急措置等ができない場合に備え、県及び県内市町が迅速かつ円滑な応援を行えるよう、山口県及び県内市町相互間の災害時応援協定を締結している。

3 防災関係機関との協定

(1) 県

協定の目的	協定の相手先
災害時の医療、助産、遺体の処理	日本赤十字社山口県支部
災害時の医療、救護	山口県医師会 山口県歯科医師会 山口県薬剤師会
災害時の放送	日本放送協会山口放送局 山口放送株式会社 テレビ山口株式会社 株式会社エフエム山口 山口朝日放送株式会社
災害時の通信施設利用	山口県警察本部長 西日本旅客鉄道株式会社
海上における捜索活動	北九州救助調整本部 (管区警察局、海上保安本部他地方機関) 広島救助調整本部 (管区警察局、海上保安本部他地方機関)

(2) 市

協定の目的	協定の相手先
山口宇部空港及びその周辺における消防救難活動	山口宇部空港
災害時の医療救護活動の協力	宇部市医師会、宇部歯科医師会
災害時における被災者への医療救護、健康管理及び薬剤の提供	宇部市医師会 宇部薬剤師会 山口県宇部健康福祉センター
物資の集積場所の提供等	宇部市内郵便局
緊急放送	株式会社エフエムきらら

4 民間団体との協定

(1) 県

協定の目的	協定の相手先
山口宇部空港消防救難活動	空港に所在する民間団体の長
応急仮設住宅の建設	一般社団法人プレハブ建築協会
災害救助に必要な物資の調達	食料等関係団体 消費生活協同組合 日本百貨店協会 日本チェーンストア協会
災害時における報道要請	新聞社
緊急輸送車両の誘導、避難場所等の警備等	山口県警備業協会

人命救助、障害物の除去等	山口県建設業協会
仮設トイレの供給	山口県衛生仮設資材事業協同組合
災害時の情報収集等	(一社)日本アマチュア無線連盟山口県支部 山口県赤十字アマチュア無線奉仕団
災害廃棄物の処理等の協力要請	(一社)山口県産業廃棄物協会
物資等の緊急・救援輸送	(一社)山口県トラック協会
石油類燃料の確保及び徒歩帰宅者支援	山口県石油商業組合

(2) 市

協定の目的	協定の相手先
災害時の福祉避難所運営	宇部市内社会福祉法人等
災害時における倒木処理	宇部・小野田植木造園業組合宇部市造園研究会の各会員
災害時における燃料油の供給	富士商株式会社
船舶による災害時等の協力	西部マリン・サービス株式会社
災害時における救援物資の調達及び供給	西中国国分株式会社 生活協同組合コープやまぐち 山口県LPガス協会宇部・山陽小野田支部、厚狭支部
災害対応型自動販売機の運用	コカ・コーラウエスト株式会社 サントリーフーズ株式会社 アサヒカルピスビバレッジ株式会社

第4項 派遣職員に係る身分、給与等

災害応急対策又は災害復旧のために派遣された職員の身分については、災対法第32条、同施行令第19条に規定されている。

派遣職員に係る災害派遣手当については、「宇部市災害派遣手当に関する条例」に定める。

第5項 応援者の受入措置

1 応援者の受入先

他の市町からの応援者の受け入れについては、応援を求めた市において受け入れに必要な措置を講ずるものとする。

- (1) 到着場所の指定
- (2) 連絡場所の指定
- (3) 連絡責任者の氏名
- (4) 指揮系統の確認及び徹底
- (5) 使用資機材の確保、供給に必要な措置

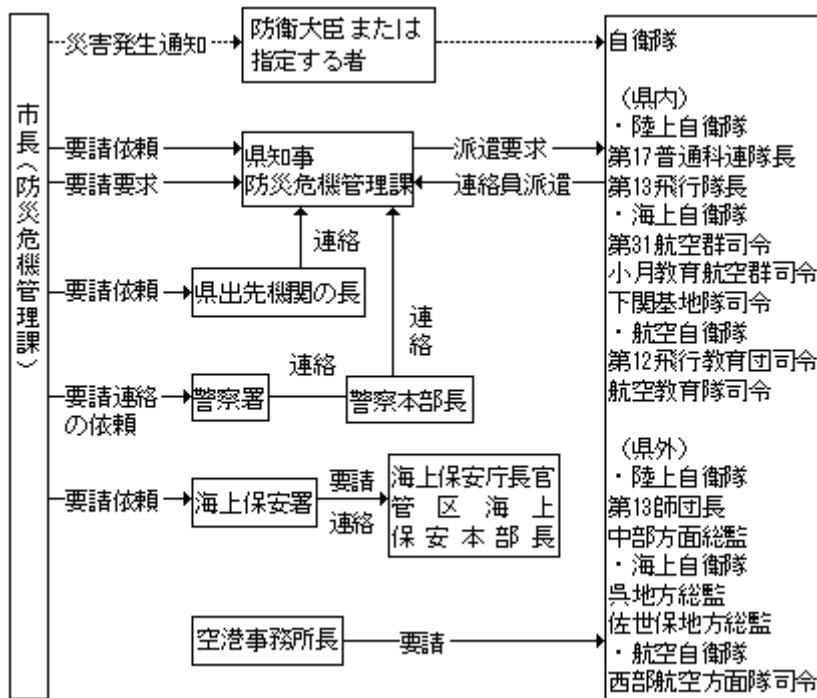
2 応援者の帰属

要請に応じ派遣された者は、応援を求めた市長、又は知事の下に活動するものとする

第2節 自衛隊災害派遣要請計画

第1項 災害派遣要請の範囲と対象となる災害

1 災害派遣要請（要求）系統図



2 災害派遣の範囲

(1) 派遣方法

- ア 災害が発生し、知事が人命又は財産の保護のため必要があると認めて要請した場合。
- イ 災害に際し、被害がまさに発生しようとしている場合で、知事が予防のため要請をし、やむをえない事情と認めた場合。
- ウ 災害の発生が突発的で、その救援が特に緊急を要し、知事等からの要請を待ついとまがないと認めて自主的に派遣する場合。
この場合の判断基準は、次のとおりである。
- (ア) 災害に際し、関係機関に対して当該災害にかかる情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること。
- (イ) 災害に際し、知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること。
- (ウ) 海難事故、航空機の異常を探知する等、災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が人命救助に関するものであること。
- (エ) その他の災害に際し、上記の(ア)～(ウ)に準じ、特に緊急を要し、知事等からの要請を待ついとまがないと認められること。

この場合において、自主派遣の後、知事から要請があった場合には、その時点から要請に基づく救援活動となる。

(2) 災害派遣時に実施する活動内容

活動区分	活動内容
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行い被害の状況を把握
避難の援助	避難指示が発令され、避難・立ち退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導・輸送等を行い、避難を援助
遭難者等の捜索救助	行方不明者・負傷者等が発生した場合は、通常他の救援活動に優先して捜索救助を実施
消防活動	火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具をもって消防機関に協力しての消火活動
道路又は水路の啓開	道路もしくは水路が損壊し又は障害物がある場合は、それらの啓開又は除去
応急医療、救護及び防疫	被災者に対し、応急医療、救護及び防疫の実施
人員及び物資の緊急輸送	救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送の実施
給食、給水及び入浴支援	被災者に対し、給食、給水及び入浴支援を実施する
救援物資の無償貸付又は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」に基づく被災者に対する救援物資の無償貸付又は譲与
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて、火薬類・爆発物等危険物の保安措置及び除去の実施
その他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについての所要措置

(3) 要請の基準

自衛隊による救助活動は多岐にわたるが、要請にあたっての統一見解としておおむね次に掲げる事項を満たすものについて、派遣要請を行うものとする。

なお、派遣を要請しない場合、その旨を連絡すること。

ア 災害に際し、人命又は財産の保護のため必要であること。

イ 災害の状況、災害救助に従事している防災関係機関の活動状況からみて、自衛隊の活動が必要であり、かつ適当であること。

(ア) 救助活動が自衛隊でなければ出来ないと認められるさし迫った必要性（緊急性）があること。

(イ) 人命又は財産の保護のための公共性を満たすものであること。

(ウ) 自衛隊のほかに災害救助活動について対応できる手段がないこと。

ウ 救援活動の内容が、自衛隊の活動にとって適切であること。

第2項 災害派遣要請手続

1 要請権者

(1) 要請権者（自衛隊法第83条第1項、自衛隊法施行令第105条）

ア 知事 … 主として陸上災害の場合

イ 管区海上保安本部長 … 主として海上災害の場合

ウ 空港事務所長 … 主として航空機遭難の場合

(2) 市長の措置

ア 市長（防災危機管理課）は、災害の状況を踏まえ、要請権者に派遣要請の要求をするものとする。

イ 市長（防災危機管理課）は、事態が切迫し、速やかに派遣を要すると認めたときは、もよりの部隊等に直接通知することができる。

2 要請手続

市（防災危機管理課）は、自衛隊災害派遣要請依頼書により県本部（防災危機管理課）へ要求する。緊急を要する場合は、電話等による要求を行い、事後速やかに依頼文書を提出するものとする。

なお、市長（防災危機管理課）は知事に対して派遣要請の要求ができない場合には、その旨及び災害の状況を防衛大臣に通知することができる。この場合において、事後速やかにその旨を知事に通知すること。

[資料] 3-6-4 自衛隊災害派遣要請依頼書

区分	要請先	所在地	活動内容
陸上自衛隊	第17普通科連隊長	山口市 083-922-2281	車両・船艇・航空機・地上部隊による各種救助活動
	第13旅団長	広島県安芸郡海田町 082-822-3101	
	中部方面総監	兵庫県伊丹市 0727-82-0001	
海上自衛隊	第31航空群司令	岩国市 0827-22-3181	艦艇又は航空機をもてする人員、物資の輸送、状況偵察、応急給水等
	小月教育航空群司令	下関市 083-282-1180	
	下関基地隊司令	下関市 083-286-2323	
	呉地方総監	広島県呉市 0823-22-5511	
航空自衛隊	佐世保地方総監	長崎県佐世保市 0956-23-7111	主として航空機による偵察・人員・物資輸送、急患搬送等
	第12飛行教育団司令	防府市 0835-22-1950	
	航空教育隊司令	防府市 0835-22-1950	
	西部航空方面隊司令	福岡県春日市 092-581-4031	
防衛省	第3術科学学校長	福岡県遠賀郡芦屋町 093-223-0981	
		東京都 03-3408-5211	

3 自衛隊との連絡

(1) 情報連絡

自衛隊の派遣を要請した者は、自衛隊の活動が円滑に行われるよう、気象情報、被害状況その他の情報を適時連絡するものとする。

また、自衛隊においても、積極的に関係機関が実施する応急対策活動の実施状況等にかかる情報収集に努めるものとする。

(2) 集結地

東部体育広場

第3項 災害派遣受入

1 部隊の受入準備

派遣部隊及び県との連絡を担当させるため、市（総務課）から連絡担当員を指名する。連絡担当員は、応援を求める作業内容又は作業方法、資機材等について計画しておく。部隊が集結した後、直ちに指揮官と作業計画について協議し、調整の上必要な措置をとる。

2 自衛隊活動等に関する報告

市（防災危機管理課）は、派遣部隊の指揮官から当該部隊の長の官職氏名、隊員数、到着日時の申告を受け、また、従事している作業の内容その進捗状況等について報告を受け、県本部室（防災危機管理課）に報告するものとする。

3 指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関の措置

指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関の措置における災害派遣部隊の受入措置は、市の場合に準じて行うものとする。

4 経費の負担区分

(1) 自衛隊が負担する経費

ア 部隊の輸送費

イ 隊員の給与

ウ 隊員の食料費

エ その他部隊の直接必要な経費

(2) 派遣を受けた市が負担する経費

(1) に掲げる経費以外の経費

第4項 自主派遣の場合の措置

1 市長（防災危機管理課）は、知事からの通知又は部隊の長から直接連絡を受けた場合は、直ちに前記第3項に定める措置に準じた措置をとるものとする。

2 自主派遣した後において知事等から要請があった場合には、その時点から当該要請に基づく救援活動となることから、市（防災危機管理課・総務課）は前記第3項に定める措置をとるものとする。

第5項 災害派遣部隊の撤収

1 撤収要請の時期

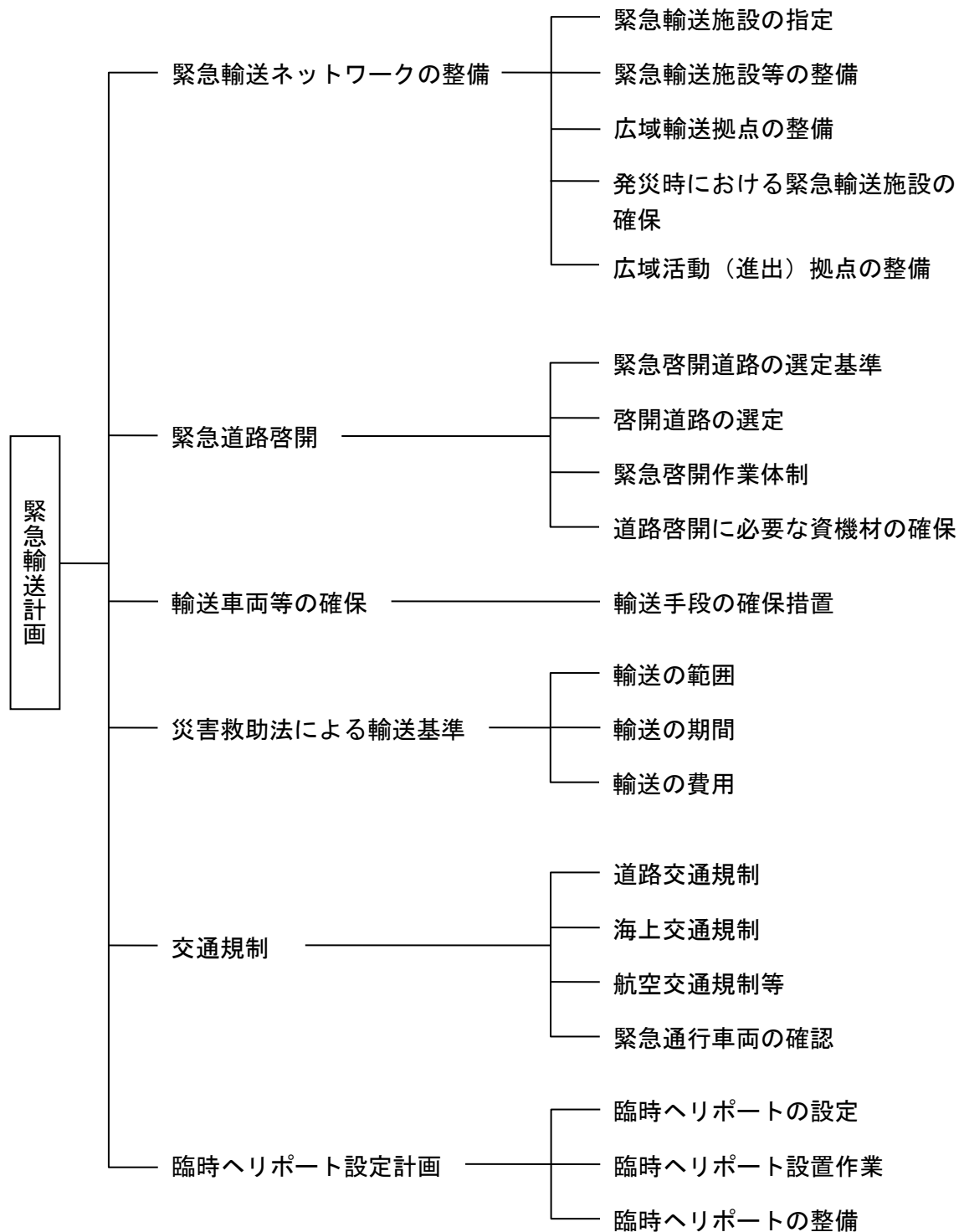
- (1) 要請権者が、災害派遣の目的が達成され、その必要が無くなったと認めるとき。
- (2) 市長（防災危機管理課）から災害派遣撤収依頼があったとき。
- (3) 知事は、市長から撤収の依頼を受け又は自ら撤収の必要を認めた場合にあっても、民心の安定、民生の復興に支障がないよう各機関の長及び派遣部隊の長並びに自衛隊連絡班と協議して撤収要請を行うものとする。

2 撤収要請の手続き

撤収要請は、災害派遣撤収要請依頼書によるものとする。

[資料] 3-6-5 自衛隊災害派遣撤収要請依頼書

第7章 緊急輸送計画



第1節 緊急輸送ネットワークの整備

第1項 緊急輸送施設の指定

1 道路

県は、県庁、広域輸送拠点、市町庁舎及び隣接県並びに災害拠点病院等とを接続し、また、これを補完する道路を緊急輸送道路として指定する。

[資料] 3-7-1 緊急輸送道路路線

2 港湾

海路による救援物資等の受け入れ港として、またそれを補完する港として港湾（漁港）を指定している。

3 空港等

空路による救援物資等の受け入れ並びに負傷者の緊急輸送のための臨時航空基地として、また臨時ヘリポートとして山口宇部空港等を指定する。

また、大規模災害時の災害応急対策活動を支援するために、必要に応じて県内自衛隊基地を活用する。

第2項 緊急輸送施設等の整備

緊急輸送施設として指定された施設の管理者は施設の災害に対する安全性の確保等防災対策に努めるものとする。

第3項 広域輸送拠点の整備

市（防災危機管理課）は、県等からの緊急物資等の受け入れ、一時保管並びに各地避難所等への配分等の拠点としての輸送基地を次のように定める。また県は、高潮や液状化等による沿岸地域の輸送基地の被災等に備え、バックアップのための施設・用地を県内内陸部を中心に確保し、拠点ヤードとして活用する。

区分	施設名称	管理者
陸上輸送拠点	恩田運動公園 (物資集積場所は宇部市野球場)	宇部市
海上輸送拠点	宇部港芝中西岸壁	山口県
航空輸送拠点	山口宇部空港	山口県
臨時ヘリポート	山口宇部空港	山口県
	恩田運動公園陸上競技場	宇部市
	小野スポーツ広場	宇部市
	楠中学校	宇部市
	宇部市楠体育広場	宇部市

	旧吉部小学校グラウンド	宇部市
	真縮川ダム南側広場	宇部市
	アクトビレッジおの多目的広場	宇部市
	厚東川二俣瀬桜つつみ公園	山口県
	山口大学医学部附属病院	山口大学

※山口宇部空港と宇部港芝中西岸壁は、県の輸送岸壁にも指定されている。

第4項 発災時における緊急輸送施設の確保

- 1 大規模災害時には、県は緊急輸送ネットワークの中から必要な広域輸送拠点を開設するとともに、市は輸送拠点を開設し、緊急輸送施設の確保を図る。
- 2 県災害対策本部内に、災害救助部を中心とした「緊急支援物資対策チーム」を設置し、支援物資に係る対応を一元的に処理する。
- 3 支援物資等の円滑な調達・供給を図るため、同チーム及び広域輸送拠点に民間物流専門家等の派遣を要請するとともに、広域輸送拠点施設の運営に必要な人員を配置するために職員等を確保する。
- 4 広域輸送拠点施設の運営等については、山口県支援物資物流マニュアルによるものとする。

第5項 広域活動（進出）拠点の整備

県は、被災地における他県等からの応援部隊の活動拠点を確保する間などに、その集合拠点として活用する広域活動（進出）拠点を整備する。

第2節 緊急道路啓開

緊急道路啓開とは、災害発生直後における道路上の各種障害物の除去及び道路施設の応急修復を行うことで、各道路管理者において、対象道路の障害物の除去、道路の損壊等の応急補修を優先的に行うこととする。

第1項 緊急啓開道路の選定基準

被災状況を確認して、山口県緊急輸送道路ネットワーク計画の対象路線から選定する。ただし、対象道路の損傷が大きく応急復旧が困難である場合には代替路線を詮索する。

第2項 啓開道路の選定

1 啓開道路の選定

県及び市は、国土交通省中国地方整備局、西日本高速道路株式会社等の関係機関と協議の上、それぞれが管理する幹線道路を中心として、これらを有機的に連携させた緊急啓開道路を選定する。

2 災害対策基本法に基づく車両の移動命令等

【各道路管理者】

各道路管理者は、港湾管理者又は漁港管理者（本節において「道路管理者等」という。）は、道路における車両の通行が停止し、又は著しく停滞し、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあり、かつ、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があると認めるときは、その区間を指定して、当該区間内にある者に対して当該区間を周知し、以下の措置をとることができる。

- (1) 当該車両その他の物件の所有者等に対し、当該車両等の道路外への移動その他必要な措置をとることの命令。
- (2) 所有者等が（1）の命令によっても当該措置をとらないとき又は現場にいないとき等には、道路管理者等自らによる当該措置の実施。この場合、やむを得ない限度において、当該措置に係る車両その他の物件を破損することができる。
- (3) 上記の措置をとるため必要な限度において、他人の土地の一部利用又は竹木その他の障害物の処分。
- (4) (2) 又は (3) の措置をとったときは、通常生ずべき損失の補償。

3 国土交通省、県知事からの指示

国土交通省（中国地方整備局）は、道路管理者である県又は市町又は港湾管理者に対し、県（土木建築部）は、道路管理者である市に対し、広域的な見地から、必要に応じて上記2の措置をとることについて指示をすることができる。

第3項 緊急啓開作業体制

1 緊急啓開路線の分担

啓開作業は、各道路管理者等が行う。

なお、道路啓開にあたっては、被災地方公共団体、その他の道路管理者等及び関係機関等と連携を図りつつ計画的に作業を実施する。

2 啓開作業

市（道路整備課）は、区域内の道路被害及び道路上の障害物等の状況を速やかに調査し、県に報告するとともに、所管する道路については啓開作業を実施する。

- (1) 市は、所管する道路の被害状況、道路上の障害物の被害を速やかに調査するとともに、他機関からの情報収集に努め県に報告するとともに、緊急度に応じ啓開作業を実施する。
- (2) 道路の損壊、建物倒壊等による障害物の除去については、占用工作物管理者等の協力を得て実施する。

- (3) 特に避難、救出及び医療救護、緊急物資の輸送に必要な主要路線を重点的に優先して実施する。
- (4) 被害の規模、状況によっては、各関係機関と連携し、自衛隊の支援を要請するとともに、受け入れ体制の確保に努める。
- (5) 道路啓開に必要な人員及び資機材を確保するため、建設業協会、高速道路株式会社等の支援を要請する。

第4項 道路啓開に必要な資機材の確保

各道路管理者は、平素から道路啓開に必要な資機材の備蓄整備を行うとともに、建設業界、高速道路株式会社等を通じて使用できる建設機械等必要な資機材確保に努める。

第3節 輸送車両等の確保

第1項 輸送手段の確保措置

- 1 輸送手段の確保については、それぞれ応急対策を実施する課が行うこととするが、災害が激甚でこれらの課において輸送力の確保ができないときは、防災危機管理課が調整を行い、県へ要請する。
 - (1) 輸送区間及び借上期間
 - (2) 輸送人員又は輸送量
 - (3) 車両等の種類及び必要台数
 - (4) 集結場所及び日時
 - (5) 車両用燃料の給油所及び給油予定量
 - (6) その他参考となる事項
- 2 輸送方法
 - (1) 車両による輸送

ア 公用車、市営バス	
イ 日本通運株式会社 宇部支店	TEL 21-5135
ウ 防長交通株式会社 小郡営業所	TEL 083-973-0022
エ サンデン交通株式会社 小野田営業所	TEL 83-2409
オ 中国ジェイアールバス株式会社 山口支店	TEL 083-922-2519
カ 山口県トラック協会	TEL 083-922-0978
キ 船木鉄道㈱	TEL 67-0321
 - (2) 列車による輸送（西日本旅客鉄道株式会社）

災害時における市からの物資輸送の協力要請は、本社営業部又は中国統括本部で対応し、輸送力の確保及び運賃減免等を行う。
 - (3) 船艇による輸送
 - ア 海上保安署所属船艇への支援要請
 - イ 運輸局に対する海上輸送措置の斡旋又は調整の要請
 - ウ 漁業協同組合等の公共的団体所有の船舶による輸送の協力要請

[資料] 3-7-2 宇部海上保安署所属船艇

(4) 他の輸送手段が確保できない場合、自衛隊派遣要請の要求をする。

- ア 自衛隊所有車両による輸送支援の要請
- イ 海上自衛隊所属艦艇による輸送支援の要請
- ウ ヘリコプター等航空機による輸送支援の要請

[資料] 3-7-3 船舶運送事業者及び運送力

[資料] 3-7-4 港湾事業者及び従業者数

第4節 災害救助法による輸送基準

第1項 輸送の範囲

- 1 被災者を避難させるための輸送（交通局）
市長（各課）、警察官等避難指示者の指示に基づき、避難等を行う場合の輸送
- 2 医療及び助産のための輸送（地域医療対策室）
 - (1) 重傷患者で救護班が処置できない場合等の病院又は産院への輸送
 - (2) 救護班が仮設する診療所等への入院又は通院のための輸送
 - (3) 救護班の人員輸送
- 3 被災者の救出のための輸送（交通局、消防局）
救出された被災者の輸送及び救出のための必要な人員、資材等の輸送
- 4 飲料水供給のための輸送（水道局）
飲料水の輸送及び確保のために必要な人員、ろ水器その他の機械器具、資材等の輸送
- 5 救済用物資の輸送（地域福祉課）
被災者に支給する被服、寝具、その他の生活必需品、炊き出し用食料、薪炭、学用品、医薬品、衛生材料及び義援物資等の輸送
- 6 遺体捜索のための輸送（地域医療対策室、環境政策課）
 - (1) 遺体処理のための救護班員等の人員の輸送及び遺体の処置のための衛生材料の輸送
 - (2) 遺体を移動させるための輸送及びこれに伴う人員の輸送
- 7 輸送の特例
応急救助のため輸送として上記1～6以外の措置を必要とする場合は、市（地域福祉課）は知事（厚政課）に依頼し、知事は内閣総理大臣に対して特別基準の申請を行う。

第2項 輸送の期間

- 1 救助法による各救助の実施期間とする。
- 2 各救助の期間が延長されたときは、その救助に伴う輸送の期間も自動的に延長させるものとする。

第3項 輸送の費用

- 1 輸送業者における輸送又は車両、船舶の借上のための費用は、当市における慣行料金（国土交通省認可料金以内）によるものとする。
- 2 輸送実費の範囲は、運送費（運賃）、借上料、燃料費、消耗器材費及び修繕料とする。
- 3 輸送業者以外の者の所有する車両、船舶の借上に伴う費用（借上料）は、輸送業者に支払う料金の額以内で、各実施機関が車両等の所有者と協議して定めるものとする。
- 4 官公署及び公共的団体の所有する車両、船舶を借上げる場合は、原則として使用貸借によるものとし、特に定めがない限り無償とする。
- 5 各救助を実施する各担当課は、次の帳簿類を整備し、防災危機管理課に提出しなければならない。防災危機管理課は内容確認の上、地域福祉課に提出し、地域福祉課は県（厚政課）に提出し、保存するものとする。
 - （1）救助実施記録日計票（様式5-2）
 - （2）燃料及び消耗品受払簿
 - （3）輸送記録簿（様式22）
 - （4）輸送関係支払関係書類

第5節 交通規制

第1項 道路交通規制

- 1 交通規制の内容
 - （1）規制の実施区分

被災地域の人口集中地域を対象に、第一次交通規制、第二次交通規制の区分を設け、路線の規制を行うとともに、必要に応じて地域指定して、規制を実施する。

ア 第一次交通規制

災害発生直後における交通混乱を最小限に止めるため

（ア）被災地域方向へ向かう車両の通行禁止等の交通規制を実施し、流入交通の抑制をする。

（イ）避難車両の通行路を確保し、被災地域からの流出交通の整理・誘導を実施する。

（ウ）救出、救助、消火、医療救護活動等の緊急通行車両の通行を確保し、交通の整理・

誘導を実施する。

イ 第二次交通規制

(ア) 緊急交通路を指定し、緊急通行車両の通行を確保する。

(イ) 一般車両の流入、通過交通の抑制を図る交通規制を実施する。

(ウ) 被災地域住民の生活道路の確保のための交通規制を実施する。

(2) 規制の実施種別

実施者	規制種別	規制理由等	規制対象	根拠法令
公安委員会	通行の禁止 又は制限	県内又は隣接県、近接県に災害が発生し又は発生しようとする場合において、災害応急対策を的確かつ円滑に行うため必要があるとき	緊急通行車両以外の車両	災対法 第76条第1項
		県内の道路に、災害による道路の損壊等危険な状態が発生した場合において、その危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るために必要があるとき	歩行者 車両等	道路交通法 第4条第1項
警察署長	同上	上記の場合において、他の警察署の所管区域に及ばないもので、期間が1箇月未満のものについて実施するとき	同上	道路交通法 第5条第1項
警察官	同上	災害発生時等において交通の危険を防止するため、緊急措置として必要があると認めるとき	同上	道路交通法 第6条第4項
道路管理者	同上	道路の破損、決壊その他の事由により、交通が危険であると認めるとき	同上	道路法 第46条第1項

2 交通情報の収集伝達

警察本部（交通管制センター）は、道路管理者等と連携して交通情報を収集するとともに、各種広報媒体を活用して、地域住民及び広く道路利用者に対して情報伝達を実施する。

(1) 交通情報の収集

管制施設（カメラ等）、航空機、車両、警察官等により、次の事項を調査する。

- ア 幹線道路の被害状況
- イ 交通規制の実施状況
- ウ 鉄道、駅等の被害状況
- エ 交通の流れの状況
- オ その他

(2) 交通情報の伝達

収集した情報は、次の広報媒体を活用して、広報を実施する。

- ア 管制施設（交通情報板、路側通信等）
- イ ラジオ、テレビ等の放送施設
- ウ 日本道路交通情報センター
- エ その他

3 交通規制の実施要領

(1) 第一次交通規制

ア 被災地域への流入交通の抑止

(ア) 被災地域における救援、救護活動を円滑に実施するため、被災地域に向かう車両に対して、被災地域外の交通要所において緊急通行車両以外の車両の流入抑止の規制広報を実施する。

(イ) 迂回措置の可能な地点において、警察官等により、被災地に向かう緊急通行車両以外の車両通行禁止措置を行うとともに、一般通行車両の迂回誘導を実施する。

イ 避難車両の流出誘導の実施

(ア) 被災地域内にある道路のうちから避難交通路を確保し、交通の要所において、避難車両の流出誘導を実施する。

(イ) 被災地域内にある一般車両もできるだけ迅速に被災地から離れるよう整理、誘導する。

(2) 第二次交通規制

ア 緊急交通路の指定

緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、次により規制を実施する。

(ア) 緊急交通路の指定に併せて、通行障害となっている物件を除去する。

(イ) 迂回措置の可能地点において、被災地に向かう緊急通行車両以外の通行禁止規制及び一般車両の迂回についての広報を実施する。

(ウ) 規制地点については、検問を実施し、一般車両と緊急車両を区分けし、一般車両については他の路線に迂回誘導する。

イ その他の交通規制の実施

(ア) 道路交通法上の規制を有効に活用して、一般車両の被災地域への流入抑止を図るとともに、路線を指定して、被災地域への出入り交通路を確保する。

(イ) 被災地域内の生活道路の確保を図る。

(3) 警察官等の規制実施体制及び規制資機材の活用

ア 警察官等の規制実施体制及び隣接県、近接県等を含めた広域的な交通規制の必要がある場合、県公安委員会は、これらの県の公安委員会に対して交通規制及び広報について要請する等、相互の連携を取りながら実施する。これらについては別に定める。

イ 交通規制に当たっては、道路交通法第4条第5項に基づく道路標識、区画線及び道路標示に関する命令に定める標識、災対法第76条第1項の規定に基づく、同法施行規則第5条第1項に定める標識及びロープ、防護柵等の装備資機材を有効に活用して実施する。

ウ 道路交通機能を確保するため、警察官等による交通整理、誘導を行うほか信号機の早期機能回復を講ずる。

4 交通規制用資機材及び道路交通機能確保用資機材の整備

交通規制措置に必要な所要の資機材及び電力停止に対応した信号機装置の整備を計画的に行う。

5 被災現場措置

(1) 現場措置

災対法に基づいて、警察官、自衛官、消防吏員は、通行の禁止又は制限に係る区域又は区間において次の措置を行うことができる。

区分	項目	内容	根拠条文 (災対法)
警察官	応急対策の障害となる車両及び物件の移動等の措置命令	車両その他の物件が、緊急通行車両の通行の妨害となることにより、災害応急対策に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、その管理者等に対し、道路外への移動等の必要な措置をとることを命ずることができる。	第76条の3第1項
	命令措置をとらないとき又は命令の相手方が現場にいない場合の措置	上記措置を命ぜられたものが措置をとらないとき又は命令の相手方が現場にいないときは、自らその措置を行うことができる。	第76条の3第2項
	移動措置に係る車両その他の物件の破損行為	上記措置をとるためやむをえない限度において、車両その他の物件を破損することができる。この場合通常生ずべき損失の補償を行うことになる。	
自衛官・消防吏員	警察官がその現場にいない場合の措置	それぞれの緊急通行車両の通行を確保するため、上記警察官の権限を行使することができる。	第76条の3第3項、第4項
	命令、措置を行った場合の管轄警察署長への通知	ア 命令に係る通知 命令を実施した場所を管轄する警察署長に直接又は管轄する県警察本部交通部交通規制課を経由して、別記様式により行うものとする。 イ 措置に係る通知をとった都度、措置を行った場所を管轄する警察署長に直接又は管轄する県警察本部交通部交通規制課を経由して別記様式により行うものとする。 (ア) 措置を行った場合、措置に係る物件の占有者、所有者又は管理者の住所又は氏名を知ることができないときはその理由及び措置に係る物件の詳細な状況を通知書に記載するものとする。	第76条の3第6項

	(イ)破損行為を行った場合は、原則として、破損前後の写真を撮影するとともに、損害見積もりを貼付の上、通知の際送付するものとする。	
--	--	--

(2) 車両運転者の義務

項目	内容	根拠条文
移動措置の義務	通行禁止等がおこなわれたときは、速やかに、車両を指定区域の道路外に、また、指定道路の区域外に移動しなければならない。	災対法 第76条の2 第1項、第2項
移動困難な場合の退避義務	移動困難な場合は、できる限り道路左側に添う等、緊急通行車両の通行の妨害とならないような方法で駐在しなければならない。	災対法 第76条の2 第1項、第2項
移動等の命令に対する受任義務	警察官の移動又は駐車命令に従わなければならない。	災対法 第76条の2 第4項

(3) 公安委員会の規制内容等の周知措置

ア 公安委員会は、災対法に基づく規制を行った場合（又は行う場合）、住民等に対して規制内容等の周知措置を行うものとする。

イ 県（交通安全対策班）は、通行者の安全確保を図るため、警察、道路管理者との調整及び住民への災害時交通安全について、周知措置を行うものとする。

[資料] 3-7-5 措置命令・措置通知書

6 道路管理者に対する要請

公安委員会は、災対法に基づく規制を行うため必要があると認めるときは、道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定及び必要な措置をとることを要請することができる（第2節第2項2参照）。

第2項 海上交通規制

1 情報の収集及び情報連絡

海上保安部署は、被害状況、被害規模その他災害応急対策の実施上必要な情報について、船艇、航空機等を活用し、積極的に情報収集活動を実施するとともに、関係機関等と密接な情報交換等を行うものとし、特に地震災害等にあつては、次に掲げる事項に関し情報収集活動を行うものとする。この場合、航空機による陸上における被害状況に関する情報収集活動の実施については、海上及び沿岸部の被災状況に関する情報収集活動の実施その他海上における災害応急対策の実施に支障を来さない範囲において行うものとする。

(1) 海上及び沿岸部における被害状況

- ア 被災地周辺海域における船舶交通の状況
- イ 被災地周辺海域における漂流物等の状況
- ウ 船舶、海洋施設、港湾施設等の被害状況
- エ 石油コンビナートの被害状況

- オ 流出油等の状況
 - カ 水路、航路標識の異常の有無
 - キ 港湾等における避難者の状況
- (2) 陸上における被害状況

2 規制措置

(1) 在港船舶に対する措置

- ア 海上保安署長、港長は在港船舶の安全を確保するため、港則法に基づき在港する船舶に対して移動（避難）を命ずる。
- イ 港長は、港則法に基づき、危険を防止するため必要と認められる場合、特定港内において修繕中又はけい船中の船舶に対し、必要な船員の乗船を命ずる。

(2) 航行規則

- ア 海上保安署は、被災地域の港湾に入出港する船舶に対し、港則法に従い、必要な交通管制を行い航行規制を実施する。
- イ 状況に応じて、所属巡視艇により航行の制限、禁止、避難指示等所要の措置を講ずるとともに港内の船舶が輻輳する航路等において交通整理を行う。

第3項 航空交通規制等

広島空港事務所又は北九州空港事務所は、災害が発生した場合、航空機の安全を図る観点から以下の対策を講じる。

1 飛行規制措置

- (1) 一定空域での飛行の注意喚起
- (2) 救援機等の飛行経路の周知等による飛行空域の一般航空機との分離のための協力要請
- (3) 救援機以外の航空機の一定空域での一定期間の飛行自粛の協力要請
- (4) 関係機関から場外離着場について協議があった場合の必要な指導

2 その他の応急措置

- (1) 情報の収集、伝達及び報告並びに関係行政機関、航空会社その他の機関との連絡調整を行う。
- (2) 空港長及びその他の関係機関に対して、航空機とその輸送能力の報告を求め、常にその状況を把握する。
- (3) 施設の点検、整備等必要な保安措置及び航空機による二次災害防止措置、その他の応急救護活動等の措置を行う。
- (4) 航空会社と常に連絡調整を図り、人命救助及び緊急輸送等の協力を求める。

第4項 緊急通行車両の確認

1 確認実施機関

- (1) 県が保有し、応急対策活動に使用する車両及び応急対策活動に必要として調達した車両については知事が確認を行う。
- (2) 県が確認する車両を除いた他の車両については、県公安委員会が行う。

2 確認対象車両

(1) 第1段階

- ア 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品、透析用水等人命救助に要する人員、物資
- イ 消防・水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資
- ウ 政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員・物資等
- エ 後方医療機関へ搬送する負傷者等
- オ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資
- カ 災害応急対策用車両

(2) 第2段階

- ア 上記(1)の続行
- イ 食糧、水等生命の維持に必要な物資
- ウ 傷病者及び被災者の被災地以外への輸送
- エ 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資
- オ 応急復旧対策用車両

(3) 第3段階

- ア 上記(2)の続行
- イ 災害復旧に必要な人員及び物資
- ウ 生活必需品

3 緊急車両通行証明書等の交付

緊急車両通行証明書の発行は公安委員会（警察本部及び警察署）又は県（物品管理班）において行い、緊急輸送車両の標章及び証明書を交付する。

4 事前届出・確認制度

市及び指定地方行政機関、指定公共機関等は、保有する車両について、あらかじめ公安委員会（警察署）に届出をし、事前届出済証の交付を受け、車両に携行しておく。

災害が発生し、交通規制が行われたときは、事前届出済証を警察署へ提出し、緊急車両通行証明書の標章及び証明書の交付を受ける。

[資料] 3-7-6 緊急通行車両等の事前届出手続要領

第6節 臨時ヘリポート設定計画

第1項 臨時ヘリポートの設定

1 臨時ヘリポートの設定

- (1) 市は、災害時の対応に備え、山口宇部空港、恩田運動公園陸上競技場、小野スポーツ広場、楠中学校、宇部市楠体育広場、旧吉部小学校、真締川ダム南側広場、アクトビレッジおの多目的広場、厚東川二俣瀬桜づつみ公園、山口大学医学部附属病院を臨時ヘリ

ポートとする。

- (2) 県は、大規模災害時の物資輸送等に対応するため、市町が確保した予定地のうちから、広域市町圏内に1カ所の広域臨時ヘリポートを選定する。

2 臨時ヘリポートの選定

災害派遣時における臨時ヘリポートの予定地については、市長（防災危機管理課）が県（防災危機管理課）経由により陸上自衛隊第17普通科連隊（第13飛行隊）と協議し、現地調査の上、定める。

3 ヘリポートの選定条件

具体的事項	備考
1 着陸帯は、平坦な場所で転圧されていること。	コンクリート又はアスファルトで舗装されていることが望ましいが、堅固な場所であれば土又は芝地でも着陸可能である。
2 着陸帯の地表面には、小石、砂又は枯れ草等の異物が存在しないこと。	風圧による巻き上げ防止、あるいはエンジン等に異物が混入するのを防ぐため、着陸帯の清掃、設置面が土の場合は散水等しておく。
3 着陸帯の周囲に高い建造物、密生した樹木及び高圧線等がないこと。	
4 ヘリコプターの進入及び離脱が容易に実施できる場所であること。	進入離脱の最低条件 ・着陸地点中心から半径50m以内は平坦で障害物がないこと。 ・着陸地点中心から半径100m以内は高さ1.2m以上の障害物がないこと。 ・着陸地点中心から半径150m以内は高さ2.0m以上の障害物がないこと。
5 天候による影響の少ない場所であること。	山岳地に設定する場合は、できるだけ乱気流（風）の影響が少なく、雲等に覆われない場所を選定する必要がある。

第2項 臨時ヘリポート設置作業

1 ヘリポートの表示

ヘリコプターによる救援を要請した者はヘリコプターの着陸地点に次の標識を掲げるものとする。

(1) ヘリポートの標識

[資料] 3-7-7 ヘリポートの標識

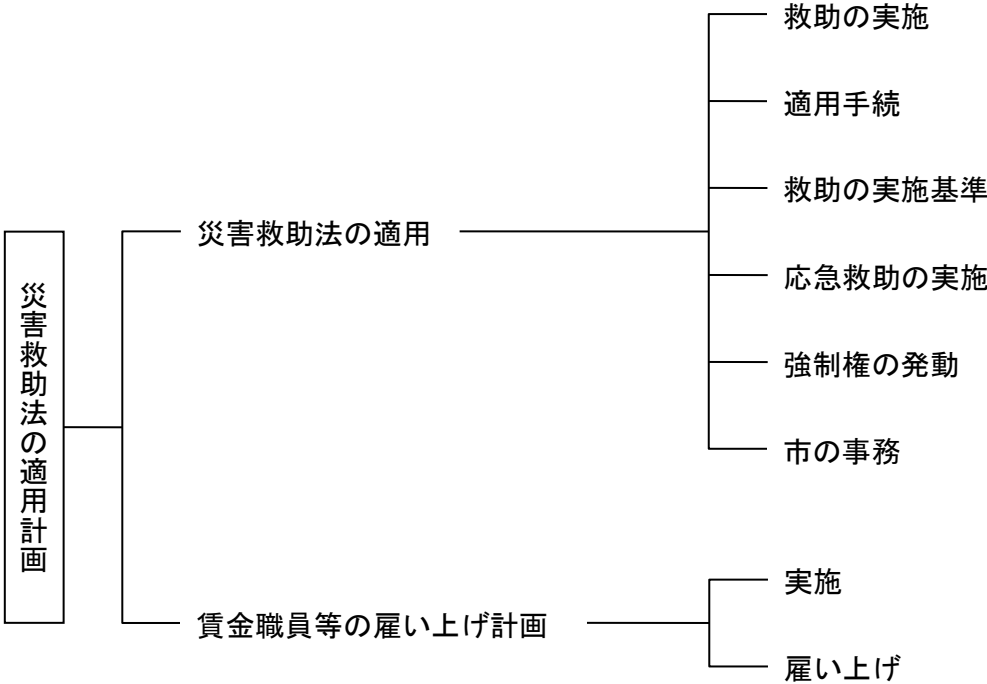
(2) 標示方法

標示場所の区分	具体的事項
地面の堅い所	石灰（その他白い粉末）等で、規定どおり標識図を標示する。 ヘリコプターが着陸する場合、風圧が強いので吹き飛ばされやすいものは使用しない。
積雪のある所	周囲が雪の場合は、色彩ペイント等を使って標識図を標示する。 原則として雪の積もっている所への着陸は困難である。 このため、ヘリコプターが着陸するのに必要な最低面積の雪を取り除き、周囲を踏み固める。
風向認識の標示	ポール等に紅白（紅白がない場合は識別しやすい色）の吹き流しを掲揚する。ポール等（3m以上）の位置は、ヘリポートの地点に建てる。 この場合、離発着の障害とならない地点を選定する。

第3項 臨時ヘリポートの整備

市及び県は、災害時のヘリコプターの活用に対応できるよう、ヘリポートの確保整備に努めるものとする。

第8章 災害救助法の適用計画



第1節 災害救助法の適用

第1項 救助の実施

1 実施機関

- (1) 知事は国の機関として救助の実施にあたる。
- (2) 市長は知事からあらかじめ委任を受けた応急対策について実施する。

救助実施内容	実施機関
1 避難所の設置	地域福祉課
2 応急仮設住宅の供与 (1) 建設 (2) 敷地の選定 (3) 入居予定者の選考	県 住宅政策課 〃
3 炊き出しその他による食品の給与	地域福祉課
4 飲料水の供給	水道局
5 被服、寝具、その他の生活必需品 の給与又は貸与	地域福祉課
6 医療及び助産	県、地域医療対策室
7 被災者の救出	消防局、警察、海上保安署
8 被災した住宅の応急修理	住宅政策課、営繕課
9 生業に必要な資金の貸与	県、地域福祉課
10 学用品の給与	県、学校教育課
11 埋葬	環境政策課
12 遺体の捜索	消防局、警察、海上保安署
13 遺体の処理	環境政策課、警察、海上保安署
14 障害物（土石、竹木等）の除去	県、土木河川課

- (3) 実施区分については、各種の救助を迅速に実施するため、通常市が処理すべき業務の範囲の基準を救助法第30条に基づき委任することとして、「市町村長に対する事務の委任に関する規則」によりあらかじめ定めたものである。

(4) 委任事項の報告

救助の実施に関し、知事の職権の一部の委任を受けた市長（地域福祉課）は、その職権を行使したときは、直ちにその内容を詳細に知事（厚政課）に報告するものとする。

2 適用基準

- (1) 市内の人口に応じて次に定める数以上の世帯の住家が滅失していること。
人口100,000人以上300,000人未満の場合は、住家が滅失した世帯の数が100以上。
ただし、半壊・半焼は1/2、また床上浸水は1/3に換算する。
- (2) 県の区域内の住家のうち、滅失した世帯の総数が1,500世帯以上であって、市内の被害住家のうち、滅失した世帯の数が上記の基準の1/2以上に達した場合。
- (3) 県の区域内の住家のうち、滅失した世帯の総数が7,000世帯以上であって、市内の被害世帯数が多数の場合。

(4) 災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、かつ、多数の住家が滅失した場合。

特別な事情とは、災害にかかった者食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は災害にかかった者の救出について特殊の技術を必要とする場合であり、具体的には次のような場合であること。

- ア 被害地域が他の村落から隔離又は孤立しているため、生活必需品等の補給が極めて困難な場合で、被災者の救助に特殊の補給方法を必要とする場合。
- イ 有毒ガスの発生、放射性物質の放出等のため、被災者の救助が極めて困難であり、そのために特殊の技術を必要とする場合。
- ウ 水害により、被災者が孤立し救助が極めて困難であるため、ボートによる救出等の特殊の技術を必要とする場合。

(5) 多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じた場合。(4号適用)

この適用については、災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とする場合であり、具体的には、次のような場合であること。

- ア 火山噴火、有毒ガスの発生、放射線物質の放出等のため、多数の住民が避難の指示を受けて避難生活を余儀なくされる場合
- イ 船舶の沈没、交通事故、爆発事故等の事故により多数の者が死傷した場合
また、災害にかかった者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は災害にかかった者の救出について特殊の技術を必要とする場合とは具体的には、次のような場合であること。
 - (ア) 交通路の途絶のため多数の登山者等が放置すれば飢餓状態に陥る場合
 - (イ) 火山噴火、有毒ガス発生等のため多数の者が危険にさらされている場合
 - (ウ) 豪雪により多数の者が危険状態となる場合。

- (1) 平年に比して、短期間の異常な降雪及び積雪による住家の倒壊等又はその危険性の増大
- (2) 平年、孤立したことの無い集落の交通途絶による孤立化
- (3) 雪崩発生による人命及び住家被害の発生

※ (3) ~ (5) の被害程度の「多数」については、適用基準に関わらず、被害の態様、四囲の状況に応じて、市の救護活動が困難であるかどうかの被害程度によって判断するものとする。

※ 適用基準の算定方法 (単位：世帯)

$$\text{適用基準} = (\text{全壊} \cdot \text{全焼} \cdot \text{流出等}) + \{(\text{半壊} \cdot \text{半焼等}) \times 1 / 2\} + \{(\text{床上浸水} \cdot \text{土砂の堆積等}) \times 1 / 3\}$$

例えば、全壊等0、半壊等0、床上浸水等300の場合は基準に達する。

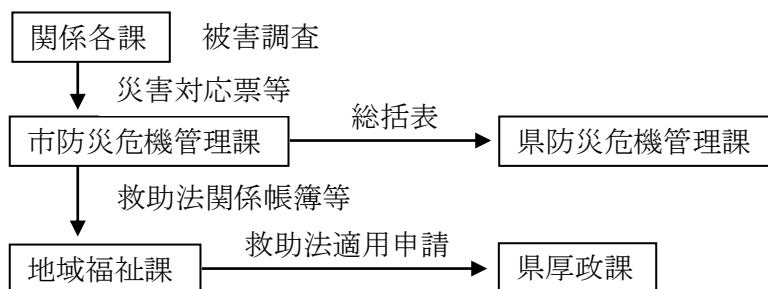
第2項 適用手続

1 適用手続に係る処理事項

(1) 報告

- ア 被害が発生した場合、防災危機管理課は地域福祉課に報告するものとする。
- イ 市長 (地域福祉課) は、市内の被害が適用基準に達した場合又は達する見込みのあるときは、直ちにその旨を知事 (厚政課) に報告する。

- ウ 適用基準に達する見込みがない地域であっても、他の地域との関連で救助を実施しなければならない場合もあるので、災害の状況に応じて被害報告をするものとする。
- エ 報告内容は、被災総数・人的被害・住家の被害及び非住家の被害とする。
- オ 報告系統は、関係各課→防災危機管理課→地域福祉課→県厚政課とする。



(2) 適用の公告

救助法を適用したときは、知事は速やかに公告する。

2 適用時における市長の措置

市長（地域福祉課）は、災害の事態が切迫し、知事による救助の実施を待つことができないときは単独で救助に着手することができるものとする。

この場合、直ちにその状況を知事（厚政課）に報告し、その後の処理について知事の指揮を受けるものとする。

第3項 救助の実施基準

救助法に基づき、各種の救助実施にあたって必要となる救助の方法、程度、期間、国庫補助限度額、必要な書類等に係る具体的な取り扱いについては、厚生労働省社会・援護局監修の「災害救助の実務」によるものとする。

第4項 応急救助の実施

救助の種類	第3部該当章	県担当部局	市担当部局等
救助の総括	第8章	健康福祉部	地域福祉課
被害状況等の調査	第2・8章	健康福祉部	関係各課
被害状況等の報告	第2・8章	健康福祉部	地域福祉課
避難所の設置	第5章	健康福祉部	地域福祉課
応急仮設住宅の供与 被災した住宅の応急修理	第11章	健康福祉部 土木建築部	地域福祉課、 住宅政策課、営繕課
炊き出しその他による食品の給与	第9章	健康福祉部 農林水産部	地域福祉課
飲料水の供給	第9章	環境生活部	水道局
被服、寝具、その他の生活必需品 の給与又は貸与	第9章	健康福祉部 商工労働部	地域福祉課
学用品の給与	第15章	教育庁	学校教育課

救助の種類		第3部該当章	県担当部局	市担当部局等
医療及び助産		第4章	健康福祉部	地域医療対策室
被災者の救出		第4章	健康福祉部 警察本部	消防局
遺体の捜索		第10章	健康福祉部 警察本部	消防局
遺体の処理・埋葬		第10章	健康福祉部 環境生活部 警察本部	環境政策課
障害物の除去		第10章	健康福祉部	土木河川課
業務協力	輸送協力	第7章	会計管理局	防災危機管理課
	労務協力	第8章	商工労働部	企業立地推進課

第5項 強制権の発動

知事は、災害の混乱期において、迅速に救助事務を遂行するにあたり特に必要があると認めるときは、次に掲げる強制権を発動することができる。

1 従事命令及び協力命令

(1) 従事命令

一定の職種の者（医療、土木建築工事又は輸送関係者）を救助に関する業務に従事させることができる。（救助法第24条）

(2) 協力命令

被災者、その他近隣の者を、救助に関する業務に協力させることができる。（救助法第25条）

2 管理、使用、保管命令及び収用・損失補償

(1) 管理、使用、保管命令及び収用

ア 知事は次に掲げる場合において、施設を管理し、土地、家屋もしくは物資を使用し、特定業者に保管命令を発し、又は救助に必要な物資を収用することができる。（救助法第26条第1項）

(ア) 救助を行うため特に必要があると認めるとき。

(イ) 救助法第31条の規定による厚生労働大臣の応援命令を実施するため必要があると認めるとき。

イ 管理

病院、診療所、助産所、旅館、飲食店等を管理する権限。

ウ 使用

土地、家屋等を収容施設として用いるような場合で、管理と異なり、土地、家屋物資を物的に利用する権限。

エ 保管

災害時の混乱時に、放置すれば他に流れてしまうおそれのある救助その他緊急措置に必要な物資を、一時的に業者に保管させておく権限。

オ 収用

災害の時に、必要物資を多量に買いだめ、売惜しみしているような場合、その物資を収用する権限。

カ 公用令書の交付

物資の保管命令、物資の収用、施設の管理又は土地、家屋もしくは物資を使用する場合には、当該物資、施設、土地又は家屋を所有する者に対して、公用令書を交付して行うものとする。

(2) 損失補償

知事は、管理、使用、保管命令及び収用の処分を行ったときは、その処分により通常生ずべき損失を補償する。(救助法第26条第2項)

第6項 市の事務

1 救助事務の処理上必要な帳簿の整備、記録、保存

市（地域福祉課）は、救助の種類ごとに必要な台帳、帳簿及び関係書類を整備して保存しなければならない。関係各課は、台帳、帳簿及び関係書類の作成に協力するものとする。救助の種類ごとに整備すべき帳簿等は、厚生省社会・援護局監修の「災害救助の実務」による。

救助の種類	様式	整備保存帳簿	作成課	提出先	整備保存課
避難所の設置	5-2 ・ 7 ・ ・	救助実施記録日計票 避難所用物資受払簿 避難所設置及び収容状況 避難所設置に要した支払証 拠書類 避難所設置に要した物品受 払証拠書類	管理主管課又 は避難拠点要 員	防災危 機管理 課	地域福祉課
応急仮設住宅 の供与	5-2 8 ・ ・ ・	救助実施記録日計票 応急仮設住宅台帳 応急仮設住宅用敷地貸借契 約書 応急仮設住宅建築のための 原材料購入契約書、工事契 約書、その他設計書等 応急仮設住宅建築のための 工事代金等支払証拠書類	住宅政策課	防災危 機管理 課	地域福祉課
炊出しその他 による食品の 給与	5-2 ・ ・	救出実施記録日計票 炊出しその他による食品給 与物品受払簿 炊出しその他による食品給 与のための食料購入代金等	地域福祉課 避難拠点要員	防災危 機管理 課	地域福祉課

救助の種類	様式	整備保存帳簿	作成課	提出先	整備保存課
		支払証拠書類 ・ 炊出しその他による食品給与のための物品受払証拠書類			
飲料水の供給	5-2 6 10 ・	救助実施記録日計票 給水用機械器具燃料及び浄水器薬品資材受払簿 飲料水の供給簿 ・ 飲料水供給のための支払証拠書類	水道局	防災危機管理課	地域福祉課
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	5-2 ・ ・ 11 ・ ・	救助実施記録日計票 ・ 物資受払簿 ・ 物資の配分計画表 11 物資の給与状況 ・ 物資購入関係支払証拠書類 ・ 備蓄物資払出証拠書類	地域福祉課	防災危機管理課	地域福祉課
学用品の給与	5-2 ・ 18 ・ ・	救助実施記録日計票 ・ 学用品の配分計画表 18 学用品の給与状況 ・ 学用品購入関係支払証拠書類 ・ 備蓄物資払出証拠書類	教育委員会	防災危機管理課	地域福祉課
医療	5-2 ・ 12 13 ・ ・	救助実施記録日計票 ・ 医療品衛生材料受払簿 12 救護班活動状況 13 病院、診療医療実施状況 ・ 診療報酬に関する証拠書類 ・ 医療品衛生材料等購入関係支払証拠書類	地域医療対策室	防災危機管理課	地域福祉課
助産	5-2 ・ 14 ・	救助実施記録日計票 ・ 衛生材料等受払簿 14 助産台帳 ・ 助産関係支払証拠書類	地域医療対策室	防災危機管理課	地域福祉課
災害にかかった者の救出	5-2 ・ 15 ・	救助実施記録日計票 ・ 被災者救出用機械器具燃料受払簿 15 被災者救出状況記録簿 ・ 被災者救出用関係支払証拠書類	消防局	防災危機管理課	地域福祉課
遺体の搜索	5-2 ・	救助実施記録日計票 ・ 搜索用機械器具燃料受払簿	消防局	防災危機管理	地域福祉課

救助の種類	様式	整備保存帳簿	作成課	提出先	整備保存課
	<ul style="list-style-type: none"> ・ ・ 	遺体の捜索状況記録簿 炊出しその他による食品給 与のための物品受払証拠書 類		課	

[資料] 3-8-1 救助法関係様式

2 罹災者台帳の作成

市（地域福祉課）は、関係課による被害調査により、各世帯別の被害を確認したときは、「罹災者台帳」を速やかに作成するものとする。資産税課、市民税課、収納課は、協力応援を行うものとする。

3 罹災証明書

市長は、災害が発生した場合、被災者から申請があったときは、遅滞なく、住家の被害その他の被害の状況を調査し、災害による被害の程度を証明する書面「罹災証明書」を交付するものとする。火災については、消防局が発行し、その他については地域福祉課が発行する。

災害の混乱時又は被災現場の確認をしていない場合においては「罹災届出証明書」を発行し、後日必要に応じ「罹災証明書」と取り替えることができるものとする。

市長は、災害の発生に備え、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の確保を図るため、災害による被害調査について専門的な知識及び経験を有する職員の育成、他の地方公共団体又は民間の団体との連携の確保その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

[資料] 3-8-2 被害家屋損害割合判定表

[資料] 3-8-3 罹災証明書

[資料] 3-8-4 罹災届出証明書

4 被災者台帳

(1) 被災者台帳の作成

市長は、災害が発生した場合、被災者の援護総合的かつ効率的に実施するため必要があると認めるときは、被災者の援護を実施するための基礎とする「被災者台帳」を作成するものとする。

被災者台帳には、被災者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

- ア 氏名
- イ 生年月日
- ウ 性別
- エ 住所又は居所
- オ 住家の被害その他の被害の状況
- カ 援護の実施の状況
- キ 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由
- ク 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

市長は、被災者台帳の作成に必要な限度で、その保有する被災者の氏名その他の被災者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用す

ることができるものとする。

市長は、被災者台帳の作成のため必要があると認めるときは、関係地方公共団体の長その他の者に対して、被災者に関する情報の提供を求めることができるものとする。

(2) 台帳情報の利用及び提供

市長は、次のいずれかに該当すると認めるときは、被災者台帳に記載し、又は記録された情報（以下、「台帳情報」という。）を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することができるものとする。

- ア 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき
- イ 市が被災者に対する援護の実施に必要な限度で台帳情報を内部で利用するとき
- ウ 他の地方公共団体に台帳情報を提供する場合において、台帳情報の提供を受ける者が、被災者に対する援護の実施に必要な限度で提供に係る台帳情報を利用するとき

第2節 賃金職員等の雇い上げ計画

第1項 実施

第3部第6章「応援要請計画」による応援をもってしても、また、第3部第14章「ボランティア活動支援計画」による活動をもってしても、災害応急対策を実施できない場合について定めるものとする。

第2項 雇い上げ

1 方法

公共職業安定所を通じて行う。

2 公共職業安定所管内別紹介可能見込者数

宇部管内50名

3 給与の支給

賃金職員等に対する給与は、法令その他により別に基準のあるものを除き、賃金職員等を使用した地域における通常の実費を支給する。

4 救助法による雇い上げ

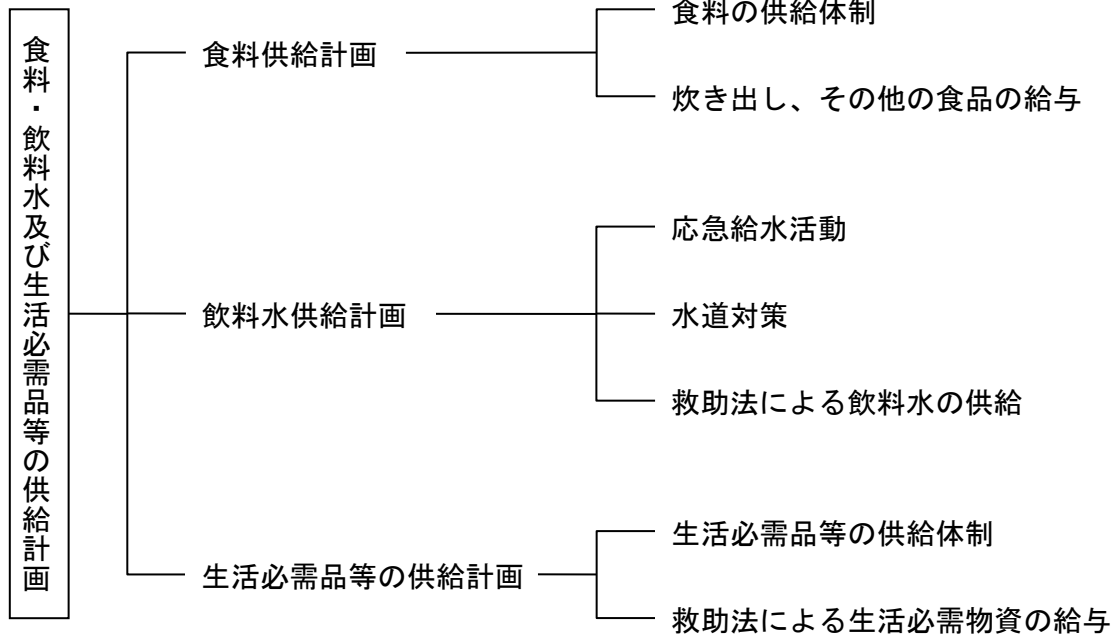
(1) 賃金職員等雇い上げの範囲

対象種別	内 容
罹災者の避難	災害のため、現に被害を受け又は受ける恐れのあるものを安全地帯に避難させるため、市長（防災危機管理課）等が雇い上げる賃金職員等
医療及び助産における移送	(1) 救護班によることができない場合において、患者を病院、診療所へ運ぶための賃金職員等 (2) 救護班に属する医師、助産婦、看護婦等の移動に伴う賃金職員等 (3) 傷病が治癒せず重傷ではあるが、今後自宅療養によることとなった患者の輸送のための賃金職員等
罹災者の救出	(1) 罹災者救出行為そのものに必要な賃金職員等 (2) 救出に要する機械、器具その他の資材を操作し又は後始末をするための賃金職員等
飲料水の供給	(1) 飲料水そのものを供給するために必要な賃金職員等 (2) 飲料水の供給のための機械、器具の運搬、操作等に要する賃金職員等 (3) 飲料水を浄化するための医薬品の配布に要する賃金職員等
救済用物資（義援物資を含む）の整理、輸送及び配分	(1) 救済用物資の種類別、地区別区分、整理、保管の一切にかかる賃金職員等 (2) 救済用物資の被災者への配分にかかる賃金職員等
遺体の搜索	(1) 遺体の搜索行為自体に必要な賃金職員等 (2) 遺体の搜索に要する機械、器具その他の資材の操作又は後始末のための賃金職員等
遺体の処理（埋葬は除く）	(1) 遺体の洗浄、消毒等の処理をするための賃金職員等 (2) 遺体を安置所等まで輸送するための賃金職員等
特例（特別基準）	上記の他、次の場合は内閣総理大臣の承認を得て賃金職員等の雇い上げをすることができる。 (1) 埋葬のための賃金職員等 (2) 炊き出しのための賃金職員等 (3) 避難所開設、応急仮設住宅建築、住宅の応急修理等のための資材を輸送するための賃金職員等

(2) 雇い上げの期間は、それぞれの救助の実施期間とする。ただし、これにより難いときは、内閣総理大臣の承認を得て期間延長ができる。

(3) 賃金の限度は、雇い上げた地域における通常の実費とする。

第9章 食料・飲料水及び生活必需品等の供給計画



第1節 食料供給計画

第1項 食料の供給体制

応急用食料の供給は、市（地域福祉課）が実施するものとする。県は、被災市町の要請を受け、主食である米穀を中心に、必要により副食等についても供給する。

1 主食の供給

(1) 応急用米穀の供給

災害時の応急用米穀の供給については、農林水産省政策統括官が定める「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」により実施するものとする。

「米穀の買入れ、販売等に関する基本要領」による措置

救助法が適用された場合は、次により、知事が政府所有米穀を直接買受けて実施し、又はこれを市に引き渡し、市長が供給の実施にあたるものとする。

(ア) 救助法が適用され、通常の供給方法では米穀の供給ができない場合においては、市は県に災害救助用米穀の供給を要請する。

(イ) 県は被災地の場所、状況等を考慮の上、農林水産省に必要な量の災害救助用米穀の供給を要請する。

(ウ) 農林水産省は、受託事業体に対し、県又は県の指示する者（原則として被災市長とする。）に必要な災害救助用米穀を引渡すよう指示する。

(エ) 県又は県の指示する者は、受託事業体より、応急用米穀の引渡しを受け、直接又は市を通じその供給を行う。

(オ) 市は、交通・通信の途絶のため上記の手続きをとることができない場合で緊急の引渡しを必要とするときは、農林水産省に直接その引渡しを要請することができる。

2 副食等の供給

県は、次の食料について被災市から要請を受けたときは、あらかじめ締結した協定等に基づき、関係団体、民間企業等に対して、必要量の出荷要請等を行い、市への供給措置を講じる。

パン、おにぎり、弁当、即席めん、育児用調製粉乳、缶詰、レトルト食品、野菜、食肉、鶏卵、魚介類、農産物加工品、海産物加工品等

3 食料の輸送

(1) 輸送方法

調達した食料については、実施機関である市が、直接引き取ることを原則とし、県は、被災状況、輸送距離等から自ら輸送することが適当と認めるときは、市が指定する集積地までの輸送を行う。この場合、食料等の輸送に県有車両等の配車が必要となったときは、物品管理班に配車要求を行うものとする。

(2) 自衛隊等への輸送要請

知事は、県有車両等での輸送が困難となった場合、又は車両等による輸送が困難な地域への緊急輸送の必要が生じた場合は、自衛隊、海上保安部・署に対し、緊急輸送の要請を行うものとする。

第2項 炊き出し、その他の食品の給与

1 実施機関

- (1) 炊き出し等による食品の給与は、市長（地域福祉課）が行う。
- (2) 救助法が適用された場合、救助法による炊き出し等の食品の給与は、市長（地域福祉課）が行う。
- (3) 知事は、市長から炊き出しの実施について応援要請を受けたとき、又は自ら必要と認めるときは、日赤奉仕団に応援要請を行う。

2 食品の給与措置

(1) 対象者

- ア 避難所に収容された者。
- イ 住家の被害が全壊、流失、半壊、半焼又は床上浸水等であって、炊事のできない者。
なお、旅館の宿泊人、一般家庭の来訪客等で、当該災害に遭遇した者については、被災地において炊き出しの対象とすることができる。

(2) 給与の方法

- ア 炊き出しは、避難所内又はその近くの適当な場所で行う。
適当な場所がない場合は、飲食店又は旅館等を使用することも認められる。
- イ 食品の給与は、現に食し得る状態にある物を給する。
- ウ 食品の給与は、産業給食（弁当等）によっても良い。
- エ 乳幼児に対する食品の給与は、ミルク等によっても差し支えない。

(3) 給与のための費用

- 救助法に基づく、炊き出しその他の食品の給与に関する経費（1人1日当たり1,020円以内）は県が負担する。
- ただし、市において定められた基準以外のことを行った場合は、その基準以外の費用については、全て市が負担することになる。

(4) 給与の期間

- 災害発生の日から7日以内。
- ただし、大規模災害が発生し、この基準期間内で給与を打ち切ることが困難な場合は、内閣総理大臣の承認を得て、必要最小限の期間を延長することができる。

(5) 整備保存帳簿

- 地域福祉課又は炊出し実施者は、次の帳簿類を整備し、防災危機管理課に提出しなければならない。防災危機管理課は内容確認の上地域福祉課に提出するものとする。
- ア 救出実施記録日計票（様式5-2）
 - イ 炊出しその他による食品給与物品受払簿
 - ウ 炊出しその他による食品給与のための食料購入代金等支払証拠書類
 - エ 炊出しその他による食品給与のための物品受払証拠書類

第2節 飲料水供給計画

第1項 応急給水活動

1 実施機関

- (1) 被災者に対する応急給水は、水道局が実施する。
- (2) 県は、被災市の応急給水活動が円滑に実施できるよう、県が備蓄する給水資機材を提供するとともに他市町、隣接県に対し、応援要請を行う。
また、自衛隊に対し、応急給水活動の実施を要請する。

2 実施場所

水道局があらかじめ定めた場所を給水拠点とし、応急給水活動を実施する。

3 給水の方法

(1) 災害時における供給量の基準

- ア 飲料水の確保については、生命維持に必要な最低必要量として1人1日3リットルの給水を基準とする。
- イ 生活用水については、給水体制の確保及び復旧状況等を勘案し、必要に応じて実施するものとする。

給水条件	給水基準量	備考
救助法による飲料水の供給	1人1日当り 3リットル	飲料水のみ
給水は困難であるが、搬送による給水ができる場合	1人1日当り 14リットル	飲料水、雑用水 (洗面、食器洗い)
給水できる状態であるが、現地で雑用水が確保できない場合	1人1日当り 21リットル	上記用途＋洗濯用水
上記の場合で比較的長期にわたるときは必要の都度	1人1日当り 35リットル	上記用途＋入浴用

(2) 給水の確保

- ア 被災地において飲料水の確保ができないときは、被災地に近い水道等から給水車又は容器により運搬して確保する。
- イ 通常使用していない井戸水、また、飲料水が汚染した場合にあっては、非常用浄水装置により浄水し、かつ、消毒して供給するとともに、必要に応じて検査を実施する。
- ウ 防疫その他衛生上、浄水（消毒）の必要がある時は、浄水剤（消毒剤）を投入して給水し、又は使用者に浄水剤（消毒剤）を交付して、飲料水を確保するものとする。

4 給水体制

(1) 水道局

- ア 車両輸送を必要とする給水拠点については、給水タンク、ポリ容器等の応急給水用資機材を活用し、水道局保有車両及び雇い上げ車両などにより輸送する。
- イ 後方医療機関となる病院、透析医療機関、医療救護所及び重症重度心身障害者施設等への給水については、必要な情報収集に努め、万全を期する。

5 給水の応援要求

市において飲料水の確保及び供給ができないときは、水道局は次により応援の要求を健康福祉センター（保健所）に行うものとする。

なお、緊急を要する場合は、直接近隣市町に行うことができるものとする。また、応援要求を行った場合、水道局は速やかに防災危機管理課に報告するものとする。

(1) 応援要求に必要な事項

- ア 供給水量（何人分又は1日何リットル）
- イ 供給の方法（自動車搬送、その他の方法）
- ウ 供給地及び現地への道路状況
- エ 供給を必要とする期間
- オ その他参考となる事項

(2) 県の給水支援

ア 市長から応援要求を受けた健康福祉センターは、管内の市町に応援要請を行うとともに、県災対本部（生活衛生班）に報告するものとする。

イ 県災対本部（生活衛生班）は、健康福祉センター管内の市町の応援では対応できないと認めるときは、直ちに他市町及び隣接県に対して応援要請を行う。

(3) 自衛隊の給水支援

自衛隊の給水支援を必要とするときは、生活衛生班は、直ちに県災対本部本部室班（防災危機管理課）に対し連絡するとともに、受け入れ体制を健康福祉センターに指示する。

6 給水施設、給水拠点の整備及び資機材の整備

(1) 給水施設等の整備

ア 水道局長は、水道施設・設備等の災害に対する安全性の確保のため、必要に応じて施設の補強を計画的に実施するものとする。

また、被災時の飲料水確保対策のため、配水池等に緊急遮断弁を計画的に整備する。

イ 病院、透析医療機関、避難所、多数の入園（所）を要する施設の管理者は、災害時の断水へ対処できるよう所要の措置を講ずるものとする。

(2) 給水拠点の整備

市は、災害時の円滑な給水活動を確保するため、避難所あるいはその周辺地域に給水設備、貯水槽等を計画的に整備するものとする。

(3) 資機材の整備

水道局は、応急給水に必要な資機材を計画的に整備しておく。

[資料] 3-9-1 応急給水用機器材

[資料] 3-9-2 浄水剤（消毒剤）主要取扱業者

第2項 水道対策

1 水道水の緊急応援（水道法第40条）

知事は、災害発生の場合において、緊急に水道用水を補給する必要があると認めるときは、水道事業者又は水道用水供給事業者に対して、期間、水量及び方法を定めて、水道施設内に取り入れた水を他の水道事業者又は水道用水供給事業者に供給すべきことを命じることができる。

2 市における対策

- (1) 災害発生のおそれがあるとき、又は災害が発生した場合における水道応急対策は、水道局が行う。
- (2) 水道施設被害報告
水道局長は、「水道、飲料水施設被害状況等調査報告書」を健康福祉センターを通じて県生活衛生課に報告するものとする。また、速やかに防災危機管理課に報告するものとする。
水道局長は、「水道事故報告書」を健康福祉センターを通じて県生活衛生課に報告するものとする。

第3項 救助法による飲料水の供給

1 飲料水供給の措置

- (1) 対象者
災害の発生により、現に飲料水を得ることができない者。
- (2) 飲料水供給の方法
ア 災害のため、飲料に適する水がない場合に実施されるものであること。
イ 飲料水の供給という中には、非常用浄水装置等による浄水の供給及び飲用水中に直接投入する浄水剤の配布も含まれるものであること。
- (3) 給水量の基準
1人1日最大概ね3リットル（飲料水としてのみ）
- (4) 飲料水供給のための費用
県が負担する。ただし、知事が定める基準以外のことを市が行った場合は、その基準以外分についての費用は、全て市の負担になる。
ア 非常用浄水装置その他給水に必要な機器
イ 浄水用の薬品及び資材費
ウ 供給確保のための水源の開発、天然水等の送水管に係る経費は、対象とならない。
- (5) 飲料水供給の期間
災害発生の日から7日以内。ただし、災害が大規模でこの基準期間内に打ち切ることが困難な場合は、内閣総理大臣の承認を得て必要最小限の期間を延長することができる。
- (6) 整備保存帳簿
水道局は次の帳簿類を整備し、防災危機管理課へ提出しなければならない。防災危機管理課は内容確認の上地域福祉課に提出し、地域福祉課は県厚政課に提出し、保存するものとする。
ア 救助実施記録日計表
イ 給水用機械器具燃料及び浄水用薬品資材受払簿
ウ 飲料水の供給簿
エ 飲料水供給のための支払証拠書類

第3節 生活必需品等の供給計画

第1項 生活必需品等の供給体制

1 生活必需品等の給与

(1) 給与基準

災害によって住家に被害（全壊、全焼、流失、半壊、半焼及び床上浸水）を受け、被服、寝具その他生活上必要な最小限の家財を喪失し、資力の有無にかかわらず、これらの家財を直ちに入手することができない状態にある者。

(2) 被災者への物資の給与又は貸与

ア 被災者に対する物資の給与又は貸与の措置は、地域福祉課が行う。

イ 市において給与又は貸与の実施が困難な場合は、市長（地域福祉課）は知事（厚政課）に応援要請を行う。

ウ 市（地域福祉課）は、被災者に生活必需品等を給与又は貸与する場合、その配分方法等について、県（厚政課）と協議し、あらかじめ定めておく。

2 調達体制

個人からの支援物資については、持ち込まれる物資の規格等を統一し、搬入・搬出作業の効率化を図るため、受入品目・梱包・規格・表示等に関する指針を作成し、十分な周知を行うものとする。

3 生活必需品等の集積地及び輸送拠点

集積する物資には、調達分、他県・他市町、その他一般等からの応援分があり、被災者に対して迅速、円滑な供給を実施するには、これらの物資を計画的に集積する必要があるため、具体的に、第3部第7章「緊急輸送計画」に定める。

第2項 救助法による生活必需物資の給与

1 対象者

(1) 災害により住家に被害（全焼、全壊、流失、半壊、半焼及び床上浸水）を受けた者であること。

(2) 災害により被服、寝具、その他生活上必要な最小限度の家財を喪失又は損傷した者であること。

(3) 災害により被服、寝具、その他生活必需物資がないため、直ちに日常生活を営むことが困難な者であること。

2 給与又は貸与の方法

(1) 物資の購入計画

県は、市（地域福祉課）からの「世帯構成員別被害状況報告」に基づき、購入計画を立てる。

この場合、災害発生による混乱のため、正確な被害状況を入手できず、一方において緊急に物資の手配をする必要があるときは、その被災市の平均世帯構成員により算出して、購入計画を作成し、事後修正する方法をとるものとする。

(2) 物資の確保及び購入計画

市内において調達可能な物資については、地域福祉課の指示により、契約監理課が確保するものとする。

市内で調達不可能の場合は、地域福祉課は県厚政課に応援要請をするものとする。この場合、地域福祉課は速やかに防災危機管理課にその旨を報告するものとする。

3 物資の送達及び配分の措置

(1) 救助物資の送達

原則として県災対本部（救助総務班・物品管理班）が実施するが、被災市が輸送能力を有し、かつ緊急に配分を要する事情があるときは、市が輸送を担当することもありうるものとする。

(2) 割当て及び配分

地域福祉課は、全壊（焼）、流失世帯と半壊（焼）、床上浸水世帯について、それぞれ世帯の構成員数に応じて、実情に則した割り当てを行うものとする。

被災者に対する物資の直接支給の配分は、地域福祉課が実施する。

現物支給で行い、下表金額の範囲内とする。

(単位：円) 夏季（4～9月） 冬季（10～3月）

区分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増す毎に加算する額
全壊 全焼 流出	夏	17,700	22,700	33,500	40,100	50,900	7,400
	冬	29,200	37,700	52,700	61,800	77,500	10,600
半壊 半焼 床上浸水	夏	5,800	7,700	11,600	14,000	18,000	2,400
	冬	9,200	12,200	17,400	20,600	25,900	3,400

4 被服、寝具その他の生活必需品の品目

品目	内容
寝具	タオルケット・毛布・布団
外衣	洋服・作業衣・子供服
肌着	シャツ・パンツ等の下着類
身回品	タオル・手拭い・靴下・サンダル・傘等の類
炊事道具	炊飯器・鍋・包丁・ガス器具等の類
食器	茶碗・皿・箸等の類
日用品	石鹸・ちり紙・歯ブラシ・歯磨き粉・ごご等の類
光熱材料	マッチ・プロパンガス・ローソク等の類

原則として以上の8品目に限られるが、個々の品目については、例示した品目以外のものも考えられるため、これらに限定するものではない。

また、調達については要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮するものとする。

5 物資給与の期間

災害発生の日から10日間以内に対象世帯に対する物資の給与を完了するものとする。

ただし、この期間内で給与を打ち切ることが困難な場合には、内閣総理大臣の許可を得て、必要最小限の期間を延長することができる。

6 整備保存帳簿

地域福祉課は、次の帳簿類を整備し、防災危機管理課に提出しなければならない。防災危機管理課は内容確認の上、地域福祉課に提出し、地域福祉課は県厚政課に提出し、保存するものとする。

ア 救助実施記録日計票（様式5-2）

イ 物資受払簿

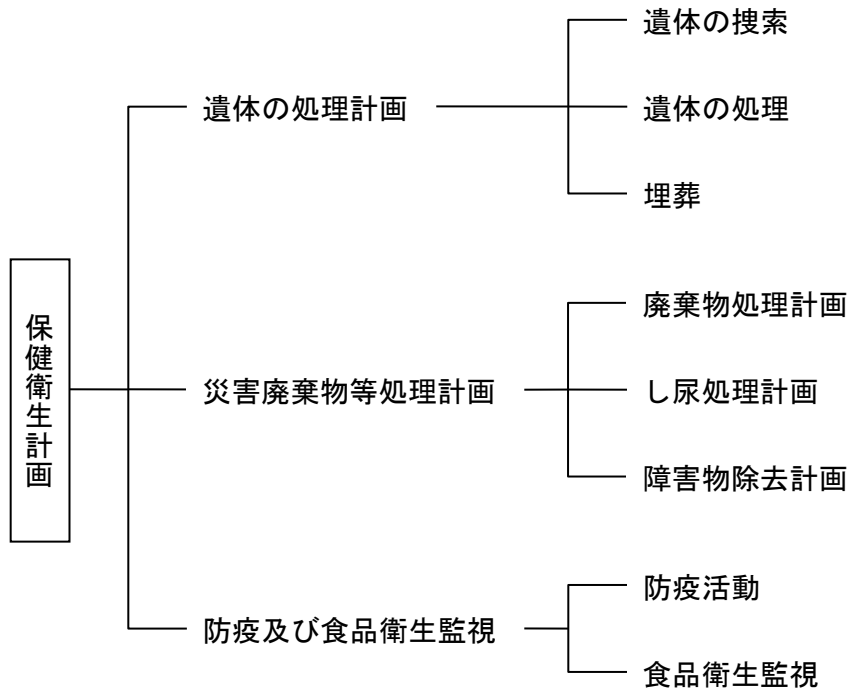
ウ 物資の配分計画表

エ 物資の給与状況（様式11）

オ 物資購入関係支払証拠書類

カ 備蓄物資払出証拠書類

第10章 保健衛生計画



第1節 遺体の処理計画

第1項 遺体の搜索

1 実施機関

市及び消防局が、警察、海上保安署、日赤奉仕団等の協力を得ながら、搜索に必要な機械器具等を借り上げて実施するものとする。

2 搜索の対象

対象となる者は、行方不明の者で四圍の事情によりすでに死亡していると推定される者に対して行う。なお、災害発生後、3日を経過した者は一応死亡したものと推定する。

3 遺体の搜索期間

救助法が適用された場合は、災害発生の日から10日以内とする。

ただし、期間内の搜索が困難と思われるときは、知事は内閣総理大臣に対し、期間延長の申請を行うものとする。

4 救助法対象経費

(1) 借上費

船艇その他搜索のために必要な機械器具の借上費で、直接搜索作業に使用したものに
限る。

(2) 修繕費

搜索のために使用した機械器具の修繕費。

(3) 燃料費

機械器具の使用に必要なガソリン代・石油代、搜索作業を行う場合の照明用灯油代等。

第2項 遺体の処理

1 遺体処理の内容

(1) 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置

(2) 遺体の一時保存

遺体の身元識別のために相当な時間を必要とし、又は死亡者が多数のため短時間に埋葬ができない場合において、遺体を特定の場所に集めて埋葬等の処置をするまで保存する。

(3) 検案

ア 遺体について検案を行い、必要に応じて医学的検査を行う。

イ 検案は救護班又は医師により行う。

2 遺体処理の方法

(1) 実施機関

市（地域医療対策室、市民課、環境政策課）

ア 遺体の処理（遺体の洗浄、縫合、消毒等）は救護班又は医師により行う。

- イ 遺体の収容及び一時保存
被害現場付近の適当な場所に遺体収容所を開設し、収容する。この場合、適当な建物がない場合は天幕、幕張り等の設備をする。
 - ウ 警察、海上保安署による検視及び救護班による検案を終えた遺体を、遺体収容所に輸送する。
 - エ 遺体の身元を確認し、遺体処理票及び遺留品処理票を作成の上納棺し、氏名及び番号を記載した「氏名札」を棺に貼付する。また、埋火葬許可証を発行する。
- (2) 遺体処理期間
災害発生の日から10日以内とする。ただし、この期間内に遺体の処理を打ち切ることができないときは、知事は、内閣総理大臣に対し、期間の延長を申請する。
- (3) 遺体の処理に関する費用の範囲
- ア 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置のための費用（遺体1体当たり2,800円以内）
 - イ 遺体の一時保存のための費用（遺体1体当たり5,000円以内）
 - ウ 検案に要する費用
ただし、通常の場合は救護班により実施するので費用は支出しない。
- (4) 救助法適用地域以外の遺体の処理
救助法適用地が社会的混乱のため遺体の引き取りができない場合に限り、次により取り扱う。
- ア 遺体の身元が判明している場合
 - (ア) 県内の他の市町に漂着した場合
当該地の市長（地域医療対策室）は知事の補助機関として遺体処理を実施するものとし、その費用は県が負担する。
 - (イ) 他の県内の市町村に漂着した場合
漂着地の市町村において処理されるものとし、その費用については、救助法35条の規定により求償を受ける。
 - イ 遺体の身元が判明していない場合
 - (ア) 身元が判明しない場合であっても、遺体が被災地から漂着したものであると推定できる場合は上記アと同様に取り扱うものとする。
 - (イ) 身元が判明せず、かつ被災地から漂着したものであるとの推定ができない場合は、漂着地の市町村長が、「行旅病人及び行旅死亡人取扱法」の規定により処理するものとする。

第3項 埋葬

1 実施機関

市（環境政策課）

2 埋葬の要件等

(1) 埋葬の要件

- ア 対象となる者は、災害時の混乱の際に死亡した者（災害の混乱の際に死亡した者であれば直接災害により死亡した者に限らない。災害発生以前に死亡した者であってもまだ葬祭が終わっていないものも含まれる。）
- イ 災害のため次のような理由で埋葬を行うことが困難な場合

- (ア) 緊急避難を要するため、時間的、労力的に埋葬を行うことが困難であるとき。
 - (イ) 墓地又は火葬場が浸水又は流出、破損し、個人の力では埋葬を行うことが困難であるとき。
 - (ウ) 経済機構の一時的混乱のため、棺、骨壺等が入手できないとき。
 - (エ) 埋葬すべき遺族がいないか、又はいても高齢者、幼年者等で埋葬を行うことが困難であるとき。
- (2) 埋葬の方法
- 埋葬は市長（環境政策課）が現物給付することを原則とし、棺、骨壺等埋葬に必要な物資の支給及び火葬、土葬又は納骨の役務の提供をする。
- 埋葬は原則として火葬に付し、遺骨等を遺族に引き渡す。この場合、外国人、宗教等の違いにより火葬が必ずしも適当な処置とならないことに留意する必要がある。
- ア 市は遺体を火葬する場合は、「災害遺体埋葬送付票」を作成の上、指定された火葬場に送付する。
- イ 市は遺骨及び遺留品の整理のため「遺骨及び遺留品処理票」を付し、所要の保管場所に一時保管する。
- ウ 家族その他の者から遺骨及び遺留品の引き取りの希望があった場合は、「遺骨及び遺留品処理票」を整理の上引き渡す。
- (3) 身元不明遺体の取扱い
- ア 身元不明の遺体については、警察官と連絡し調査にあたりとともに、埋葬は土葬とする。
- イ 身元不明遺体の取扱いについては、遺品の保管、遺体の撮影及び性別、年齢、容貌、身体的特徴等を記録する。
- ウ 事故等による遺体については、警察機関から引き継ぎを受けた後、埋葬する。
- エ 遺留品は、所定の場所に保管し、身元の判明に努める。
- (4) 埋葬の実施期間
- 救助法が適用された災害の場合は、災害発生の日から10日以内とする。ただし、この期間内に埋葬を打ち切ることができないときは、知事は内閣総理大臣に対し期間の延長を申請する。
- (5) 救助法対象経費
- ア 大人1体当たり149,000円以内（満12才以上）
小人1体当たり119,200円以内
- イ 棺、骨壺及び火葬又は土葬の価格は、その地方の通常の際の市価による実費とし、埋葬の際の人夫賃及び輸送費についても限度額に含まれる。
- ウ 埋葬の際の供花代、読経代、酒代等はこの経費の対象としない。
- (6) 必要施設の確保
- 市（環境政策課）は、災害時に近隣の市町に協力依頼ができるよう火葬場の把握に努める。
- (7) 体制の確保
- 市（環境政策課）は、平常作業及び臨時雇い上げ等により埋葬体制を確立するとともに、あらかじめ棺、骨つぼの調達が迅速に図られるよう、業者との連携体制を確保しておく。

[資料] 3-10-1 近隣火葬場

第2節 災害廃棄物等処理計画

第1項 廃棄物処理計画

1 実施機関

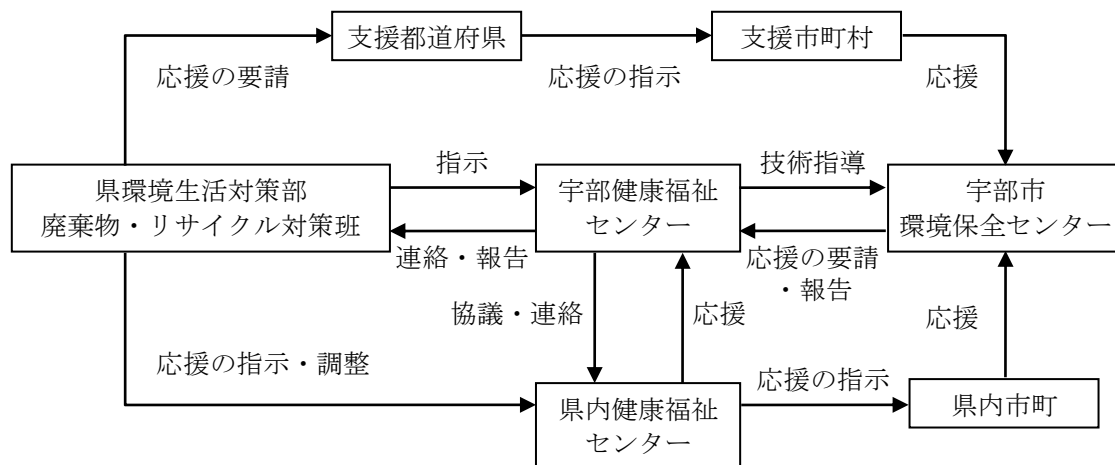
市（廃棄物対策課・環境保全センター施設課）

2 処理体制の整備

市（廃棄物対策課）は、臨時雇い上げ等による応援体制を確立し、必要に応じ、県（健康福祉センター）を通じて近隣市町等から人員及び資機材の応援を得て実施する。

このため、市はあらかじめ民間の廃棄物処理関連業界に対して、災害時における人員、資機材等の確保に関し、迅速かつ積極的な協力が得られるよう協力体制を整えておくものとする。

なお、被害が甚大で、市が自ら処理することが困難であり地方自治法第252条の14の規定に基づく事務の委託を行った場合は、県が災害廃棄物の処理を実施することができる。



3 災害廃棄物等の処理対策

(1) 収集運搬体制

市は、一般家庭から排出される生ゴミ、破損家財ゴミ等、生活上速やかに処理を必要とするゴミについては、収集可能となった時点からできるかぎり早急に収集する。

(2) 仮置場の選定・確保、仮設焼却場の設置

市は、焼却施設が被災することも考慮に入れ、廃棄物の集積場所及び処理施設の確保を図る。

その際、必要な広さを有し、環境衛生に支障のない公有地等を利用し、仮置場とするなどの対策を講じる。

また、災害時には、粗大ゴミ、不燃ゴミをはじめ、多様な廃棄物が大量に排出されることから、災害廃棄物の迅速かつ適切な分類・処理・処分に必要な仮置場の確保や仮設焼却場の設置等の方策を講じる。

(3) 環境対策

市は、地域住民の生活環境への影響を防止するために、大気質、騒音・振動、土壌、臭気、水質等の環境モニタリングを行い、被災後の状況を確認し、情報の提供を行う。

(4) 倒壊家屋等の解体・撤去

鉄骨造り、鉄筋コンクリート造り等非木造建物の倒壊、解体時に生じる廃棄物については、(1)及び(2)の対策終了後、速やかに処理をする。

また、解体工事及び廃棄物の運搬は、原則として建物の所有者に協議の上、市又は工事請負事業者が行うこととし、県はこれらの廃棄物の処分について、情報の提供、調整を行うものとする。

(5) 有害性・危険性廃棄物

市は、有害性・危険性がある廃棄物を業者引取ルートの整備等の対策を通じて適正に処理する。

(6) 土砂及び津波堆積物の処理

市は、水害に伴う土砂や津波堆積物の取扱いについて、悪臭等により人体や生活環境への影響が懸念されるヘドロを優先して処理を進める。

(7) 思い出の品等の取扱い

市は、写真や位牌、賞状等の所有者によって価値のある思い出の品等については、市で保管・管理・返却を行うとともに、貴重品・有価物については警察に届け出る。

(8) その他

ア 死亡獣畜処理

(ア) 牛、馬、豚、山羊、綿羊の死体処理は、事業者が死亡獣畜取扱場で処分する。

(イ) 死亡獣畜取扱場で処分することが困難な場合は、県（健康福祉センター）の指示により処分するものとする。

イ 放射線物質の処理

放射線物質の処理については、消防局が、県が別途定める処理要領等により処分するものとする。

第2項 し尿処理計画

1 実施機関

市（環境政策課、廃棄物対策課）

2 仮設トイレの要請

市（環境政策課）は、災害により仮設トイレが必要となった場合、県環境生活部廃棄物・リサイクル対策課（083-933-2983）に要請をする。

また、必要に応じて、障害者用トイレの確保についても要請する。

3 仮設トイレの設置

市環境政策課は、地域福祉課、公園緑地課等関係課と調整の上、避難所又は断水地域の公園等に設置する。

設置の数量については、おおむね次によるものとする。

[資料] 3-10-2 宇部市災害廃棄物処理計画

項 目	計算式、パラメータ等
仮設トイレ必要基数	仮設トイレ必要人数／仮設トイレ設置目安
仮設トイレ必要人数	避難者数＋断水による仮設トイレ必要人数
断水による仮設トイレ必要人数	$[\text{水洗化人口} - \text{避難者数} \times (\text{水洗化人口} / \text{総人口})] \times \text{断水率} \times 1 / 2$
仮設トイレ設置目安	仮設トイレの容量／し尿の一人1日平均排出量／収集頻度
仮設トイレ容量	400Lとする。
し尿の一人1日平均排出量	し尿収集量／し尿収集人口
収集頻度	3日／1回

4 収集体制

大規模災害発生時には、市の収集機能が停止することも想定されることから、市（廃棄物対策課）は、民間業者及び県環境生活部廃棄物・リサイクル対策課並びに近隣市町に応援を求め、速やかに収集・運搬体制を整えるものとする。

5 収集対策

避難所、仮設トイレのし尿収集は、衛生環境確保の上から優先的に行うものとする。

[資料] 3-10-3 清掃施設・器材等

第3項 障害物除去計画

1 住居関係障害物の除去

(1) 実施機関

救助法による障害物の除去は地域福祉課が土木河川課に依頼し、土木河川課がこれを実施する。

(2) 障害物除去の対象者

- ア 生活保護法の被保護者並びに要保護者
- イ 特定の資産のない高齢者、障害者

(3) 障害物除去の戸数

- ア 救助法適用市の区域において、半壊、床上浸水戸数の15パーセント以内とする。
- イ 上記の基準（15%）を超えて実施する必要があると認められるときは、知事は適用市町間の戸数の融通を行うことができるものとする。
- ウ 上記の適用市町間の融通によっても基準を超えている場合は、市（土木河川課）が行うものとする。

(4) 障害物除去の方法

ア 対象世帯の調査・選定

防災関係課、資産税課、市民税課、収納課は、半壊及び床上浸水した全世帯を明らかにして、それぞれの世帯人数、職業、年収、世帯状況、市民税課税状況、被害状況を調査し、防災危機管理課へ報告する。

防災危機管理課は、取りまとめた罹災台帳を地域福祉課へ提出する。地域福祉課は、

罹災者台帳を基に「障害物除去対象者名簿」を作成し、土木河川課に依頼する。

イ 除去作業の実施

土木河川課は、賃金職員等、技術者を動員し、機械器具等を借り上げて実施する。

ウ 救助法対象経費

1世帯当たり141,100円以内とする。

(5) 障害物除去の実施期間

ア 災害発生の日から10日以内とする。

イ 上記の期間に実施することができないときは、知事は内閣総理大臣に対し特別基準の申請を行うものとする。

(6) 救助法の適用がない場合の処理（災対法第62条）

市（土木河川課）が、生活保護法の被保護者並びに要保護者、特定の資産のない高齢者、障害者を対象として、地域福祉課の依頼を受けて実施する。

2 その他の障害物の除去

(1) 道路関係障害物の除去

市（道路整備課）は、道路上の障害物の状況を調査し、速やかに県土木建築事務所に報告するとともに、所管する道路上の障害物を除去する。

(2) 河川・港湾関係障害物除去

所管する施設に関わる障害物を除去する。

一次対策としては、物資輸送、配送等の拠点として活用する施設等について障害物を除去する。

(3) 汚物

一般的には廃棄物処理法の規定により実施されるものであるが、汚物が生活上著しい障害となっている場合、救助法による救助として除去することができる。

第3節 防疫及び食品衛生監視

第1項 防疫活動

1 市の防疫措置

(1) 防疫組織

災害地における防疫は、市（健康増進課）が行い、災害の規模により必要な人員を防災危機管理課が各部に指示して編成する。

防疫班及び検病調査班の編成は、次の基準とする。

※検病調査班は、「宇部市災害時保健活動マニュアル」に基づき、健康増進課長の指示により、市の保健福祉専門職で編成し、状況によって医師等を編入するなど弾力的な班編成とする。

検病調査班	保健師又は看護師2名程度
防疫班	職員2名

(2) 防疫活動

検病調査班	ア 災害状況により、被災地の検病調査を実施する。
-------	--------------------------

	<ul style="list-style-type: none"> ・滞水地域 … 週1回以上 ・避難所等 … 状況に応じた回数 イ 健康診断を実施する。 ウ 災害の状況及び感染症発生状況により、種類、対象、期間を定めて予防接種を実施する。
防疫班	ア 浸水家屋、下水その他不潔場所の消毒を実施する。 イ 避難所等の便所その他不潔場所の消毒を実施する。 ウ 井戸の消毒を実施する。 エ 感染症患者の住居の消毒を実施する。 オ ねずみ族昆虫等の駆除について地域、期間を定めて実施する。 カ 被災地域の清掃を実施する。 キ 感染症発生予防の広報。

2 県の防疫措置

(1) 防疫組織

災害救助部健康管理・防疫班及び健康福祉センターに防疫活動を統括する医師1名を置くとともに、防疫班及び検病調査班を設置する。

防疫班及び検病調査班の編成は、次の基準とし、状況に応じて医師等を編入する等弾力的な班編成とする。

検病調査班	保健師又は看護師2名
防疫班	衛生技術者1名・事務職員1名・作業員1名

(2) 措置事項

ア 市町指導

健康福祉センター所長は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症予防法」という。）第27～29条により、災害の状況に応じて職員を現地に派遣し、市町が実施する防疫活動等の必要な措置を指導する。

イ 応援の措置

(ア) 災害救助部長は、市町から防疫班及び検病調査班の応援要請があった場合、又は防疫措置の必要を認めた場合は、直轄防疫班及び検病調査班を派遣する。

(イ) 健康福祉センター所長は、市町から要請を受けた場合、直ちに、健康管理・防疫班に報告するとともに、管内市町による応援措置について、調整指示を行う。

(ウ) 健康管理・防疫班は、健康福祉センター所長から防疫措置についての応援要請にかかる連絡を受けた場合は、直ちに次の措置をとる。

- ・区域外の健康福祉センター等で編成する県直轄防疫班及び検病調査班の派遣
- ・区域外の市町に対する応援の指示又は応援の調整

(エ) 被災地を管轄する健康福祉センター所長の指揮のもとに、それぞれ次の業務実施基準に従い、迅速かつ的確に行うものとする。

検病調査班	ア 災害状況により、被災地の検病調査を実施する。 <ul style="list-style-type: none"> ・滞水地域 … 週1回以上 ・避難所等 … 状況に応じた回数 イ 検病調査の状況等により、被災地の全井戸について細菌検査を実施し、その結果に基づき、使用の禁止又は許可をする。
-------	---

	ウ 一類及び二類感染症患者に対し、入院の勧告をする。 エ 健康診断を実施する。 オ 災害の状況及び感染症発生状況により、種類、対象、期間を定めて予防接種を実施する。 カ 就業制限を実施する。
防疫班	ア 浸水家屋、下水その他不潔場所の消毒を実施する。 イ 避難所等の便所その他不潔場所の消毒を実施する。 ウ 井戸の消毒を実施する。 エ 感染症患者の住居の消毒を実施する。 オ ねずみ族昆虫等の駆除について地域、期間を定めて実施する。 カ 生活用水の停止期間中、生活用水の供給の指示を市町に対して行う。 キ 被災地域の清掃を実施する。 ク 感染症発生予防の広報（ポスターの掲示・チラシの配布・広報車の活用により行う）

ウ 市町に対する指示及び命令

(ア) 感染症予防法に基づく指示

- ・物件に係る措置に関する指示
- ・感染症の病原体に汚染された場所の消毒に関する指示
- ・ねずみ族昆虫等の駆除に関する指示
- ・生活用水供給の指示

(イ) 予防接種法に基づく実施又は指示

- ・臨時予防接種に関する命令（予防接種法第6条）

エ 代執行

市町における被害が甚大であるため、又は市町の機能が著しく阻害されているため、知事の指示、命令により市町長が行うべき業務が実施できないか、実施しても不十分であると認めるときは、知事は、感染症予防法により代執行を行うものとする。

オ 健康診断の実施

検病調査の結果、必要に応じて健康診断を実施する。（感染症予防法）

(3) 記録の整備

災害による防疫活動を実施した場合は、関係書類を整備保管するものとする。

3 防疫薬剤の使用基準等

(1) 防疫薬剤の使用基準

種別		単位	使用薬剤	使用量	
一般防疫	井戸等飲料水施設の消毒	1個当り	クロース石灰	水量の1/500	
			次亜塩素酸ナトリウム	水量の1/1500	
	浸水家屋 便所等の 消毒	床上浸水家屋	一戸当り	クレゾール	200グラム以内
		床下浸水家屋	一戸当り	クレゾール	50グラム以内
		全浸水家屋	一戸当り	生石灰	6キログラム以内
鼠族昆虫 駆除	全浸水家屋	一戸当り	ダイアジン	4リットル	
			殺蛆剤	1.8リットル	

(2) 代替薬剤と使用目的

- ・クレゾール水（家屋、便所、手指の消毒）
- ・塩化ベンザルコニウム（家屋、便所、手指の消毒）
- ・生石灰（便所、溝の消毒）
- ・5%ダイアジノン乳剤（はえ、蚊、のみ、ごきぶりの駆除）
- ・オルソジクロールベンゾール剤（含有量50%以上）（はえの幼虫の駆除）

(3) 所要薬剤の状況把握

健康福祉センターは、災害発生時の防疫活動に備えて、管内業者の薬剤在庫量を把握し、所要の資料を整備しておくものとする。

第2項 食品衛生監視

災害時には、停電、断水等により、食品の保存性の低下、飲料水の汚染等を招くことから、飲食に起因する危害の発生が、被災直後から危惧される状況となる。

このため、県は必要に応じて食品衛生監視班による監視活動を行い、食品の安全確保を図る。

1 食品衛生監視班の編成

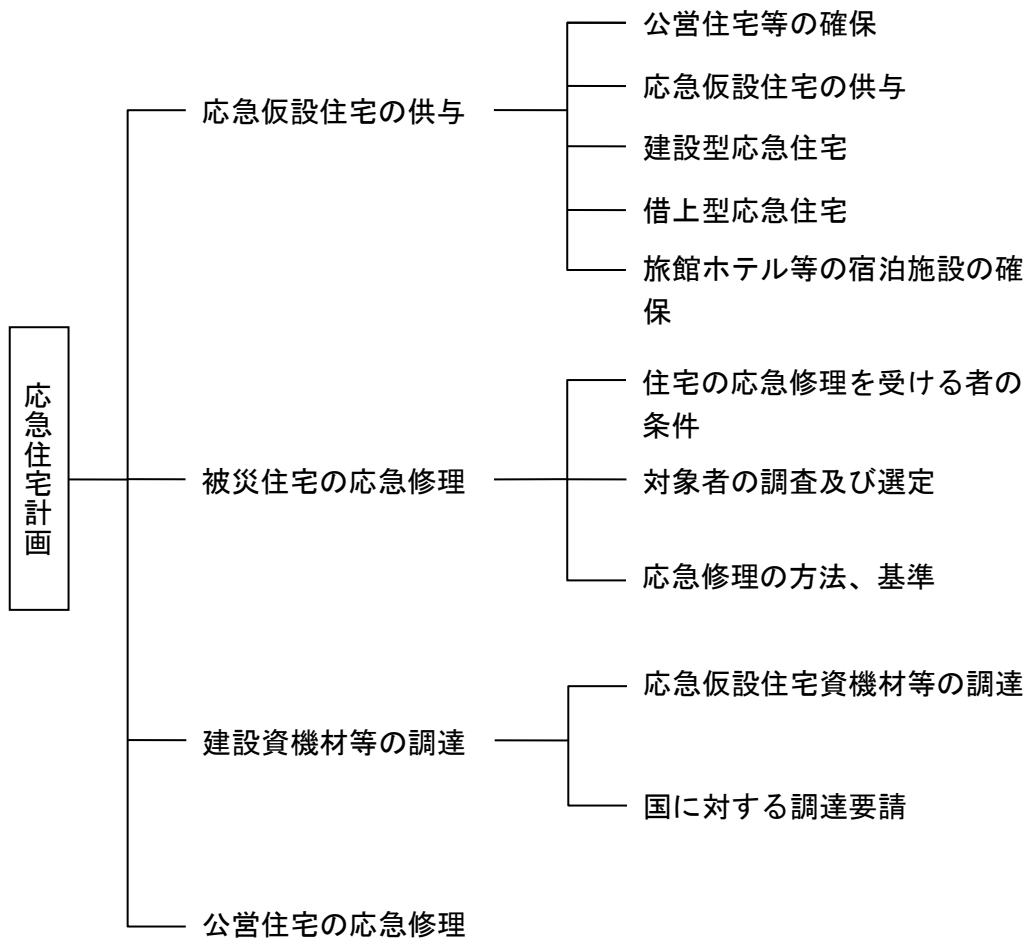
1班あたりの構成は、2名とし、状況に応じて増員する。

2 食品衛生監視班の活動内容

食品衛生監視班は、健康福祉センター所長の指揮のもとに、次の活動を行う。

- (1) 救護食品の製造、運搬、保管、喫食等における衛生管理指導及び検査
- (2) ライフラインに被害のあった地区の食品関係営業施設の監視指導及び使用水の簡易検査
- (3) 継続的に食料供給が必要な施設（特に老人ホーム、病院等）の食品衛生指導
- (4) その他必要と判断される食品衛生指導

第 1 1 章 応急住宅計画



第1節 応急仮設住宅の供与

災害のため住家が滅失した被災者は、応急的に避難所に收容されるが、避難所は、被災直後の混乱時に避難しなければならない者を一時的に收容するものであるから、その期間は短期間に限定される。

このため、これら被災者の一時的な居住の安定を図るため、公営住宅等の確保に努め、救助法の規定に基づき応急仮設住宅を供与するものとする。

【県（厚政課・住宅課）・市】

第1項 公営住宅等の確保

1 公的住宅の確保

災害のため住家が滅失した被災者の一時的な居住の安定を図るため、県及び市町は、積極的に県営住宅、市営住宅の確保に努める。

2 入居資格等

(1) 公営住宅に緊急入居させる者に対する入居資格、入居手続き等について、あらかじめ定めておくものとする。

なお、この場合において、高齢者、障害者等に配慮するものとする。

(2) 被災者の一時的な入居については、地方自治法第238条の4第7項に基づく目的外使用許可として入居の許可を行う。

(3) 入居条件は、原則として以下の事項を除いては、公営住宅法、同法施行令、山口県営住宅条例及び宇部市営住宅条例（以下「公営住宅法等」という。）を準用する。

ア 入居期間は、原則として1年以内とする。

イ 収入基準等の入居者資格要件は問わないものとする。

ウ 災害による暫定入居として公募除外対象とする。

エ 入居期間中の家賃及び敷金は免除する。

(4) 被災者か否かは、原則として市町が発行する当該地震に係る罹災証明書等により行う。

(5) 一時的な入居を行った者で、被災市街地復興特別措置法及び公営住宅法等の入居資格要件に該当する者については、必要に応じて正式入居に切り替えるものとする。

3 他の事業主体への要請

(1) 公営住宅の確保にあたっては、中国・四国・九州各県相互応援協定等に基づき、隣接県等に対しても、住宅の確保、提供を要請する。

(2) 独立行政法人都市再生機構等が所管する公的住宅についても、その確保、提供を要請する。

(3) 企業の社宅等の提供についても、積極的に協力要請を行うものとする。

第2項 応急仮設住宅の供与

1 供与の目的

公営住宅等の提供では不足する場合には、自己の資力では居住する住家を確保できない被災者に対して知事（委任を受けた市町長）は、救助法の規定に基づき建設（以下「建設型応急住宅」という。）又は民間賃貸住宅等を借上げ（以下「借上型応急住宅」という。）ることにより応急仮設住宅を供与する。

2 応急仮設住宅に収容する被災者の条件

- (1) 住家が全焼、全壊又は流出した者で、現に居住する住家がない者等
- (2) 自らの資力をもってしては、住宅を確保することができない者

これについては、具体的にはその判定が困難な場合が多いものと予想されるが、これらの者を例示すれば、次のとおりである。

- ア 生活保護法の被保護者並びに要保護者
- イ 特定の資産がない失業者
- ウ 特定の資産がない未亡人、母子世帯
- エ 特定の資産がない高齢者、病弱者、障害者
- オ 特定の資産がない小企業者
- カ 上記に準ずる経済的弱者等

- (3) 災害時に、現実に救助法適用市町に居住していること。（被災地における住民登録の有無は問わない。）

3 対象者及び入居予定者の選定

- (1) 対象者の把握及び入居予定者の選考の業務は、市町長が行う。
- (2) 入居資格については、2「応急住宅に収容する被災者の条件」に掲げる者とするが、選考に当たっては、高齢者、障害者等要配慮者世帯に配慮すること。
- (3) 市町長は、民生委員の意見を聴くなど被災者の資力その他の生活条件を十分調査して選定する。
- (4) 入居者の決定は、市町長にその職務を委任した場合を除き、知事が行う。

4 応急仮設住宅の管理等

(1) 建設型応急住宅

- ア 県（厚政課）が市町に委託し、市町長が公営住宅に準じて維持管理する。
- イ 供与できる期間は、建築工事が完成した日から2ヵ年以内とする。

(2) 借上型応急住宅

- ア 県（厚政課）が民間賃貸住宅の所有者と定期建物賃貸借契約を締結した上で供与する。
- イ 供与期間は原則2年以内で県が定める期間とする。
- ウ 県（厚政課）は、入居契約等転貸借に関する事務を市町に委任する。

第3項 建設型応急住宅

1 建設の実施機関

知事が行うが、知事が直接建設することが困難な場合は、市町長に委任して実施する。

2 建設場所の選定

- (1) 建設場所は、あらかじめ市町が選定した建設候補地から建設地を決定する。
- (2) (1) の候補地で不足する場合には、市町が公有地等を優先して建設敷地を決定する。
なお、公有地の確保が困難な場合は、私有地への建設も必要となるが、その場合、所有者と市町との間に土地賃貸借契約を締結するものとする。
- (3) 建設場所の選定にあたっては、災害により発生する廃棄物の仮置き場（一次集積所、二次集積所）と調整を図るものとする。
- (4) 生活保護法による要保護者を収容する応急仮設住宅の建設に当たっては、国有地の貸付けが可能であることから、国の協力を得て確保する。（国有財産法第22条）

3 建設方法

- (1) 県災害救助部救助総務班と土木建築対策部住宅班が協議して定める。
- (2) 県が建築業者に請負わせて建設する。
- (3) 県は、市町において建設することが適当と認めたときは、市町に対し設計図書等を示すものとする。
- (4) 建設に関して、(一社)プレハブ建築協会及び(一社)全国木造建設事業協会の協力を求めるに当たっては、両協会との協定書に基づいて行うものとする。
- (5) 建設に当たっては、二次災害に十分配慮するものとする。

4 建設基準

(1) 延べ床面積

1戸当たりの床面積は、29.7㎡を基準とし、世帯構成人員等を考慮して増減することができる。

- (2) 構造は、1戸建、長屋建、アパート式のいずれか適当な構造とする。

入居予定者の状況によって、高齢者、障害者向けの仕様にも配慮する。

- (3) 同一敷地内又は隣接する地域内に概ね50戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置することができる。
- (4) 高齢者、障害者、日常の生活上特別な配慮を要する者を数人以上収容する福祉仮設住宅を設置することができる。

5 設計図書

入居予定者の状況により、県が決定する。（救助総務班と住宅班が協議して定める。）

6 建設期間

- (1) 災害発生の日から20日以内に着工する。
- (2) 災害の状況により、20日以内に着工できないときは、知事は、内閣総理大臣に特別基準（着工の延長）の協議を行う。

第4項 借上型応急住宅

被害状況等によっては、民間住宅を救助法の仮設住宅として供与する必要も生じることから、民間住宅の確保に努める。

民間賃貸住宅の確保に関して、(一社)山口県宅地建物取引業協会、(公社)全日本不動産協会山口県本部、(公社)全国賃貸住宅経営者協会連合会及び(公財)日本賃貸住宅管理協会の協力を求めるに当たっては、各団体との協定に基づいて行うものとする。

第5項 旅館ホテル等の宿泊施設の確保

旅館ホテル等の宿泊施設は施設整備が整っており、食事等についても確保されることから、旅館組合等との協定の締結により、高齢者、障害者等要配慮者の一時収容先として確保に努める。

第2節 被災住宅の応急修理

第1項 住宅の応急修理を受ける者の条件

災害発生によって、住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、そのままでは当面の日常生活を営むことができない者で、自らの資力をもってしては応急修理ができない者又は、大規模な補修を行わなければ居住することが困難と認められる程度に住家が半壊した者。

第2項 対象者の調査及び選定

市(地域福祉課)が、被災者の資力その他の生活条件を十分調査し、市が発行する罹災証明書に基づき、県が選定する。場合によっては、当該市に選定事務を委任する。

第3項 応急修理の方法、基準

1 応急修理の方法等

- (1) 市(営繕課)が、建設業者に請け負わせる。
- (2) 応急修理は、日常生活に必要欠く事のできない部分(居室、炊事場、便所等)及び屋根の応急対応に限るものとする。
- (3) 他の者が行う応急修理は排除しない。
 - ア 家主が貸家を修繕する場合
 - イ 親類縁者の相互扶助による場合
 - ウ 会社が自社所有の住家(寮、社宅、飯場等)を修繕する場合

2 修理の期間

- (1) 災害発生の日から3ヵ月(災害対策基本法第24条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項

に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあつては、6月以内)以内に完成させるものとする。

- (2) 期間内に修理を完了できない特殊事情があるときは、知事(厚政課)は、内閣総理大臣に特別基準の申請を行う。

第3節 建設資機材等の調達

第1項 応急仮設住宅資機材等の調達

- 1 応急仮設住宅の資機材は、関係団体((一社)プレハブ建築協会及び(一社)全国木造建設事業協会)の協力を得て調達する。
- 2 用材の確保については、県災対本部農林水産対策部林務班が、災害救助部及び土木建築対策部からの依頼により、木材業者団体((一社)山口県木材協会)又は生産工場を通じて確保する。

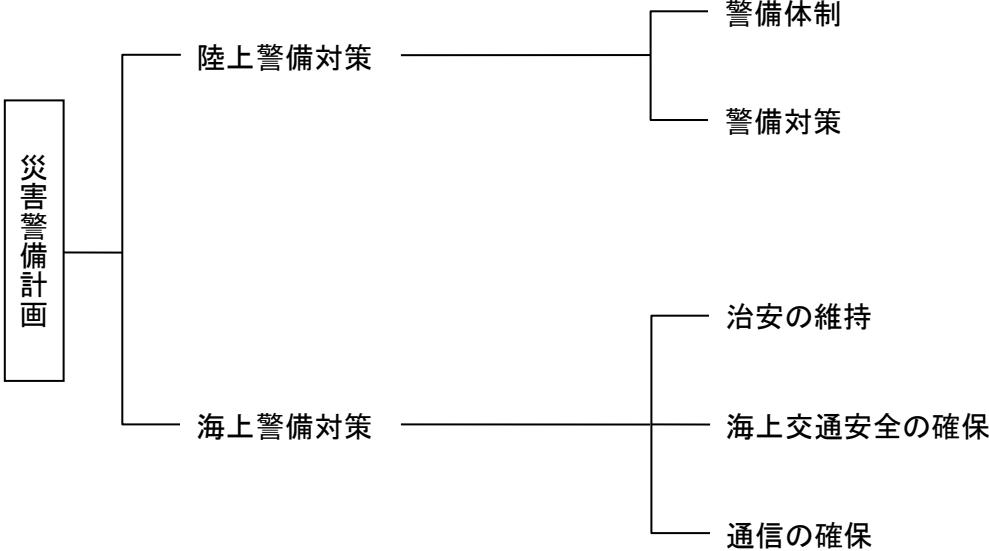
第2項 国に対する調達要請

第1、2項によってもなお資機材が不足する場合は、国に対して資機材の調達を要請するものとする。

第3節 公営住宅の応急修理

被災した公営住宅については、各管理者において被害状況を緊急に調査し、応急修理を実施する。

第 1 2 章 災害警備計画



第1節 陸上警備対策（警察）

第1項 警備体制

1 職員の招集・参集

職員は、県内に災害が発生し、又は発生が予想される場合は、あらかじめ定められたところにより、非常招集又は非常参集するものとする。

2 警備体制の種別

(1) 第1次体制

災害に関する事前情報等から判断して被害の発生が予想される時。

(2) 第2次体制

災害に関する事前情報等から判断して相当の被害の発生が予想される時。

(3) 第3次体制

大規模な災害が発生し、又はまさに発生しようとしている時。

3 警備本部の設置

県内に災害が発生し、又は災害の発生が予想される場合は、山口県警察災害警備計画等に定めるところにより、県警察本部及び関係警察署に所要の災害警備本部を設置する。

県に災害対策本部が設置された場合には、災害警備本部は、県本部の公安部としての活動を実施する。

4 災害警備本部の組織等

災害警備本部の組織、事務分掌及び警備部隊の編成、運用は、山口県警察災害警備計画の定めるところによる。

第2項 警備対策

大規模な被害が発生した場合における警備対策は、次のとおりとする。

1 情報の収集等

(1) 被害状況の把握

警備体制を要する災害が発生した場合、直ちに被害実態を把握するため、ヘリコプターによる上空からの被害情報の収集を行うほか、併せて交番、駐在所、パトカー、白バイ等の勤務員をもって地上からの情報収集にあたる。

(2) 災害情報の交換

防災関係機関等と連携し、相互の災害情報の交換を行い、実態的な被害の把握に努める。

2 救出救助活動等

(1) 機動隊等の出動

把握した被害状況に基づき、迅速に機動隊・管区機動隊等を被災地管轄警察署等に出動させる。

また、被害の状況により他都道府県警察の広域緊急援助隊の応援を要請する。

(2) 警察署等における救出救助活動

被災地を管轄する警察署長は、自署員及び応援部隊により救出救助部隊を速やかに編成し、被害の実態に応じた効率的、効果的な救出救助活動を行う。

また、消防・自衛隊等防災関係機関の現場責任者との連携を密にし、現場での活動が円滑に行えるように配慮する。

(3) 行方不明者の捜索等

行方不明者の捜索等及び関連情報の収集を行うとともに、必要な手配を行う。

3 避難誘導等

避難誘導を行うに際しては、市等関係機関と連携し、被災地域、災害危険区域等現場の状況を把握し、安全な避難経路を選定して行う。

また、障害者等の要配慮者については、できるだけ車両等を利用するなど、避難の手段、方法等について配慮する。

4 危険箇所等における避難誘導等の措置

石油コンビナート等の危険物施設、火災原因となるおそれのある薬品を管理する施設等の危険箇所について、速やかに、災害発生の有無について調査を行う。

また、当該施設等の管理者等から二次災害のおそれがある旨の通報を受けた場合は、施設内滞在者及び施設周囲住民の避難誘導や交通規制等災害の拡大を防止するための的確な措置をとる。

5 交通規制の実施

(1) 緊急交通路の確保

災害による被害が発生し又は発生するおそれがある場合において、公安委員会が災対法第76条第1項に基づき、災害応急対策上、緊急の必要があると認められる場合は、区域内又は区間を指定し、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し又は制限し、緊急通行車両の通行を確保する。

(2) 一般規制の実施

被災地域への緊急性の少ない車両の流入を抑止するため、広報及び必要な交通規制を実施するとともに、被災地域から避難する車両等流出する車両の誘導を行うなど、交通総量の削減措置を講じる。

(3) 緊急交通路等機能の確保

ア 災害による被害発生時における緊急交通路の確保のために行われた通行禁止の区域又は区間において、車両又は物件等が緊急通行車両の通行の妨害となり、災害応急対策に著しい支障がある場合で必要と認めるときは、災対法第76条の3に基づき、その物件の管理者等に対し、道路外等への移動命令等必要な措置をとる。

イ 信号機の滅灯に対処するため、警察官による交通整理を行うとともに、信号機の早期機能回復措置を講じるものとする。

6 遺体捜索・検視等

警察の行う応急活動に付随して、市が行う遺体の捜索に協力する。また、医師等との連携に配慮し、迅速な検視、身元の確認、遺族等への遺体の引き渡し等に努める。

7 二次災害の防止

二次災害のおそれのある災害危険区域等の調査を実施し、把握した情報について市災害対策本部に連絡するとともに、関係機関等と連携して関係住民の避難措置をとる。

8 社会秩序の維持

被災地域等における援助物資の搬送路及び集積地での混乱、避難所内でのトラブル等の防止のため、警ら等を強化する。

また、被災地等で発生しがちな悪徳商法等の生活経済事犯、窃盗犯、粗暴犯、暴力団による民事介入暴力事件等の取締まり等を重点に、被災地の社会秩序の維持に努める。

9 災害情報等の伝達

(1) 被災者等のニーズに応じた情報の伝達

災害関連情報、避難措置に関する情報、交通規制等警察措置に関する情報等、被災者等のニーズに応じた情報を部内外の広報媒体を幅広く活用して伝達する。

(2) 相談活動の実施

被災者の肉親等の相談に応じるため、相談窓口の設置等を行う。

また、避難所等の被災者の不安を和らげるため、警察官の立寄り等の活動を推進する。

10 通信の確保

災害により被害が発生し又は発生が予想される場合は、警察通信施設及び資機材の適切な運用によって、災害時における通信連絡の確保を図るものとする。

第2節 海上警備対策（海上保安署）

第1項 治安の維持

海上保安署は、海上における治安を維持するため、情報の収集に努め、必要に応じ、巡視船艇等及び航空機により次に掲げる措置を講ずるものとする。

1 災害発生地域の周辺海域に配備し、犯罪の予防・取締りを行う。

2 警戒区域又は重要施設の周辺海域において警戒を行う。

[資料] 3-12-1 海上保安部・署の管轄区域

第2項 海上交通安全の確保

海上保安署は、海上交通の安全を確保するため、次の措置を講じるものとする。

1 災害による危険が予想される海域に係る港及び沿岸付近にある船舶に対し、港外、沖合等安全な海域への避難を勧告するとともに、必要に応じて、入港を制限し、又は港内に停泊中の船舶に対して移動を命じる等、規制を行うものとする。

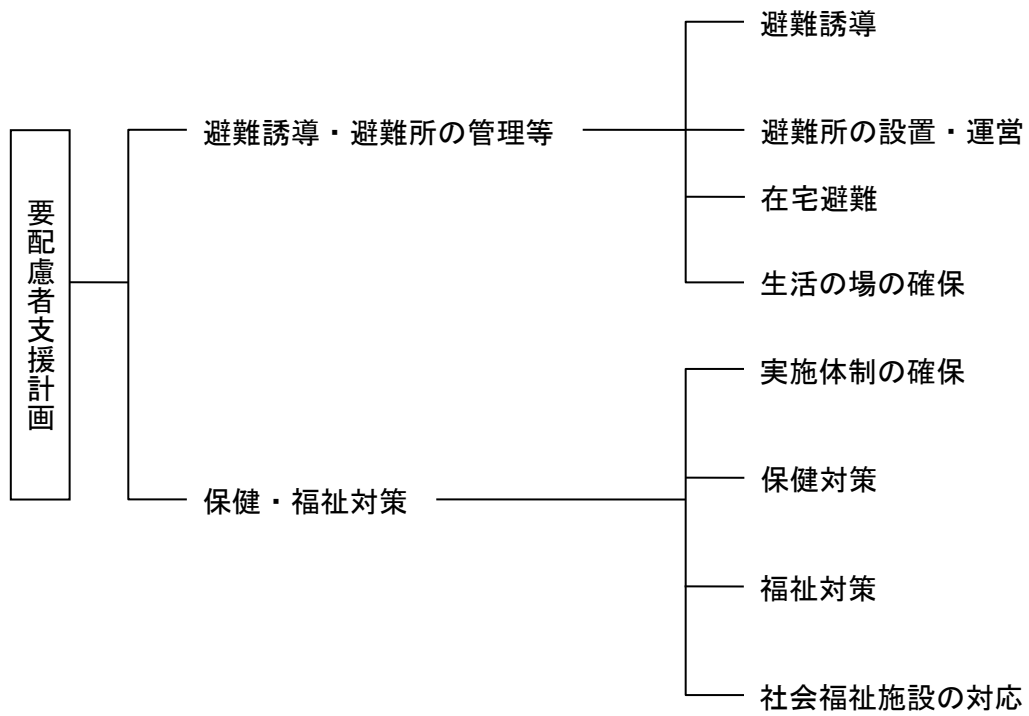
- 2 船舶交通の輻輳が予想される海域においては、必要に応じて船舶交通の整理・指導を行うものとする。この場合、緊急輸送を行う船舶が円滑に航行できるよう努める。
- 3 海難の発生その他の事情により、船舶交通の危機が生じ又は生じるおそれがあるときは、必要に応じて船舶交通を制限し、又は禁止するものとする。
- 4 海難船舶又は漂流物・沈没物その他の物件により、船舶交通の危険が生じ又は生ずるおそれがあるときは、速やかに必要な応急措置を講じるとともに、船舶所有者等に対し、これらの除去、その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずべきことを命じ、又は勧告するものとする。
- 5 水路の水深に異常を生じたおそれがあるときは、必要に応じて調査を行うとともに、応急標識を設置する等により水路の安全を確保する。
- 6 航路標識が損傷又は流出したときは、速やかに復旧に努めるほか、必要に応じて、応急標識の設置に努めるものとする。
- 7 船舶交通の混乱を避けるため、災害の概要、港湾・岸壁の状況、関係機関との連絡手段等、船舶の安全な運航に必要と思われる情報について、無線等を通じ船舶への情報提供を行う。

第3項 通信の確保

海上保安署は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、必要な通信を確保するため、必要に応じて次に掲げる措置を講じるものとする。

- 1 情報通信施設の保守を行い、またその施設が損壊したときは、あらゆる手段を用いて必要な機材を確保し、その復旧を行う。
- 2 携帯無線機、携帯電話、衛星通信装置等を搭載した船艇を配備する。
- 3 携帯無線機、携帯電話、衛星通信装置等を被災地に輸送し、所要の場所に配備する。
- 4 非常の場合の通信を確保するため、通信施設の配備及び通信要員の配備を行う。
- 5 映像伝送システムを搭載した巡視船艇及び航空機を配備する。
- 6 関係機関等との通信の確保は、携帯無線機、携帯電話、衛星通信装置等利用可能なあらゆる手段を活用するとともに、職員を派遣し、又は関係機関等の職員の派遣を要請する。

第 1 3 章 要配慮者支援計画



第1節 避難誘導・避難所の管理等

第1項 避難誘導

1 避難の指示の伝達

避難の指示を行う市長（防災危機管理課）及び消防局は、情報の伝わりにくい高齢者（高齢者総合支援課）、障害者（障害福祉課）、外国人（観光交流課）、妊産婦や乳幼児のいる世帯（こども支援課）等への伝達や夜間における伝達には特に配慮し、地域の避難支援者等の協力を得るなどして伝達するものとする。避難の必要が無くなった場合も同様とする。

また、地理に不案内な外国人旅行者を含む観光客にも配慮するものとする。

2 避難誘導の方法

避難指示が出された場合、市は、警察署、消防局、消防団、自主防災組織等の協力を得て、地域住民を緊急避難場所に誘導するが、この場合、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等優先して避難誘導する。

3 移送の方法

自力で避難できない場合又は避難途中危険がある場合、高齢者、障害者、乳幼児、傷病者等の避難に際しては、車両等による移送に配慮する。

4 避難行動要支援者名簿等の活用

市は、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿や個別避難計画の情報を避難支援等関係者その他の者に対し提供するなど効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努めるものとする。

第2項 避難所の設置・運営

1 避難所の管理

- (1) 避難所を設置した場合、管理責任者は避難者名簿の作成にあたり、負傷者、衰弱した高齢者、障害者、妊産婦、遺児等の把握に努める。また、民生・児童委員など福祉関係者等の連絡・協力を得ながら、要配慮者へ配慮した適切な対応を行う。

市（障害福祉課、高齢者総合支援課）は、平常時に把握している避難行動要支援者名簿、在宅福祉サービス利用者、一人暮らし・寝たきり高齢者、障害者等の名簿を活用するなどして安否確認を行う。

- (2) 要配慮者のニーズを的確に把握し、迅速に必要な対策を講じるため、手話通訳者、要約筆記者、ホームヘルパー、介護職員、カウンセラー等を配置し、要配慮者対応の相談窓口を設置する。

介護支援専門員などの福祉人材が不足する場合は、県に応援要請を行う。

- (3) 避難所において高齢者、障害者等については、行動しやすい位置や必要なスペースの確保、障害者用仮設トイレの設置など、良好な生活環境の確保や精神的なケア等も含め、健康状態の把握に十分配慮する。また、女性や子育てのニーズを踏まえた避難所運営など、要配慮者や多様な主体の視点等に配慮するものとする。

- (4) 自らでは情報把握の困難な高齢者、障害者等への情報が徹底されるよう努める。とり

わけ一人暮らし高齢者、視覚・聴覚障害者については、的確な情報が伝わるよう、その伝達手段の確保に配慮する。

- (5) 避難所においては、感染症対策マニュアルにより、感染症対策を行う。
- (6) 避難所においては、生活必需品である水、食料、毛布、医薬品等のほか、哺乳瓶、粉ミルク、紙おむつなどの育児用品、車椅子の確保等にも配慮するとともに、ボランティアの協力を得ながら高齢者、乳幼児、病弱者等へ配慮した適温食の確保、食事の介助、生活物資の供給等の支援を行う。
- (7) 県は、市町等からの応援要請を受けた場合、関係福祉団体と調整し、必要な福祉人材の派遣を行う。

2 被災者の他地区等への移送

要配慮者の障害の状態や心身の健康状態を考慮し、一般の避難所での生活が困難と判断した場合で、専門施設への入所に至らないまでの者については、必要性の高い者から優先的に福祉避難所へ移送する。

避難所での生活が極めて困難な高齢者、障害者等については、宿泊施設や公的住宅、社会福祉施設等への一時的な収容、移送など必要な配慮を行う。

第3項 在宅避難

- (1) 避難所の運営にあたり、避難所で生活する避難者だけでなく、個々の事情によりその地域において在宅にて避難生活を送ることを余儀なくされた者等も、支援の対象とするものとする。
- (2) そのため、避難所は、在宅避難者を含めた被災者に対する情報発信の場所となるとともに、被災者が情報を収集する場所となること、在宅避難者が必要な物資を受け取りに来る場所となること等の機能を有する地域の支援拠点として位置付けるものとする。

第4項 生活の場の確保

高齢者、障害者等にとって厳しい避難生活となるハンディキャップを少しでも取り除くため、生活の場として、次のような応急仮設住宅の確保に努める。

1 応急仮設住宅の建設・供与

- (1) 応急仮設住宅の建設に当たっては、入居予定者の状況により、高齢者、障害者向けの仕様にも配慮する。
- (2) 入居者の選考に当たっては、高齢者、障害者、妊産婦世帯等に配慮する。

2 公営住宅・一般住宅の確保

設備の整った公営住宅や一般住宅は、高齢者、障害者等健康面で不安のある者にあっては最も適した住居となることから、県及び市はその確保に努める。

3 宿泊施設の確保

宿泊施設は、施設設備が整っており、食事等についても確保されることから、高齢者、障害者等の一時収容先として確保に努める。

第2節 保健・福祉対策

第1項 実施体制の確保

1 市の体制

市（健康福祉部）は、災害救助事務等に平行して、時間経過に応じた組織と人員の投入等に留意し、不足する場合は市（職員課）を通じて県又は他の市町等に応援職員の派遣を要請し、援護等の措置事務や相談業務が早急に講じられる体制を確保する。

2 県の体制

県は、市町からの要請に応じ福祉関係職員を派遣するとともに、相談援助業務等に支障が生じるおそれがある場合は、国又は他の都道府県、さらには各種施設・協議会関係団体の職員派遣等の協力要請を行う。

第2項 保健対策

被災者にとっては、心身の健康の確保が特に重要であるので、市（健康増進課）は、「宇部市災害時保健活動マニュアル」に基づき、保健師・栄養士等による次のような健康相談、精神保健活動等を実施する中で高齢者、障害者等の健康管理に十分配慮する。

1 巡回健康相談・栄養指導

保健師等による避難所、仮設住宅等の巡回健康相談・栄養指導を行う。

2 メンタルヘルスケア

県精神保健福祉センター、健康福祉センター等によるメンタルヘルスケアを行う。

3 在宅保健サービス

訪問指導、訪問看護等の在宅保健サービスを早期に実施する。

第3項 福祉対策

被災後の生活においては、高齢者、障害者等のニーズも多岐にわたることが見込まれるので、市（障害福祉課、高齢者総合支援課）は県等の応援職員、ボランティア等の協力を得ながら、介護等の必要な高齢者、障害者に対し遅くとも1週間以内をめどに組織的・継続的な福祉サービスを実施する。

1 要配慮者の把握等

市（障害福祉課、高齢者総合支援課、健康増進課、こども支援課）は、発災後直ちに職員、ホームヘルパーを中心としたパトロールチームを編成し、介護等の必要な高齢者、障害者、さらには家庭での保育や養育の困難となった児童等の実態把握調査を行うとともに定期的な巡回活動によりニーズの把握や生活情報の提供、生活相談の受付等を行う。

この場合、市社会福祉協議会が福祉の輪づくり運動を通して行う見守り活動等との連携を図る。

2 福祉サービスの提供

- (1) 市（障害福祉課、高齢者総合支援課）は介護の必要な高齢者、障害者について、特別養護老人ホーム、障害者施設への緊急一時入所など、手続きの弾力的な運用による柔軟な対応を行う。
- (2) 県は市と連携して、家庭での保育や養育が困難になった児童について、親族による受け入れの可能性を探るとともに、保育所での一時預かり、児童養護施設や里親等への一時保護委託等を行う。
また、児童等の心の不安を解消するため、児童相談所での相談活動を強化する。
- (3) 市は、関係団体等の協力を得ながら、仮設住宅や居宅で生活している高齢者、障害者等へのホームヘルプサービス、デイサービス等、ニーズを踏まえた在宅福祉サービスを緊急に整備する。

3 情報の提供

県及び市は、災害に関する情報、医療、生活関連情報等が高齢者、障害者等に的確に伝わるよう、掲示板、パソコン等の活用、報道機関との協力による新聞、ラジオ、文字放送、手話付テレビ放送等の利用など、情報伝達手段を確保する。

視覚障害者、聴覚障害者については、聴覚障害者用FAX等により緊急通報をする。また、手話・点字通訳者、要約筆記者等の確保に配慮する。

4 生活資金等の貸付

県は、緊急の生活資金の必要な低所得者等の生活安定を図るため、生活福祉資金特例貸付（小口資金貸付制度）の実施について国に要請するとともに、貸付主体である県社会福祉協議会と連携した周知など適切かつ速やかな対応を行う。

また、生活福祉資金、母子父子寡婦福祉資金等の貸付支援措置を講じる。

第4項 社会福祉施設の対応

1 入所者等の安全確保

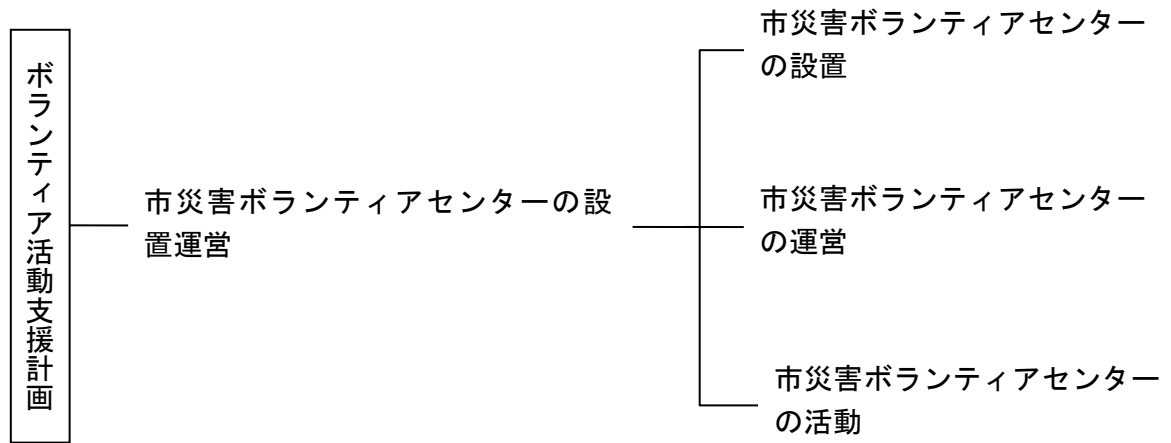
- (1) 社会福祉施設の管理者は、あらかじめ定めた避難誘導方法に従い、入所者を安全スペース等へ迅速・的確に退避させるとともに、入所者、職員等の安全を確認し、負傷者がある場合は、症状・負傷の程度に応じた応急手当又は必要に応じ医療機関への移送等を行う。
- (2) 発災後直ちに、火元の点検、初期消火活動を実施するとともに、ガス漏れ、漏電、ボイラーの破損等二次災害の原因となるもの及び給水、発電、給食等の施設設備の安全を確認する。
- (3) 県及び市は、ライフラインの復旧について優先的な対応が行われるよう事業者へ要請するとともに、復旧までの間、水、食料等の生活必需品の確保に努める。

2 要配慮者の受入れ

- (1) 被災地の社会福祉施設は、入所者の処遇の継続を確保した後、可能な限り余裕スペース等を活用して、介護等の必要な高齢者、障害者等の緊急一時受入れを行うものとする。
なお、不足する生活必需品等については、その不足量を把握し、相互支援関係にある近隣施設又は県・市に対し支援を要請する。

- 県及び市は、これら社会福祉施設の対応を支援する。
- (2) 被災地以外の地域の施設は、県又は市の要請に基づき、入所者の処遇に支障をきたさない範囲内で、要配慮者の受け入れに協力するものとする。

第14章 ボランティア活動支援計画



第1節 市災害ボランティアセンターの設置運営

第1項 市災害ボランティアセンターの設置

- 1 市（地域福祉課）は、被害の程度が災害救助法の適用に達すると判断した場合や自主防災会の共助の能力を超えるおそれがあると判断した場合は、市社会福祉協議会に対して、市災害ボランティアセンターの設置を助言する。
- 2 市社会福祉協議会は、地域住民からの情報等から住民共助の能力を超える（ボランティアの力を必要とする）と判断した場合に、市災害ボランティアセンターの設置を判断する。
- 3 市社会福祉協議会は、被災地域等を十分考慮して、市の災害対策・受援状況等を確認・相談し、速やかに市及び施設管理者の了解を得て、市災害ボランティアセンターの設置準備を進める。
- 4 市社会福祉協議会は、市災害ボランティアセンターの開設を決定した場合は、市並びに県社会福祉協議会に報告するとともに広報を行う。その場合、各種支援団体、企業経済団体及び個人ボランティア等からの支援の問合せ窓口を設置するとともに、被災者への周知を行う。
- 5 感染症が懸念される状況下では、感染症の情報提供体制、感染が発生した場合の行政、保健所、医療機関等の支援体制を、県、市の協力により確保する。また、必要に応じて保健師、医師会、感染症に詳しい専門家等から助言を得ながら、衛生管理を徹底する。

第2項 市災害ボランティアセンターの運営

- 1 市災害ボランティアセンターの運営は、市社会福祉協議会が中心となり、本来の地域福祉推進、福祉サービス提供者としての強みを生かし、「被災者中心」「地元主体」「協働」を三原則として、県内外の社会福祉協議会、災害ボランティア活動支援プロジェクト会議（支援P）、ボランティア団体、地域住民等の協力を得て行う。
- 2 市災害ボランティアセンターの役割は、被災世帯調査及び被災者ニーズの把握、ボランティアの募集、ボランティア活動の支援（受付、オリエンテーション、活動調整（マッチング）、資機材の調達、安全衛生管理）、情報発信、災害対策本部や関係機関との連絡調整、ボランティア活動保険や高速道路無料化等の事務などがある。
- 3 市災害ボランティアセンターを運営するにあたっては、市社会福祉協議会は、市（地域福祉課）、宇部市民活動センター青空、県社会福祉協議会、県共同募金会、日本赤十字社山口県支部及び特定非営利活動法人全国災害ボランティア支援団体ネットワーク（JVOD）との連携に努める。

4 被災規模が大きい場合には、市災害ボランティアセンターの主な活動以外に、NPO等の多様な主体による様々な支援活動も行われることがある。これらのNPO等の活動が円滑になるように、支援者間の情報共有と支援環境の整備（コーディネート）等を行う「市被災者支援団体連絡会議」を、県社会福祉協議会や特定非営利活動法人全国災害ボランティア支援団体ネットワーク（JVOAD）との協力を得て、原則として市災害ボランティアセンターに併設する。その場合、市（市民活動課）は、原則として会議に出席し、連絡調整を行う。

5 市災害ボランティアセンターの開設運営資金は、原則として、社会福祉法第118条に基づく共同募金会による災害等準備金の助成で行う。ただし、災害等準備金対象外のボランティア活動経費（NPO等共有会議活動経費を含む）については、原則として市（地域福祉課）が協力する。

第3項 市災害ボランティアセンターの活動

1 一般ボランティアによる主な活動としては、被災家屋内外の片づけ、救援物資の仕分け・配布、炊き出し等の避難所運営、避難者や在宅被災者に対する生活関連情報等の情報提供、仮設住宅への引越支援、復興期における地域おこしの手伝いなどがある。

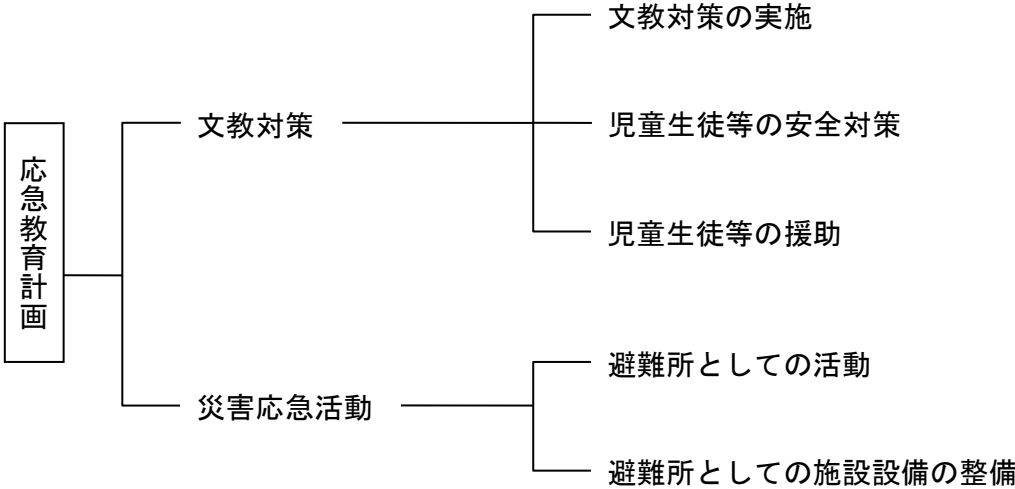
2 支援活動を行う多様な主体には、特定非営利活動法人（NPO法人）、難民支援などを行うNGO（国際協力分野で活躍する非政府組織）、ボランティア団体、市民活動団体、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、社会福祉法人、学校法人、宗教法人、医療法人、協同組合、企業・労働団体・経済団体などがある。

また、看護師、通訳、弁護士、行政書士などの士業や、士業以外でも重機の操縦や手話通訳など専門的な知識や技術能力を生かした活動がある。

3 市被災者支援団体連絡会議の主な活動としては、多様な支援活動を行うボランティアの自主性を尊重しつつ、各支援団体の活動方針、活動状況及び活動を通しての気づきや課題等を共有し、各支援団体間における活動の重複や過不足等の気づきを促し、連携・協働を促進します。

[資料] 3-14-1 主なボランティア団体の連絡先

第 15 章 応急教育計画

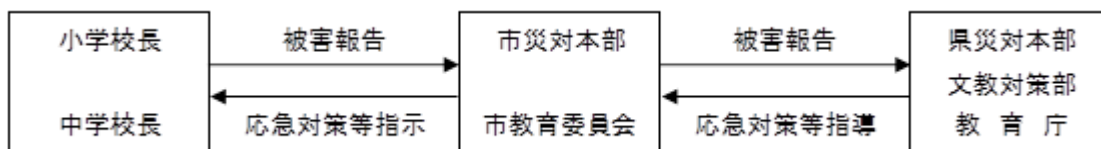


第1節 文教対策

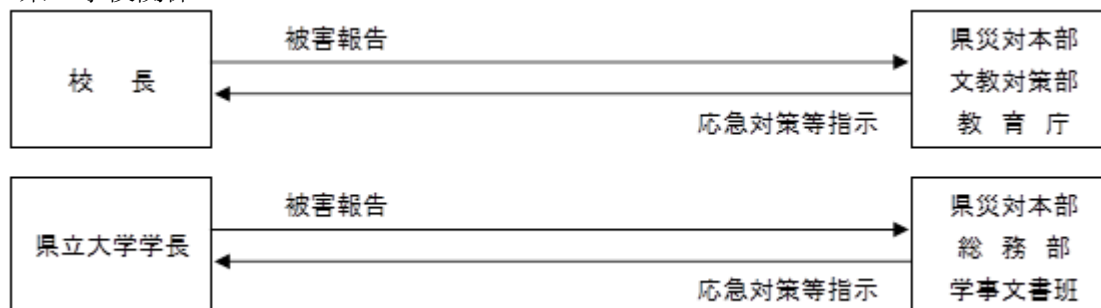
第1項 文教対策の実施

1 文教対策実施系統図

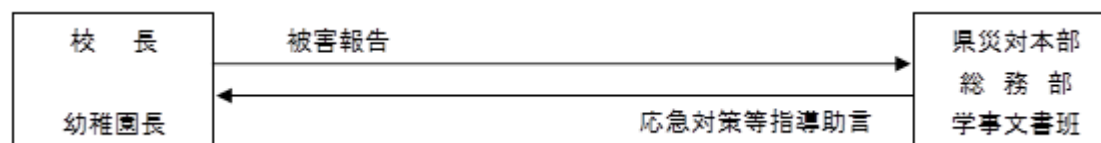
(1) 市立学校関係



(2) 県立学校関係



(3) 私立学校関係



2 被害報告の内容

(1) 被害報告の種別

- ・災害速報
- ・公立学校人的被害に関する報告
- ・公立学校物的被害に関する報告（施設、教科書等）
- ・要保護準要保護児童生徒に対する就学援助等の調査報告
- ・県立学校生徒等被害調査報告
- ・総合支援学校児童生徒被害調査報告
- ・私立学校人的被害に関する報告
- ・私立学校物的被害に関する報告
- ・学校給食関係被災状況調査報告
- ・教職員住宅被害報告

(2) 学校施設の被害判定基準

「公立学校施設費国庫負担金等に関する関係法令等の運用細目」による。

ア 全壊（全焼、流出）

建物が滅失するか又は建物の垂直材の全部若しくは一部が水平状態となり、かつ屋根の全部又は一部が地上に落ちた状態程度以上の被害

イ 半壊（半焼、半流出）

全壊には至らないが建物が傾斜し、柱、梁、小屋組等が破損し、又は仕口、継手が

はずれたもので、傾斜直し、歪み直し又は補強を行った程度では復旧できない状態の被害

ウ 大中破

建物構造部分（土台、柱、梁、胴差等の軸組、小屋組、床組、壁体）が破損し、かつ傾斜直し又は補強、補修すれば復旧できる状態の被害

第2項 児童生徒等の安全対策

県（教育庁各課・学事文書課）及び市教育委員会は、災害発生時において、児童生徒等の生命身体の安全を確保するため、これまでも計画的、組織的に児童生徒等に対して防災教育を実施してきたが、さらに次の視点に立った取り組みを推進していく。

取り組みの主な視点

- ア 様々な災害を想定した学校安全計画の充実
- イ 大規模災害を想定した避難訓練の実施
- ウ 安全に関する職員研修の充実
- エ 通学路の安全点検
- オ 家庭・地域社会との連携強化
- カ ボランティア活動の推進
- キ 自他の生命を尊重する態度の育成
- ク 安全な生活態度や習慣の確立

1 応急対策

(1) 事前対策

ア 学校における災害応急対策計画の策定指導

県及び市教育委員会は、学長、校長又は園長（以下「校長」という）に、学校の立地条件、児童生徒等の特性を考慮した、次のような項目を内容とする災害時の応急対策計画の策定及びその計画について、児童生徒等、教職員、保護者に周知するよう指導する。

県教委及び市教委は、上記について校長に指導する。

- (ア) 防災組織・情報伝達（組織の役割分担）
- (イ) 参集体制（災害種別、勤務時間外等における連絡・参集の体制）
- (ウ) 情報収集（気象情報（警報等）に基づく情報の収集・伝達）
- (エ) 休校等の決定（休校（自宅待機）の決定、報告）
- (オ) 連絡体制（県・市教育委員会、警察署、消防局、消防団及び保護者等への連絡体制）
- (カ) 避難指示及び避難誘導（避難場所（2次避難場所）、避難ルート、避難方法、在校時・登下校時・休日等の状況に応じた避難誘導）
- (キ) 実験・実習中の対策
- (ク) 火元の遮断と初期消火活動
- (ケ) 救護活動（児童生徒等、避難者）
- (コ) 避難所の開設・運営（市との連絡体制・初動対応）
- (サ) 児童生徒等登下校方法及び保護者への引渡し方法
- (シ) 総合支援学校及び寄宿舎を有する学校における対策（避難方法、保護者への連絡）

方法、引渡し方法、登下校時の対応、寄宿生への食料・飲料水の確保等)

イ 防災訓練の実施

校長は、児童生徒等が災害時に迅速的確な対応がとれるよう、県、市及び防災関係機関が実施する防災訓練等への参加又は自ら防災訓練を実施するものとする。

ウ 学校施設設備及び通学路の安全点検

校長は、災害発生時の被害を最小限に止めるため、日常から学校施設設備の点検を実施するなどして、常に保安状況を把握しておくものとする。

[資料] 3-15-1 学校施設の点検事項

(2) 災害時の対応

ア 県（教育庁各課・学事文書課）及び市教育委員会は、所管する学校において作成した「応急対策計画」が円滑に実施できるよう、指導及び支援に努める。

また、学校教育施設の確保を図るため、下記（4）に記述する学校施設の応急復旧に必要な措置を実施し又は指導、助言を行う。

イ 校長の措置

校長は、災害発生時においては、児童生徒等の安全確保を第一として、各校において策定した「応急対策計画」に基づき、必要な措置を講ずるものとする。

(ア) 学校の管理する危険物安全措施

学校が管理する危険物（電気、ガス、危険薬品、アルコール類、石油等）については、二次災害発生のおそれが高いことから、これらの使用の停止又は安全な場所への移動等必要な措置を講ずるものとする。

(イ) 保健衛生に関する指導、助言

災害時における清掃、防疫その他の保健衛生に関して必要な指導、助言を行う。

- ・飲料水（井戸等利用の場合）汚染時の使用禁止及び消毒の実施措置
- ・汚染校舎の水洗、清掃、消毒の実施
- ・被災地域における伝染病予防上の措置

(ウ) 校長は、災害の規模、児童生徒等、教職員及び学校施設、設備の被害状況を速やかに把握するとともに、県（学事文書課）又は市教育委員会に報告する。

児童生徒等の安否状況の把握については、地区ごとに教職員の分担を定めるなどして行うものとするが、被害の状況により、把握の都度報告する。

また、被害状況については写真等で記録すること。

[資料] 3-15-2 学校被害状況報告

(エ) 校長は、状況に応じ県（教育庁各課・学事文書課）又は市教育委員会と連絡の上、臨時休校等適切な処置をとる。

(オ) 校長は、設備の応急復旧を行い、授業再開に必要な施設の確保措置をとる。

(カ) 校長は、施設、設備の応急復旧状況を把握し速やかに応急教育計画を作成し、県又は、市教育委員会に報告するとともに、応急教育の開始時期及び方法を児童生徒等及び保護者に連絡する。

(キ) 校長は、寄宿生等に必要な食料、飲料水の確保が困難なときは市（地域福祉課）に応援を求める。

ウ 県教育委員会及び市教育委員会の措置

(ア) 各学校等の応急教育計画の作成にあたり、県教委及び市教委は、所管する学校を指導助言及び支援する。

(イ) 災害が大規模または広域にわたるため、下記(4)イに記述する「学校施設の被害に応じた施設確保の基準」による授業再開が必要な施設の確保について市町教委での対応が困難な場合は、必要に応じて県教委及び市町教委による対策チーム(リーダー：義務教育課)を設置し、異校種間の調整や市町域を越える対応等について速やかに検討し、対応を決定する。

(ウ) 県教委及び市教委は、ふれあいセンター等の学校施設として代替可能な公共施設の状況(収容人数、教育設備・備品の状況や通学手段の有無等)について、あらかじめ把握しておくこと。

(3) 災害復旧時の対応

ア 県及び市教育委員会は、授業再開に必要な対策について所管する学校を指導及び支援する。

(ア) 学習場所の確保等

(イ) 教員の確保

(ウ) 教科書等の供給

イ 市教育委員会は、被災学校ごとに担当職員を定め、情報収集及び指示等の伝達に万全を期する。

この場合において、人員等が不足するときは、他の部局に職員の応援を求めるなどして確保を図るものとする。

ウ 市教育委員会は、災害の規模等により必要があると認められるときは、被災地の児童生徒についての教育事務の委託を隣接市に対して行うことができるものとする。

エ 県(教育庁各課、学事文書課)及び市教育委員会は、被災地の児童生徒の転入学の弾力的な運用を他の都道府県及び市教育委員会に依頼するものとする。

カ 校長は、教職員、児童生徒等を掌握するとともに、県(教育庁各課、学事文書課)及び市教育委員会と連絡し、校舎内外の整備並びに教科書及び教材の確保に努める等、教育再開に向けての体制を整備する。

キ 校長は、被災児童生徒等のうち、当該学校以外の避難所に避難している児童生徒等については、教職員の分担を定め、実情の把握に努め、避難先を訪問するなどして、必要な指導を行う。

ク 校長は、避難所として学校施設を提供したため、長期にわたって教室等が使用不可能となった場合は、市教育委員会に対し、他の公共施設等への学習場所確保の斡旋依頼を行う。

ケ 校長は、災害復旧の推移を把握し、当該教育委員会と緊密に連絡の上、できるだけ早く平常授業に戻すように努め、その時期について保護者及び関係者に連絡する。

コ 校長は、授業再開に当たっては、児童生徒等の登下校時の安全確保に留意するものとする。

(4) 被災後の教育施設等の確保

ア 学校施設の応急復旧

(ア) 災害直後における施設の安全点検と危険箇所の表示

(イ) 応急復旧計画の樹立等の措置

(ウ) 応急復旧のための設備及び資材の確保措置

- (エ) 被害状況の詳細な記録（写真等）
- (オ) 現地指導員の派遣
- イ 学校施設の被害に応じた施設確保の基準
 - (ア) 応急的な修理で使用できる場合、当該施設の応急復旧により使用する。
 - (イ) 学校施設の一部が使用できない場合、特別教室、屋内体育館等を利用する。
 - (ウ) 校舎の大部分が使用できない程度の場合、ふれあいセンター等公共施設の利用又は被災を受けていない隣接学校の施設設備等を利用する。
 - (エ) 特定の地区が全体的に被害を受けた場合は、避難先の最寄りの学校、被災を免れたふれあいセンター等公共的施設を利用する。なお、利用すべき施設、設備がない場合は、応急仮設校舎の建設を要請する。

第3項 児童生徒等の援助

1 教科書の供給

教科書の供給及び報告については、「災害により教科書が滅失又は棄損した場合における教科書の供給等について」(昭和52年4月8日付け文初管第211号)によるものとする。

2 救助法適用時の学用品の給与

(1) 給与対象

住家の全焼、全壊、流失、半焼、半壊及び床上浸水により、学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒（総合支援学校の小学部児童及び中学部生徒を含む）

(2) 給与実施者

知事から委任を受けた市長が教育委員会及び校長の協力を得て調達から配分までの業務を行うものとする。

(3) 給与する学用品等

次に掲げる品目の範囲内で現物を給与する。

ア 教科書及び教材

(ア) 「教科書の発行に関する臨時措置法第2条」に規定する教科書

(イ) 教科書以外の教材で教育委員会に届出又は承認を受けて使用しているもの

イ 文房具

ノート、鉛筆、消しゴム、クレヨン、絵具、画筆、画用紙、下敷、定規等

ウ 通学用品

運動具、雨傘、カバン、雨靴等

エ 私立学校において使用する教材については、公立学校が使用している教材に準じる。

(4) 学用品給与の時期

ア 教科書・教材

災害発生の日から1ヶ月以内

イ 文房具及び学用品

災害発生の日から15日以内

3 学校給食の確保

市教育委員会は、災害時における学校給食物資の確保及び給食の実施を図るため、県（教育庁学校安全・体育課）の指導により次の措置を行う。

(1) 災害時における給食物資の確保

ア 学校給食用施設設備の被害状況の把握と応急対策

学校又は共同調理場の設置者は、調理施設、洗浄用機器、水道施設、排水施設、食器等の学校給食用施設設備について、被害状況（規模及び程度）を把握し、県教委または市教委へ報告する。県教委及び市教委は、施設設備の確保を図るため、必要な措置を実施し又は指導助言を行う。

イ 保管倉庫の安全措置と水濡れ等の防止

学校又は共同調理場の設置者は、冷凍用倉庫をはじめとする食材用保管庫について、電気系統を含めた機能の維持を確認する。また、倉庫、学校給食用施設の天井、壁面、床面等からのガス・水漏れの有無について確認を行い、水漏れのある場合は、これを防止するための措置をとる。

ウ 物資の調達措置

学校又は共同調理場の設置者及び管理者は、平時から学校給食施設に保存してある給食物資（食材）について、給食での使用が可能か把握する。また、学校給食会等の食材納入業者に、食材の調達に支障が生じていないか確認し、調達が困難な場合は他の食材納入業者等に協力を求めるなどの措置を講じる。

(2) 応急給食の実施

学校給食施設の安全点検を実施し、学校としての機能が正常化するまでの間、応急給食を実施する。

ア 給食施設設備の安全点検及び衛生管理

学校又は共同調理場においては、給食施設設備の破損、部品の欠損及び動作について安全点検を行うとともに、学校給食衛生管理基準に基づく施設設備の清掃及び洗浄消毒を行う。

イ 給食材料の衛生管理、調理等における完全熱処理

学校又は共同調理場においては、学校給食衛生管理基準に基づく十分な衛生管理及び加熱調理を行う。なお、給食用食器の不足が生じた場合は、使い捨ての紙コップ、紙皿を使用するなど、衛生管理に留意する。

ウ 調理従事者の確保及び健康診断

県教委及び市教委は調理員及び調理業務委託業者との連携等により、応急給食の実施に必要な調理業者を確保する。また、調理従業者については、検便を実施するなど所要の健康診断を行い、食中毒の防止に十分留意する。

エ 学校給食と被災者炊き出しとの調整

学校又は共同調理場においては、学校給食衛生管理基準に基づき、施設設備の清掃及び洗浄消毒の徹底に努めるなど、衛生管理に留意する。特に、被災者への炊き出しの協力などのため調理従事者以外が使用した場合については、十分留意する。

(3) 大規模・広域災害への対応

ア 災害が大規模又は広域にわたり、単一の学校または市町で対応できない場合は、県教委及び市町教委による対策チーム（リーダー：学校安全・体育課）を設置し、当該チームにおいて応急給食に係る全県的な対策を速やかに検討し、対応を決定する。

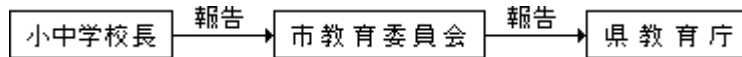
イ 県教委及び市教委は、各学校及び共同調理場の調理能力（提供可能最大食数等）及び配送可能近隣校、代替可能給食施設の有無等について、あらかじめ把握しておくこと。

4 児童生徒等に対する就学援助

(1) 被災による生活困窮家庭の児童、生徒に対する就学援助

要保護、準要保護家庭の小中学校児童、生徒については「就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律」に基づく援助措置が講じられる。

ア 援助を必要とする児童、生徒数の把握



イ 援助措置の内容

児童、生徒に対する援助の種類

学用品費、通学用品費、校外活動費、体育実技用具費、新入学児童生徒学用品費、修学旅行費、通学費、学校給食費、医療費等

(2) 被災総合支援学校児童生徒等就学奨励

総合支援学校児童生徒の就学による保護者の経済的負担軽減を図るため「特別支援学校への就学奨励に関する法律」等に基づき、就学奨励費の援助措置が講じられる。

ア 援助を必要とする児童・生徒数の把握



※ 寄宿舍入居中の児童生徒については、その者の属する世帯の住家被害による

イ 援助措置の内容

(ア) 児童、生徒に対する援助の種類

学用品費、通学用品費、校外活動費、体育実技用具費、新入学児童生徒学用品費、修学旅行費、通学費、学校給食費、医療費等

(イ) 援助額

全部又は一部

(ウ) 交付手続

児童生徒の属する世帯が被災した場合は、就学についての経費認定資料を校長が提出する。

5 授業料及び聴講料の減免及び学資貸与

(1) 県立学校授業料及び聴講料の減免等（山口県使用料手数料条例等）

ア 生徒等の被災状況の調査報告

県立大学→県（学事文書課）

イ 減免措置

県（学事文書課）は、減免を決定し、関係学校に通知する。

(2) 私立高等学校生徒に対する授業料減免補助

子育て支援のための私立高校生授業料等減免補助金により、私立高等学校を設置している学校法人が行う授業料軽減措置に対して補助する。

(3) 奨学金及び育英資金の貸与

被災生徒等に対しては、必要に応じ山口県ひとつくり財団（旧山口県奨学会）及び日本学生支援機構（旧日本育英会）による奨学金の貸与措置が講じられる。

第2節 災害応急活動

第1項 避難所としての活動

学校が避難所となる場合、避難所の開設・運営は市（地域福祉課又は避難拠点要員）が行うものとする。

教職員は、災害応急対策が円滑に行われるよう、避難所の運営体制が整備されるまでの間、協力するものとする。

第2項 避難所としての施設設備の整備

1 情報連絡体制の整備

災害応急活動を迅速かつ的確に実施し、地域の被災状況、被災者の安否情報等の連絡体制を確立するため、地域防災無線、パソコンネットワーク等多様な連絡手段による情報ネットワークの整備に努める。

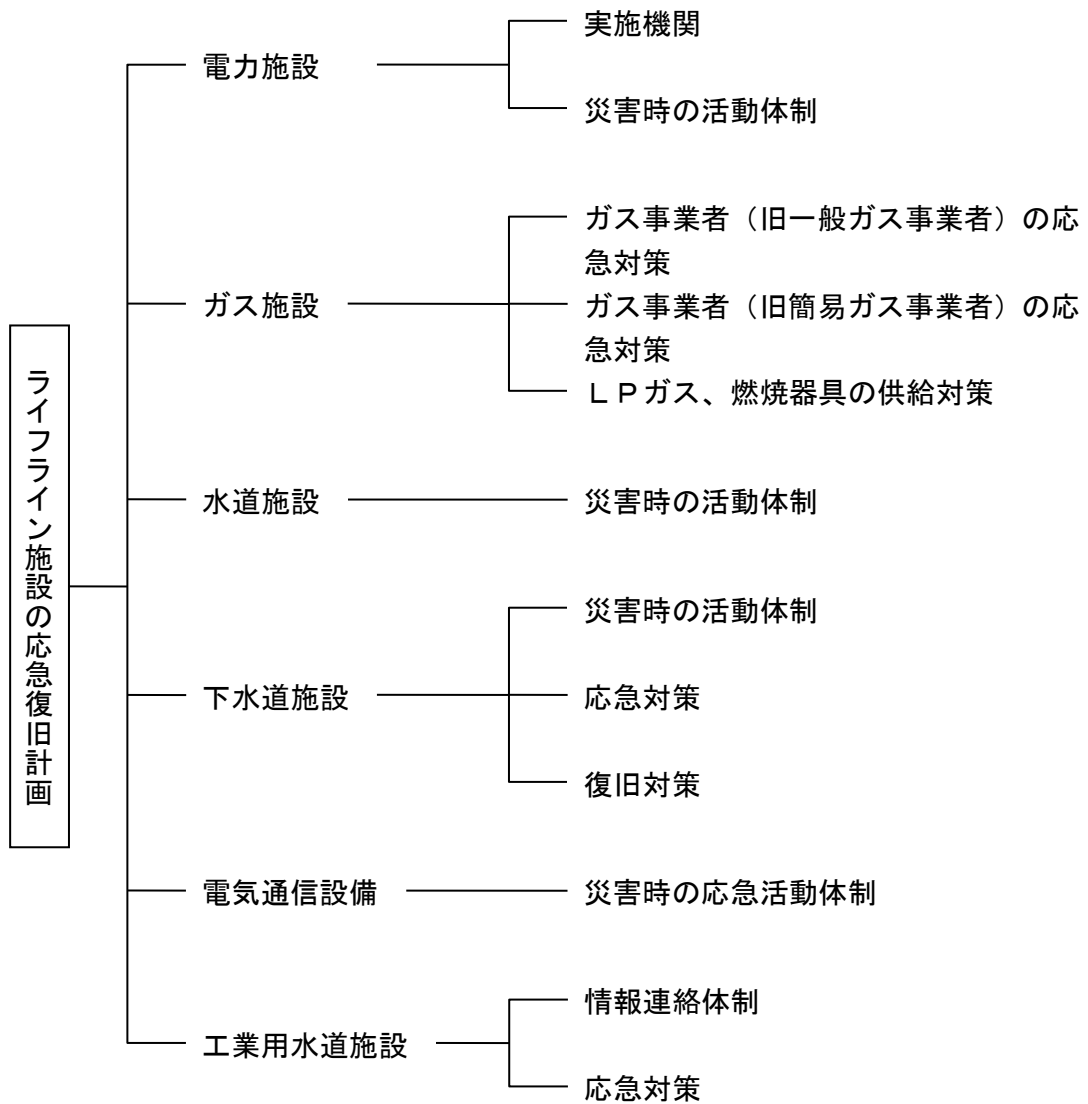
2 必要な設備の整備

学校が避難所として、防災上重要な役割を担っていることに鑑み、シャワー室、備蓄倉庫の設置等必要に応じ、防災機能の整備に努める。

3 必要な資機材等の備蓄

避難所としての機能を果たすため、災対本部からの緊急物資が届くまでの間、必要な資機材等の備蓄に努める。

第16章 ライフライン施設の応急復旧計画



第1節 電力施設

第1項 実施機関

- 1 中国電力ネットワーク株式会社宇部ネットワークセンター

第2項 災害時の活動体制

1 災害対策の基本方針

所管する電気施設に係る災害への対応及びその復旧に関する事項については、非常災害対策規程により実施する。

電力施設に係る災害への対応及びその復旧のため、各職位は、この規程に基づき対策の万全を期するものとするが、緊急やむを得ないときは、臨機の措置をとり、非常災害の防護・復旧に努めなければならない。

2 防災体制

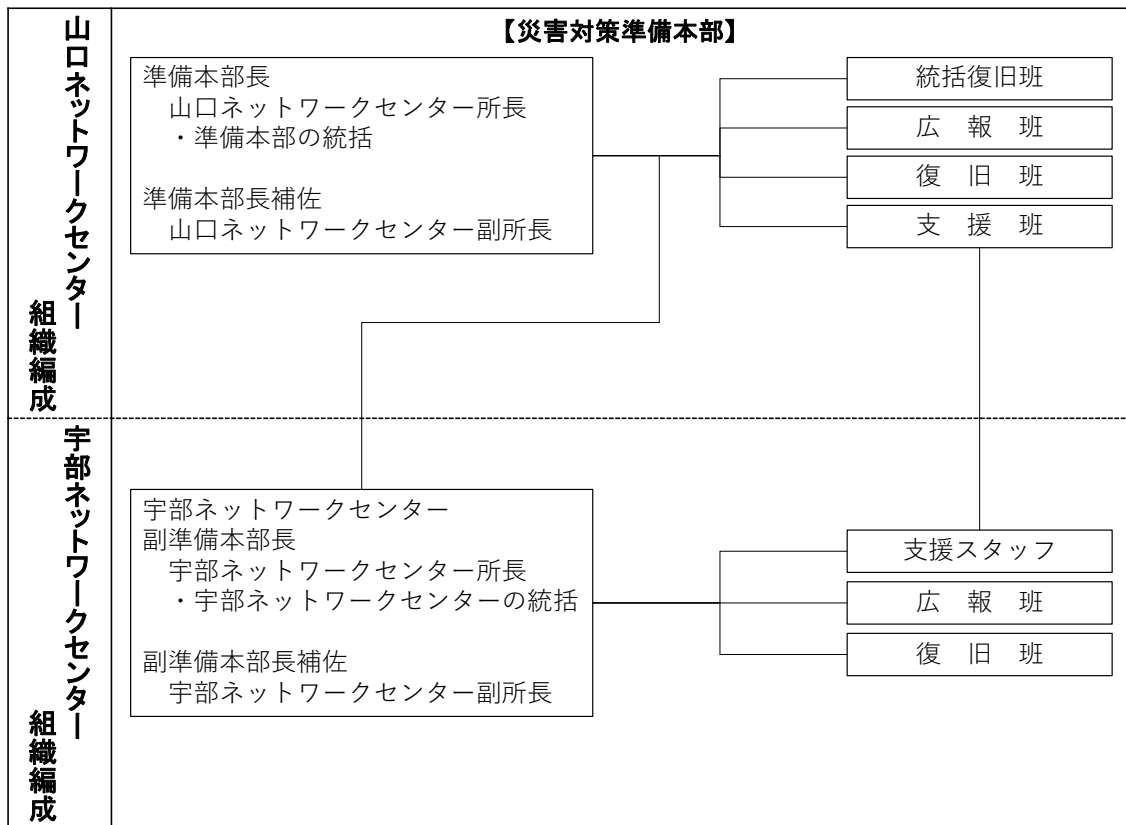
- (1) 非常災害が発生し、又は発生することが予測される場合は、その状況に応じて防災体制を発令する。
- (2) 防災体制は、警戒体制・非常体制および特別非常体制に区分する。
 - a 防災体制の発令の考え方

区 分	発令基準
警戒体制	・台風等が接近し、担当区域に大規模な被害が予測される場合 ・担当区域内に被害が発生し、応急対応を実施する必要がある場合
非常体制	・担当区域内に大規模な被害が発生し、応急対応を実施する必要がある場合
特別非常体制	・担当区域に甚大な被害が発生し、復旧に相当の時間を要するなど、社会的影響が非常に大きい場合

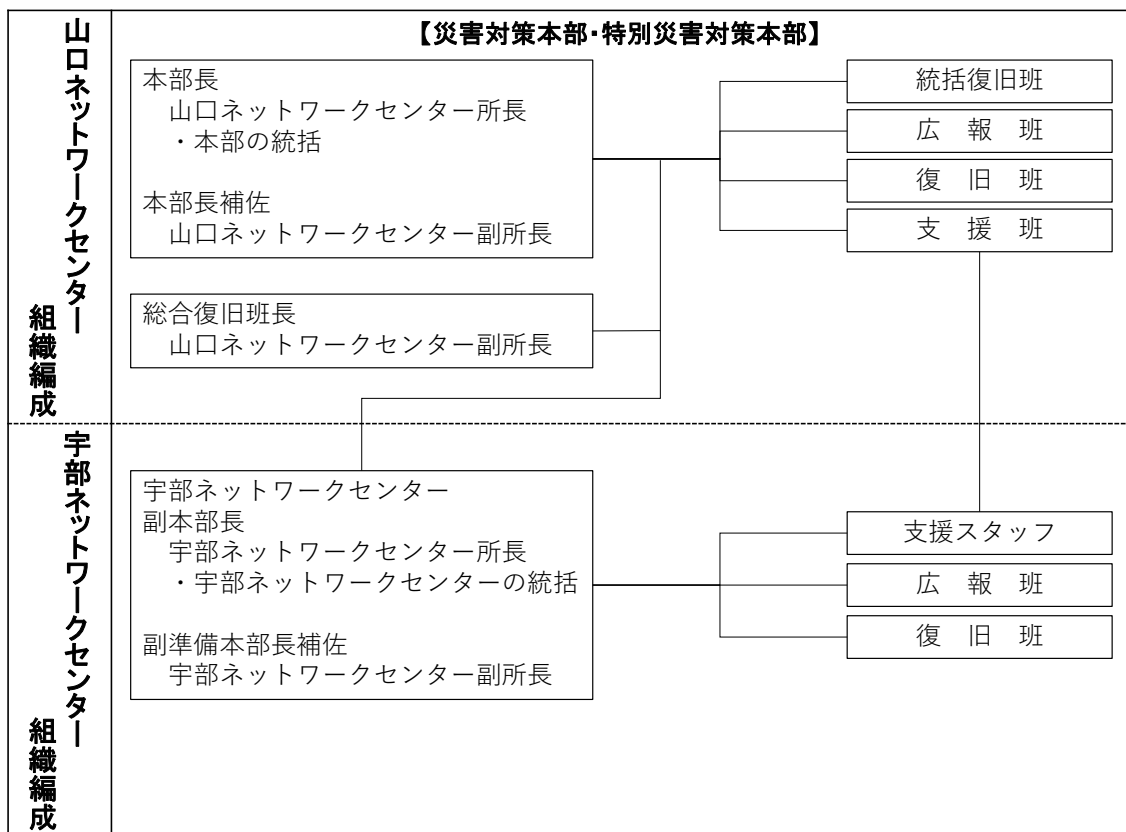
3 各体制の組織編成等

- (1) 各体制の組織編成等は原則として、「事業所（支社を除く）における各体制の組織編成および本部長・副本部長の役割」によるものとする。

ア 警戒体制



イ 非常体制・特別非常体制



- (2) 各班の編成については、各班のマニュアルに定めるところによる。
- (3) 防災体制が発令された場合、各班長は前(2)項により指名された班員を招集し、防災体制の組織を編成する。
- 4 防災体制時の増員
防災体制が発令され、災害の規模、その他の状況により本部・副本部要員の増員を必要とするときは、本部長・副本部長は、各班長の要請に基づき、所要人員の動員を指示する。
- 5 復旧目標の設定
総括復旧班長は、被害状況を把握し被害規模・動員能力を勘案のうえ、復旧目標を策定する。
- 6 復旧対応
復旧作業は、復旧班長の指揮の下に行う。対応については、気象状況、避難指示等の状況を勘案するなど、二次災害の防止に配慮しつつ、「復旧班運営マニュアル」を標準として処理する。
- 7 応援の要請
本部長等は必要により近隣事業所の本部長等に各班員の応援を依頼することができる。この場合の応援依頼ならびに応援者の受入れについては各班のマニュアル等に定めるところによる。
- 8 官公庁・自治体・外部機関への応援要請、要員派遣
本部長は、必要により官公庁、自治体、外部機関へ応援要請、要員派遣を行う。
- 9 官公庁・自治体・外部機関への情報提供
広報班は、広報班マニュアルに定めるところにより官公庁、自治体、外部機関へ停電状況等の情報提供を行う。

第2節 ガス施設

第1項 ガス事業者（旧一般ガス事業者）の応急対策

- 1 実施機関
山口合同ガス株式会社（宇部支店）
- 2 災害時の活動体制
災害が発生した場合、災害対策の迅速かつ適切な実施を図るため、ガス事業者はあらかじめ定めている計画に基づき、必要な活動体制を確立するものとする。
- (1) 山口合同ガス株式会社（宇部支店）
ア 災害対策本部組織

イ 緊急出動（動員）体制

災害時における出動体制は、山口合同ガス株式会社（宇部支店）緊急出動組織による。

3 応急対策

(1) 災害時における初動措置

- ア 県、市、防災関係機関及び事業所等から被害情報等の情報収集
- イ 供給設備等の点検
- ウ 供給設備における送出入量の調整又は停止
- エ 被害状況に応じたガス導管網のブロックごとの遮断及び減圧措置
- オ その他状況に応じた措置

(2) 応急措置

- ア 本社・各地区対策本部の指示に基づき各事業所は有機的に連携を図り、施設の応急復旧措置に当たる。
- イ 設備の点検を行い、機能及び安全性を確認する。
- ウ 工場の製造設備が被災の場合は、ガスホルダーにより供給する。
- エ 供給設備及び導管が被災し、被災状況が緊急対応能力を超えるおそれがある場合は、該当地区の供給を停止する。
- オ ガス貯蔵設備が被災した場合は直ちに付近住民の避難措置が必要かどうかの判断を行い、市、県、消防、警察等に連絡を取るとともに、必要に応じて避難誘導を行う。

(3) 復旧対策

ガス設備の被災に係る保安、応急工事の施工等応急対策の実施の基準は、ガス事業法関係法令の保安基準に基づいて実施するものとする。

ア ガス設備の復旧活動

ガスの供給を停止した場合の復旧作業については、二次災害の発生防止を第一として、復旧作業を進める。

(ア) 供給設備における復旧作業

(イ) 中圧導管の復旧作業

(ウ) 低圧導管と需要家設備の復旧作業

イ 供給再開時における事故発生防止措置

ガスを停止した場合特に問題となるのは、ガス供給再開時における取り扱いである。操作手順を誤ると思わぬ二次災害に結びつくため、特に慎重な対応のもと実施する。

(ア) 供給設備

ガス事業関係法令の保安基準等に基づく作業手順により、二次災害を防止するため各設備の点検を実施し、必要に応じて補修を行い、各設備の安全性を確認の上、供給を開始する。

(イ) 需要家設備

各需要家の内管検査及びガスメーターの個別復帰試験を実施し、ガスの燃焼状態を確認した後使用を再開する。

(4) 供給を停止した場合の需要家への周知措置

- ア ラジオ、テレビ、広報車等を通じ、以下の内容について周知する。

- (ア) ガスの供給を停止したこと。
- (イ) ガス栓、器具栓、メーターガス栓を閉めておくこと。
- (ウ) ガス事業者が安全を確認するまでガスを使わないこと。

イ 市等関係機関へガスの供給を停止したことを伝えるとともに、広報活動への協力を要請する。

ウ 供給継続地区へのガス安全使用についての注意喚起の実施。

(5) 資機材の調達・応援体制

ア 資機材の調達

復旧用資機材の確保については、在庫、予備品等を把握し、不足する資機材は、次のいずれかより確保する。

- (ア) 取引先、メーカー等からの調達
- (イ) 各事業所間の流用
- (ウ) 他ガス事業者からの融通

イ 応援体制

「地震・洪水等非常事態における救援措置要綱」に基づき、地震発生時、救援要請時に、迅速かつ的確に中国部会を通じて日本ガス協会に連絡を行う。

4 中国四国産業保安監督部

ガス事業者（旧一般ガス事業者）に対し、災害時における応急措置、応急対策について必要な指導、助言を行う。

5 ガス事業者は、経済産業省の「ガス事業者間における保安の確保のための連携及び協力に関するガイドライン」に基づき災害の発生の防止に関し、相互に連携・協力を努めるものとする。

第2項 ガス事業者（旧簡易ガス事業者）の応急対策

1 ガス事業者（旧簡易ガス事業者）（山口合同ガス株式会社（宇部支店））

- (1) ガス事業者（旧一般ガス事業者）に準じた応急対策をとり、被害の拡大防止及びガス供給の再開に努めるものとする。
- (2) (社)日本コミュニティガス協会中国支部の「簡易ガス事業防災相互援助要綱」に基づき、災害の発生又はその拡大を防止し、相互に必要な援助活動を行う。

2 中国四国産業保安監督部

ガス事業者（旧簡易ガス事業者）に対し災害時における応急措置、応急対策について必要な指導・助言を行う。

第3項 LPガス、燃焼器具の供給対策

1 調達・供給確保

- (1) 市において、LPガス等の確保が必要となった場合は、県災対本部（防災危機管理課）にあつせんを要請する。

- (2) 県災対本部は、L P ガス、ガス器具等の供給について、(一社) 山口県L P ガス協会に要請する。
- (3) (一社) 山口県L P ガス協会は県災対本部からの要請に基づき、供給可能な事業者を県災対本部に連絡する。
- (4) 県災対本部は、要請市町に連絡するとともに、物資の引渡し場所について要請市町と調整の上決定する。
- (5) 連絡を受けた当該市町は、当該事業者に連絡し、必要なL P ガス等を調達するものとする。また、引渡しに当たっては、県災対本部又は要請市町は物資の引渡し場所に職員を派遣し、物資の確認を行う。

第3節 水道施設

第1項 災害時の活動体制

1 動員体制の確立

(1) 要員の確保

- ア 災害時における飲料水の確保、復旧及び情報連絡活動等に従事する要員を確保するため、あらかじめ各事業所別に職員の配備体制を確立し、職員を指名し、担当業務を明らかにしておく。
- イ 休日、夜間等の勤務時間外に発生した場合は、職員は被害状況に応じ、所属事業所又は最寄りの事業所に参集し、応急対策に従事する。
- ウ 水道局職員で不足する場合の人員の確保は、庁内各部、隣接、近接の地方公共団体、県災対本部（生活衛生班）へ応援を求める。

(2) 関係機関及び関係業者への協力要請

- ア 被災施設の応急処置及び復旧は、業者に委託して実施することから、指定給水装置工事事業者等へ協力要請を行う。
この場合、市内業者も被災していることが考えられることから、隣接、近接市町又は県災対本部（生活衛生班）に応援要請を行い、必要業者の確保を図る。
- イ 隣接、近接の市町に対して応援を要請するが、それでも対応できないと判断されるときは、県災対本部（生活衛生班）に対して、他県等への要請を依頼する。

(3) 情報連絡活動

- ア 応急対策を効率よく実施するためには、正確な情報を迅速に、収集・伝達することが必要になる。このことから、情報収集の手段、連絡手段（防災無線等）、受持地区等をあらかじめ定め、災害発生時に混乱が起きないようにしておく。
- イ 大規模な火災等による被害が発生した場合は通常広範多岐にわたることから、他の協力を必要とする事態も多分に生じる。このため、市災対本部との連絡調整に必要な要員をあらかじめ指名するなどしておく。

2 応急対策

(1) 災害復旧用資機材の整備

- 復旧に必要な管・弁類等の材料については、日常から在庫数量を把握するとともに整理をしておく。

(2) 施設の点検

- ア 貯水、取水、導水、浄水施設及び工事現場等を点検し、被害状況を把握する。
- イ 管路等については、巡回点検を実施し、水圧状況や漏水、道路陥没等の有無及び被害の程度のほか、地上構造物の被害状況等の把握に努める。
- ウ 次の管路等については優先して点検を行う。
 - (ア) 主要送水管路
 - (イ) 医療救護施設、避難所及びこれに至る管路
 - (ウ) 都市機能を維持するための重要施設である発電所、変電所等に至る管路
 - (エ) 河川、鉄道等の横断箇所

(3) 応急措置

被害箇所の本復旧までの間、被害が拡大するおそれがある場合及び二次災害のおそれがある場合には、速やかに応急措置を実施する。

ア 取水、導水、浄水施設の給水所

取水塔、取水堰等の取水設備及び導水施設に亀裂、崩壊等の被害が生じた場合は、必要に応じて取水・導水の停止又は減量を行う。

イ 送水・配水管

(ア) 漏水等により道路等に陥没が発生し、道路交通上危険な箇所は、断水措置を講じた後、保安柵等による危険防止措置を実施する。

この場合、道路管理者、警察に直ちに通報連絡を行い、速やかに救助活動等への支障とならないように努める。

(イ) 管路の被害による断水区域を最小限に止めるために、速やかに配水調整を行う。

3 復旧対策

(1) 取水・導水の施設の復旧活動

取水・導水施設の被害は、浄水機能に大きな支障を及ぼすため、その復旧は最優先で行う。

(2) 浄水施設の復旧活動

浄水施設の機能に重要な影響を及ぼすものについては、速やかに復旧を行う。

(3) 管路の復旧計画

ア 復旧に当たっては、随時配水系統等の切り替え等を行いながら、被害の程度及び復旧の難易度被害箇所の重要度、浄水場・給水所の運用状況等考慮して、復旧効果が最も上がる管路から順次行う。

イ 資機材の調達、復旧体制及び復旧の緊急度等を勘案し、必要に応じて仮配管、仮復旧を実施する。

ウ 送水・配水管路における復旧の優先順位

(ア) 第一次指定路線

送水管及び主要配水幹線として指定した給水上重要な管路

(イ) 第二次指定路線

重要配水管線として指定した第一次指定路線に準ずる管路及び給水拠点へ至る管路

エ 給水装置の復旧活動

(ア) 送水管の復旧及び通水と平行して実施する。

(イ) 需要家の給水装置の復旧は、緊急度の高い医療施設、人工透析治療施設等を優先

して行う。

(4) 広報活動

ア 災害時における住民の不安を沈静させる意味からも水道事業の果たす役割の大きいことに鑑み被害状況、応急給水、復旧予定等について適時的確な広報を実施する。

イ 広報活動は、広報車、ラジオ及び新聞等の報道機関を併用して実施する。

第4節 下水道施設

第1項 災害時の活動体制

1 要員の確保

(1) 災害時における応急措置、復旧及び情報連絡活動に従事する要員を確保するため、あらかじめ職員の配備体制を確立し、担当業務、担当者を明らかにしておく。

この場合、休日、夜間等の勤務時間外に発生した場合についても、迅速な対応がとれるようにしておくものとする。

(2) 職員が不足する場合は、部内で調整する。

2 関係機関及び関係業者への協力要請

(1) 被災施設の応急処置及び復旧は通常業者に委託して実施することから、あらかじめ関係業者と災害時の対応について協議をしておき、必要に応じ要請するものとする。

(2) 大規模災害発生の場合、市内業者も被災していることが考えられることから、隣接、近接市町又は県災対本部（都市施設対策班）に応援あっせんの要請を行い、必要業者の確保を図る。

第2項 応急対策

1 災害復旧用資機材の整備

応急措置に必要な資機材（発電機、バール等）等について、調達先等を把握整理し、確保体制を講じておく。

2 施設の点検

(1) 処理施設、ポンプ場等を点検し、被害状況を把握する。

(2) 管渠等については、巡回点検を実施し、漏水、道路陥没等の有無及び被害の把握に努める。

3 応急措置

(1) 処理場、ポンプ場において、停電のためポンプ機能が停止した場合、非常用発電機等によって運転を行い、排水機能の確保を図る。

(2) 管渠の被害に対しては、箇所、程度に応じて応急措置を講ずる。

(3) 工事施行中の箇所については、請負者に被害を最小限に止めるよう指示を行い、必要に応じて現場要員の張り付け、必要資機材の確保を行わせる。

4 応急仮設トイレの確保

所管する施設に被害が発生し下水道が使用不可能となった場合は、代替対策として、応急仮設トイレ等の確保対策を行う。

この場合、下水道整備課は環境政策課に対し、避難所に仮設トイレの設置を要請する。

第3項 復旧対策

1 処理場・ポンプ場

処理場・ポンプ場の機能に重要な影響を及ぼすものについては、速やかに復旧を行う。停電となった場合は、非常用発電機等により排水機能を確保し、電力の復旧とともに速やかに主要施設の機能回復を図る。

2 管渠施設

復旧順序については処理場、ポンプ場、幹線管渠等の主要施設の復旧に努め、その後枝線管渠、排水柵、取付管の復旧を行う。

3 広報活動

被害状況、復旧予定、状況等について広報活動を実施する。広報活動は、広報車、ラジオ、テレビ及び新聞等の報道機関を併用して実施するものとする。

第5節 電気通信設備

第1項 災害時の応急活動体制

1 災害対策本部の設置

(1) 災害が発生し又は発生するおそれのある場合において、当該災害の規模、その他の状況により災害応急対策及び災害復旧を推進するため、特に必要と認めたときは、西日本電信電話(株)職制(以下、「職制」という。)の規定に関わらず、山口支店に災害対策本部を設置する。

(2) 災害対策本部には、「情報統括班」、「設備サービス班」、「お客様対応班」及び「総務厚生班」を設け、本部長の指示のもとに、被害状況、通信その他の疎通状況等及び重要通信並びに街頭公衆電話の疎通確保、設備の復旧、広報活動その他の業務を行う。

2 災害情報連絡体制の確立

(1) 災害情報の収集伝達概要

ア 災害状況等の報告経路

山口支店災害対策組織は、各支店の災害対策組織からの報告を取りまとめ、速やかにNTT西日本災害対策組織に連絡する。

イ 災害対策情報の伝達

山口支店は、事業所からの速報を一元的に収集し、的確な災害対策を実施するため、必要な事項を指示又は通知するとともに、災害指定の要否についても検討する。

ウ 災害対策情報の広報及び報告

(ア) 県（災対本部又は防災危機管理課）への報告は、情報連絡班（本部を設置していない場合は安全・災害対策担当）が行う。

(イ) 報道機関への情報提供等外部機関に対する周知については、総務厚生班（本部を設置していない場合は総務担当）が行う。

(ウ) 県へ伝達を要する場合

- ・重大な被害（通信不通区間を生じたとき）が発生した場合
- ・気象警報発表中における一般電話のり障状況

エ 災害予報

災害の発生又は発生が予想される場合で、電気通信設備に被害を与えると予想される場合には電気通信施設の被害の有無にかかわらず「災害予報」を行うものとする。

オ 災害速報

(ア) 災害速報と災害概況

災害が発生した場合、まず第1報として災害発生速報（日時、場所及び判明模様）を報告し、一般社会的被害状況並びに救助法の発動状況等については、判明次第災害概況を取りまとめ報告する。

(イ) 報告様式

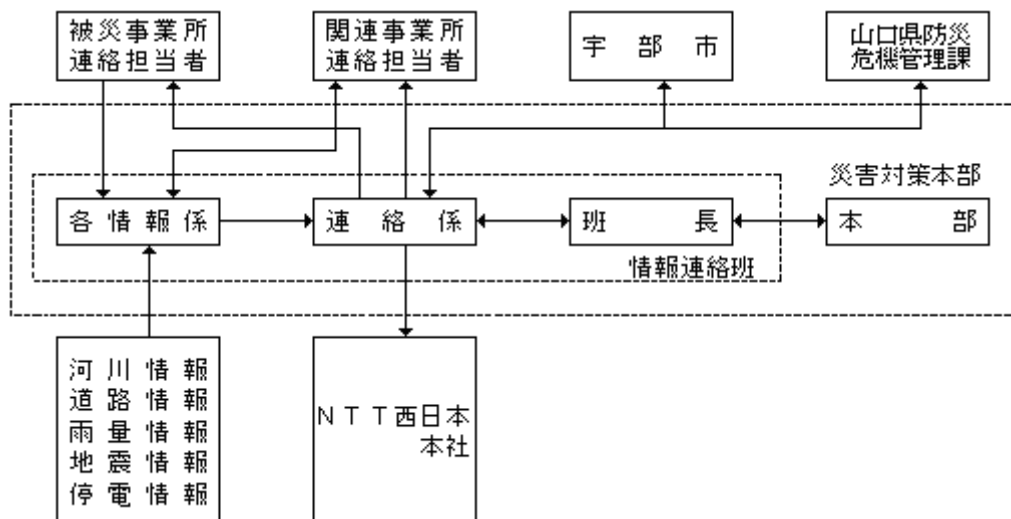
[資料] 3-16-4 電気通信設備被害速報

(ウ) 報告の期間

災害が発生した時点から、応急復旧を完了し、再発のおそれがおおぼろしくなくなるまで行うものとする。

(エ) 速報の経路

災害速報経路図



カ 災害対策組織設置報告

災害対策組織を設置した場合は、その日時並びに情報連絡責任者正副各1名及び担当者名を関係事業所に報告又は連絡するものとする。

キ 社内外への災害情報の周知

(ア) 社内

- ・支店内は、店内放送により災害情報を周知する。
- ・事業所に対しては、適時管内の被害状況を周知する。

(イ) 社外

- ・総務厚生班から災害情報を提供する。

3 応急対策

(1) 災害対策機器の配備

ア 非常用可搬型収容装置類

災害により、N T Tの交換機等が被災したときに運搬し、電話やインターネットサービスを提供します。

イ 無線装置

通信途絶のおそれがある地域へ衛星無線（ポータブル衛星）及び可搬無線機を配備している。

ウ 移動電源車

災害時の長時間停電に対して、通信用電源を確保するため、移動電源車を主要支店に配備している。

エ 応急復旧ケーブル

応急復旧用として各種のケーブルを各事業所に配備している。

(2) 災害時臨時電話・電報受付場所設置

ア 臨時電話・電報受付所の開設

救助法が適用された場合（救助法の発動が確実と思われる場合を含む）は、当該地域を受け持つ支店の窓口、救助活動拠点、避難所、救護所等に臨時電話、電報受付所を開設する。

イ 特別災害用公衆電話の設置

災害時は、硬貨を使用せず通話が可能な特別災害用公衆電話を必要に応じ設置する。

(3) 電気通信設備の点検

災害が発生した場合又は発生のおそれがある場合には、次の設備機材の点検等を行う。

ア 電気通信設備の巡回、点検並びに防護

イ 災害対策用機器及び車両の点検、整備

ウ 応急対策及び復旧に必要な資材、物資の点検及び確認、輸送手段の確認と手配

(4) 応急措置

災害により通信施設が被災又は異常輻輳により、通信の疎通が困難あるいは途絶した場合には、最低限の通信を確保するため、次のような応急措置を実施する。

ア 臨時回線の作成

イ 中継順路の変更

ウ 規制等疎通確保

エ 災害応急用無線電話機等の運用

オ 特設公衆電話の設置

カ その他必要な措置

4 復旧対策

- (1) 被災した電気通信設備等の復旧は、サービス回復を第一義として速やかに実施する。
- (2) 必要と認めるときは、災害復旧に直接関係のない工事に優先して、復旧工事に要する要員・資材及び輸送の手当てを行う。
- (3) 復旧に当たっては、行政機関、ライフライン事業者と連携し、早期に努める。
- (4) 災害復旧工事の計画
 - ア 応急復旧工事
 - イ 現状復旧工事
 - ウ 本復旧工事
- (5) 復旧の順位等
被災した電気通信設備の復旧については、あらかじめ順位等を定め、計画的に実施する。

第6節 工業用水道施設

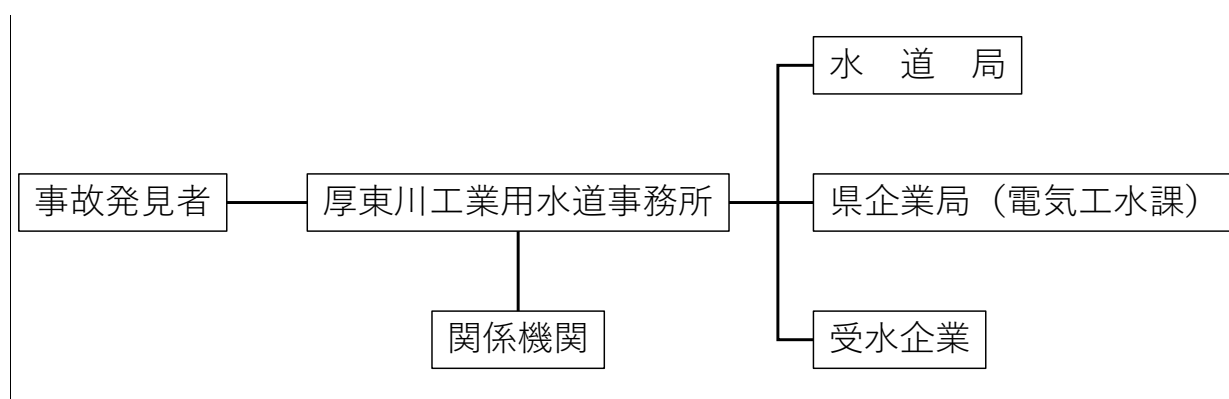
工業用水道は、企業活動にとって必要不可欠なものであり、災害等により工業用水道施設に被害が発生した場合は、産業経済活動に与える影響も大きいことから、県（企業局）では、災害発生時における応急・復旧対策について必要な事項を定めている。

第1項 実施機関

県（企業局）厚東川工業用水道事務所

第2項 情報連絡体制

災害発生直後は、被災状況の把握が急務である。このため、管理事務所の監視装置によるデータの収集を行うとともに、施設の巡視を行う。また、本局、出先及び各ユーザーを含めた連絡体制を密にしながら関係機関及び住民等から管路等の破損、漏水等の情報収集に努める。



第3項 応急対策

1 発生直後の保安

工業用水道施設は配水管、貯水槽等の施設を有していることから、当施設の損傷等による二次災害の発生を防止するため、当該地域における総合的な対応マニュアルに基づき応

急措置を講じ、被害を最小限に止める。

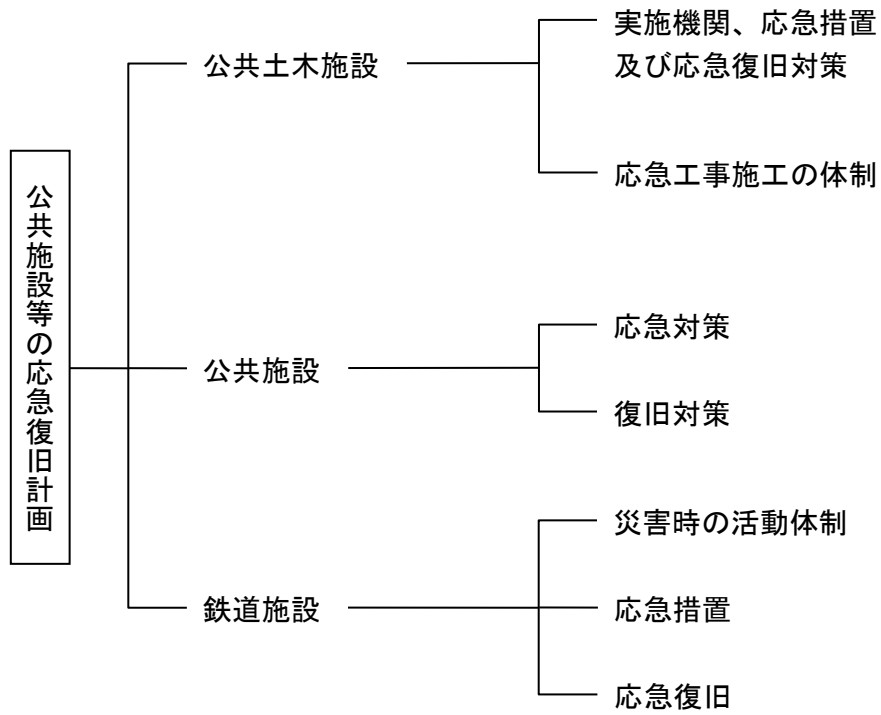
2 復旧対策

施設台帳、管路台帳等の関係図書類及び資機材（管種管径に応じた継輪、携帯用発電機、排水ポンプ等）を整備し、迅速な対応がとれるようにしておくとともに、あらかじめ緊急事故対応業者を選定しておき、早急に対応させる。

3 広域支援

災害により被災自治体だけでは対応が困難な場合は、「中国地域における工業用水道災害時等の相互応援に関する協定書」に基づき、相互支援体制を確立するものとする。

第17章 公共施設等の応急復旧計画



第1節 公共土木施設

第1項 実施機関、応急措置及び応急復旧対策

1 道路・橋梁（道路整備課）

災害が発生した場合、各道路管理者等は、所管する道路、橋梁について、被害状況を速やかに把握し、道路交通の確保を図るために、交通規制等の措置、あるいは、迂回路の選定など通行車両の安全対策を講じるとともに、道路状況等について、パトロールカー、報道機関等の協力を得て適時適切な広報を実施するほか被災箇所については応急措置及び応急復旧工事を実施する。

＜第3部第7章「緊急輸送計画」参照＞

(1) 災害時の応急措置

被害状況の把握及び応急措置の実施は、緊急輸送道路を優先して実施するものとし、各機関のとるべき対応については、次のとおりとする。

ア 道路、橋梁の被害状況を速やかに把握し、警察と協力して交通規制を行い、被災地域における発災直後の交通混乱を回避する。

イ まず、緊急輸送道路の確保に全力をあげ、必要な措置を講ずる。

ウ 次に、二次災害の発生のおそれのある箇所の応急措置及び所管する他の道路の啓開や障害物を除去する。

(2) 応急復旧対策

ア 応急復旧作業は、緊急輸送道路の道路啓開を最優先に行う。

イ その後、一般道路のうち応急復旧活動、市民生活に必要となる道路で、二次災害を誘引する被災箇所（陥没、隆起、決壊等）の応急復旧工事を実施する。

ウ 応急工事は、被害の状況に応じて必要な仮工事を実施する。

エ 上下水道、電気、ガス、電話線等道路占用施設の被害が併せて発生した場合は、当該施設の管理者と相互に連絡し、適切な応急措置を講じるものとする。

2 河川、ダム、ため池及び内水排除施設（施設の管理担当課）

(1) 管理する施設が、火災・事故による被害を受けたときは、直ちに防災危機管理課及び県に報告するとともに、必要な応急措置を講ずるものとする。

(2) 下水ポンプ場等の排水施設に被害を受けた場合は、特に汚水の氾濫による被害防止に重点を置き、速やかに施設の応急復旧に努める。

3 港湾・漁港施設（商工振興課、水産振興課）

港湾・漁港施設は、道路等の陸上輸送と併せ、物資の流通に大きな役割を担っている。特に、大規模災害が発生し陸上輸送路が途絶したときには、海上による輸送の必要が生じる。

火災・事故により、港湾、漁港等のけい留施設、荷揚げ施設等が被災した場合には、応急措置及び応急復旧対策を実施する。

(1) 応急措置・応急復旧対策

ア 港湾施設

県は、港湾施設の被災の調査点検を行い、被害状況を把握し、海上保安署等に連絡する。

イ 漁港施設

水産振興課は、漁業協同組合等の協力を得て、被害状況の把握と施設の点検を実施する。

ウ 海上輸送基地として指定された宇部港芝中西岸壁については、機能の確保が早期に図られるよう応急復旧工事に着手する。

エ 港湾・漁港に係る応急工事

(ア) 後背地に対する防護

火災・事故による防潮堤の破堤又は決壊のおそれがある場合には、補強工事を行い、破堤又は決壊した場合は、潮止工事、拡大防止応急工事を施行する。

(イ) 航路、泊地の防護

土砂、がれき等の流入により航路、泊地が埋塞し、使用不能となった場合は、応急措置として浚渫を行う。

(ウ) 係留施設

岸壁、荷揚げ場等の決壊に対する応急措置は、決壊部分の応急補強工事を行い、破壊拡大を防止する。

[資料] 2-4-1 港湾

4 海岸保全施設（商工振興課、水産振興課）

海岸施設が、火災・事故により被害を受けるおそれがあるときは、水害を警戒、防御し、被害が生じた場合は、二次災害から住民を守るため必要な応急措置、復旧工事を実施する。

管理する施設が火災・事故の被害を受けたときは、被害状況を速やかに調査し、応急復旧工事を実施する。

5 空港施設

災害により、滑走路、エプロンその他空港施設が被災した場合は、輸送機能の確保の観点から、被災施設の応急復旧に努める。

(1) 空港施設の被害状況の点検調査を実施し、被害の有無を直ちに関係者及び県（港湾課・交通政策課）に連絡する。

(2) 空港閉鎖について利用客への周知措置を行う。

(3) 施設に被害を受けた場合は、空港業務を部分的でも再開するため、必要な応急復旧に努める。

特に、緊急輸送物資の臨時航空基地としての機能の維持及び確保に必要な措置を講じる。

第2項 応急工事施工の体制

1 要員・資材の確保

(1) 技術者の現況把握及び動員

市防災関係課は、応急工事の施工に必要な技術者、技能者の現況を把握し、職種別、地域別、人員等の資料を整備するなどしておき、緊急時において適切な動員措置を講ずるものとする。

(2) 建設業者の現況把握及び動員

市防災関係課は、地元建設業者の施工能力を常に把握し、災害時には、緊急動員できるよう適切な措置を講じるものとする。

(3) 建設機械、応急復旧用資材の確保

応急措置、応急復旧工事を迅速に施工するため、応急措置等実施機関は、大型建設機械及び土嚢用袋、かます、杭等の応急用資材及びスコップ、掛矢、足場等の応急用器具の調達先を把握しておき、緊急確保の措置を講じるものとする。

輸送体制についても、あらかじめ輸送方法、輸送経路等を定め、緊急時に混乱を起こさないようにしておくものとする。

2 関係機関に対する応援要請

大規模災害が発生した場合において、市単独で対応できない場合には、防災危機管理課を通じて県に必要な資機材の提供及び職員の派遣等を要請し、応急復旧に努める。

また、自衛隊の派遣を要請する場合も、防災危機管理課を通じて県に要請するものとする。

3 建設機械等の緊急使用計画

(1) 現況把握

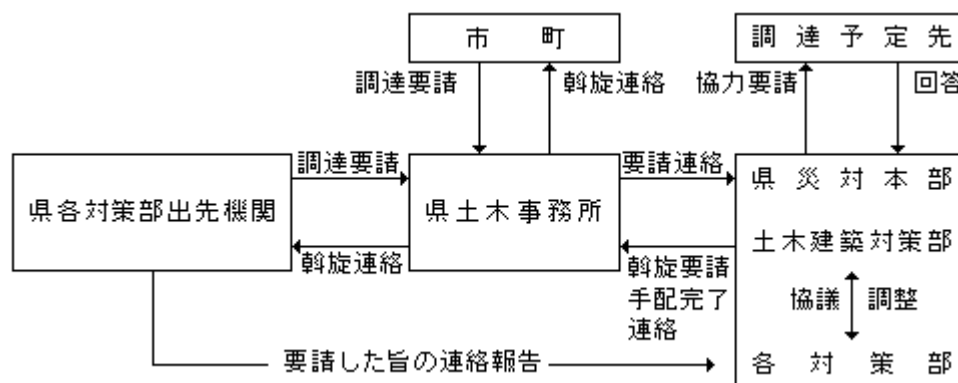
公共土木施設復旧に係る建設機械の現況把握については、県（土木建築部）が地域別に主要建設業者等の現況を調査して、機械等種類別に所有者、数量、能力等を明らかにした台帳を作成しておくものとする。

この台帳は、年1回以上検討を加え、現況整理を行うものとする。

(2) 緊急使用のための調達

災害又は広域に及ぶ災害のため、各対策部では建設機械等の調達が不可能であるとき、もしくは建設機械が不足するときは、県（土木建築対策部）が、県域全般の調達計画の樹立及び調整、運用等の措置を担当する。

ア 処理系統図



イ 調達要請事項

建設機械の確保、調達の要請は、次の事項を明らかにして行うものとする。

- (ア) 使用場所及び使用期間
- (イ) 使用目的（作業内容）
- (ウ) 機械の種類及び必要台数
- (エ) その他必要な事項

第2節 公共施設

第1項 応急対策

1 応急対策計画の策定

公共施設等の各施設管理者は、災害時における応急対策を円滑に実施するため、応急対策計画を定めておく。応急対策については、それぞれの施設の管理者が定めるものであるが、計画すべき対策の要点は、次のとおりである。

- (1) 災害情報等の施設利用者等への伝達
- (2) 避難誘導等利用者の安全確保措置
- (3) 応急対策を実施する組織体制の確立
- (4) 火災予防等の事前措置
- (5) 応急救護措置
- (6) 施設設備の点検

2 災害時の応急措置

(1) 緊急避難の指示

管理者は、災害状況に応じ適切な避難誘導を実施し、入所者等の安全確保に努める。

(2) 被災状況の把握

管理者は、災害の規模、利用者・入所者、職員、施設設備等の被災状況の把握に努める。

(3) 応急対策の実施

ア 被災当日及びその後における施設の運営

イ 施設管理に必要な職員を確保し、施設設備の保全措置

ウ 利用者・入所者の家族への連絡措置

(4) 報告・応援要請

管理者は、被災状況について各施設所管課に報告するとともに、必要な応援要請を行う。

第2項 復旧対策

各施設管理者は、各施設所管課と協議の上、施設設備の応急復旧を実施する。

第3節 鉄道施設

第1項 災害時の活動体制

1 災害、運転事故対策本部の設置

(1) 西日本旅客鉄道株式会社

ア 災害が発生した場合、鉄道災害の未然防止、併発事故及び被害の拡大防止並びに早期復旧を図るため、中国統括本部に事故対策本部を、また、被災現場に現地対策本部を設置する。

イ 現地対策本部を開設するにいたらない程度の事故が発生したときは、管理駅長等が対応する。

ウ 事故が発生した場合、復旧担当箇所の長は、現地対策本部長が到着するまでの間、暫定現地対策本部長として任務を遂行し、現地対策本部長が到着したときはその任務を引き継ぐものとする。

エ 事故対策本部及び現地対策本部の業務は、概ね次のとおりとする。

(ア) 事故対策本部

- ・ 運転事故、防災及び災害の情報に関すること。
- ・ 併発事故、災害の未然防止に関すること。
- ・ 被害の拡大防止に関すること。
- ・ 運転事故、災害の復旧に関すること。
- ・ 応急輸送に関すること。

(イ) 現地対策本部

- ・ 運転事故並びに災害の復旧及び負傷者等の救護に関すること。
- ・ 運転事故及び災害の情報に関すること。
- ・ 被害の拡大防止に関すること。
- ・ 応急輸送に関すること。

(2) 日本貨物鉄道株式会社

災害が発生した場合、西日本旅客鉄道(株)の事故対策本部及び現地対策本部に加わり、各種情報交換を行うとともに、西日本旅客鉄道(株)と同様の事故対策本部及び現地対策本部を設置して、同様の業務を行う。

2 警戒体制（西日本旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社）

(1) 中国統括本部又は支店の関係各課は、それぞれの現業機関の警戒体制を把握するとともに必要な指示を行う。

特に台風、洪水等については、関係地方気象台と直接電話等により情報の入手に努める。

(2) 広島支社長等は、災害等のため、業務に支障を及ぼす事態が発生するおそれがあるときは、現地に急行し、関係現業機関の長を指揮督励して、災害の未然防止及び被害の拡大防止に努める。

(3) 天候不良時の警戒については、関係地方気象台からの鉄道気象電報等及びその地区の気象状況等により線路等の警戒を行うとともに、関係地方気象台との連絡及びラジオその他による気象情報に注意し、気象の推移、台風の進路等の予測に努める。

(4) 強風、豪雨発生時には、それぞれの基準により、列車の運転休止又は運転速度の制限を行う。

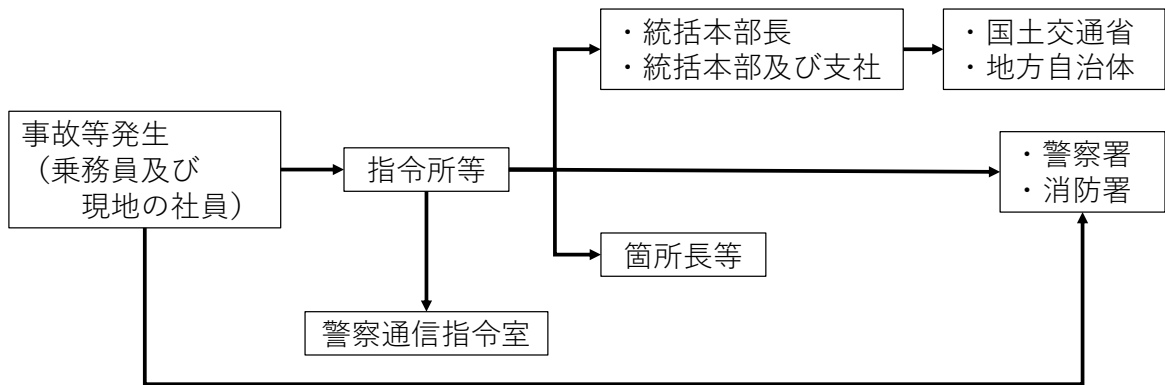
3 通信連絡体制

(1) 西日本旅客鉄道株式会社

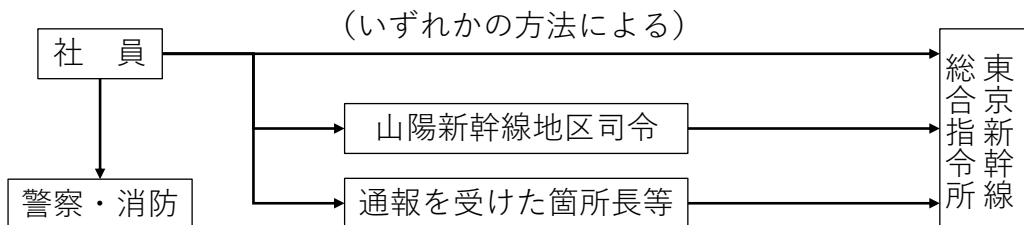
ア 災害情報及び応急連絡及び指示並びに被害状況の収集等の通信連絡は、列車無線、指令電話、鉄道電話等で行う。

イ 通報経路は、次のとおり。

(ア) 在来線における事故発生時の速報体制



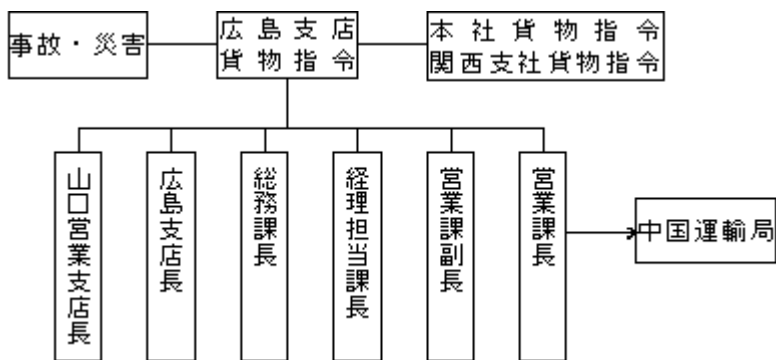
(イ) 新幹線異常時の連絡体制



※社員から事故等の連絡を受けた箇所長等は、警察・消防への連絡の有無を確認すること。

(2) 日本貨物鉄道株式会社

ア 事故・災害発生時の部内連絡体制



第2項 応急措置

災害が発生したとき、又は発生が予想される場合は、人命の救護を第一とし、併発事故等被害の拡大防止に努めるとともに、関係箇所への連絡等の適切な処置をとるものとする。

また、事故の状況を判断して部外機関の応援を必要と認めたときはその出動を要請する。

第3項 応急復旧

1 西日本旅客鉄道株式会社

(1) 災害が発生した場合、所管する施設設備について早期復旧及び被害の拡大防止をするため、「事故対策本部」及び「現地対策本部」は、あらかじめ定められた復旧計画に基づき必要な対策を講じる。

(2) 事故対策本部長並びに現地対策本部長は、必要により次の部外機関の協力を要請する。なお、駅長はあらかじめこれら部外機関と災害時の対応について打ち合わせておくものとする。

ア 関係行政機関（市町及び県・国の機関）

イ 警察署

ウ 消防局

エ 地方交通機関

オ NTT

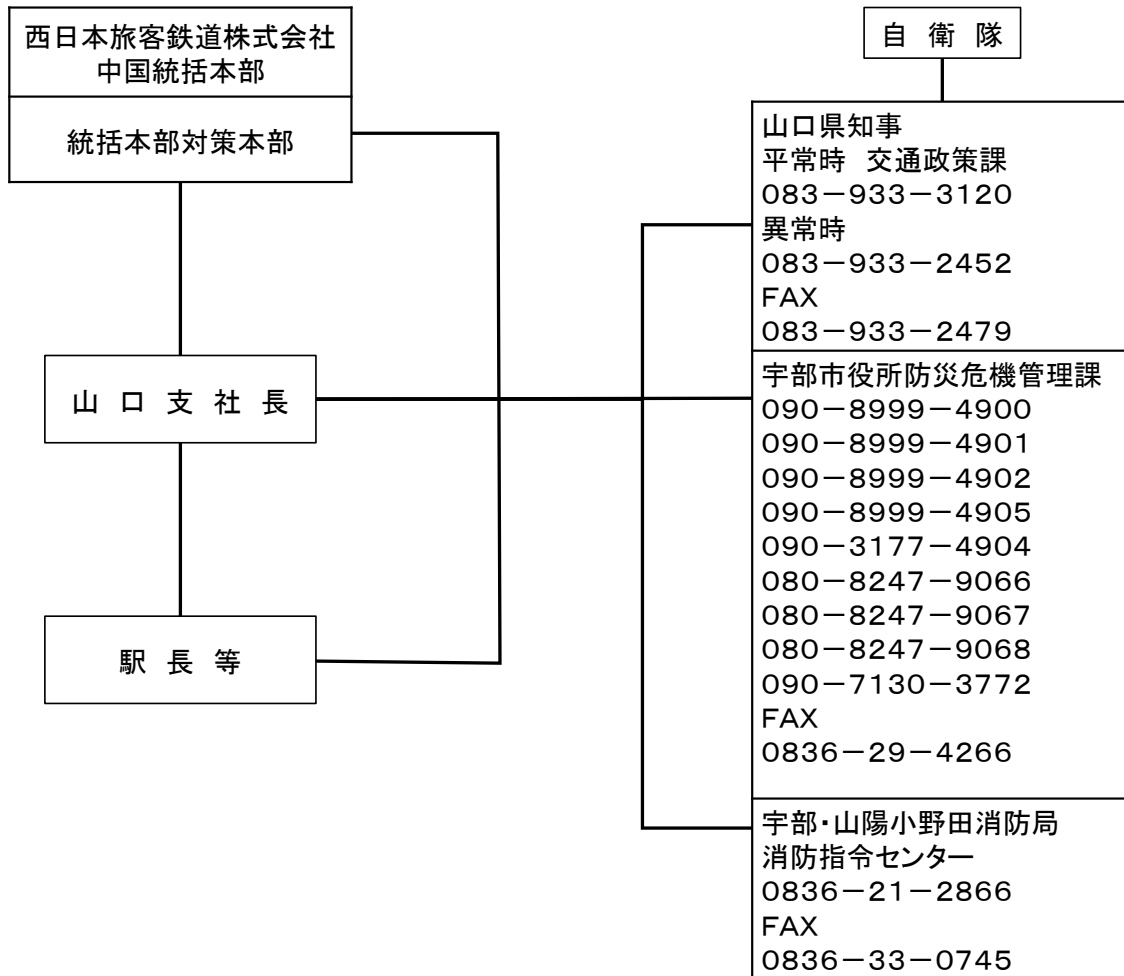
カ 自衛隊

キ クレーン車所有者

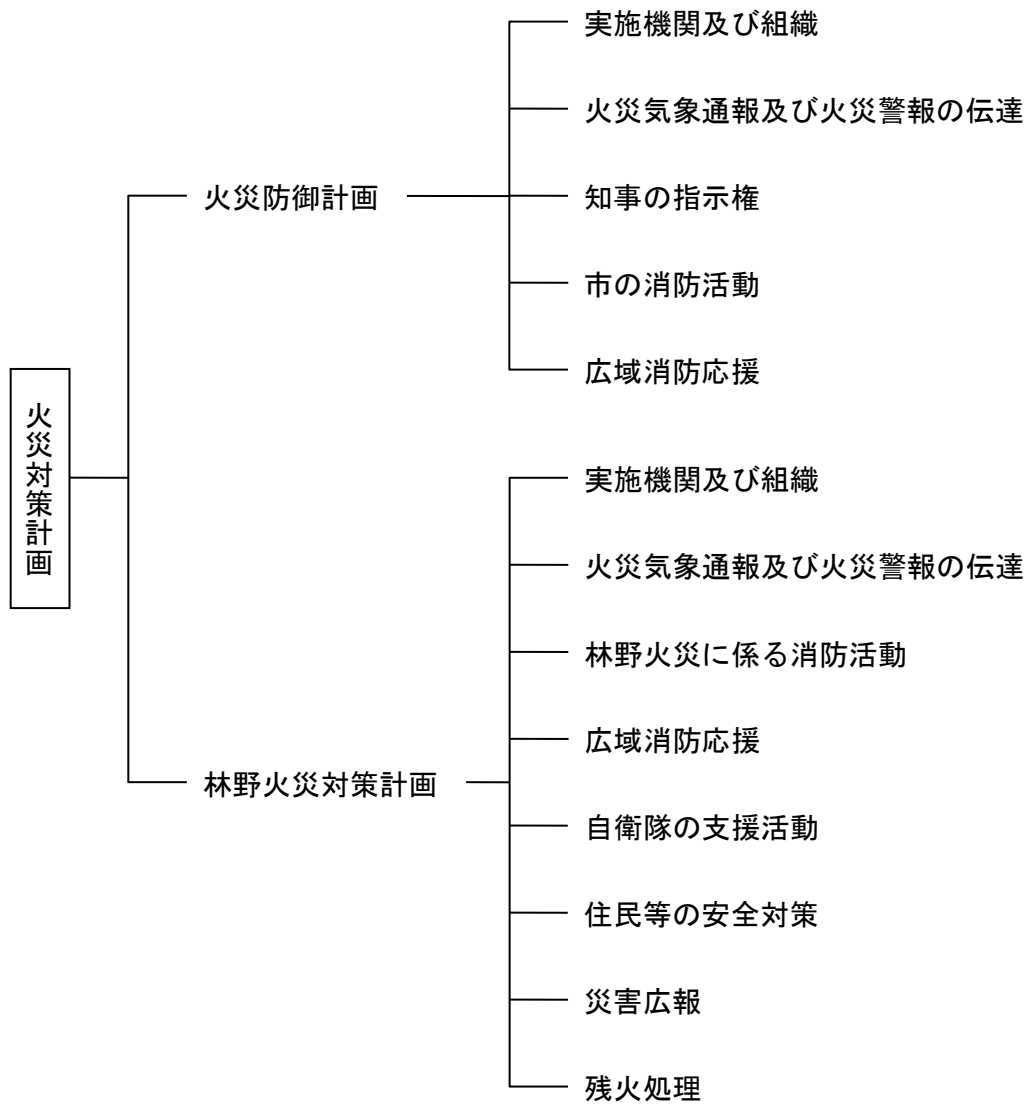
ク アマチュア無線士

(3) 事故対策本部及び現地対策本部が設置された場合の部外機関との連絡等は、それぞれの本部において行う。ただし、自衛隊の派遣要請については、事故対策本部長が県知事（防災危機管理課）に要請する。

(4) 部外機関との連絡系統図



第18章 火災対策計画



第1節 火災防御計画

消防は、その施設及び人員を活用して、国民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、水火災又は地震等の災害を防除し、及びこれらの災害による被害を軽減するほか、災害時による傷病者の搬送を適切に行うことを任務とする。(消防組織法第1条)

第1項 実施機関及び組織

1 実施機関

(1) 市(消防局)

現行の消防組織は市町村組織が原則であり、従って区域内における建物、山林、船渠又は埠頭に係留された船舶その他の工作物等の火災にかかる防御活動を実施する。

(2) 海上保安署

海上における船舶等の火災にかかる防御活動の実施

(3) 県

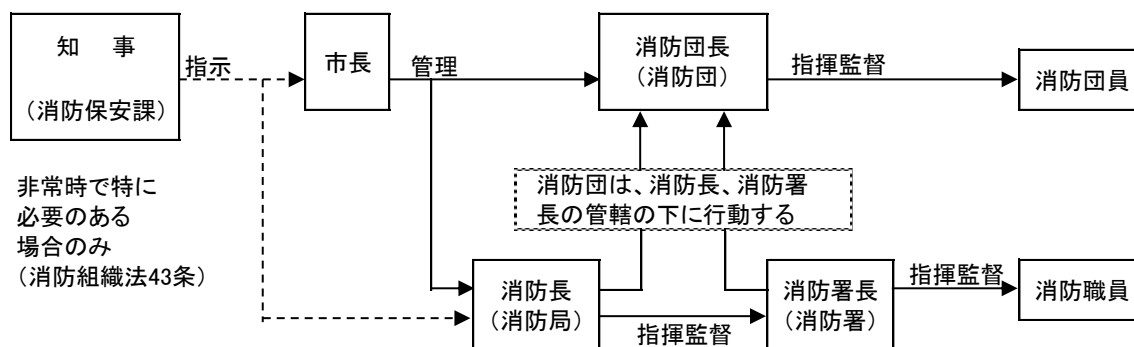
大規模火災で必要がある場合、または被災市町から要請のある場合、市町相互間の連絡調整又は火災防御のための必要な指導、助言若しくは勧告等を行い市町を支援する。

(4) 警察本部

住民の生命身体及び財産の保護を図るため、消防と相互に協力して火災の防御に必要な措置(交通規制等)を行う。

2 消防の組織体制

消防局の系統及び県との関係は下記のとおりである。



3 消防の組織

[資料] 2-14-1 消防組織及び人員

4 消防機械資機材等の現況

[資料] 2-6-6 消防ポンプ自動車等

[資料] 2-6-47 消防水利

[資料] 2-6-51 特別防災区域の防災資機材等

[資料] 2-14-4 県農林事務所(森林部)所有林野火災対策用資機材

第2項 火災気象通報及び火災警報の伝達（消防法第22条）

＜第3部第2章「災害情報の収集・伝達計画」第1節第1項、第2項参照＞

第3項 知事の指示権（消防組織法第43条）

知事は、地震、台風、水火災等で、数市町にまたがる広域災害、一市町の全域にわたって甚大な被害が発生するなどの非常事態の場合で、特に必要があると認める時は災害対策基本法第72条及び消防組織法第43条の規定による知事の指示権により、市長、消防長又は水防法に規定する水防管理者（市長）に対して、災害防御措置に関し指示し、又は他の市町長に応援出動の措置を指示して、人的被害の防止に努める。

1 指示権を発動する場合の基準

応急対策措置については、市町長が第一次的に相互応援又は応援要求により処理すべきであり知事の指示権は、市町の機能では適切な防御措置を講じることができない場合に発動する。

(1) 指示の範囲

- ア 対策要員の応援派遣
- イ 災害防御、鎮圧の措置
- ウ その他災害防御措置に関し必要と認める事項

(2) 指示権の発動の区分

指示権の発動区分及び派遣人員の基準は原則として下記によることとするが、指示先の市町と協議のうえ、出動人員は適宜増減する。

第1次指示権の発動 災害が一つの地域に限られる場合に発動するものであって、被災地の隣接の市町に対してその所属する消防職員、消防団員、水防団員の実員の1/3の人員を派遣することを指示する。

第2次指示権の発動 災害が一つの地域に限られる場合に発動するものであって、被災地の周辺の市町に対してその所属する消防職員、消防団員、水防団員の実員の1/2の人員を派遣することを指示する。

第3次指示権の発動 災害が2地区以上に及び、その被害が甚大の場合発動するものであって、被災地域以外の市町に対して、その所属する消防職員、消防団員、水防団員の1/2の人員を派遣することを指示する。

第4項 市の消防活動

1 非常災害時の部隊編成

消防隊の運用、指揮、統制、連絡及び現場における情報の収集並びに防御対策を樹立するため、災害の状況に応じて警防本部を設ける。

警防本部の長は消防長とし、その下に総務班、情報財政班、警防班、通信指令班、予防班及び消防署所を置く。

2 動員体制

(1) 招集

災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、宇部・山陽小野田消防組合警防規程の非常招集計画の定めるところにより必要な人員を招集する。また消防団員の招集については、第1次では地元分団とし、第2次以降は災害の状況又は応援指令（要請）に基づき招集するものとする。

(2) 災害警備

地震、洪水、高潮その他の非常時下の水火災（以下「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがあると認めるときは、宇部・山陽小野田消防組合警防規程に基づいて次のとおり警防体制を確立し、災害警備活動の効果的な運用を図る。

ア 第1次警備体制

(ア) 警防本部の設置

(イ) 広報隊の配置

(ウ) 分遣隊又は補強隊の配置

イ 第2次警備体制

(ア) 警防本部の強化

(イ) 警戒隊の編成及び出場

(ウ) 第1次消防部隊の重点的増強

なお、各警備体制において、その総力を必要としないときは、必要度に応じた人員の招集を行い、警備体制の適正を期す。

3 出場計画

宇部・山陽小野田消防組合警防規程の定めるところにより所要の隊が出場するものとし、火災の場合の出場方法は、第1次出場、第2次出場、第3次出場及び特命出場とする。また、消防団の出場については、第1次は地元分団とし、第2次以降は災害の状況又は応援指令（要請）に基づき出場するものとする。

4 火災警防計画

火災現場における警防活動を迅速的確に行い、人的物的被害の軽減を図るための計画であり、当市の実態に即応した計画を作成する。

(1) 一般火災警防計画

平常時の一般建物及び建物以外の火災に対しては、火災防御要綱の定めるところによる。

(2) 火災危険区域警防計画

建築物の密集度が高く火災が発生した場合、人命危険及び延焼拡大のおそれが大である区域を対象とする。

(3) 特殊建物警防計画

多数の者を収容し、又は多数の者が出入りする建築物で火災の際多数の人命損傷の危険があるものを対象とする。

(4) 危険物施設警防計画

危険物の製造所、貯蔵所及び取扱所並びに高压ガスその他引火性、爆発性物件の存在する施設で火災発生のおそれが大で、かつ、消火困難なものを対象とする。

- (5) 異常時警防計画
断、減水時、強風時又は地震発生時等における火災に対しては、火災防御要綱の定めによるほかこの計画による。
- (6) 林野火災警防計画
山林原野における火災を対象とする。

5 火災防御対策

- (1) 火災危険区域の火災防御
 - ア 自主活動
地域住民による初期消火活動及び要配慮者の避難誘導
 - イ 消防機関
 - (ア) 火災通報時の状況により延焼拡大の危険があると判断した場合、第1次、第2次出場を同時に指令し、又は特命出場によって消防隊を出場させる。
 - (イ) 関係機関に通報する。
 - (ウ) 火災の状況により現場指揮本部を設置する。
 - (エ) 人命検索及び救助活動
 - (オ) 火災の規模に応じたの防御線の設定
 - (カ) 消防警戒区域の設定と住民への避難指示
 - (キ) 飛火に対する警戒隊の配置
 - (ク) 現場広報
 - (ケ) 火災の原因及び損害の調査
- (2) 特殊建物火災防御
 - ア 自主活動
消防対象物の関係者による初期消火活動及び避難誘導等の実施
 - イ 消防機関
 - (ア) 出場計画により覚知と同時に第1次出場を指令し、火災の状況により第2次又は特命出場を指令して消防隊を出場させる。
 - (イ) 関係機関に通報する。
 - (ウ) 火災の状況により現場指揮本部を設置する。
 - (エ) 人命検索及び救助活動と併せての防御活動
 - (オ) 消防警戒区域の設定
 - (カ) 飛火に対する警戒隊の配置
 - (キ) 現場広報
 - (ク) 火災の原因及び損害の調査
- (3) 危険物施設の火災防御
 - ア 自主活動
 - (ア) 消防対象物の関係者、自衛消防隊等による初期消火及び延焼阻止活動
 - (イ) 危険物の未然排除
 - (ウ) 化学消火剤の確保
 - イ 消防機関
 - (ア) 危険物の種類、火災の状況に応じ、第1次、第2次及び特命出場によって消防隊を出場させる。
 - (イ) 関係機関に通報する。

- (ウ) 火災の状況により現場指揮本部を設置する。
 - (エ) 化学消火剤の確保、搬送手配
 - (オ) 火災警戒区域、消防警戒区域の設定
 - (カ) 消防隊（自衛消防隊を含む。）の防御活動
 - (キ) 危険区域外への避難指示
 - (ク) 火災の規模によっては応援協定締結市町等に応援要請
 - (ケ) 現場広報
 - (コ) 火災の原因及び損害の調査
- (4) 異常時の火災防御
- ア 自主活動
 - 地区住民の初期消火活動及び要配慮者の避難誘導
 - イ 消防機関
 - (ア) 火災の状況により、第1次、第2次出場を同時に指令し、又は特命出場によって消防隊を出場させる。
 - (イ) 関係機関に通報する。
 - (ウ) 火災の状況により現場指揮本部を設置する。
 - (エ) 消防隊の防御活動と消防警戒区域の設定
 - (オ) 水利統制と増水対策
 - (カ) 地域住民への避難の指示
 - (キ) 火災の規模によっては応援協定締結市町等に応援要請
 - (ク) 現場広報
 - (ケ) 火災の原因及び損害の調査

6 水利統制対策

火災現場における消防水利の運用は、火災防御上極めて重要である。水利統制は、その地域内の水利の実情によってあらかじめ計画しておく計画統制と、その都度現場において指揮者が必要に応じて臨時に実施する活動方針及び一時的に行う臨時統制に区分する。

(1) 計画統制

事前の計画統制は、平素水量の不足地域内の水道水圧を調査し、さらに配水系統、配管口径、制水弁の位置、配管経過年数、増水手配及び増圧までの時間等を検討し、これを警防計画に活かし、消防隊の水利部署を定める。

(2) 戦術統制

火災現場において指揮者が火災の状況に応じて水利部署の制限、水利の移動、指定等を指示する。

(3) 臨時統制

渇水期又は消火栓等の故障、工事等により一時的に水道が断水する地域について事前に計画する。

[資料] 2-6-47 消防水利

7 飛火警戒対策

飛火によって第2、第3の火災が続発して大火を導引するおそれがある場合、飛火警戒隊を編成し、飛火の警戒に当たらせる。

(1) 飛火防御部隊の編成

飛火警戒隊は、主として消防団員によって編成する。拡大火災の場合は、地域住民の協力を求める。

(2) 飛火警戒の実施

ア 通常風速5 m以内においては、おおむね風下500 m以内

イ 風速10 m以内においては、おおむね風下1,200 m以内

(3) 配置

風下方面400 m以内は消防団を主体とし、その他の地域は地域住民をもって警戒に当たらせる。

8 消防警戒区域の設定

<第3部第5章「避難計画」第1節第3項参照>

9 火災警戒区域の設定

<第3部第5章「避難計画」第1節第3項参照>

10 救急業務実施計画

<第3部第4章「救助・救急、医療等活動計画」第1節第1、2項参照>

11 危険物保安計画

(1) 保安措置

危険物製造所等及び火薬類R I（放射性物質）等の保管施設の災害においては、これらの責任者と緊密な連絡をとって安全な取り扱いを指導し、必要に応じ取締まりを行い、災害の拡大防止に努める。

(2) 応急措置

ア 危険物製造所等の施設

災害が発生し、又は災害発生のおそれのあるときは、次により応急保安措置を講ずる。

(ア) 関係者に対し危険物の集荷及び取扱いの禁止、移動搬出、防御対策その他自主的応急措置の実施について緊急命令を発する。

(イ) 災害の発生が予想される場合は、特に危険と認められる施設に対して消防職員を派遣し、保安措置の実施について現地指導を行う。

(ウ) 災害が発生した場合は、直ちに所定の消防部隊を出動させるとともに消防局職員を派遣し、施設の管理責任者と連絡をとり、警戒区域の設定、従業員の避難及び被災者の救出、救護、付近住民の避難誘導その他必要な防災措置を講ずる。

(エ) 各危険施設における化学消火剤を相互に提供する援助体制を整える。

イ R I（放射性物質）貯蔵施設

(ア) 当該施設の火災その他これに類する災害においては、他施設への延焼阻止を主眼に防御活動を行い、汚染区域の拡大防止に努める。

(イ) 警戒区域を設定し、立入禁止を行い、危険場所内所在者の避難誘導を行う。

(ウ) 放射線の種別を確認し、検知器所有者に対して検出を依頼し、必要な汚染防止措置を講ずる。

(エ) 危険区域内に立ち入った者の個人別時間の記録をとる。

＜第3部第20章「危険物等災害対策計画」第1節関連＞

ウ 大規模な油流出事故対策

岸壁に係留中の油タンカー又は陸上貯油施設等の事故により多量の油が流出した場合は、被害を最小限度に防止するため次の応急措置を講ずる。

- (ア) 関係機関に通報する。
- (イ) 火災が予想される場合における人命救助
- (ウ) 火災警戒区域の設定
- (エ) 付近住民に対する広報及び状況に応じた避難指示
- (オ) 関係事業所及び関係機関と協力しての油拡散防止措置並びに出火防止措置
- (カ) 火災発生に備えての防衛隊出場並びに化学消火剤の確保及び搬送手配

＜第3部第19章「交通災害対策計画」第1節関連＞

1.2 警戒体制の確立

火災警報発令時及び台風の接近その他災害の発生が予想され、警戒の必要があるとき消防長は、次の区分により警戒を発令し、警戒体制を強化して警戒を実施、災害の未然防止と被害の軽減に努める。

(1) 特別警戒の種別

ア 火災警報発令時特別警戒

火災警報が発令されたとき行う警戒

イ 非常災害時特別警戒

地震、暴風雨その他これらに準ずる事故により災害発生の危険があると認められるとき行う警戒

ウ 特命時特別警戒

歳末、火災期、水害期、特殊行事その他消防長において、特に必要と認めたときに行う警戒

(2) 警戒対策

ア 火災警報発令時特別警戒

(ア) 状況により公休及び休暇職員の補充を行い、警防体制の強化を図る。

(イ) 機械器具の特別点検整備を実施し、災害出動に万全を期する。

(ウ) 隊員の徒歩巡回による警戒又は車両及び防災行政無線により、市民に対して火災予防条例の規制事項の徹底その他防火意識の高揚を図る。

(エ) 地理、水利の特別調査を行い、消防車の通行障害となる物件の排除や水利の確認に努める。

(オ) 随時通信施設の試験を行い、機能保持に努めるとともに事故時等の処置を講じる。

イ 非常災害時特別警戒

(ア) 状況により非番消防職員及び消防団員の一部又は全部を招集し、警防体制の強化を図る。

(イ) 消防署、消防団ごとに警戒隊を編成し、災害発生の早期発見と被害の軽減に努める。

(ウ) 上水道の使用不能を考慮し、自然水利の確保に努める。

(エ) 強震以上の地震時、消防車の安全地移動

(オ) 優先電話の途絶を考慮し、無線局の効率的運用に努める。

ウ 特命時特別警戒

歳末、火災期、水害期等において、火災その他の災害発生のおそれがあるとき、当務消防職員で徒歩又は車両による巡回を実施し、災害予防及び災害発生時の応急措置方法の徹底に努める。

1 3 情報収集活動

＜第3部第2章「災害情報の収集・伝達計画」第2節第1項2参照＞

1 4 資機材の確保

的確な消火活動を展開するには、消防部隊等に適切な資機材、物資の供給が必要となることから、平時から次により、必要資機材の把握に努める。

- (1) 資機材の配置状況
- (2) 必要資機材等の種別
- (3) 資機材等の使用状況及び予備資機材の状況
- (4) 資機材等の調達先（協力先の状況）
- (5) 資機材等の使用期間

[資料] 2-6-6 消防ポンプ自動車等

[資料] 2-6-47 消防水利

[資料] 2-6-51 特別防災区域の防災資機材等

[資料] 2-14-2 消防局・署、団及びポンプ配置図

[資料] 2-14-4 県農林水産事務所（森林部）所有林野火災対策用資機材

1 5 情報伝達

＜第3部第2章「災害情報の収集・伝達計画」第2節第1項2参照＞

1 6 避難指示

＜第3部第5章「避難計画」参照＞

1 7 災害広報

＜第3部第2章「災害情報の収集・伝達計画」第5節参照＞

第5項 広域消防応援

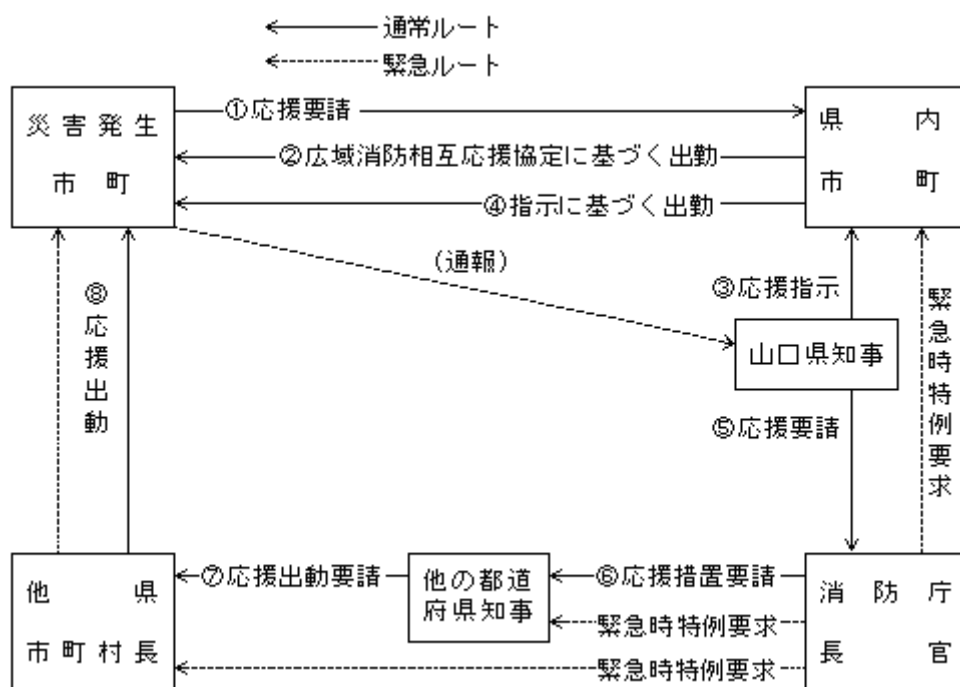
1 広域消防応援の基本

火災等災害発生時に際して、市は所有する消防力の総力を挙げて被害の軽減、拡大防止を図ることになるが、市の全力を挙げても対応出来ないと判断される場合は、市長（消防長）は県内及び他の都道府県の消防隊の応援を受けて消防の任務を遂行する。

2 広域消防応援活動

- (1) 山口県内広域消防相互応援によるもの（消防組織法第39条）
- (2) 消防組織法第44条の規程に基づく消防広域応援については山口県知事に応援を要請する。

(3) 消防相互応援系統図



3 県内広域消防相互応援協定

(1) 応援準備体制の整備

応援要請が迅速かつ的確に行われるようあらかじめ応援可能な隊、資機材及び連絡先等必要事項を他の協定市町等に届け出ておくものとする。

(2) 要請手続

ア 応援要請は災害の規模を勘案して次の区分により行うものとし、原則として第一、第二要請の順に行うものとする。

応援を求められた市町等の長は特別な理由がない限り応援要請に応じる。

第一要請	隣接市町等に対して要請する
第二要請	第一要請に加えて他の地域の市町等に対して要請する

イ 要請方法

県内の市町長に要請する場合は、山口県内広域消防相互応援協定（第5条第2項）に基づき、次の事項を明確にして要請を行い、県（防災危機管理課・消防保安課）に対しては、要請したことを電話等で通報する。

- (ア) 災害の状況（災害の種別、発生日時、場所等）及び応援を要請する理由
- (イ) 要請する人員、車両等の種別、資機材の数量
- (ウ) 応援隊の活動内容
- (エ) 応援隊の到着希望日時及び集結場所
- (オ) その他必要な事項

4 緊急消防援助隊

大規模な災害発生時において人命救助活動、支援等の必要を認めた場合にあっては、緊急消防援助隊の要請を災害対策本部長を通じて要請する。部隊の編成、出動については、消防長が定める緊急消防援助要綱に基づき編成出動がなされる。

[資料] 3-18-2 緊急消防援助隊出動計画

[資料] 3-18-3 山口県大隊組織等

5 大規模災害消防応援実施計画

大規模災害が発生した場合において、他の都道府県等による広域応援体制が機能しはじめるまでの間、消防組織法第39条の精神のもといち早く被災地の消火、救急、救助等の応援活動を展開するため、全国消防長会の総意に基づき「大規模災害消防応援実施計画」が樹立され、必要な対応をとることになっている。

(1) 大規模災害消防応援実施計画の位置付け

ア 実施計画による応援体制は消防組織法第39条で立ち上がり、緊急消防援助隊出動等の消防庁長官の措置が実施されるまでの間のものである。

イ 消防庁長官の措置による体制が機能しはじめると、当初から立ち上がっていた本実施計画による応援体制は、消防組織法第44条に基づくものに移行する。

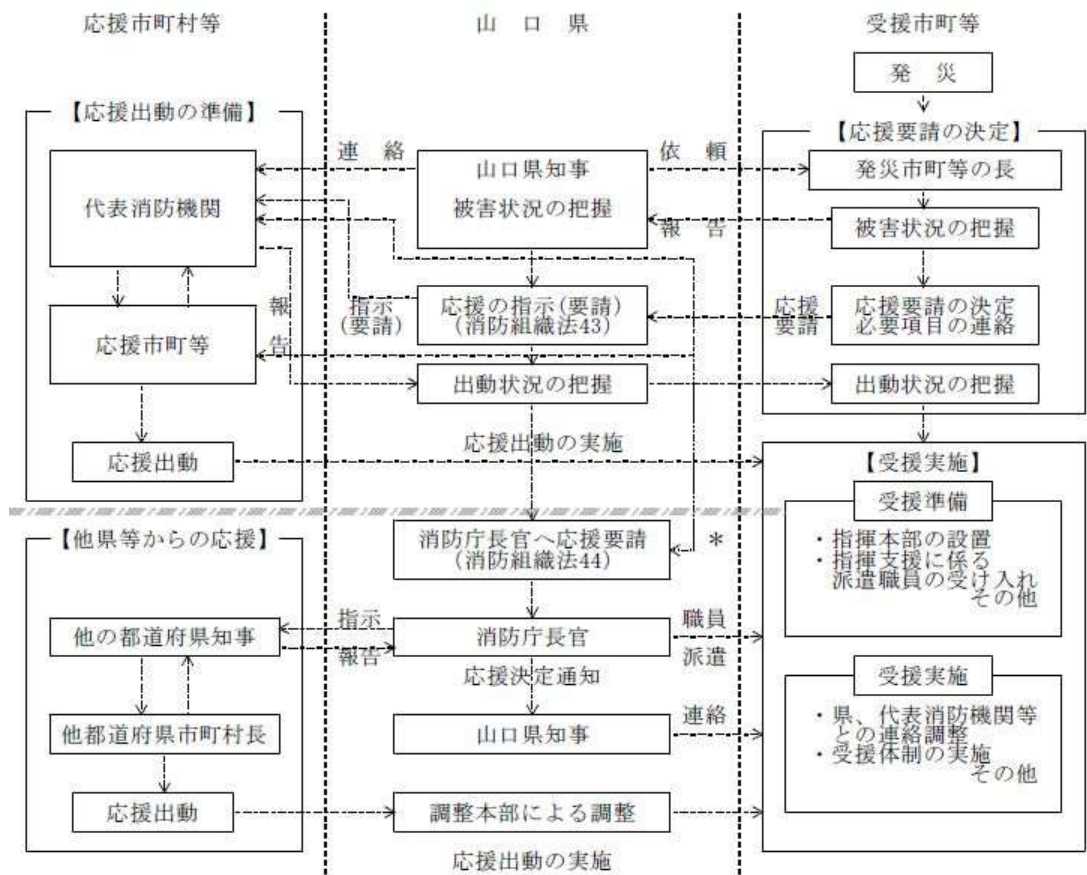
ウ 応援の根拠が消防組織法第39条から第44条に変わっても、具体的な応援活動は基本的に変わらない。

(2) 部隊編成

応援部隊の編成は、都道府県大隊指揮隊、救助中隊、消火中隊、救急中隊、後方支援部隊、特殊災害中隊、特殊装備中隊で構成される。

(3) 応援要請

応援要請手続きの概略は以下のとおり。



* : 県と連絡が取れない場合

※ 〰〰線より上が県内広域消防応援に係る部分で、下は他都道府県からの広域消防応援に係る部分。

(4) 応援要請先・連絡事項等

要請連絡は、電話、FAXを利用して行う。

ア 要請時の連絡事項

- (ア) 災害発生時、場所
- (イ) 被害状況
- (ウ) 人的、物的被害の状況
- (エ) 必要応援部隊種別、隊数、必要資機材等
- (オ) 応援部隊集結場所（活動拠点）及び当該地へのルート等
- (カ) 緊急避難場所以外のヘリコプター離発着場所の位置、名称
- (キ) 応援活動に利用可能な港湾施設を有する場合は、当該港湾施設の位置、名称等

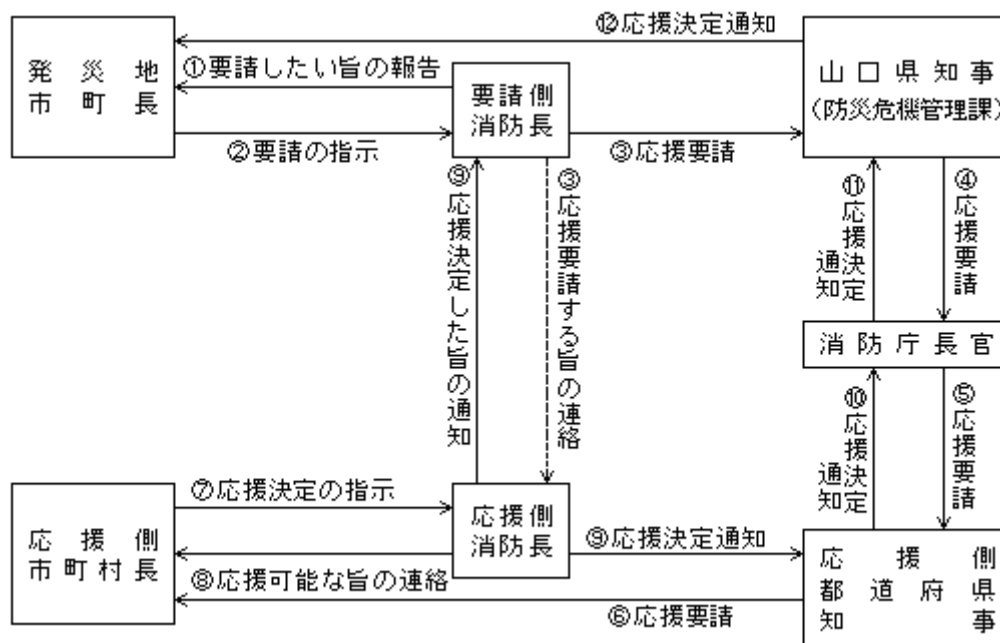
イ 応援要請・連絡先

連絡要請窓口				電話番号	FAX番号
県会長	下関市消防局	平日	警防課	083-233-9112	083-224-0119
		休日夜間	情報指令課	083-233-9119	
中国支部長	広島市消防局	平日	警防部警防課	082-546-3451	082-249-1160
		休日夜間	警防部警防課 (指令係)	082-546-3456	082-542-1007
山口県	消防保安課 (防災危機管理課)	平日	消防救急班	083-933-2399	083-933-2408
		休日夜間	当直専用電話	083-933-2390	

6 広域航空消防応援

地震、風水害、林野火災等の大規模災害やコンビナート等の特殊災害が発生した場合、迅速な対応を図るため、消防機関が所有する消防ヘリコプター（消防防災ヘリコプターを含む）を活用する。

(1) 応援要請の手順



(2) 要請の方法

- ア 消防長は、広域消防応援が必要になったときは、応援側消防本部等の保有するヘリコプターの応援可能地域を勘案し、要請先を決定する。
- イ 知事への要請は、次のことを明らかにして行う。
 - (ア) 要請先市町村
 - (イ) 要請者、要請日時
 - (ウ) 災害の発災日時、場所、概要
 - (エ) 必要な応援の概要
- ウ 応援隊への連絡事項
 - (ア) 必要とする応援の具体的内容
 - (イ) 応援活動に必要な資機材等
 - (ウ) 離発着可能な場所及び給油体制
 - (エ) 災害現場の最高指揮者の職氏名及び無線による連絡の方法
 - (オ) 離発着場所における資機材の準備状況
 - (カ) 現場付近で活動中の他機関の航空機及びヘリコプターの活動状況
 - (キ) 他の消防本部にヘリコプターを要請している場合の本部名
 - (ク) 気象状況
 - (ケ) ヘリコプターの誘導方法
 - (コ) 要請側消防局の連絡先
 - (サ) その他の必要事項

[資料] 3-18-4 広域航空消防応援要請先

7 広域消防応援に係る担当窓口

(1) 県の窓口

- ア 消防保安課消防救急班 083-933-2399 (平日)
- イ 当直専用電話 083-933-2390 (休日・夜間)

(2) 国の窓口

- ア 消防庁防災課 (平日)
 - 電話 03-5253-7525
 - (衛星) 048-500-7525
 - FAX 03-5253-7535
- イ 消防庁宿直室
 - 電話 03-5253-7777
 - (衛星) 048-500-7782
 - FAX 03-5253-7553

8 広域応援要請に係る受援体制

応援要請を決定した場合は、次の事項について受入れのための準備を行う。

(1) 一般活動要請時

- ア 消防部隊集結場所の確保
- イ 誘導員の配備
- ウ 必要資機材の確保
- エ 補給物資の確保
- オ 指揮体制及び通信体制の確保

カ その他必要事項

(2) ヘリコプター要請時

＜第3節第7章「緊急輸送計画」第6節参照＞

ア 飛行場外離着陸場を指定する場合は、次の要件を満たすようにする。

(ア) ヘリコプターの不時着あるいは吊下物の落下を考慮し、離着陸方向に人家、道路がない場所を選定する。

(イ) 重荷重状態（消火剤を吊り下げたとき）では、離着陸方向にこだわらず、風向きに正対して着陸することが多いので、離着陸方向以外の方向にも障害物が無い場所を選定する。

(ウ) 離着陸時の風圧により巻き上げられる危険性のあるものは撤去し、砂塵の舞い上がるおそれがあるときは十分散水する。

また、積雪がある場所は除雪又は展圧をする。

(エ) 離着陸時には、風圧等による危険があるので、関係者以外の者の接近をさせない。

(オ) 気流の安定した場所を選定する。

(カ) 安全進入方向を示すため、吹流し又は旗、発煙筒を用意する。

(キ) 連絡要員及び作業要員を待機させる。

(ク) 夜間時の使用の場合に備え、照明等の設備及び警戒要員を確保する。

イ 補給用燃料の確保

応援側消防本部と連絡を取り、使用燃料の種類を確認し、取扱業者を確保するとともに必要数量を手配する。

燃料輸送に当たっては、必要に応じてパトロールカーによる誘導を警察に依頼する。

第2節 林野火災対策計画

第1項 実施機関及び組織

＜本章第1節第1項参照＞

第2項 火災気象通報及び火災警報の伝達（消防法第22条）

＜第3部第2章「災害情報の収集・伝達計画」第1節第1項、第2項参照＞

第3項 林野火災に係る消防活動

1 消防活動の実施機関

(1) 消防組合管理者（市長）は、当該区域における消防責任を有していることから、林野火災の予防対策及び消防活動について全力を傾注して実施する。

(2) 県は、自ら出火防止対策に必要な措置をとるとともに、市が実施する消防活動の円滑化を図るため、関係機関、他の市町との連絡調整等の任にあたる。

火災の規模が拡大し、非常事態の場合に特に必要があるときは、市町長、消防長に対して知事は災害防御措置に関し指示し、又は他の市町に対して応援出動の措置を求める。知事の指示権に係る具体的事項については、第1節第3項知事の指示権参照

2 消防活動の組織体制

＜本章第1節第1項参照＞

3 林野火災対応の概要

林野火災の消防対応については、地理的・地形的・気象的要因等により多くの困難を伴い、又活動そのものも特殊な対応を求められる。迅速かつ的確な消火活動を実施するには林野火災対応の概要をあらかじめ把握しておく必要があることから以下にその概略を示す。

事象の経過	市・消防機関の対応	関係機関の対応
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-bottom: 10px;">異常気象</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-bottom: 10px;">出 火</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-bottom: 10px;">火災拡大</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content;">鎮 圧</div>	警戒体制措置 1 火災警報の発令 2 広報の実施 3 森林パトロールの強化 4 出動準備体制 (1) 消防車両、資機材等の点検整備 (2) 指揮命令系統の確認 (3) 非番職員(消防団員)の招集準備	1 下関地方気象台 「火災気象通報」の発表 2 山口県 (1) 防災危機管理課(消防保安課) 市・消防本部、森林整備課へ「火災気象通報」の伝達 (2) 森林整備課(農林水産事務所) 森林保全巡視指導員によるパトロールの強化
	覚知(通報受信) 1 覚知情報の伝達 2 出動 (1) 火災初期における防御体制 ア 非番職員、消防団員の非常招集 イ 現場指揮本部の開設 ウ 車両部署、水利部署位置の選定 エ 消火隊員の進入位置、注水位置の選定 オ 現場全体の状況把握と飛火警戒	1 覚知情報入手 (1) 県の対応 ア 消防防災ヘリコプターによる状況把握 イ 自衛隊への通報・協議 ウ 県警察ヘリによる状況把握要請 エ 市町からの情報収集 オ 関係先連絡 カ 下関地方気象台からの情報収集 (2) 森林組合等 (3) 隣接市町・消防機関 ア 警戒体制 イ 応援出動準備 ・ 応援隊員の確保 ・ 資機材の確保と点検 ・ 応援隊輸送準備
	1 広域応援要請(隣接・他県消防) 2 自衛隊派遣要請 3 空中消火準備 (1) ヘリポート位置の決定・設営 (2) 水利の選定 (3) 空中消火基地要員の準備 (4) 隣接市町等から空中消火資機材の確保 ア 水のう イ 消防ポンプ車 ウ 無線通信設備 4 付近住民に対する広報と協力要請 5 危険地域住民に対する避難指示 6 広域応援、自衛隊応援に係る必要な体制の確立 (1) 指揮・連絡調整体制の確立 (2) 補給体制の確立 (3) 通信体制の確立 (4) 宿泊施設の確保 (5) 必要資機材の確保	県の対応 (1) 消防防災ヘリコプターによる空中消火 (2) 隣接県への広域応援要請 ア 消防庁への要請 イ 近隣県防災危機管理課への連絡 (3) 自衛隊災害派遣要請 ア ヘリコプター・要員の派遣 イ 消火資機材の搬送 ウ 地上部隊員の派遣 (4) 消火活動基地に防災危機管理課(消防保安課)職員を連絡調整員として派遣
	1 残火処理 (1) 再発防止対策 ア 残火処理部隊の編成 イ 警戒要員の配置 2 関係機関への連絡	県の対応 1 関係機関への報告等 (1) 消防庁、林野庁 (2) 部隊派遣関係県 (3) 自衛隊派遣部隊先 2 派遣部隊撤収要請

<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">鎮 火</div>	1 関係機関への連絡 2 出動部隊の撤収 (1) 部隊人員、負傷者の確認 (2) 利用資機材の点検 3 火災調査 (1) 出火原因関係 (2) 火災防御鎮圧活動関係	県の対応 1 関係機関への報告等 (1) 消防庁、林野庁 (2) 部隊派遣関係県 (3) 自衛隊派遣部隊先 警察の対応 1 火災原因の究明等
--	--	--

4 消防資機材の貸付け

(1) 県（防災危機管理課・農林水産事務所）が保有する林野火災対応資機材

県（防災危機管理課）は、林野火災対策用資機材として、空中消火時に使用する水のう等の整備を進め関係先に寄託している。

また、農林水産事務所は、樹木伐採用に保有するチェーンソーを、必要に応じて貸し付けることができるものとする。

(2) 貸付け手続き

ア 借受側（市）の手続き

「災害対策用資機材貸付け申請書」を、空中消火用資機材にあつては県防災危機管理課長へ、農林水産事務所（森林部）所有資機材にあつては関係（最寄りの）農林水産事務所森林部長に提出する。

ただし、事態が急迫している場合は、口頭又は電話により行い事後速やかに申請書を提出する。

イ 連絡先

(ア) 勤務時間内

山口県防災危機管理課	(TEL083-933-2367 又は 2360)
岩国農林水産事務所	(TEL0827-29-1565)
周南	〃 (TEL0834-33-6461)
山口	〃 (TEL083-922-6700)
美祢	〃 (TEL0837-52-1071)
萩	〃 (TEL0838-22-3366)
下関農林事務所	(TEL083-766-1182)

(イ) 勤務時間外

防災危機管理課長宅（連絡員室経由）、農林水産事務所森林部長宅（森林整備課長宅）

ウ 借用証の提出

借受に係る資機材を受領するときは、「資機材借用証（様式第2号）」を、防災危機管理課長又は農林水産事務所森林部長（以下、「貸付者」という。）あてに提出する。

エ 貸付け条件

(ア) 貸付資機材については、借受者の責任において管理する。

(イ) 災害派遣要請に基づき出動した自衛隊、他市町、他県等からの応援者が使用する場合は派遣を要請した市町長に貸付けたものとする。

この場合の借受手続は（2）の手続による。

(ウ) 借受者は、借受資機材の輸送、使用に係るオイル、ガソリン等の補給に要する経費を負担する。

(エ) 借受資機材を滅失又は破損したときは、貸付者に報告し、その指示に従い、借受者において補てん又は修繕を行う。

ただし、借受者の責任でないことが明らかであると貸付者が認めた場合はこの限りでない。

(オ) 借受者は、借受資機材を目的外に使用してはならない。

(カ) その他貸付者が必要と認めた事項

[資料] 3-18-5 災害対策用資機材貸付申請書

[資料] 3-18-6 災害対策用資機材借用証

(3) 空中消火資機材の運用

県が備蓄している空中消火資機材（消火薬剤散布装置、溶解機、動力ポンプ、消火薬剤）に係る運用については「山口県林野火災用空中消火資機材運用要綱」により取り扱う。

[資料] 2-14-6 県林野火災用空中消火資機材運用要綱

[資料] 2-14-7 林野火災用空中消火資機材運用基準

第4項 広域消防応援

市の消防力の全力をあげても林野火災への対応が困難なときには、近隣市町、他県の消防隊の応援（航空消防応援）を得て対応することになる。

広域消防応援要請に必要な手続き等については、第1節第5項参照

第5項 自衛隊の支援活動

大規模な林野火災になると広域消防応援に加え自衛隊の消防活動が必要になる。特にヘリコプターによる空中からの消火活動支援は、火災の早期鎮圧を図る上で必要であることから、派遣要請等に係る事項について定める。

1 自衛隊の災害派遣要請

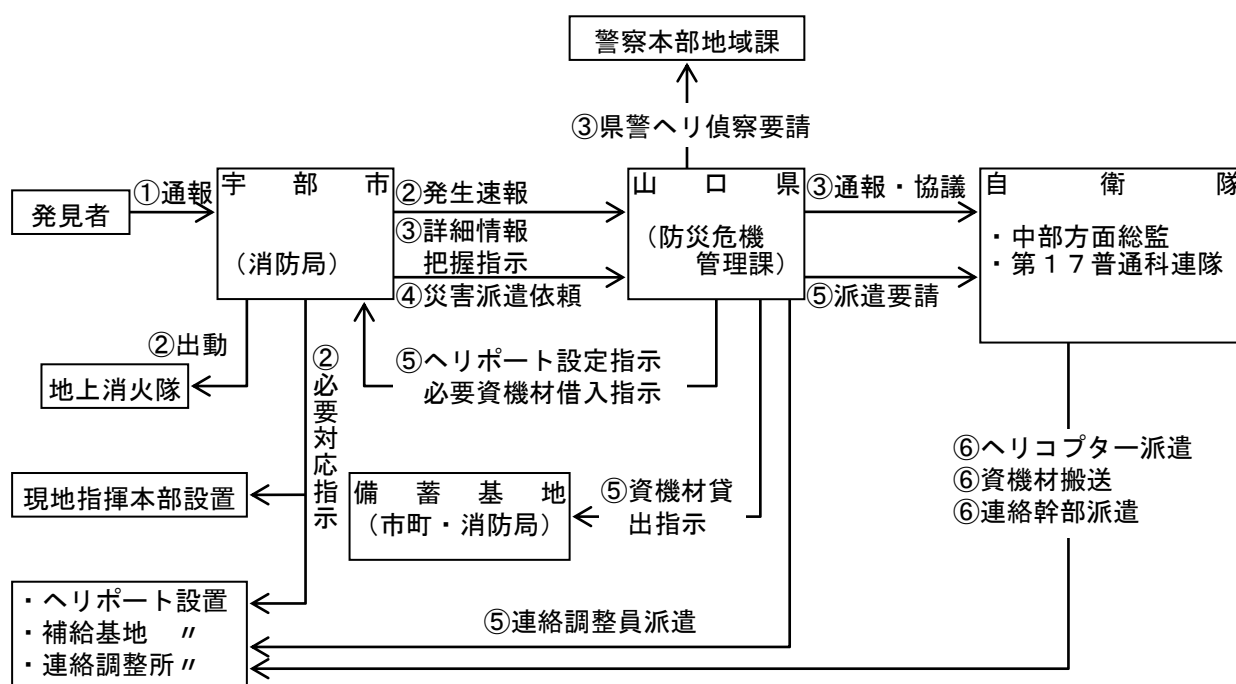
災害応急対策活動に係る自衛隊の災害派遣要請に係る一般的事項については、第3部第6章第2節参照

2 ヘリコプターの派遣要請にあたっての留意事項

要請にあたっては、次のことを十分考慮する。

- (1) 空中消火を実施する時間帯は日の出から日没までであること。
- (2) 要請したヘリコプターが現地に到着するのに要する時間
- (3) 空中消火基地（給水・薬剤補給活動拠点）設営の準備に要する時間
- (4) 空中消火用資機材（水のう・薬剤等）の集積に要する時間

3 林野火災発見から自衛隊ヘリコプター出動までの手順



4 空中消火活動体制

(1) 現地指揮本部

ア 現地指揮本部は、空中消火を効果的に実施するため、地上消火隊と空中消火隊の連携を図り、統一的な指揮をとる。

自衛隊が派遣された場合、現地に自衛隊連絡調整所を設置することになるが、指揮本部の機能を充実して対応することもできる。

イ 現地指揮本部の空中消火に関する任務

(ア) 情報統括

上空偵察用航空機、空中消火用ヘリコプター、地上消火隊及びその他の関係機関からの情報収集及び情報の統括を行う。

(イ) 空中・地上消火隊との活動統制

防御戦術の実施に際して、各消防隊が有機的に活動できるよう関係機関との間の連絡調整を図る。この場合自衛隊の災害派遣部隊指揮者との連絡調整の円滑化に特に配慮する。

(2) 補給基地ヘリポート

ア 補給基地ヘリポートの選定

補給基地ヘリポートの設置場所は、火災現場及び現地指揮本部に近く、資機材及び人員輸送等のための車両の進入が容易で、おおむね次の条件を満たす平坦な場所を選ぶ。

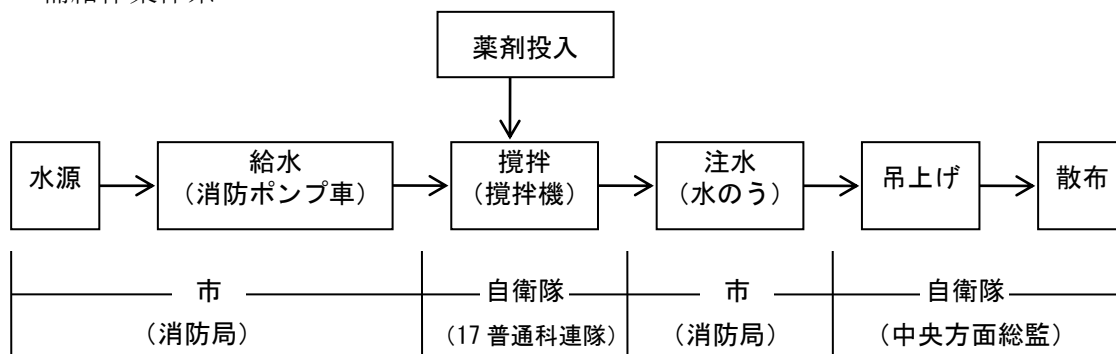
(ア) ヘリコプターの不時着あるいは吊下物の落下を考慮し、離着陸方向に人家、道路等がない場所であること。

(イ) 消火剤吊り下げ時は風向きに正対して離陸することが多いので、離着陸方向以外にも障害物がない場所であること。

(ウ) 気流の安定した場所であること。

(3) 補給作業

ア 補給作業体系



イ 補給作業の内容

- (ア) 給水作業
- (イ) 薬剤準備・投入作業
- (ウ) 攪拌作業
- (エ) 消火剤注水作業

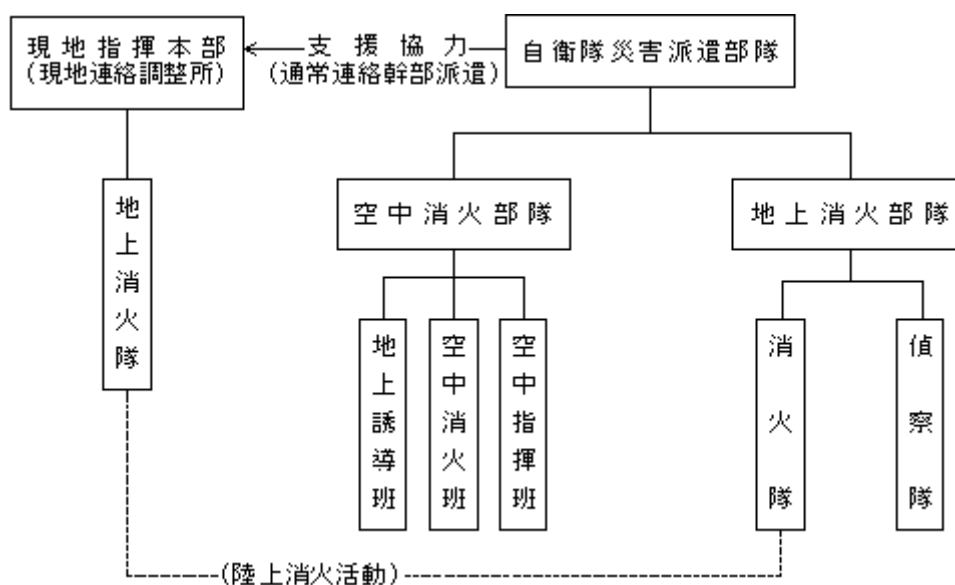
ウ 作業1個班の人数

市（消防局）が受け持つ作業内容を上記とした場合の一般的人数は下記のとおり。
要員の確保にあたってはこれを目安に要員を確保するものであること。

班長	給水係	薬剤注入係	連絡警戒員	計	備考
1	4	4	6	15	消防無線・消防ポンプ車（1台）・防塵眼鏡・防塵マスク・ハンドマイク・手旗等用意

5 自衛隊派遣部隊の現地組織

自衛隊空中消火現地組織図



6 空地連絡体制

現地指揮本部の責任者、県からの派遣者及び自衛隊災害派遣部隊連絡幹部は、空中消火作業開始前、途中において次の事項について綿密に協議を行い空中消火作業に支障のないようにするものとする。

(1) 空地連絡

上空と地上の間における連絡手段、要員の配備

(2) 偵察

火災の状況、空中消火区域など地図（地形・林相図等）に基づき十分打合せをし、必要により火災現場の調査飛行を行う。

(3) 地上消火隊との連携

効果的に消火活動が行えるよう火災現場の延焼状況、風向等を常に把握し、消火及び防御方法について地上消火隊との連携を図る。

(4) 消火効果の連絡

地上消火隊と緊密な連絡をとり、空中消火薬剤の散布状況と効果を正確に把握する。

7 安全基準

空中消火活動時にあたっては、次の事項に十分注意し、事故の防止を図るものとする。

(1) 一般的注意事項

ア 作業開始前に連絡方法等について十分打ち合わせた後、作業を開始すること。

イ 作業時の服装は、行動しやすく安全を考慮したものを着用すること。

ウ ヘリコプターの行動には十分注意を払うこと。

エ 補給基地及びヘリポートの周囲には、標識を立て関係者以外立入禁止するとともに、ヘリコプターの飛行経路下には注意標識を立てるなどして一般人の注意を喚起すること。

オ 燃料（ガソリン、ヘリコプター燃料補給車等）の周囲50m以内は、火気の使用を禁止するとともに、常に火災予防に心がけ、火気の使用に細心の注意を払うこと。

(2) ヘリコプター活動中の注意事項

ア 飛行及び地上作業要領について、事前の連絡調整を十分行い、相互の意思の疎通を図ること。

イ ヘリコプターから半径15m以内での火気の使用を禁止すること。

ウ ヘリコプターの離着陸地点付近及び離着陸方向は常に開放しておくこと。

エ ローター回転中はヘリコプターの直前を横切ったり、みだりに接近しないこと。

オ ヘリコプターに接近する場合は、誘導員（多くの場合自衛隊員）又はパイロットに連絡（合図）した後、前方から接近すること。

第6項 住民等の安全対策

1 避難指示、警戒区域の設定

(1) 市長は、林野火災の延焼拡大により住民の生命 safety に危険が及ぶとき、又は予想されるときは、法に基づき必要と認める地域の居住者、滞在者に対して避難指示を行うとともに、火災警戒区域、消防警戒区域の設定を行い、住民の生命身体 safety の確保を図る。

避難指示及び警戒区域の設定に係る事項については、第3部第5章「避難計画」第1節参照)

- (2) 入山者、遊山者があるときは、入山の状況、所在等について、付近住民等から情報を収集し、広報車、携帯拡声器、ヘリコプター等を利用し、安全な場所に避難するよう呼び掛け誘導する。

2 避難場所、避難誘導

避難についての措置すべき事項は、第3部第5章「避難計画」第1節及び第2節参照

第7項 災害広報

県、市及び消防局は、地域住民の不安や混乱の防止及び消火活動への協力を得るため必要な情報を住民等に伝達する。林野火災時において住民への伝達事項等は下記のとおり。

火災時における広報活動等に関しては第3部第2章「災害情報の収集・伝達計画」第5節参照

1 災害広報事項

- (1) 気象予警報発表状況
- (2) 災害危険区域等に関する事
- (3) 避難、警戒区域設定に関する事
- (4) 消火活動の概況及び関係機関の対応に関する事
- (5) その他必要事項

2 伝達手段

- (1) 防災メール、Fネット、エリアメール・緊急速報メールなど
- (2) テレビ・ラジオ等公共放送機関
- (3) 広報車
- (4) 職員及び自主防災組織による口頭伝達

第8項 残火処理

林野火災の場合は消失面積も広大で、区域全般について詳細に残火を点検し処理することは困難であり、特に堆積可燃物下の深部、老古木の空洞、根株、朽木類の残火は長時間にわたって燃焼する。

また、残火処理の段階になると消火隊員の疲労もピークに達しており、注意力も散漫になりやすく、これらの特性を踏まえ、特に次の事項について留意するものとする。

1 残火処理留意事項

- (1) 残火処理隊を特に編成して組織的に残火処理にあたること。
- (2) 残火処理については、防御した焼失線の端から逐次発火点に向かって処理する。
- (3) 堆積可燃物の処理にあたっては、注水可能な場合は十分に浸潤させ、残火の掘り返しを併用して入念に消火する。

また、注水が十分行えないときは、覆土によって窒息消火を行う。

- (4) 朽木、空洞木等で、樹幹内に火が残っているおそれがあるものは、注水又は切り倒して確実に処理する。

- (5) 残火処理が終了した後も、必要な監視警戒を行うための要員を残留させ、巡視及び応急措置を行わせる。

2 事後措置

(1) 確認事項

残火処理が終了し、部隊の撤収に際して現地本部責任者（指揮者）は、次の項目について確認するものとする。

- ア 部隊人員、負傷者の有無、負傷者に対する措置等
- イ 利用資機材の点検
- ウ その他

(2) 火災調査

鎮火（鎮圧）に成功したときは、直ちに火災調査班を編成して、出火原因、火災の推移及び損害額等について調査する。

(3) 調査事項は、おおむね次のとおりとする。

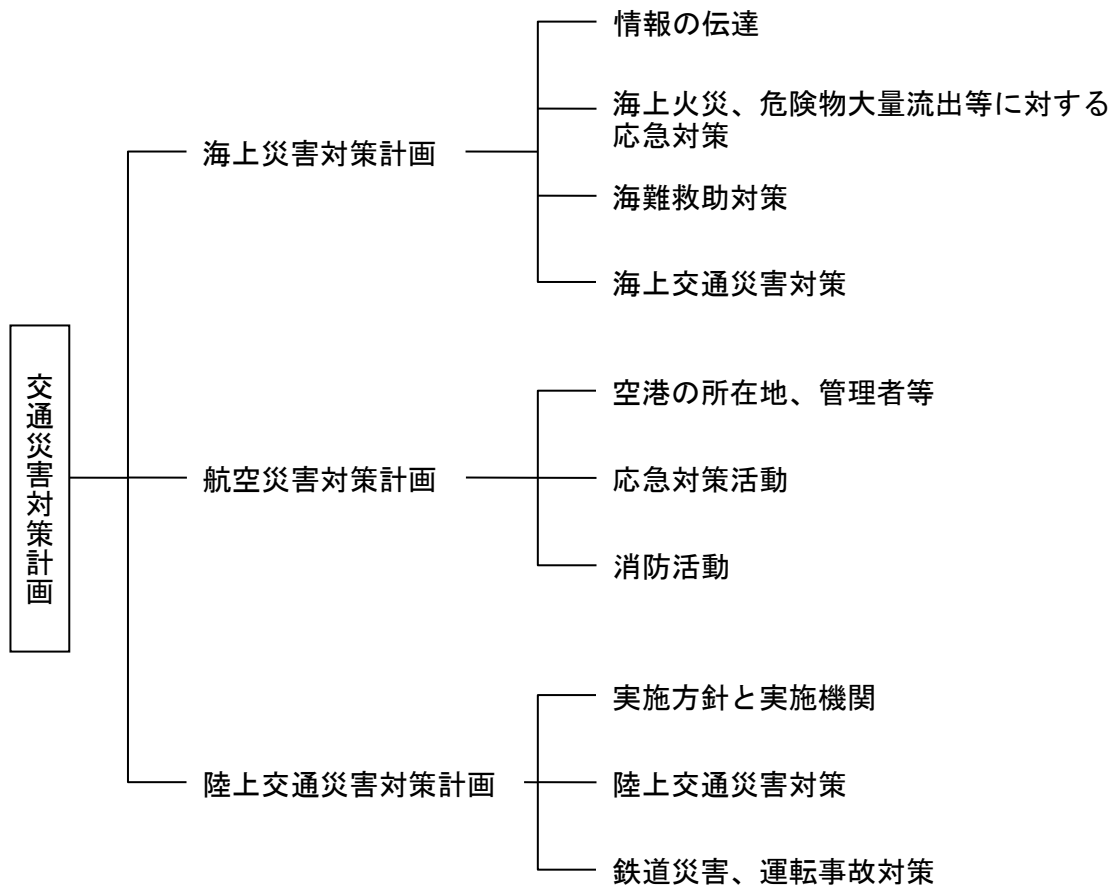
ア 火災原因関係

- (ア) 火災発生日時、場所
- (イ) 発生原因
- (ウ) 失火地域の地況、林況及び発火前後の気象条件
- (エ) 被害状況

イ 火災防御鎮圧活動関係

- (ア) 消防機関の覚知時刻及び経過
- (イ) 出動人員及び出動時刻
- (ウ) 現場到着時刻、経路及び到着時の火勢の状況
- (エ) 防御活動状況（応急防火状況、応用戦術、防火線設定種類・延長等）
- (オ) 広域応援部隊の活動状況
- (カ) 残火処理活動
- (キ) 防御指揮及び防御作業の経過概要
- (ク) 救護、資機材給与概要
- (ケ) その他

第19章 交通災害対策計画



第1節 海上災害対策計画

第1項 情報の伝達

海上災害が発生した場合における一般的な通報連絡体制は次のとおりである。

なお、宇部地域における大量油流出事故等の連絡系統は、「関門・宇部海域排出油等防除協議会」で定める連絡系統による。

＜第3部第2章「災害情報の収集・伝達計画」第2節参照＞

[資料] 2-15-1 関門・宇部海域排出油等防除協議会会則・活動要綱

第2項 海上火災、危険物大量流出等に対する応急対策

海上災害は、事故発生原因者がその責任において対処し、海上保安署、地方整備局、県、市（消防団）、消防局、警察等関係機関は、必要な応急対策を実施するとともに、状況に応じて関係団体（港湾管理者、漁業協同組合、関係企業等）、地域住民に対して協力を求めるものとする。

1 災害発生事業所の措置（船舶所有者等（管理者、占有者、使用者）・施設の設置者）

(1) 海上保安署、消防局、市等関係機関に対して、直ちに災害発生の通報を行うとともに、現場付近の者又は船舶に対して注意の喚起を行う。

なお、付近住民に危険が及ぶと判断されるときは、住民に対して避難するよう警告する。

(2) 自衛消防隊、その他の要員により次の消火活動、流出油防除活動を実施するとともに、必要に応じて他の関係企業、防災機関等の応援を得て災害の拡大防止に努める。

なお、消火活動等を実施する場合にあっては、陸上への拡大防止について十分留意して実施するものとする。

ア 大量の油の流出があった場合

(ア) オイルフェンスの展張、その他流出した油の拡大を防止するための措置の実施

(イ) 損傷箇所の修理等、新たな油の流出防止措置の実施

(ウ) 損壊タンク内等における残油の抜取り、移替え等の措置の実施

(エ) 流出した油の回収の実施

(オ) 油処理剤の散布等による流出油の処理の実施

(カ) 関係機関への情報連絡・報告

イ 危険物（原油、液化ガスその他政令で定める引火性の物質）の排出があった場合

(ア) 損傷箇所の修理の実施

(イ) 損壊タンク内の危険物の抜取り、移し替え等の措置

(ウ) 薬剤の散布等による流出した危険物の処理の実施

(エ) 火気の使用制限及びガスの検知の実施

(オ) 船舶にあっては安全な海域への移動等

(カ) 自衛消防隊による消火活動の準備

(キ) 必要に応じ付近住民への避難指示

ウ 海上火災が発生した場合

- (ア) 放水、消火薬剤による消火活動の実施
- (イ) 事故付近の可燃物の除去
- (ウ) 火災が発生していないタンク等への冷却放水の実施
- (エ) 火点の制御活動の実施
- (オ) 船舶にあつては安全な海域への移動等

エ 消防機関、海上保安署等による消火・防除活動が円滑に行えるよう誘導員・連絡員の配置を行い、爆発危険の有無、現場付近の引火性物品の所在施設、船舶の配置及び災害の態様等を報告するとともに消防機関、海上保安署の指揮に従い積極的に消火活動及び流出油等の防除活動を実施する。

2 海上保安署の措置

- (1) 巡視船艇及び航空機を活用した被害状況の把握並びに関係機関に対する情報の伝達
- (2) 遭難船舶、事故船舶の乗客・乗組員の救助
- (3) 流出油応急対策実施に必要な資機材の確保及び輸送
- (4) 付近航行船舶の安全確保のため、巡視船艇及び航空機による現場付近海域の警戒
- (5) 船舶交通安全確保のため、周辺海域において航行の制限又は禁止、現場海域での火気使用制限、退去命令、進入禁止命令等の措置を講じ、船舶通信により船舶への周知徹底を図る。
- (6) 応急措置義務者（災害発生船舶の船長等）、防除措置義務者（船舶所有者等）及び関係者に対する指導及び命令を行う。
- (7) 油、有害液体物質、危険物等の漏洩及び排出があつた場合は、必要に応じて海上保安庁の機動防除隊の派遣を受け、防除措置の指導にあたらせる。
- (8) 船体並びに流出油の非常処分の実施
- (9) 巡視船艇及び航空機を出動させ、関係市町村、消防機関、警察と連携し、港湾関係団体等の協力を得て、消火活動及び流出油・危険物の拡散防止措置及び除去活動を実施する。
- (10) 必要に応じ、自衛隊に対して災害派遣を要請するとともに防災関係機関に対して応援を要請する。
- (11) 必要な資機材の確保について県及び関係者に応援を要請する。

3 県の措置

- (1) 海上保安署、関係市町村（他県等）、漁協等から必要な情報を収集し、また自衛隊に対して航空機による情報収集を要請するなどして早期の状況把握に努め、関係者に伝達する。
- (2) 応急活動に必要な体制を確立し、海上保安部・署、地方整備局又は関係市町（消防機関）が実施する防除活動に協力するとともに、所有船舶を出動させ警戒活動、防除活動を行う。
- (3) 港湾、漁港等の管理者として、港湾・漁港等への入港制限及び施設の利用制限等の制限措置を講じるとともに災害発生に伴う防除措置を実施する。
- (4) 備蓄資機材（オイルフェンス、処理剤、吸着剤等）の搬送、その他必要資機材の調達確保を行う。
- (5) 漁具の移動、オイルフェンスの展張等関係者に対して自衛措置を指導する。

- (6) 水質環境に係る調査、保全措置を行う。
- (7) その他、陸上での水火災等発生時の場合に準じて必要な支援、指導又は自ら必要な措置を行う。
- ア 関係沿岸住民に対する情報の伝達及び応急対策上必要な指示及び支援
- イ 化学消火薬剤等の調達確保
- ウ 他市町、他県、国等への応援要請
- エ 必要に応じて自衛隊の災害派遣要請
- オ 市町が実施する医療・救護活動等への支援
- (8) 発災後速やかに情報のニーズを見極め、情報の収集・整理を行い被災者、被災者の家族等に対して、適切な情報提供を行う。
- (9) 大量油流出事故発生時における県の応急活動実施体制

<p>第1警戒体制 (連絡調整会議)</p>	<p>○山口県近海で大量油流出事故が発生し、県沿岸への漂着の可能性等その状況を監視する必要があるとき</p> <p>○沿岸海域で少量の油流出事故等が発生したとき</p> <p>1 体制 応急対策関係課の担当で連絡調整会議を設置する(構成)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災危機管理課、消防保安課、環境政策課、廃棄物・リサイクル対策課、厚政課、農村整備課、水産振興課、漁港漁場整備課、河川課、港湾課 ・関係出先機関(下関水産振興局、農林水産事務所、港湾管理事務所、土木建築事務所) <p>2 実施する活動の概要</p> <p>(1) 早期情報収集体制の確立</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 海上保安部・署、警察、自衛隊、その他関係機関からの情報収集 イ 県所有船舶による情報収集 ウ 県関係出先機関への早期情報収集体制の指示 エ 市町(消防機関)への早期情報収集体制の指示 オ 漁協への早期情報収集体制の指示 <p>(2) 油防除資機材(オイルフェンス、処理材、吸着材等)の所在地、数量の確認及び点検</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 県、市町保有分 イ 民間企業等(特防協、油災協、漁協等)保有分 <p>(3) 漂着油回収資機材(蓋付き空ドラム缶等)の調達先数量の確認</p> <p>(4) 他県からの応援要請への対応</p>
<p>第2警戒体制 (警戒本部)</p>	<p>○山口県近海で大量油流出事故が発生し、県沿岸に到達する可能性が高いと見込まれるとき</p> <p>○県の沿岸域で油流出事故等が発生し、相当量の流出が認められるが、漂着量が少量であるが見込まれ、県の総力をあげて対応するまでに至らないとき</p>

	<p>1 体制 総務部長を警戒本部長とし、関係課の課長で警戒本部を設置する (構成) ・第1警戒体制の構成課に次の課を加える 広報広聴課、県民生活課、自然保護課、医療政策課、農林水産政策課、監理課、物品管理課、県警警備課 ・出先機関については、地域行政連絡協議会としての対応とする。</p> <p>2 実施する活動の概要 (1) 海上保安署、自衛隊、その他関係機関からの情報収集 (2) 県所有船舶による警戒、防除活動 (3) 油防除資機材(オイルフェンス、処理材、吸着材等)の現地への搬送(保管場所、輸送手段の確保等) (4) 漂着油回収資機材の現地への搬送(保管場所、輸送手段の確保等) (5) 不足資機材の確保 (6) 他県への応援要請事項等の整備及び窓口、手順等の確認 (7) 防除活動要員(ボランティアも含む)の確保 (8) 状況により自衛隊の派遣要請</p>
災害対策本部体制	<p>○流出油が大量に本県に漂着すると認められるとき</p> <p>1 構成 知事を本部長とし、全課、全出先機関により災害対策本部を設置する。この場合において、現地での円滑な応急対策が必要と認められたときは現地に「現地災害対策本部」を設置する</p> <p>2 実施する活動の概要 (1) 全庁をあげての防除活動及び応急対策の実施 (2) 自衛隊の派遣要請 (3) 他県、他関係機関への応援要請 (4) 復旧・復興対策</p>

4 市の措置(消防機関を含む)

- (1) 関係者・関係機関から情報の収集を行うとともに、海上保安署、県等関係機関に通報伝達する。
- (2) 災害の危険が及ぶおそれのある沿岸住民及びふ頭又は岸壁に係留された船舶に対して災害状況の周知を図るとともに、必要とあると認めるときは、警戒区域を設定し、火気使用の禁止等の措置命令又は一般住民の立入制限、退去等の措置命令を行うとともに、周知のための広報活動を実施する。
- (3) 沿岸漂着油の防除措置を講じるとともに市内沿岸海面の浮流油の巡視・警戒を行う。また、必要に応じて、避難の指示を行う。
- (4) 事故貯油施設の所有等に対して海上への油等流出防止措置について指導する。
- (5) 消防隊を出動させ、海上保安署と連携するとともに港湾関係団体等の協力を得て、消火及び油・危険物等の流出拡散防止活動を実施する。

- (6) 火災、救助規模が大きくなり、自己の消防力等では対処できない場合、又はさらに消防力等を必要とする場合は、陸上における火災の場合に準じて他の市町又は県、その他関係機関に対して応援の要請を行う。
- (7) 必要な資機材の確保について県及び関係者に応援を要請する。
- (8) 遭難者、負傷者等の救護・医療活動を行う。
- (9) 港湾、漁港施設への被害の未然防止、利用等への被害防止に必要な措置を行う。
- (10) 大量油流出事故等発生時における市の応急対策活動実施体制
＜第3部第1章「応急活動計画」第1節第1項参照＞

5 警察の措置

- (1) 警備艇、ヘリコプターによる油等の流出海面のパトロール、他船舶又は陸上からの火気、可燃物の投棄等危険行為の警戒取締り及び防除活動
- (2) その他陸上災害に準じての応急対策活動
 - ア 警戒区域の設定、避難誘導
 - イ 海上保安署、消防機関と連携した、人命の救助活動の実施
 - ウ 危険防止又は民心安定のための防犯活動、広報活動等

6 九州地方整備局の措置

油流出事故が発生した場合、要請等を受けて油回収船を出動させ、防除活動を行う。

7 その他の企業、関係機関・団体、住民等の措置

消火資機材、油防除資機材、有効に活動できる機動力、技能等を有するものは、海上保安署をはじめ防災関係機関から協力を求められた場合は、その指示に従い、必要な応急措置の実施に協力するものとする。

8 応援協力関係

- (1) 海上保安署、市町、民間企業等は、海上災害発生時における応急対策を迅速円滑に実施するための応援協定等を締結し、相互に支援・協力する体制を整えている。

＜第3部第6章「応援要請計画」第1節第3項参照＞

- (2) 排出油防除協議会等

機関の名称：関門・宇部海域排出油等防除協議会

会 員：国、県、市町村、事業所、漁協等

[資料] 2-15-1 関門・宇部海域排出油等防除協議会会則・活動要綱

- (3) 化学消火剤共同備蓄に関する協定

危険物火災、その他の特殊火災発生時に消火活動が有効適切に行えるよう、消防機関、関係企業は消火剤の共同備蓄を行っている。

[資料] 3-6-3 宇部海上保安署と宇部・山陽小野田消防局との船舶消火に関する業務協定

9 応急対策用資機材及び薬剤等の保有状況

海上保安署、県、市、企業等は海上への油流出災害に備えて、それぞれ必要な資機材（オイルフェンス、処理剤、吸着剤等）の備蓄を行っている。

- [資料] 2-6-48 空ドラム缶
- [資料] 2-6-51 特別防災区域の防災資機材等
- [資料] 3-19-2 海上消防力
- [資料] 3-19-3 オイルフェンス展張船
- [資料] 3-19-4 油回収能力を有する船舶
- [資料] 3-19-5 流出油処理剤等販売製造業者

10 海上災害防止センター

(1) 海上災害防止センターの業務

- ア 海上保安庁長官の指示を受けて排出油の防除のための措置を実施すること。
- イ 船舶所有者等の委託を受けて海上防災のための措置を実施すること。
(昭和62年4月から、排出された有害液体物質等の防除措置についても実施)
- ウ 油回収船、オイルフェンスその他の船舶、機械器具及び資材を保有し、これらを船舶所有者の利用に供すること。
- エ 海上防災訓練に関すること。
- オ 海上防災に関する調査研究を行うこと。

(2) 海上災害防止センターの保有資機材等

海上災害防止センターは、全国29箇所に排出油防除資材の備蓄基地を設置し、流出油防除作業が迅速に行えるよう必要な態勢を整えている。

山口県内には岩国、徳山下松、小野田、関門の4基地があり、それぞれの基地において基地業務の代行、資材の保管及び運搬の業務実施について現地業者と契約を締結している。

ア 備付資機材の状況

[資料] 3-19-6 海上災害防止センター備付資機材

イ 現地業者との契約締結状況

基地名	基地業務代行	防除作業手配	保管、管理	陸上輸送	海上輸送
岩国	山九(株)岩国支店	同左	同左	同左	日本海事興業(株)岩国出張所
徳山下松	山九(株)周南支店	同左	山九(株)周南支店 (株)シーゲートコーポレーション	山九(株)周南支店	(株)シーゲートコーポレーション 熊谷海事興業(株) 日本海事興業(株) 徳山出張所
小野田	西部マリンサービス(株)	同左	同左	富士運輸(株)	西部マリンサービス(株)

関門	西部マリンサー ビス(株)	同左	同左	—	仁徳海運(株) 関門タグ協会 洞海タグ協会
----	------------------	----	----	---	-----------------------------

1 1 流出油処理剤の使用基準

流出油の応急対策に使用する処理剤については、その有効活用及び処理剤による二次災害の防止等を図る観点から国（国土交通省）において使用基準が定められており、応急対策実施機関等はこれを十分留意して使用するものとする。

[資料] 3-19-7 流出油用処理剤の使用基準

第3項 海難救助対策（海上保安署、県、市（消防団）、消防局）

1 海難救助活動に関する協力体制

海上における遭難者の捜索、救助活動等については、国際条約（SAR条約「1979年の海上における捜索及び救助に関する条約」）により、必要な対策を講じてきている。

捜索救助業務は、各機関の総合的な調整を行うための「連絡調整本部」が海上保安庁に、また「救助調査本部（RCC）」が各管区海上保安部に設けられるとともに、それぞれ活動方針が定められている。

また、関係省庁（警察庁、防衛省、法務省、外務省、財務省、厚生労働省、水産庁、国土交通省、海上保安庁、気象庁、消防庁）の間で「海上における捜索救助に関する協定」が締結され、必要な対策が講じられることになっている。

なお、遭難船舶の救護事務は最初に事件を認知した市町村長が実施する（水難救護法）ことになっており、市長は海上保安署と協力して必要な応急対策活動を実施するとともに県、関係機関へ協力要請を行うものとする。

2 応急対策活動

(1) 海難捜索救助

海難捜索救助に関して海上保安署、県、市及び防災関係機関が実施する応急対策活動は「海上における捜索救助に関する協定」及び県・市地域防災計画に基づき必要な対策を実施するものとする。

<第3部第4章「救助・救急、医療等活動計画」第1節参照>

[資料] 3-19-8 海上における捜索救助に関する協定

(2) 医療救護活動

<第3部第4章「救助・救急、医療等活動計画」第2節参照>

第4項 海上交通災害対策（海上保安署（港長）、海事事務所、地方整備局、県・市（港湾管理者、漁港管理者、河川管理者、海岸管理者）、船舶所有者等）

海上交通の安全確保については、「海上衝突予防法」、「海上交通安全法」、「港則法」のいわゆる海上交通3法によりその確保が図られる。

1 被災区域の交通規制等

災害により交通障害となる事態が発生し、船舶の安全を確保する必要がある場合、航路又は区域を指定するなどして船舶の航行を禁止又は制限し、次の措置を講じる。

- (1) 実施する規制措置にかかる公示を行うとともに応急標識等の設置に努める。
- (2) 規制措置について付近航行船舶、関係者に対して周知を図る。

2 被災区域内の交通整理

巡視船艇等をもって被災区域の船舶交通の整理を行う。

3 漂流物、沈没等航路障害物の処理

漂流物、沈没等により航路の障害となる事態が発生した場合は次の措置を講ずる。

- (1) 障害物については当該物件の所有者又は占有者に対して除去を命じ、応急措置を必要とするものについては関係機関が協力し除去する。
- (2) 除去した障害物等の処理は状況により次の措置をとる。
 - ア 水難救護法の規定により、市長に当該物件を引き渡す。
 - イ 災害対策基本法の規定により海上保安署に保管し、また公売、所有者への引渡し等を行うことができる。

4 在港船舶対策

- (1) 台風、津波、高潮、河川の氾濫等の気象災害及び火災、爆発等により船舶に災害が発生するおそれがある事態、あるいは及ぶ事態が生じたときは、必要に応じて港内にある船舶に対して、移動命令、停泊の制限を行う等必要な防災上の措置を講じる。
- (2) 市内港湾の状況及び避難港、避泊地としての適正等の状況
 - ア 市内港湾の状況

[資料] 2-4-1 港湾

[資料] 3-19-9 避難港及び避泊地としての適正、収容能力

5 災害事象別防災措置の一般的基準（例示）

災害事象	実施措置	措置の概要
台風	避難指示	台風の進路方向により、錨地を選定して移動するよう勧告する。 風速15m/sec以上の場合、危険物荷役を中止させる。
津波	避難指示	台風に合わせて安全な場所に避難するよう勧告する。
火災	曳船移動による消火	(1) 他船への延焼を防止するため、曳船により移動し消火にあたる。 (2) 曳船不能の場合は、付近在泊船に対して移動を命じ又は勧告する。
流木	船舶交通の制限・注意喚起・障害の除去	必要に応じ、港則法等により、船舶の航行を制限するほか、所有者等に対し障害となる流木を速やかに回収・除去するよう命じ又は勧告する。

＜第3部第5章「避難計画」第1節参照＞

6 その他の防災上の措置

海上交通災害に関連しておおむね以下の措置を講じる。

- (1) 気象情報の収集及び関係者への伝達
- (2) 在泊船舶の状況把握
- (3) 港内整理及び避泊地の推選
- (4) 必要に応じ、係留施設の使用制限又は禁止
- (5) 必要に応じ、移動命令及び航泊制限の適用
- (6) 乗組員不在船舶に対する保安要員の配置指導、並びに在泊船舶全般に対する荒天準備の指導
- (7) 港湾台風対策委員会との相互連絡及び防災措置の推進
- (8) 港内巡回による避難の指示、避泊地への誘導等の臨船指導
- (9) 危険物荷役の事故防止指導
- (10) 海上における流出油の処理
- (11) 自衛隊等への災害派遣の要請

第2節 航空災害対策計画

山口宇部空港及びその周辺における航空機の墜落事故並びに空港における火災その他の災害が発生したときは、迅速かつ適切な応急対策を実施するものとする。

第1項 空港の所在地、管理者等

- 1 所在地
山口県宇部市沖宇部625番地
- 2 空港の名称
山口宇部空港（特定地方管理空港）
- 3 管理者
山口県知事

第2項 応急対策活動

- 1 実施機関
 - (1) 県
 - ア 航空機の墜落炎上、遭難等の発生を知ったとき、又は発見者からの通報を受けたときは、2に定める通報連絡システムにより関係機関に通報するとともに必要な体制を確立する。
 - イ 市の実施する消防、救急活動等について必要に応じて指示を行うとともに必要により他の市町に対して応援を指示する。

- ウ 大規模航空機事故の発生又は発生が予想される場合で、地元医療機関のみでは対応が困難な場合、自ら医療救護班の派遣を行うとともに、日赤山口県支部及び県医師会等の医療機関に対して救護班の出動要請を行う。
- エ 市から自衛隊の災害派遣要請の依頼を受けたとき又は必要があると認めるときは、自衛隊に対し災害派遣を要請する。
- オ 市から指定行政機関又は指定地方行政機関の職員の派遣についてあっせんを求められたときは、関係の機関に対してあっせんを行う。
また、特に必要があるときは、指定行政機関及び指定地方行政機関に対して職員の派遣を要請し、又は内閣総理大臣に対してそのあっせんを求める。
- カ 関係機関が実施する応急対策活動の調整を行う。
- キ 山口宇部空港事務所がとる措置
 - (ア) 航空機の墜落炎上、遭難等の発生を知ったとき又は発見者から通報を受けたときは、2に定める通報連絡システムにより関係機関に通報する。
 - (イ) 空港内及び周辺地域において航空機事故が発生した場合には、別に定める「山口宇部空港消防救難隊設置業務要領」、「山口宇部空港消防救難隊についての業務協定」に基づき初期消火、救助活動、空港利用者等の避難誘導措置等を講じるとともに、地元消防機関、警察の協力を得て消防活動、救助活動等必要な措置を講じる。
 - (ウ) 空港内及び周辺地域での大規模な航空機事故により多数の死傷者が発生した場合、救護所、負傷者の収容所及び遺体の一時収容所等を確保する。
 - (エ) 空港事務所長は、災害の状況に応じて知事（港湾課又は防災危機管理課）に自衛隊の災害派遣に係る要請を行う。
 - (オ) 応急対策に必要な臨時電話、電源その他の資機材の確保を関係機関に要請する。

[資料] 3-19-11 山口宇部空港消防救難隊設置業務要領

[資料] 3-19-12 山口宇部空港消防救難隊についての業務協定

(2) 市（消防機関）

- ア 航空機の墜落炎上、避難等の発生を知ったとき又は発見者からの通報を受けたときは、2に定める通報連絡システムにより県及び関係機関に通報するとともに必要な体制を確立する。
- イ 空港事務所と協力して危険防止のための措置を講じ、必要があると認めるときは、警戒区域を設定し一般住民等の立入り制限・退去等を命じる。
- ウ 空港事務所、地元関係機関の協力を得て被災者の救助及び消防活動を実施する。
この場合、発災地消防機関の消防力では対応が困難な場合は、近隣市町消防機関及び他県の消防機関に対して応援を要請するなどして被害の軽減に努める。
<第3部第18章「火災対策計画」第1節第5項参照>
- エ 負傷者が発生した場合、救護所、負傷者の収容所及び遺体の一時収容所の設置又は手配を行うとともに地元医療機関等の応援を受け、医療班を編成して現地に派遣し、応急措置を施した後適切な医療機関に搬送する。
山口宇部空港内での災害にあっては、空港事務所と協力して救護所、収容所の設置を行う。
<第3部第10章「保健衛生計画」第1節参照>

- オ 必要に応じて、被災者及び家族等の関係者に対して食料及び飲料水等を提供する。
また家族等への宿泊施設のあっせん等も航空会社と協力して行う。
- カ 応急対策に必要な臨時電話、電源その他の資機材の確保を関係機関に要請する。
- キ 救助活動等に関して自衛隊の災害派遣を必要とする場合は、県（防災危機管理課）に対して自衛隊の派遣要請をするとともに、化学消火薬剤等、必要資機材の派遣要請をするとともに、化学消火薬剤等、必要資機材の確保について応援を要請する。
- ク 事故が大規模で、必要があると認めるときは、指定地方行政機関に職員の派遣を要請するとともに、県に対しては指定行政機関又は指定地方行政機関の職員派遣についてあっせんを求める。

(3) 警察

- ア 航空機の墜落炎上、遭難等の発生を知ったとき又は発見者からの通報を受けたときは、2に定める連絡系統により県および関係機関に通報するとともに必要な体制を確立する。
- イ 事故発生現地及びその周辺地域において、関係者以外の者に対する避難の指示・警告及び避難誘導を行う。
- ウ 市職員が現場にいないとき又はこれらの者からの要求があったときは、警戒区域を設定し一般住民の立入制限、退去等を命じる。
- エ 行方不明者の捜索及び人命救助活動の実施
- オ 遺体の検視及び捜査活動の実施
- カ 必要に応じて事故発生地及び周辺の交通規制の実施
- キ 関係機関の実施する救助活動及び復旧活動の支援

(4) 海上保安署

- ア 航空機の墜落炎上、遭難等の発生を知ったとき又は発見者からの通報を受けたときは、2に定める通報連絡系統により県及び関係機関に通報するとともに必要な体制を確立する。
- イ 海上における遭難機の捜索、被災者の救助救出活動、行方不明者の捜索及び救護班の緊急輸送を実施する。
- ウ 事故現場及び周辺海域の警戒及び航行船舶の規制等の措置の実施
- エ 関係機関が実施する救助活動及び普及活動の支援

(5) 地元医療機関・日赤山口県支部・県医師会等

- ア 市町又は県の要請により医療救護班を編成し、現地での医療救護活動の実施及び負傷者の受け入れを行う。
＜第3部第4章「救助・救急、医療等活動計画」第3節参照＞
- イ 必要に応じて救援物資の提供及び日赤奉仕団による救援活動の実施。

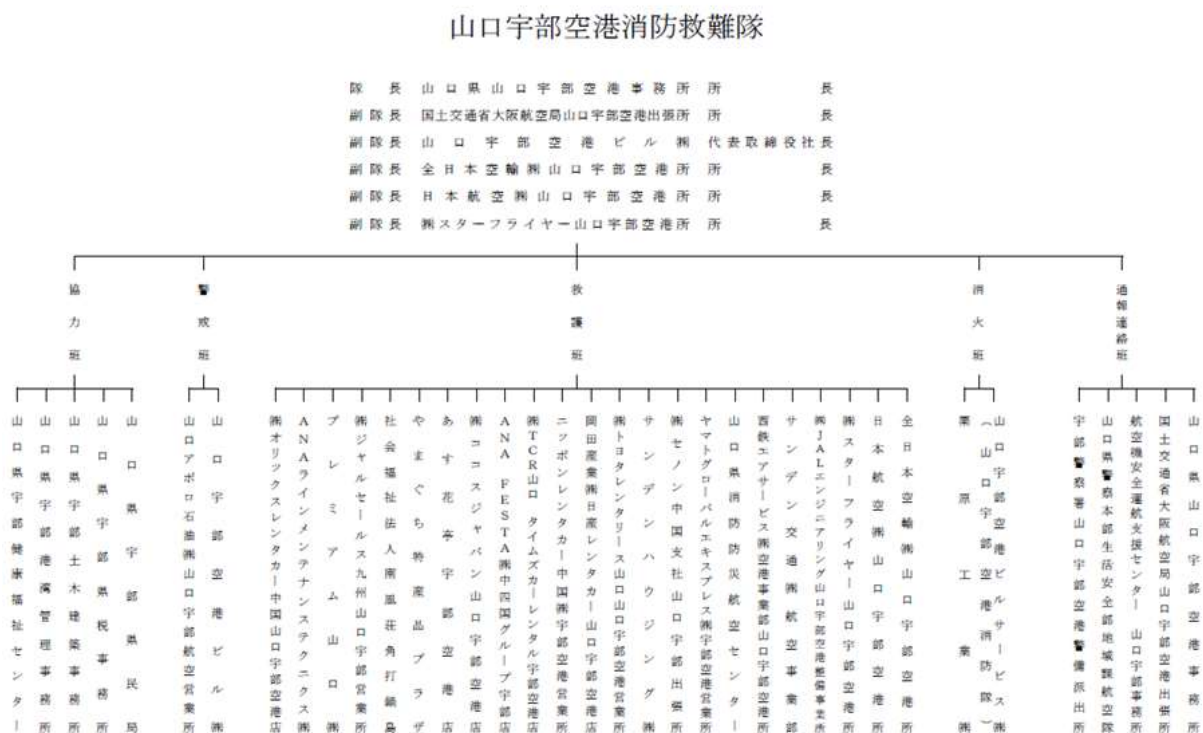
(6) 自衛隊

空港事務所長又は県知事からの災害派遣要請を受け、航空機、船艇等を活用して遭難機の捜索、被災者の救助救出活動及び行方不明者の捜索等について地元消防機関、空港事務所等と協力しながら応急対策活動を実施する。

2 関係機関に対する通報連絡

山口宇部空港地内及び周辺地域で発生した場合の連絡系統については、第3部第2章「災害情報の収集・伝達計画」第2節第1項を参照。

3 組織及び動員体制



4 航空機事故等発生時

災害事象	県の実施体制	実施する応急対策の概要及び実施機関等
1 山口宇部空港就航機が途中で遭難又は行方不明になった場合	第1非常体制 (1) 土木建築部内に次の課で構成する「航空機遭難救助連絡本部」を設置する。 (2) 構成課及び出先機関 ア 港湾課 イ 監理課 ウ 防災危機管理課 エ 消防保安課 オ 交通政策課 カ 広報広聴課 キ 出先機関 ・ 山口宇部空港事務所 ・ 宇部県民局	遭難の事実確認、遭難場所、乗客の安否等の情報収集活動を主体とする体制で、関係機関、航空会社、墜落現場等から得た情報を県に連絡するとともに、県民に対し安否情報等の広報を実施する。 《応急対策活動の概要等》 (1) 情報収集活動 ア 捜索救難調整本部、大阪航空局（広島・岩国・北九州空港事務所）との間の連絡調整 イ 消防庁を通じての情報収集 ウ 警察庁を通じての情報収集 エ その他自衛隊、海上保安部等を通じての情報収集 オ 航空会社を通じての情報収集 (2) 利用客、家族等への広報活動 ア 遭難者数及び住所、氏名 イ 遭難発生（見込み）場所情報 ウ 航空会社、国、県等の対応状況

		<p>エ 事故後等の運航状況 オ 住民等への協力依頼 カ その他必要事項</p>
<p>2 山口宇部空港 又は周辺地域 において航空 機事故発生し た場合</p>	<p>第2 非常体制 (1) 土木建築部内に次の課 で構成する「航空機事故 連絡本部」を設置する。 (2) 構成課及び出先機関 ア 港湾課 イ 監理課 ウ 防災危機管理課 エ 消防保安課 オ 医療政策課 カ 厚政課 キ 交通政策課 ク 広報広聴課 ケ 出先機関 ・山口宇部空港事務所 ・宇部地域行政連絡協議 会 (3) なお、災害の状況によ っては「災害対策本部」 を設置する。</p>	<p>航空機のトラブル、アクシデント等による 山口宇部空港への緊急着陸等の情報が入 った場合で、空港内又はその周辺地域にお ける墜落炎上等緊急事態に備える体制で、 情報の収集、人命の確保、被害の軽減に必 要な体制の確立及び事前の応急対策を実 施する。 《応急対策活動の概要等》 (1) 情報収集活動 ア トラブル、アクシデントの状況 イ 乗客・乗務員数及び住所・氏名 ウ その他必要事項 (2) 防災関係機関への通報連絡 (3) 初期対応事項 ア 利用者の避難指示・誘導 イ 空港施設への立入禁止措置 ウ 空港周辺道路の交通規制措置 エ 空港周辺海域航行船舶への注意の呼 びかけ等 オ 必要に応じて周辺地域、利用者への 広報</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>—広報事項として考えられる事項—</p> <ul style="list-style-type: none"> ・トラブル、アクシデントの状況 ・緊急着陸予定時刻 ・乗客・乗務員数及び住所、氏名 ・航空会社、国、県、市町村等の対応 状況の概要 ・今後の空港の利用、航空機の運航予 定状況 ・住民等への協力依頼（避難、救助活 動等） ・その他必要事項 </div> <p>(4) 防災関係機関への要員、資機材の派 遣要請等 ア 地元医療機関 イ 県医師会 ウ 近隣消防本部 エ 自衛隊 オ 海上保安部・署 カ その他関係防災機関 (5) その他必要事項</p>

	<p>第3 非常体制</p> <p>(1) 知事は直ちに次の部からなる「災害対策本部」を設置するとともに現地に「現地災害対策本部」を設置する。</p> <p>(2) 構成対策部</p> <p>ア 総務部</p> <p>イ 総合政策部</p> <p>ウ 東京連絡部</p> <p>エ 災害救助部</p> <p>オ 商工労働対策部</p> <p>カ 土木建築対策部</p> <p>キ 公安部</p> <p>ク 災害の規模によってはその他の部の設置もある。</p> <p>(3) 災害応急活動を円滑に実施する上で関係機関の調整が必要になったときは、現地災害対策本部内に応急対策機関の長を構成員とする「災害対策総合連絡本部」を設置する。</p>	<p>山口宇部空港内又はその周辺で航空機の墜落炎上等の災害が発生した場合で、山口県が防災関係機関と協力し、全力を上げて人命の救助及び消火活動等に取り組む体制。</p> <p>なお、関係機関が到着するまでの応急対策は、現地関係機関が実施することになる。《応急対策活動の概要等》</p> <p>(1) 発災初期の救助消火活動</p> <p>ア 山口宇部空港事務所長が指揮を執り、山口宇部空港消防救難隊をもって、初期消火、救助活動及び利用客等の避難誘導活動等を実施する。</p> <p>イ また関係機関への通報連絡を行い、早期に消火、救助体制を確立する。</p> <p>(2) 応急対策活動</p> <p>ア 利用者の避難指示・誘導</p> <p>(ア) 実施本部宇部・山陽小野田消防局</p> <p>(イ) 実施事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・化学消防車、化学消火剤等による消火活動を重点的に実施する。 ・消防長又は消防署長は、必要に応じて空港利用者及び付近住民の安全確保を図るため警戒区域を設定する。 ・災害の規模が大きく、宇部・山陽小野田消防局の消防力では対処できないと判断される場合は、相互応援協定に基づき空港周辺市町、消防援助隊及び他県の消防機関に応援を求める。 <p>また、状況によっては宇部小野田地区特防協の西部石油(株)に協力を要請する。</p> <p>イ 救助救出及び遺体の捜索</p> <p>(ア) 実施機関</p> <ul style="list-style-type: none"> ・航空会社 ・県（本庁関係課及び関係出先機関） ・宇部市、宇部・山陽小野田消防局 ・地元医療機関、山口大学医学部附属病院 ・県警察本部(宇部警察署、近隣警察署) ・県医師会、県歯科医師会、県薬剤師会
--	--	--

		<ul style="list-style-type: none"> ・日本赤十字社山口県支部 ・宇部海上保安署、門司海上保安部 ・周辺市町消防機関 ・自衛隊（防府北基地、小月教育航空群、第17普通科連隊） ・地元漁協等その他の機関 <p>(イ) 実施事項</p> <p>航空機の乗客、被災者住民の救出、救護、収容等について以下の対策を主体に実施することになる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・救出班の派遣 <ul style="list-style-type: none"> 救助実施機関は救出班を編成し、担架等救助工作資機材を投入し、迅速に救助活動を実施する。 ・救護班の派遣 <ul style="list-style-type: none"> 負傷者の医療救護は、地元医師会、県医師会、県歯科医師会、日赤山口県支部及び県立総合医療センターが編成する救護班の派遣を受け、応急措置を施した後あらかじめ指定された市内、近郊の医療機関に搬送する。 ・救護所の開設 <ul style="list-style-type: none"> 負傷者救護のための救護所は、山口宇部空港事務所長が、あらかじめ定めた空港内の場所に開設する。 ・遺体の一時収容所等の設置 <ul style="list-style-type: none"> 遺体の収容は、空港施設内の適当な場所又は市内の公共施設、寺院等に設置する。 ・その他の救護活動 <ul style="list-style-type: none"> 被災者、家族等に対して必要に応じて食料、飲料水の供給等を実施する。 <p>ウ 交通規制</p> <p>(ア) 実施機関</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県警察（宇部警察署）、宇部海上保安署 <p>(イ) 実施事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害が発生した場合、県警察は空港に通じる道路、空港周辺道路等について必要な規制を行う。 ・海上保安部・署は空港周辺海域への船舶の航行規制等必要な規制を行う。
--	--	---

		<ul style="list-style-type: none"> ・前記の交通規制を実施したときは、その旨を地域住民、交通関係者、一般利用者等に広報し協力を求める。
--	--	---

5 災害情報の収集伝達

大規模航空機災害事故が発生した場合における災害情報の収集伝達について定める。

(1) 山口宇部空港事務所長

- ア 発見者、航空会社、関係機関等から事故等の通報を受けた場合は、直ちに第2項2に定める通報連絡システムにより港湾課及び関係機関に通報する。
- イ 発災初期の情報収集伝達にあたっては、災害の規模により必要に応じて、宇部県民局に職員の応援を要請し、必要な体制を確立するものとする。
- ウ 事故等発生時の県への報告は、次の事項について電話、防災無線その他最も迅速な手段でおこなうものとする。
 - (ア) 日時
 - (イ) 場所
 - (ウ) 状況
 - (エ) 事故機の国籍、登録番号、形式、所属
 - (オ) 便名、出発地及び目的地
 - (カ) 機長の氏名及び旅客数
 - (キ) 事故の概要
 - (ク) その他判明している事項

(2) 市・消防機関

- ア 発見者、関係機関等から通報を受けた場合は、直ちに第2項2に定める通報連絡システムにより県（防災危機管理課）、近隣市町（近隣消防本部）、医療機関等の防災関係機関に通報する。
- イ 情報収集伝達体制は、職員、消防団等の協力を得て必要な体制を確立するものとする。
- ウ 県への通報は国が定めている「火災・災害等速報要領」の様式により行うことになる。

＜第3部第2章「情報の収集・伝達計画」第2節参照＞

(3) 県

- ア 港湾課は、山口宇部空港事務所長から災害発生の通報を受けたときは、直ちに第2項2に定める通報連絡システムにより関係各課に連絡する。
この場合において、港湾課は必要に応じて情報収集要員を山口宇部空港に派遣し、必要な情報の収集にあたる。
- イ 関係各課は、応急活動を実施するために必要な関係機関、団体等に対して通報連絡する。
- ウ 防災危機管理課は、市町、港湾課、関係機関等からの通報連絡を整備し、様式により国（消防庁防災課）に通報するとともに、警察本部、自衛隊、海上保安部・署、県内消防機関、隣接県等に連絡する。
- エ 山口宇部空港及び周辺地域以外における航空機事故等発生の情報を入手した場合は、消防防災ヘリコプターによる捜索を行い、必要に応じ警察航空隊、自衛隊に対して直ちに航空機による捜索の要請を行い、必要な情報の把握に努める。

(4) 警察

- ア 発見者からの通報、中国四国管区警察局、関係機関等から事故発生 of 情報を入手したときは直ちに第2項2により県等関係機関に連絡する。
- イ 県内地域で、航空機事故発生又は遭難・行方不明の情報を得た場合は、警察航空隊のヘリコプターにより捜索を行い、必要な情報の把握に努める。

(5) 海上保安署

- ア 発見者からの通報、又は海上保安庁、関係機関等から事故発生 of 情報を入手したときは直ちに第2項2により県等関係機関に連絡する。
- イ 航空機事故発生又は遭難・行方不明の情報を得た場合は、巡視船艇及び航空機により捜索を行い、必要な情報の把握に努める。

第3項 消防活動（空港管理者、市（消防機関））

航空機事故により火災が発生した場合、空港管理者及び消防機関は、化学消防車、化学消火剤等を活用して早期の鎮火に努める。

この場合において、空港管理者、消防機関の消防力では十分な対応が出来ない場合は直ちに隣接消防機関等に対して応援要請を行い必要な消火活動を行う。

[資料] 3-19-13 空港事務所が保有する化学消防車、化学消火剤等

[資料] 2-6-6 消防ポンプ自動車等

[資料] 2-6-51 特別防災区域の防災資材機材等

第3節 陸上交通災害対策計画

第1項 実施方針と実施機関

1 実施方針

多数者の遭難を伴う大規模な交通機関の事故時における応急対策及び災害時における交通規制並びに主要交通路線の確保について防災関係各機関は、本節及び県地域防災計画に定めるところにより、各種の応急対策を実施し、住民の生命財産の保全に努めるものとする。

2 実施機関

企業体

市

県

警察

道路管理者：国土交通省、県（土木建築事務所）、市（道路整備課）

空港事務所

西日本高速道路株式会社

防災関係各機関

第2項 陸上交通災害対策

1 応急対策実施機関

道路・・・自動車運輸業者、道路管理者、警察署

2 交通規制措置

(1) 規制の実施種別

＜第3編第7章「緊急輸送計画」第5節参照＞

(2) 標識等の設置

ア 道路交通法第4条第1項の規定に基づく規制（公安委員会）

「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」に定める標識を設置する。

イ 災対法第76条の規定に基づく規制（公安委員会）

ウ 道路交通法第5条第1項の規定に基づく規制（警察署長）

同法施行令第3条の2に定める標識を設置する。

エ 道路法第46条の規定に基づく規則（道路管理者）

(3) 広報、連絡

ア 警察本部（交通規制課）は、交通規制の実態を把握し、規制の内容及び回路線の状況等を関係機関及び一般に周知させるものとする。

イ 道路管理者は、道路法第46条の規定による規制を実施する場合にはその内容等を当該地域に管轄する警察署長に通知するものとする。

(4) 交通整理

警察署長は、災害地における交通の混乱を防止するため、交通規制箇所に必要な地点において交通規制を実施する。

第3項 鉄道災害、運転事故対策

＜第3部第17章「公共施設等の応急復旧計画」第3節参照＞

1 応急対策実施機関

(1) 軌道 … 西日本旅客鉄道株式会社中国統括本部、日本貨物鉄道株式会社関西支社広島支店、西日本旅客鉄道株式会社山陽新幹線統括本部

(2) 鉄道 … 西日本旅客鉄道株式会社中国統括本部、日本貨物鉄道株式会社関西支社広島支店、西日本旅客鉄道株式会社山陽新幹線統括本部

2 県の措置

(1) 大規模な鉄道災害、運転事故の発生を知ったとき、又は発見者からの通報を受けたときは第3編第17章第3節に定める通報連絡システムにより関係機関に通報するとともに必要な体制を確立する。

(2) 国土交通省から受けた情報を関係市町、関係機関等へ連絡する。

(3) 地元市町の実施する消防、救急活動等について必要に応じて指示を行うとともに他の市町に対して応援を指示する。

(4) 大規模な鉄道災害、運転事故の発生又は発生が予想される場合で、地元医療機関のみでは対応が困難な場合、自ら医療救護班の派遣を行うとともに、日赤山口県支部及び県

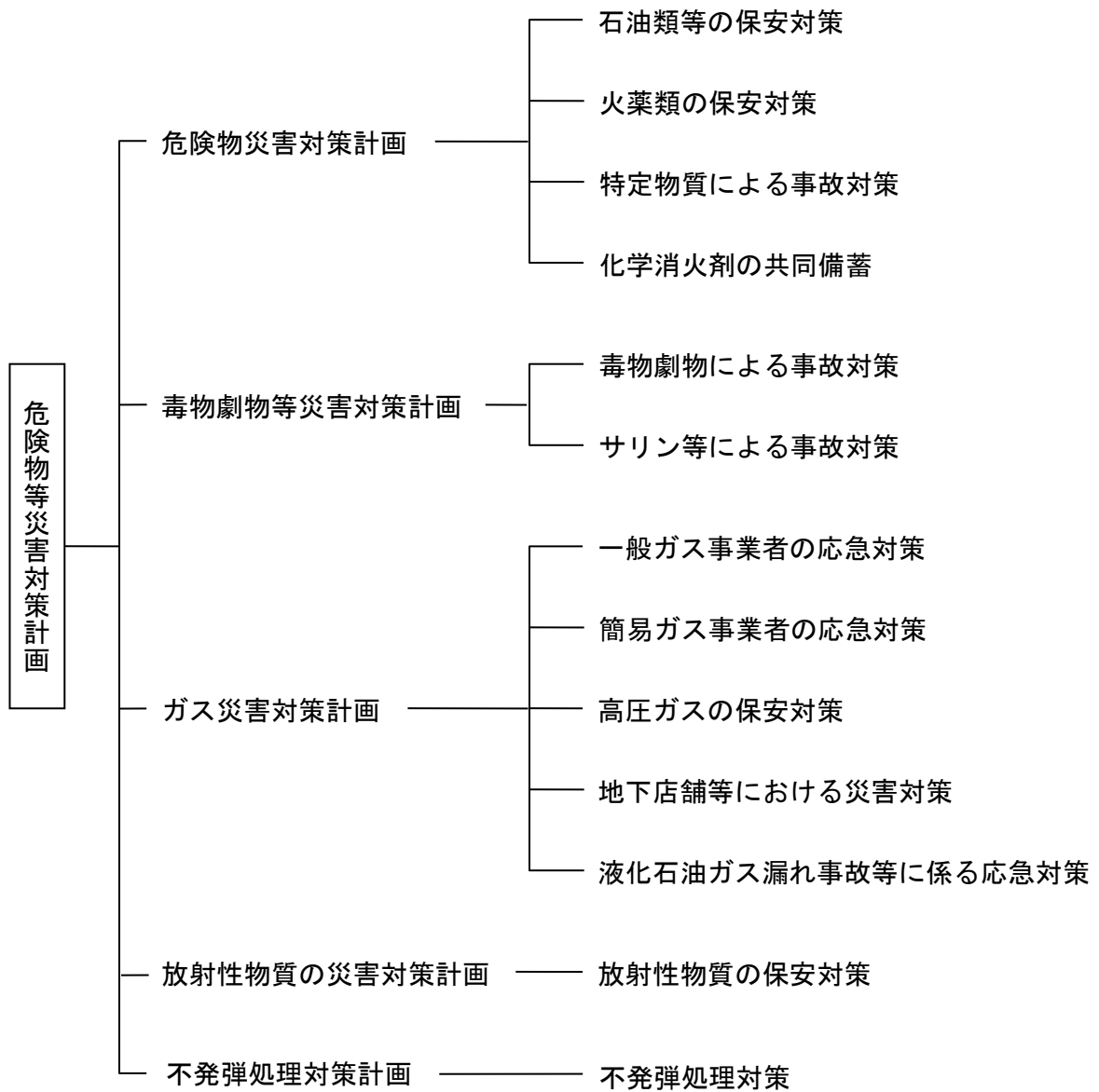
医師会等の医療機関に対して救護班の出動要請を行う。

- (5) 地元市町から自衛隊の災害派遣要請の依頼を受けたとき又は必要があると認めたときは、自衛隊に対し災害派遣を要請する。
- (6) 地元市町から指定地方行政機関の職員の派遣についてあつせんを求められたときは、関係の機関に対してあつせんを行う。
- (7) また特に必要があるときは、指定行政機関及び指定地方行政機関に対して職員の派遣を要請し、又は内閣総理大臣に対してそのあつせんを求めるとともに他の都道府県に対しても応援を求める。
- (8) 関係機関が実施する応急対策活動の調整を行う。

3 市（消防機関）

消防機関は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。

第20章 危険物等災害対策計画



第1節 危険物災害対策計画

第1項 石油類等の保安対策（県消防保安課、警察、海上保安署、市）

1 実施機関

(1) 施設の所有者及び管理者又は占有者（消防法、危険物の規制に関する政令）

[資料] 2-16-1 危険物施設

[資料] 2-4-2 宇部・小野田地区等特別防災区域—宇部市

(2) 市

ア 危険物の規制（消防法、危険物の規制に関する政令）

消防局・署が実施する。

イ 危険物災害応急対策全般（消防法、災対法）

消防局、防災関係課

(3) 県

ア 危険物の規制（消防法、危険物の規制に関する政令）

消防本部及び消防署を置かない市町の区域について知事が実施する。

イ 危険物災害応急対策全般（災対法）

(4) 警察（災対法、警察官職務執行法）

(5) 海上保安署（港則法、海上交通安全法、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律、災対法）

2 応急措置

(1) 施設の所有者及び管理者又は占有者の措置（指導方針）

ア 施設内の使用火気は完全消火し、状況に応じて施設内の電源は、保安経路を除いて切断する。

イ 施設内における貯蔵施設の補強及び付属施設の保護措置を実施するとともに自然発火性物質に対する保安措置を講じる。

(2) 県又は市（消防局・署、防災関係課）の措置

ア 公共の安全の維持又は災害の発生の防止のため緊急の必要があると認めるときは、製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者又は占有者に対し、当該製造所、貯蔵所もしくは取扱所の使用を一時停止すべきことを命じ、又はその使用を制限させる。（消防法第12条の3）

イ 被害の状況により引火、爆発又はそのおそれがあると判断した場合は、施設関係者及び対策関係機関と連絡をとり、立入禁止区域の設置並びに区域内住民に対する避難、立退き指示をする。

ウ 火災の防御は、市の消防機関が実施するが、火災の状況、規模、並びに危険物の種類により、化学消火剤の収集、化学消防車の派遣要請等の措置をとる。

エ 転倒、流出及び浮上したタンク等は、使用の禁止を命じ、危険物排除作業を実施させる。

(3) 警察の措置

- ア 県及び市（防災危機管理課）、消防局と連絡をとり、施設管理者等に対する保安措置の指導、取締りを行うとともに、警戒区域の設定並びに付近住民の避難措置等により被害の拡大防止に努める。
- イ 市長からの要求があったときは、災対法第59条の規定に基づき、災害を拡大させるおそれがあると認められる施設又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、災害の拡大を防止するため必要な限度において、その設備又は物件の除去、保安その他必要な措置をとることを指示する。（事前措置）

(4) 海上保安署の措置

- ア 被災地港湾への危険物積載船舶の入港を制限し、又は禁止する。
- イ 危険物荷役中の船舶に対し、荷役の中止その他保安上必要な措置を行う。
- ウ 港内に被害が及ぶおそれがあるときは、港内の航行、停泊を禁止するか又は停泊地を指定する。
- エ 被災その他の原因により、自力航行能力を失った危険物積載船舶に対し安全な場所への救出措置を講じる。

3 化学消防車及び化学消火剤の所在状況

[資料] 2-6-51 特別防災区域の防災資機材等

第2項 火薬類の保安対策（中国経済産業局、県商政課、警察、海上保安署、市）

1 実施機関（火薬類取締法）

(1) 火薬類の製造者及び火薬庫又は火薬類の所有者又は占有者

[資料] 2-16-2 火薬類販売業者及び火薬庫

- (2) 中国経済産業局
- (3) 県（ただし、火薬類取締法施行令第16条により権限委任されたもの）
- (4) 警察
- (5) 海上保安署
- (6) 市、消防局

2 応急措置

(1) 火薬庫又は火薬類の所有者又は占有者の措置（指導方針）

- ア 貯蔵火薬類を安全地域に移す余裕が有る場合は、移動の措置をとり、見張りを厳重にする。
- イ 危険又は搬送の余裕がない場合は、火薬類を水中に沈める等の安全措置を講じる。
- ウ 火薬庫の入口、窓等を完全密閉し、木部に防火措置を講じるとともに、必要によっては、付近住民に避難の警告を行う。
- エ 吸湿、変質、不発、反爆等のため著しく原性能もしくは原形を失った火薬類又は著しく安定度に異常を呈した火薬類は廃棄する。

(2) 県の措置（商政課）

- ア 製造業者、販売業者又は消費者に対して、製造施設又は火薬庫の全部若しくは一部の使用の一時停止を命じる。
- イ 製造業者、販売業者、消費者その他火薬類を取り扱う者に対して製造、販売、貯蔵、運搬消費又は廃棄を一時禁止し又は制限する。
- ウ 火薬類の所有又は占有者に対して、火薬類の所在場所の変更又は廃棄を命じる。
- エ 火薬類を廃棄した者に対して、その廃棄した火薬類の除去を命じる。

(注) 緊急措置命令（火薬類取締法第45条）

経済産業大臣（鉄道、軌道、索道、航空機による運搬については国土交通大臣、自動車、軽車両その他の運搬については県公安委員会）は、災害の防止又は公共の安全の維持のため必要があると認めるときは、上記の措置について緊急措置命令を発する。

(3) 市の措置

消防局からの連絡により、住民を避難させる必要がある場合は、避難指示を行う。また、多数の傷病者が発生した場合、集団発生傷病者救急医療計画を行う。

(4) 警察の措置（第1項石油類等の保安対策における措置に準じる。）

(5) 海上保安署の措置（第1項石油類等の保安対策における措置に準じる。）

第3項 特定物質による事故対策

1 実施機関

- (1) 企業（特定物質を発生する施設を有する工場又は事業場）
- (2) 県（環境政策課）

[資料] 2-16-3 特定物質を発生する施設を有する会社工場

2 応急措置

(1) 企業の措置

特定施設について故障、破損その他の事故が発生し、特定物質が大気中に多量に排出されたときには、直ちにつぎの措置をとる。

ア 被害の拡大防止及び施設の復旧措置

イ 知事に対する事故状況の届出

(2) 知事の措置

(1) イの届出その他の方法で事故の発生を知った場合は、直ちに常時監視局により大気汚染の状態を把握し、企業に対して事故の拡大又は再発防止のため必要な措置について協力を求め、又は勧告するとともに関係機関と協調して必要な応急対策を実施する。

第4項 化学消火剤の共同備蓄

1 化学消火剤共同備蓄等

消防機関及び関係企業は、危険物火災、その他特殊火災の消火を有効適切に行うため、化学消火剤の共同備蓄を行っている。

[資料] 2-6-50 化学消火剤共同備蓄

2 化学消火剤、油処理剤等の調達先

[資料] 2-6-51 特別防災区域の防災資機材等

[資料] 3-19-5 流出油処理剤等販売製造業者

第2節 毒物劇物等災害対策計画

第1項 毒物劇物による事故対策

1 実施機関

- (1) 毒物劇物を製造する者、輸入する者、販売する者、業務上取り扱う者
- (2) 県（薬務課）
- (3) 市、消防局
- (4) 警察
- (5) 海上保安署

2 応急措置対策

- (1) 毒物劇物取扱者の措置（毒物及び劇物取締法第17条）
 - ア 事故の状況を健康福祉センター、警察署又は消防機関に直ちに届け出る。
 - イ 保健衛生上の危害を防止するために必要な措置を講じる。
 - ウ 毒物劇物の中和等に必要な資材を十分に備蓄する。（指導方針）
- (2) 県又は市の措置
 - ア 被害の状況により、保健衛生上の危害が発生するおそれがあると判断された場合は、施設関係者及び対策関係機関と連絡をとり、立入禁止区域の設定並びに区域内住民に対する避難、立退き指示をする。
 - イ 中和剤等の資材が不足するときは、その収集あつせんを行う。
 - ウ 消防局からの連絡により、住民を避難させる必要がある場合は、避難指示を行う。また、多数の傷病者が発生した場合、集団発生傷病者救急医療計画を行う。
- (3) 警察の措置
県及び市消防機関と連絡をとり、施設管理者等に対する保安措置の指導取締りを行うとともに、警戒区域の設定並びに付近住民の避難措置等により被害の拡大防止に努める。
- (4) 海上保安署の措置
 - ア 被災地港湾への毒物劇物積載船舶の入港を制限し、又は禁止する。
 - イ 毒物劇物荷役中の船舶に対し、荷役の中止その他保安上必要な指示を行う。
 - ウ 港内に被害が及ぶおそれがあるときは、港内の航行、停泊を禁止するか又は停泊地を指定する。
 - エ 被災その他の原因により、自力航行能力を失った毒物劇物積載船舶に対し、安全な場所への救出措置を講じる。

第2項 サリン等による事故対策（サリン等による人身被害の防止に関する法律）

1 実施機関

- (1) 知事（薬務課）
- (2) 市長、消防局
- (3) 警察
- (4) 海上保安署

2 応急措置対策

- (1) サリン等又はサリン等である疑いがある物質の発散により人の生命又は身体の被害が生じており、又は生じるおそれがあると認めるときは、直ちに、その被害に係る建物、車両、船舶、その他の場所への立入りを禁止し、又はこれらの場所にいる者を退去させ、サリン等を含む物品その他のその被害に係る物品を回収し、又は廃棄し、被害の拡大を防止するために必要な措置をとる。
- (2) 警察、海上保安署、消防局は相互に緊密な連携を保ち、(1)の措置に関し、それぞれ、関係行政機関又は関係のある公私の団体に対し、技術的知識の提供、装備資機材の貸与、その他必要な協力を求める。
- (3) 市は、消防局からの連絡により住民を避難させる必要がある場合は、避難指示を行う。また、多数の傷病者が発生した場合、集団発生傷病者救急医療計画を行う。
- (4) 市民は、サリン等若しくはサリン等である疑いがある物質若しくはこれらの物質を含む物品を発見した場合は、速やかに警察等に通報するよう努めるものとする。

[資料] 3-20-1 サリン等

第3節 ガス災害対策計画

第1項 一般ガス事業者の応急対策

1 実施機関

山口合同ガス株式会社（宇部支店）

2 一般ガス事業者の応急対策

ガス事業者が実施する応急対策は、おおむね次のとおりとする。

(1) 緊急時の連絡、出動体制の確立

ガス事業者は、緊急事故に備え、あらかじめ出動体制、連絡体制等を確立しておくものとする。

出動体制は、常に要員、車両、資材を確保し直ちに出勤し、適切な処置がとれる体制を整えておくものとする。

(2) 消防、警察、関係官署への連絡、通報

事故の状況、内容により消防局、警察、関係官署に連絡し協力、指示を求めるものとする。

市は、消防局からの連絡により、住民を避難させる必要がある場合は、避難指示を行

う。また、多数の傷病者が発生した場合、集団発生傷病者救急医療計画を行う。

(3) 事故発生時の措置

ア 初動措置は、事故の状況に応じ適切な措置を講じなければならない。また常に適切な措置がとれるよう訓練しておかなければならない。

イ ガス事故により災害が拡大、波及するおそれがある事故については、交通規制等により、事故拡大の防止に努めなければならない。

(4) 供給停止の場合の措置

ア やむを得ずガスの供給を停止する場合には、供給先に周知徹底を図り二次災害の防止に努めなければならない。

イ 供給停止後は、早期に供給が再開されるよう努めなければならない。

第2項 簡易ガス事業者の応急対策

1 実施機関

簡易ガス事業者

2 応急対策

(1) 一般ガス事業者に準じた応急対策をとるものとする。

(2) 日本簡易ガス協会中国支部の「簡易ガス事業防災相互援助要綱」に基づき、災害の発生又はその拡大を防止し相互に必要な援助活動を行う。

第3項 高圧ガスの保安対策（県消防保安課、警察、中国四国産業保安監督部、海上保安署、市）

1 実施機関（高圧ガス保安法）

(1) 高圧ガスを製造する者、販売する者、特定高圧ガスを消費する者、高圧ガスの貯蔵をする者又は充てん容器の所有者もしくは占有者（以下「製造業者という。」）

[資料] 2-16-8 高圧ガス製造、販売、貯蔵所

(2) 県（消防保安課）

(3) 警察

(4) 中国四国産業保安監督部

(5) 海上保安署

(6) 市、消防局

2 応急措置

(1) 製造業者等の措置（指導方針）

ア 製造施設又は消費施設が危険状態になったときは製造又は消費の作業を中止し、製造又は消費のための設備内のガスを安全な場所に移し、又は放出し、この作業に必要な作業員のほかは退避させる。

イ 販売施設、貯蔵所又は充てん容器等が危険な状態になったときは、施設内のガスを安全な場所に移す。

ウ 消防機関、警察機関等に通報するとともに、必要に応じて付近住民に退避の警告を行う。

エ 充てん容器が外傷又は火災を受けたときは、充てんされている高圧ガスを廃棄し、又はその充てん容器を水中もしくは地中に埋める。

(2) 県の措置（消防保安課）

ア 製造もしくは販売のための施設、高圧ガス貯蔵所又は特定高圧ガスの消費のための施設の全部又は一部の使用の一時停止を命じる。

イ 製造、引渡、貯蔵、移動、消費又は廃棄を一時停止し、又は制限する。

ウ 高圧ガス又はこれを充てんした容器の廃棄又は所在場所の変更を命じる。

(注) 緊急措置命令（高圧ガス保安法第39条）

経済産業大臣又は知事は、災害の防止又は公共の安全の維持のため必要がある場合は、上記の措置について緊急措置命令を発する。

(3) 警察（第1項石油類等の安全対策における措置に準じる。）

(4) 海上保安署（第1項石油類等の安全対策における措置に準じる。）

(5) 市の措置

住民を避難させる必要がある場合は、避難指示を行う。また、多数の傷病者が発生した場合、集団発生傷病者救急医療計画を行う。

第4項 地下店舗等における災害対策

1 実施機関

(1) 施設管理者（ガス使用者）

(2) ガス供給業者（地下店舗等へガスを供給するものをいう。以下同じ。）

(3) 市、消防局

(4) 警察

(5) 県（消防保安課）

2 「地下店舗等」の範囲

(1) 消防法施行令別表第1（16の3）項に掲げる防火対象物のうち、延べ面積が1,000平方メートル以上で、かつ、同表（1）項から（4）項まで、（5）項イ、（6）項又は（9）項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計が500平方メートル以上のもの

(2) 消防法施行令別表1（1）項から（4）項まで、（5）項イ、（6）項及び（9）項イに掲げる防火対象物の地階で、床面積の合計が1,000平方メートル以上のもの

(3) 消防法施行令別表1（16）項イに掲げる防火対象物の地階のうち、床面積の合計が1,000平方メートル以上で、かつ、同表（1）項から（4）項まで、（5）項イ、（6）項及び（9）項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計が500平方メートル以上のもの

3 対応対策

(1) 施設管理者（ガス使用者）の措置

ア ガス漏れ等、消費設備に事故が発生したときは、ガスの消費を中止し、ガス供給業者又は消防機関に通報するとともに、必要に応じ、応急措置に必要な人員以外は待避

させるものとする。

イ 事故によりガスの消費を中止したときは、ガス供給業者によって安全性が確認されるまでは消費を再開してはならない。

(2) ガス供給業者の措置

ア 事故が発生したときは、事故状況を的確に把握し、速やかに初動措置を講じなければならない。

イ 事故の状況、内容により、関係機関に連絡し、必要に応じ協力、指示を求めるものとする。

ウ 災害が拡大し、波及するおそれがあるときは、関係機関と連絡をとり、避難、立入制限等の措置を講じ、事故の拡大防止に努めなければならない。

エ ガスの供給を停止したときは、当該供給先の安全性を確認した後でなければ供給を再開してはならない。

(3) 市の措置

ア 事故が発生したときは、あらかじめガス供給業者と協議された事項に基づき速やかに初動措置を講じなければならない。

イ 事故の状況により災害が拡大、波及するおそれがあるときは、関係機関と連絡をとり、警戒区域の設定、負傷者の救出、避難、立入制限、火気使用制限等の措置を講じるものとする。

ウ 住民を避難させる必要がある場合は、避難指示を行う。また、多数の傷病者が発生した場合、集団発生傷病者救急医療計画を行う。

(4) 警察の措置

事故の状況により、関係機関との連携をとりながら、警戒区域の設定、避難広報及び誘導、立入禁止、交通規制、負傷者の救出等の措置をとり、被害の拡大防止に努めるものとする。

4 事前対策

(1) ガス供給業者と関係機関との協議

ガス供給者と消防機関は事故に備え、あらかじめ次の各事項について協議し、防災体制を確立しておくものとする。

ア ガス供給業者の初動体制

イ 連絡通報体制

ウ ガス漏れ等の現場におけるガス供給業者と消防機関との連絡体制

エ 初動時におけるガス供給停止

(2) 共同点検の実施

ガス供給者は、地下店舗等の定期点検の実施にあたっては、事前に消防機関に点検計画を連絡するとともに、消防機関が実施する地下店舗等に対する予防査察について協力するものとする。

(3) ガス漏れ等の連絡方法の周知徹底及び共同訓練の実施

ガス供給業者及び関係機関は、ガス漏れ等の緊急時におけるガス供給業者及び消防機関への連絡方法について地下店舗の管理者、ガスの使用者その他関係者に対し周知徹底を図るとともに、協力して随時、これらの者を含めたガス防災訓練を行うものとする。

(4) 連絡協議会等への参加

消防機関等が主催する地下店舗等のガス保安対策についての連絡協議会に、ガス供給

業者は積極的に参加し、関係機関との連携、強化に努めるものとする。

第5項 液化石油ガス漏れ事故等に係る応急対策

1 実施機関

- (1) ガス消費者
- (2) ガス供給事業者（液化石油ガス法第3条の登録を受けている液化石油ガス販売事業者に限るものとする。）

[資料] 3-20-2 液化石油ガス製造事業所

- (3) 市（防災関係課）、消防局
- (4) 警察
- (5) 県（消防保安課）
- (6) 中国四国産業保安監督部

2 「ガス漏れ事故等」とは、次の各事項に掲げるものとする。

- (1) ガス漏れ事故
- (2) ガス漏れの疑いの通報のあったもの
- (3) ガス爆発事故
- (4) ガス火災
- (5) 故意によるガス放出事故
- (6) その他対応を必要とするガス事故

3 応急対策

(1) ガス消費者の措置

ア ガス漏れ事故等を発見したとき又はガス漏れ事故等の事実を知らされたときは、ガスの消費を中止するなどの応急措置を講じるとともに、ガス供給業者又は消防機関に通報する。

イ ガス漏れ事故等によりガスの消費を中止したときは、ガス供給業者によって安全性が確認されるまでは、ガスの消費を再開してはならない。

(2) ガス供給業者の措置

ア ガス消費者等から通報があったとき又は自ら発見したときは、事故の状況を的確に把握し、速やかに必要な初動措置を講じなければならない。

イ ガス漏れ事故等が発生したときは、あらかじめ市（消防機関）と協議された事項に基づいて、市（消防機関）に必要な応じ協力し、又は指示を求めて速やかに初動措置を講じ、事故の拡大防止に努めなければならない。

ウ ガスの供給を停止したときは、当該供給先の安全性を確認した後でなければ供給を再開してはならない。

(3) 市の措置

ア ガス漏れ事故等が発生したときは、あらかじめガス供給業者と協議された事項に基づき、速やかに初動措置を講じなければならない。

イ ガス漏れ事故等の状況により災害が拡大、波及するおそれがある場合は、関係機関

と連絡をとり、警戒区域の設定、負傷者の救出、避難、立入制限、火気使用制限等の措置を講じるものとする。

ウ 住民を避難させる必要がある場合は、避難指示を行う。また、多数の傷病者が発生した場合、集団発生傷病者救急医療計画を行う。

(4) 警察の措置

ガス漏れ事故等の状況により、関係機関との連絡をとりながら、警戒区域の設定、避難広報及び誘導、立入禁止、交通規制、負傷者の救出等の措置をとり被害の拡大防止に努めるものとする。

(5) 県の措置

事故の状況により、関係機関との連絡をとりながら必要に応じて、情報等の収集、伝達及び技術的助言等を行い、事故の拡大防止に努めるものとする。

4 事前対策

ガス供給業者と市（消防機関）は、ガス漏れ事故等が発生した場合に備えて、次の事項についてあらかじめ協議を行い相互に文書でその内容を確認し、防災体制を確立しておくものとする。

(1) 連絡通報体制

(2) 出動体制

(3) 現場における連携体制

(4) 任務分担

(5) 事後の措置

(6) 共同訓練等の実施

(7) その他必要な事項

第4節 放射性物質の災害対策計画

第1項 放射性物質の保安対策 県（消防保安課・環境政策課・厚政課・医務保険課・健康増進課）

1 実施機関

(1) 施設の所有者及び管理者

[資料] 2-16-10 放射性物質

(2) 市、消防局

(3) 県

(4) 警察

(5) 海上保安部・署

2 応急措置

(1) 施設の所有者及び管理者の措置

ア 放射性物質による環境の汚染等の発生若しくはおそれがある場合は、国（所轄労働

基準監督署、海上保安部・署等)、警察、市等に通報する。

- イ 放射線障害のおそれがある場合又は放射線障害が発生した場合は、障害の発生防止又は拡大の防止のための緊急措置を講じる。
- (2) 市の措置 (消防局)
- ア 事故等の発生若しくはおそれがあると通報があった場合は、直ちに、県に通報するとともに、必要に応じて付近住民への広報活動を行う。
 - イ 放射性物質による環境の汚染が著しいと認められた場合には、警戒区域の設定又は付近住民等に対して避難の指示を行う。
 - ウ 危険の排除のため、使用者等に対して必要な応急措置をとるよう指導する。
 - エ 消防活動及び救助活動については、「原子力施設等における消防活動対策マニュアル」、「原子力施設等における消防活動対策ハンドブック」及び「原子力施設等における除染等消防活動要領」を参考に実施する。
- (3) 県の措置 (消防保安課・環境政策課・厚政課・医務保険課・健康増進課)
- ア 事故等の発生若しくはおそれがあると通報があった場合、直ちに、国 (消防庁) へ通報する。
 - イ 応急措置実施機関に対して、必要に応じて放射線防護資機材のあっせんを行う。
 - ウ 放射性物質使用病院で被害が発生した場合、観測測定班等を編成して、漏えい放射線の測定、危険区域の設定、立入禁止等の措置をとり、付近住民の不安の除去に努める。
 - エ 放射線被ばく及び汚染の可能性が認められるような場合は、必要な医療機関の確保、あっせんを行う。
- (4) 警察の措置
- ア 事故等の発生若しくはおそれがあると通報があった場合、警察庁、県へ通報する。
 - イ 必要に応じて、警戒区域の設定、交通規制等を実施する。
- (5) 海上保安部・署の措置
- ア 第1節 第1項 (4) ア～エの措置に準じた措置を講じる。
 - イ 海上における緊急時モニタリングに関し、知事等からの要請に備え必要な準備をするとともに、要請があった場合は、現地に動員されたモニタリング要員及び機材を搭載し、対応可能な範囲で必要な支援を行う。

第5節 不発弾処理対策計画

第1項 不発弾処理対策

1 基本方針

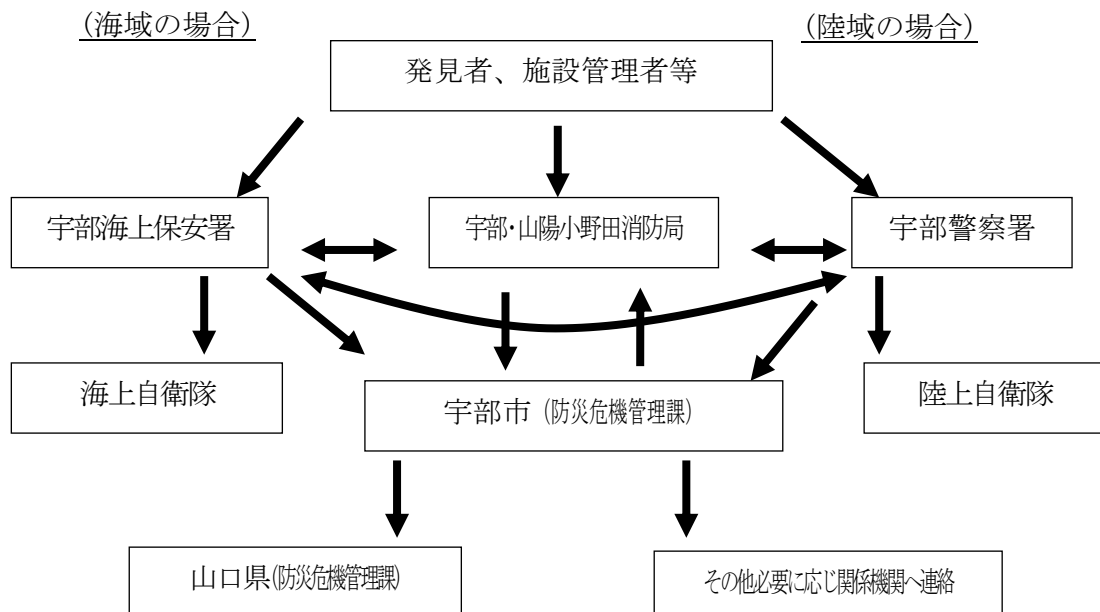
市内 (市の海域を含む) で不発弾等の爆発物が発見された場合、地域住民等の安全確保を最優先に、防災関係機関は迅速・的確に対処する。

不発弾等そのものの除去・処理は、国 (自衛隊) の責務によって実施される。

処理作業に伴い不発弾等が爆発するおそれがあり、住民避難等の対応が必要な場合については、市は、関係機関を構成員とする「不発弾処理関係機関連絡調整会議」、「市不発弾処理対策本部」を設置し、円滑な住民避難その他の安全確保対策を実施する。

2 情報収集・連絡経路（初動時）

- (1) 警察、海上保安署は、不発弾等の発見の通報があった場合は、現地確認し、自衛隊、市に連絡する。その場合、通報者や現場近隣の安全確保を最優先に対応する。



- (2) 市は、不発弾等発見の連絡があった場合、防災危機管理課長を情報統括責任者とし、警察、海上保安署、消防、自衛隊等関係機関からの情報収集や連絡調整を行う。
不発弾等が爆発のおそれがない場合、自衛隊等により撤去され、市の対応は終了する。

3 爆発の恐れがある場合

不発弾等が爆発するおそれがあり住民避難等の対応が必要となる場合、関係機関等による不発弾処理対策連絡室体制、不発弾処理対策本部体制に移行し、対応していく。

(1) 市不発弾処理対策連絡室の設置

ア 副市長を室長として市不発弾処理対策連絡室（以下「連絡室」という。）を設置する。
室員は発見場所の状況等により室長が指名する。

イ 連絡室は次の事項を所掌する。

- (ア) 処理までの警戒体制
- (イ) 避難計画及び避難先、現地対策本部の設置場所等の調整
- (ウ) 住民広報、マスコミ対応
- (エ) その他不発弾等の処理に必要な事項
- (オ) 不発弾処理実施計画書（案）の作成

(2) 不発弾処理関係機関連絡調整会議

ア 市は、自衛隊、警察、海上保安署、消防局、県、交通機関、その他の関係機関等による不発弾処理関係機関連絡調整会議（以下「調整会議」という。）を開催する。

イ 調整会議は次の事項を協議する。

- (ア) 不発弾等の処理日時に関すること
- (イ) 立入禁止区域の範囲に関すること
- (ウ) 交通規制に関すること
- (エ) 防護壁等の構築方法に関すること
- (オ) その他不発弾等の処理に必要な事項

(3) 自衛隊との協定締結等

ア 調整会議を踏まえ、不発弾等の処理にあたって本市と自衛隊とで締結する協定の主な内容は次のとおりとする。

- (ア) 自衛隊が実施する作業の範囲（不発弾等の信管除去及び運搬等）
- (イ) 本市が行う安全管理の対応（処理作業に伴い実施する住民避難等）
- (ウ) 不発弾等の処理を実施する期間等
- (エ) その他処理に際して必要な事項

(4) 市不発弾処理対策本部及び現地対策本部の設置

ア 市長を本部長とし、不発弾等の処理に伴う住民対応をはじめとする諸活動を円滑に実施するため、市不発弾処理対策本部（以下「対策本部」という。）を設置する。

イ 対策本部は、自衛隊による処理日時、処理方法等が決定された後に設置する。

ウ 現地対策本部は、処理をする地点付近の適切な場所に、処理当日に設置する。本部員は処理場所の状況等により本部長が指名する。

エ 対策本部は次の事項を所掌する。

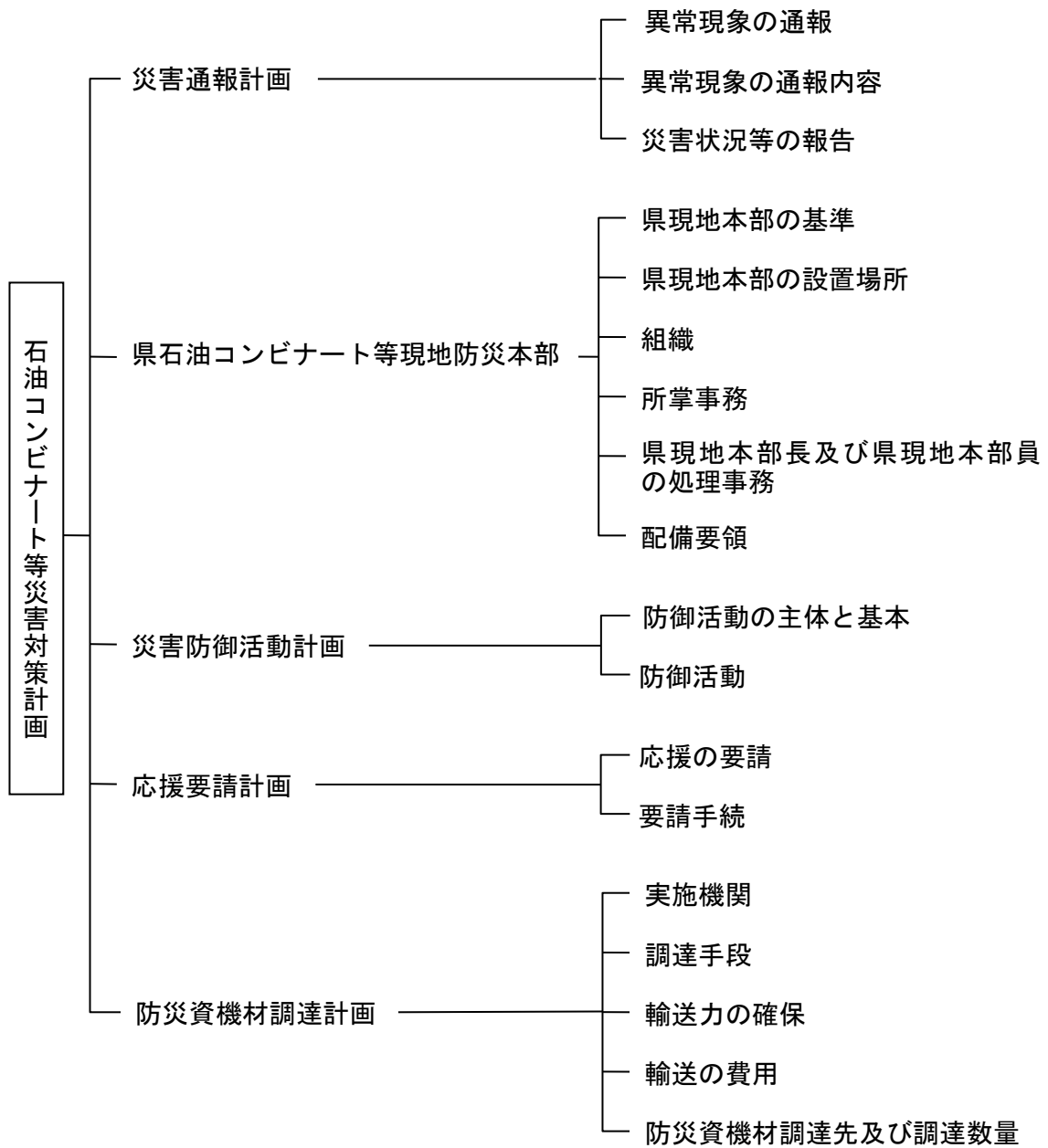
- (ア) 不発弾処理実施計画書の作成
- (イ) 立入禁止区域の設定及び維持の決定
- (ウ) 調整会議の内容の確認
- (エ) 連絡室から引き継いだ所掌事項
- (オ) その他不発弾等の処理に必要な事項

オ 現地対策本部は次の事項を所掌する。

- (ア) 避難の広報
- (イ) 住民等の避難誘導、残留者の確認
- (ウ) 避難場所に関する事項
- (エ) 交通規制の実施
- (オ) 爆発等不測の事態への対応
- (カ) その他不発弾等の処理に必要な事項

(5) 対策本部は、不発弾等の処理が無事終了し、安全が確認されたときに、廃止する。

第21章 石油コンビナート等災害対策計画



第1節 災害通報計画

第1項 異常現象の通報

1 防災管理者の通報

防災管理者は、当該特定事業所における出火、石油等の漏洩その他異常な現象について通報を受け、又は自ら発見したときは直ちにその旨を消防局に通報しなければならない。

2 異常現象の範囲

異常現象の範囲は次のとおりとする。

(1) 出火

人の意図に反して発生し若しくは拡大し、又は放火により発生して消火の必要がある燃焼現象であって、これを消火するために消火施設又はこれと同程度の効果があるものの利用を必要とするもの

(2) 爆発

化学的变化又は物理的变化により発生した爆発現象で施設、設備等の破損が伴うもの

(3) 漏洩

危険物、可燃性固体類、可燃性液体類、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物その他有害な物質の漏洩ただし、次に掲げる少量（液体の危険物及び可燃性液体類にあつては数リットル程度）の漏洩で、漏洩範囲が当該事業所内に留まり、泡散布、散水等の保安上の措置（回収及び除去を除く。）を必要としない程度のもものを除く。

(ア) 施設又は設備（以下、「施設等」という。）に係る温度、圧力、流量等の異常な状態に対し、正常状態への復帰のために行う施設等の正常な作動又は操作によるもの

(イ) 発見時に漏洩箇所が特定されたものであつて、既に漏洩が停止しているもの又は施設等の正常な作動若しくは操作若しくはバンド巻き、補修材等による軽微な応急措置（以下、「軽微な応急措置」という。）により漏洩が直ちに停止したもの。

(4) 破損

製造、貯蔵、入出荷、用役等の用に供する施設若しくは設備又はこれらに付属する設備（以下、「製造等施設設備」という。）の破壊、破裂、損傷等の破損であつて、製造、貯蔵、入出荷、用役等の機能の維持、継続に支障を生じ、出火、爆発、漏洩等を防止するため、直ちに使用停止等緊急の措置を必要とするもの。ただし、製造等施設設備の正常な作動又は操作若しくは軽微な応急措置により直ちに、出火、爆発、漏洩の発生のおそれなくなったものを除く。

(5) 暴走反応等

製造等施設設備に係る温度、圧力、流量等の異常状態で通常の制御装置の作動又は操作によつても制御不能なもの、地盤の液状化等であつて、上記1から4に掲げる現象の発生を防止するため、直ちに緊急の保安上の措置を必要とするもの

3 消防局の通報

1により通報を受けた消防長は、災害の状況により次の基準によって種別の判断を行い、関係機関に通報する。

(1) 第1種通報

特定事業所において、異常現象が発生し、当該特定事業所の自衛防災組織等又は消防

署の一部の防災力により短時間かつ迅速に応急対策が完了し異常現象がなくなる場合の
通報

(2) 第2種通報

第1種通報の基準を越える異常現象が発生し、上記(1)以上の関係機関が応急対策を
実施する必要がある場合の通報

4 関係機関の通報

(1) 消防長から通報を受けた関係機関は、次の通報系統図により、遅滞なく情報を通報し
なければならない。

(2) 通報系統図

[資料] 3-21-1 特別防災区域の異常現象発生時の通報系統

第2項 異常現象の通報内容

1 防災管理者の通報内容

防災管理者から消防局に通報される第1報は、判明した範囲において行うこととし、そ
の後の状況は逐次報告するものとする。

2 消防長の通報内容

消防長から関係機関に通報される内容は、次の第3項2、災害即報で示す即報様式の内
容に準じて判明したものから逐次行う。

第3項 災害状況等の報告

1 災害情報の収集及び伝達

関係機関及び特定事業者は、災害時における災害情報を積極的に収集し、相互に交換す
るとともに、防災本部（現地本部が設置されている場合は、現地本部）に逐次報告するも
のとする。

なお、現地本部はこの災害情報を必要に応じて関係機関に伝達するものとする。

（災害情報の内容）

- (1) 災害の状況
- (2) 災害応急措置の実施状況
- (3) 今後予想される災害の態様
- (4) 今後必要とされる措置
- (5) 各機関の応急対策の調整を必要とする事項
- (6) その他必要な事項

2 災害即報

消防局は、次の即報基準に該当する事故を覚知したときは、直ちに第1報を県石油コン
ピナート等防災本部（県消防保安課）を通じて消防庁に報告し、以後、即報様式「第2号
様式（特定の事故）」に定める事項について、判断したもののうちから逐次報告するもの
とする。

<第3部第2章「災害情報の収集・伝達計画」第2節参照>

第2節 県石油コンビナート等現地防災本部

第1項 県現地本部の基準

県現地本部の設置及び廃止の基準はおおむね次に該当する場合とする。

1 設置の基準

特別防災区域に係る災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、緊急かつ統一的な防災活動を実施するため、特別の必要があるとき。

2 廃止の基準

災害防衛活動が完了し、又はおおむね完了の見込みがついたとき。

3 設置及び廃止の手続

(1) 県防災本部長は、県現地本部を設置するときは災害の事象に応じ、市長、消防長又は海上保安部長の意見を聞く。

(2) 県防災本部長は、県現地本部を廃止するときは県現地本部長の意見を聞くものとする。

第2項 県現地本部の設置場所

1 設置場所

(設置の住所 設置場所) 宇部市常盤町一丁目7番1号 宇部市役所内

2 本部室

現地本部が設置されたとき、すみやかにかつ、円滑な運営をするため、現地本部に次の物品を備え付ける。

- (1) 机
- (2) 椅子
- (3) 黒板
- (4) 現地本部標示板
- (5) 腕章
- (6) 電話
- (7) テレビ、トランジスターラジオ
- (8) 企業配置図
- (9) 製造工程図
- (10) その他応急対策に必要な物品等

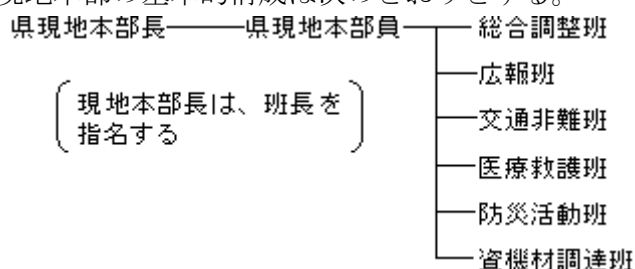
第3項 組織

1 県現地本部長及び県現地本部員

- (1) 県防災本部長は、次の者を県現地本部長及び県現地本部員としてあらかじめ指名しておく。ただし、県防災本部長は、災害の形態及び被害の範囲により、その都度必要に応じて、次の者以外の現地本部員を追加指名する。

県現地本部	県現地本部員
宇部市長	中国四国産業保安監督部長 中国経済産業局長 門司海上保安部長 山口労働局長 山口県警察本部長 山口県総務部長 山口県環境生活部長 山口県健康福祉部長 宇部・山陽小野田消防局消防長 宇部小野田地区特別防災区域保安防災協議会長

- (2) 県現地本部員は代理出席を認める。
(3) 現地本部の基本的構成は次のとおりとする。



2 事務局

- (1) 県現地本部の運営を円滑にするため、事務局を設け、県現地本部の庶務を行う。
(2) 事務局に事務局長を1名と事務局員若干名を置く。
(3) 事務局長は、宇部市防災危機管理課長とし、事務局員は事務局長の所属する課及び消防局の職員とする。

3 連絡員及び派遣者

(1) 連絡員

- ア 県現地本部員は県現地本部員の業務を補佐させるため、自機関の職員のうちから連絡員を選出し、県現地本部に同行させることができる。
イ 連絡員は、災害の情報及び自機関のとっている措置等について把握し、その内容を自機関の県現地本部員並びに事務局に対し報告すること。
ウ 連絡員は、県現地本部の調整事項及び関係機関のとっている措置等を自機関に連絡すること。
エ 連絡員は、県現地本部員の諸指示事項について連絡すること。

(2) 派遣者

- ア 災害発生特定事業所の災害状況及び各施設についての説明のため、災害発生特定事

業者から派遣者を県現地本部に出席させること。

イ 派遣者は、県現地本部に対し災害状況を報告し、現地本部の質問事項に答えること。

ウ 派遣者は、県現地本部の調整事項及び関係機関のとっている措置等を自特定事業所に連絡すること。

エ 特定事業所は、県現地本部が設置された時、すみやかに派遣者を派遣させるため、あらかじめ指名しておくこと。

第4項 所掌事務

- 1 災害状況の把握をすること
- 2 関係機関等の活動状況の把握に関すること。
- 3 関係機関等が実施する災害応急対策に係る連絡及び調整をすること。
- 4 調整事項を災害応急対策を実施する現地活動関係部隊に対し、連絡すること。
- 5 1～3について防災本部に逐次報告すること。
- 6 必要のある場合は記者発表を行うこと。
- 7 その他防災本部が指示したことを実施すること。

第5項 県現地本部長及び県現地本部員の処理事務

現地本部長及び現地本部員は主として次の事務又は業務を処理し、総合的な災害応急対策の実行を期するよう努める。

- 1 現地本部長
 - (1) 防災本部長の命令伝達及び現地本部員との総合調整に関すること。
 - (2) 災害応急対策の総合調整に関すること。
 - (3) 記者発表に関すること。
- 2 中国四国産業保安監督部長
報告の徴収、情報の収集、伝達に関すること。
- 3 海上保安部長
 - (1) 海上災害の災害応急対策に関すること。
 - (2) 防災資機材の調達及び輸送に関すること。
- 4 山口労働局長
労務災害の防止に関すること。

5 中国経済産業局長
防災資機材の調達、斡旋に関する事。

6 山口県警察本部長
(1) 交通規制及び警戒区域に関する事。
(2) 地域住民の安全対策に関する事。
(3) 被害者の救出、救護に関する事。

7 山口県総務部長
(1) 県防災本部長との連絡調整に関する事。
(2) 災害情報及び被害状況のとりまとめに関する事。
(3) 各関係機関との連絡調整に関する事。

8 山口県環境生活部長
公害の防止対策に関する事。

9 山口県健康福祉部長
(1) 救急医療機関の出動要請その他医師会等との連絡に関する事。
(2) 医療品等の確保に関する事。

10 消防長
(1) 災害の鎮圧及び救急搬送に関する事。
(2) 火災警戒区域の設定に関する事。
(3) 避難指示及び誘導に関する事。
(4) 災害情報の収集、伝達、広報及び被害調査報告に関する事。

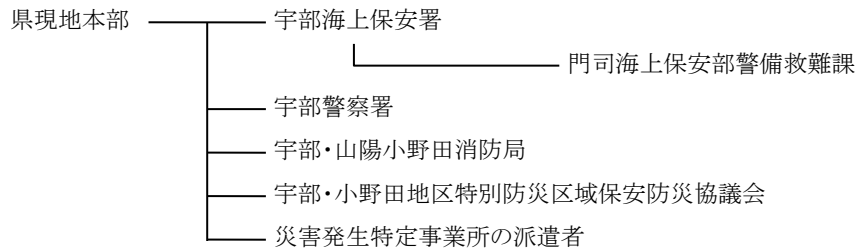
11 市長（現地本部長）
(1) 消防機関等の応援要請に関する事。
(2) 周辺住民への広報に関する事。

12 特定事業者
特定事業者等への応援要請に関する事。

第6項 配備要領

1 連絡方法

県防災本部（県防災危機管理課・消防保安課）及び県現地本部の事務局（防災危機管理課）は、県現地本部員及び派遣者に対し、次の系統図により県現地本部に配備するよう連絡し、あわせて県現地本部の設置日時及び設置場所を通知する。



第3節 災害防御活動計画

第1項 防御活動の主体と基本

1 防御活動の主体

- (1) 陸上における防御活動は主として消防機関及び自衛防災組織等が担任する。
- (2) 海上における防御活動は主として海上保安署及び自衛防災組織等が担任する。
- (3) 岸壁（ふ頭、棧橋）に係留された船舶の災害の防御活動は、海上保安署と連携をとりながら主として消防機関及び自衛防災組織等が担任する。
- (4) 消防機関並びに海上保安署は、常に密接な連携協力をするものとする。

2 防御活動の基本

関係機関の活動の基本は次のとおり。

(1) 自衛防災組織等

異常現象の発生を直ちに消防機関に通報するとともに防災規程の定めるところにより初期防御活動を開始し、消防機関及び海上保安署の現場到着後は、この指揮下において、消防機関及び海上保安署と一致協力し総力を挙げて防御活動を実施する。

(2) 消防機関

異常現象の発生通報を受報すると同時に関係機関に連絡通報をし、直ちに災害現場に出動し、自衛防災組織等及びその他の関係機関と連絡調整を密にしながら総力を挙げて有効適確な防御活動を実施する。

(3) 海上保安署

災害発生の情報入手すると直ちに船艇等を現場に出動させるとともに、消防機関、自衛防災組織等及びその他の関係機関と緊密な連絡調整を図りながら有効適確な防御活動を実施する。

(4) その他の関係機関

消防機関、海上保安署等と緊密な連絡をとりながら、それぞれの防御活動を実施する。

第2項 防御活動

1 火災、爆発

(1) 防御活動の開始にあたり消防隊員等の現場における把握事項

ア 災害対象事物に共通する事項

- (ア) 対象物における燃焼物質の種別、品名、残存数量等
- (イ) 圧力の有無と状況

- (ウ) 燃焼拡大方向と遮断物件、設備等の有無
- (エ) 有毒性ガスの発生の有無と危険可能性
- (オ) 燃焼物の化学的特性と化学変化、二次爆発発生危険性の有無
- (カ) その他必要な広報事項の内容の設定

イ ア以外で対象物ごとに必要な把握事項

[危険物タンク]

- (ア) 液面（燃焼表面）レベルの確認とタンク底板までの長さの確認
- (イ) 固定泡消火設備の正常程度の確認と設備チャンバーの数、位置等
- (ウ) 変形の有無状況と予想
- (エ) 注入、払出し配管の状況とバルブの位置
- (オ) 油槽、製品種別による油中ドレンの推測
- (カ) 防油堤の状況と排水口、排水弁の状況
- (キ) その他

[装置]

- (ア) 遮断孤立の手段の確認
- (イ) 脱圧可能の有無と脱圧手段の確認
- (ウ) 注水危険部位の確認
- (エ) 装置に接近するバルブの群の状況と多方面からの流れ込み危険物、ガス等の状況
- (オ) 不活性ガスヘッダーの位置と使用可能の有無の確認
- (カ) ストラクチャー内の高圧、特殊危険性のある塔槽類の位置の確認
- (キ) その他

[高圧ガス施設]

上述の装置の把握事項に準ずるほか、必要な事項の把握確認

(2) 防御方法

ア 防御活動にあたり、消防隊員等が実施すべき共通事項はおおむね次のとおりとする。

- (ア) 必要に応じ耐熱服、呼吸器等を着用する。
- (イ) 水、消火薬剤等による直接鎮圧作業並びに付近施設への冷却注水活動をする。
- (ウ) 消防警戒区域の設定をする。
- (エ) 人命捜索と救出救助活動をする。

イ 災害施設の種別ごとの原則的活動要領はおおむね次のとおりとする。

[危険物タンク火災]

- (ア) 泡消火薬剤及び防災資機材の必要量の推定と補給の手配をする。
- (イ) 固定消火設備及び冷却散水設備の作動措置をする。
- (ウ) 火災タンクの油抜き取り作業を実施する。
- (エ) 火災タンク及び隣接タンクの冷却不足部分に対する冷却注水隊の配備運用を図る。
- (オ) 泡放射隊の編成、配備運用を図る。
- (カ) 泡消火薬剤等の現場補給作業を実施する。
- (キ) 防油堤の点検、補強及び排水作業を実施する。
- (ク) 堤内流出油の消火又は泡被覆処理を行う。
- (ケ) 燃焼表面の位置とヒートウエーブの進行度合を常に注目し、スロップオーバー、ボイルオーバー現象を起こさせないように適切な冷却を行う。
- (コ) その他必要な事項

[装置火災]

- (ア) 装置の緊急遮断及び危険物の除去を行う。
- (イ) 固定、半固定消火設備及び冷却散水設備の作動措置をする。
- (ウ) 冷却及び援護注水隊の配備運用を図る。特にストラクチャー内の特別高圧容器類への集中冷却を図る。
- (エ) 流出油に備え、泡放射隊の編成、配備運用を図る。
- (オ) 点火の隣接のタワー類の脱圧を図る。
- (カ) N2 注入を図り、このための必要な仮配管作業の実施を図る。
- (キ) 装置火点の直上部配管群すべての遮断孤立を図る。
- (ク) 大量冷却水の効果的な排水を図る。
- (ケ) 装置の爆発、油の流出に備えるため、要所に土のうを配備する。
- (コ) 無人放水銃の補充、集中配備を図る。
- (サ) 注入危険箇所の表示及び周知徹底を図る。

[高圧ガス施設火災]

- (ア) 未然ガスの緊急遮断をする。
- (イ) 災害発生施設の固定消火設備又は冷却散水設備の作動措置を図る。
- (ウ) 隣接する施設の冷却散水設備の作動措置を図る。
- (エ) 無人放水銃の補充、集中配備を図る。
- (オ) 誘爆等の危険がある場合は、放水砲車等で遠隔放水を実施する。
- (カ) N2 による置換措置をし、常に低圧を維持させるとともに消火活動を実施する。
- (キ) 可燃性ガス漏洩の有無及び濃度の測定並びに排除措置をする。
- (ク) 有毒性又は刺激性ガスの発生を伴う場合は、呼吸器具の補充配備を図る。
- (ケ) スチームによるガス拡散の防止と希釈を図り、同時にスチームカーテンによる火焰ののびを抑制する。
- (コ) その他必要な事項

[係留中等の船舶及び海面火災]

- (ア) 栈橋等の閉鎖と周辺海域の船舶の避難措置をする。
- (イ) 消防艇その他消防能力を有する船艇による海上からの泡消火活動等の消火活動を行う。
- (ウ) 陸上部から泡消火活動等の消火活動を行う。
- (エ) 未然、流出油面に対し、予備泡放射を実施する。
- (オ) 沿岸至近施設に対する予備注水等の防護措置をする。
- (カ) 泡消火薬剤、防災資機材の補給作業をする。
- (キ) オイルフェンスの展張等による油の拡大防止措置をする。
- (ク) 必要に応じ、災害発生船舶の沖出しを実施する。
- (ケ) その他必要な事項

2 漏洩

- (1) 施設の緊急遮断をする。
- (2) 残ガスの減量、回収措置をする。
- (3) 可燃性ガス等の漏洩拡散範囲を測定する。
- (4) 避難命令及び火災警戒区域の設定をするとともに風向、風送の状況から必要な広報事項を定める。

- (5) 有毒ガス、刺激性ガス発生源の薬剤中和処理をする。
- (6) 可燃性ガス拡散のため、強力噴霧一斉放水を実施する。

3 流出

[防油堤（防止堤を含む）内の流出油]

- (1) 堤の弱体箇所の点検補強をする。
- (2) 流出破損箇所の応急修理をする。
- (3) 石油タンク内残油の抜き取りを実施する。
- (4) 重質油はバキューム車等で回収するほか、導流溝による防災ピットへの導流を図るとともに、防災ピットから専用ポンプで他のタンクに緊急移送する。
- (5) 軽質油は泡放射および中和剤等を投入したのち、引火のおそれのない方法で回収する。
- (6) 軽質油の場合は泡放射隊を配備する。
- (7) その他土のう等必要な準備をする。
- (8) 防油堤を越えた流出油については、次の防除活動を図る。
 - ア 防止堤の補強を行う。
 - イ 応急誘導溝を構築する。
 - ウ 警戒及び油の回収をする。
 - エ 油の回収は、堤内流出油に準じる。
 - オ 防災上重要施設等に消火隊を配備する。
 - カ 流出防止資機材の補充配備をする。

[海上流出]

- (1) 防御活動開始にあたり、次の事項を調査する。
 - ア 船名、停泊係留の状況又は、施設の状況及び付近停泊船舶の状況
 - イ 船体の状況又は流出油容器の損傷状況
 - ウ 流出状況及び火災発生の危険性及び人体への影響の有無
 - エ 当面とっている措置
 - オ 品名、性状、重量、容積
 - カ 積載又は管理状況
 - キ 船舶所有者、荷送人、荷受人、代理店又は施設の設置者、管理者の住所氏名又は名称
 - ク 現場付近の気象・海象
- (2) 防御方法
 - ア 潮流、風向、風力等を勘案して危険のある海域（範囲）を判断する。
 - イ アにより警戒区域を設定し、火気及び船舶航行の制限、禁止措置を講じ、警戒を実施する。
 - ウ 船舶所有者、船長、荷送人、荷受人等に対し流出油拡散防止又は除去を命じる。
 - エ 専門技術者、作業員の動員及び所有資機材の輸送の手配をする。
 - オ 付近の住民、船舶等の避難命令及び広報を実施する。
 - カ 必要に応じ、災害発生船舶の安全海域への曳航をする。
 - キ 流出箇所の応急修理（専門技術者等）、瀬取船による瀬取り又は他のタンクへの移動をする。
 - ク オイルフェンス等による拡散防止措置をする。
 - ケ 中和剤、油処理剤等により中和処理を行う。

- コ 回収船、回収器具等による回収処理を行う。
- サ 吸着剤等による回収処理を行う。
- シ 消防艇、消防能力を有する船艇を配備する。
- ス 沿岸パトロール及び広報を実施する。

第4節 応援要請計画

第1項 応援の要請

1 特定事業所及び関係企業に対する応援要請

災害発生特定事業所は応急措置の実施のため必要があると認めるときは、関係特定事業所及び関係企業間の応援協定等に基づき他の特定事業所及び関係企業等に対し応援の要請を行う。

[資料] 3-21-2 宇部地区共同防災規程

2 市町に対する応援要請

- <第3部第6章「応援要請計画」第1節第3項参照>
- <第3部第18章「火災対策計画」第1節第5項参照>

3 都道府県に対する応援要請

- <第3部第6章「応援要請計画」第1節参照>

第2項 要請手続

応援を要請する場合は、次に掲げる事項を記載した文書をもって要請し、協議のうえ行うこと。ただし、緊急をやむを得ない場合は、口頭、電話、又は電信等によるものとし、事後において文書により処理する。

- <第3部第6章「応援要請計画」第1節第3項4項参照>

第5節 防災資機材調達計画

第1項 実施機関

- 1 災害時における資機材等の調達輸送は、それぞれ災害応急対策を実施する機関が自ら又は協定等に基づき行うものとする。
- 2 災害応急対策実施機関において資機材等の調達及び輸送ができないときは関係機関の応援を求めて実施するものとする。

第2項 調達手続

資機材等を調達する場合は、調達先に対し、次の事項を明らかにして行うものとする。

- (1) 災害の状況及び調達理由
- (2) 必要とする資機材等の数量
- (3) 輸送方法及び区間
- (4) その他必要な事項

第3項 輸送力の確保

1 輸送方法

次の方法のうち、資機材等の種類及び災害状況等を総合的に判断して最も適切な方法によるものとする。なお輸送の迅速化を図るため、警察は必要に応じて警察の緊急自動車による先導を行うものとする。

- (1) トラック等による輸送
- (2) 船艇による輸送
- (3) 人夫等による輸送

2 輸送力の確保基準

(1) 車両の確保

実施機関が所有するトラック等の車両による輸送の確保が出来ないときは、次の車両について、借上げ等の措置を講ずる。

- ア 公共的団体の車両
- イ 営業者所有の車両
- ウ 中国運輸局山口陸運支局に対する陸上輸送措置のあっせん又は調整の要請
- エ その他自家用車両

(2) 船艇の確保

実施機関は、海上輸送を必要と認めるときは、適宜次の措置を講ずるものとする。

- ア 海上保安部、署所属船艇の出動要請
- イ 運輸局に対する海上輸送措置のあっせん又は調整の要請
- ウ 公共的団体等所有船舶による輸送の協力要請

(3) 自衛隊災害派遣による輸送力の確保

自衛隊災害派遣要請権者は、必要と認めるとき、自衛隊に対し次の措置を講ずるものとする。

- ア 自衛隊所有車両による輸送支援の要請
- イ 海上自衛隊所属船艇による輸送支援の要請
- ウ ヘリコプター等航空機による輸送支援の要請

(4) 日本通運株式会社の輸送力の確保

ア 防災に関する組織

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、下関特定支店に総括本部を、宇部支店の防災本部を設けるものとする。

イ 防災本部間の関連

下関特定支店総括本部は、各支店防災本部の総合的統制調整を行う。

ウ 災害時における県、市への協力体制

- (ア) 県からの輸送力要請の受理
下関特定支店総括本部が受理する。
- (イ) 市からの輸送力要請の受理
宇部支店防災本部が受理する。

エ 宇部支店防災本部の連携措置

- (ア) 輸送の要請
宇部支店防災本部において臨機の輸送措置を講ずる。
- (イ) 宇部支店防災本部
下関特定支店総括本部に要請及び措置の内容を連絡する。
- (ウ) 下関特定支店総括本部
下関特定支店総括本部を中心として総合対策を樹立する。

オ 輸送力及び物資輸送の確保

災害の規模により、山口県内の日通保有車両による輸送力の確保とともに他府県所在の日通車両の応援を求める等の措置を講ずる。

カ 関係機関に対する協力

県及び市以外の他の関係機関から輸送の協力要請があったときは、この計画の体制により処理する。

第4項 輸送の費用

- 1 輸送業者による輸送又は車両、船舶の借上げのための費用は、本県の地域における慣行料金（国土交通省認可料金以内）によるものとする。
- 2 輸送実績の範囲は、輸送費（運賃）、借上料、燃料費、消耗機材費及び修繕料とする。
- 3 輸送業者以外の者の所有する車両、船舶の借上げに伴う費用（借上料）は、輸送業者に支払う料金の額以内で、各実施機関が車両等の所有者と協議して定めるものとする。

第5項 防災資機材調達先及び調達数量

各地区の関係機関、海上保安部及び県の応援可能防災資機材、調達数量は資料編に定める。
県下の他の市町、漁業協同組合、特定事業所以外の会社工場及び薬剤等の販売メーカーあるいは他県の応援を求めて調達する方途を考慮するものとする。

[資料] 3-21-3 各地区の防災資機材の応援可能数